愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事
（第一教棟）

図 面 リ ス ト

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
【意匠】			A-45	(第1教棟)(改修前)建具表(2)	1/50	【電気】			【機械】					
A-01	図面ﾘｽﾄ	-	A-46	(第1教棟)(改修前)建具表(3)	1/50	E-01	電気設備工事特記仕様書(1)	-	M-01	機械設備工事特記仕様書(1)	-			
A-02	建築改修工事特記仕様書(1)	-	A-47	(第1教棟)(改修後)建具表(1)	1/50	E-02	電気設備工事特記仕様書(2)	-	M-02	機械設備工事特記仕様書(2)	-			
A-03	建築改修工事特記仕様書(2)	-	A-48	(第1教棟)(改修後)建具表(2)	1/50	E-03	電気設備工事特記仕様書(3)	-	M-03	機械設備工事特記仕様書(3)	-			
A-04	建築改修工事特記仕様書(3)	-	A-49	(第1教棟)(改修後)建具表(3)	1/50	E-04	電気設備工事特記仕様書(4)	-	M-04	機械設備工事特記仕様書(4)【衛生】	-			
A-05	建築改修工事特記仕様書(4)	-				E-05	【第1教棟】(改修前)1階平面図	1/50	M-05	(第1教棟)(改修前後)1階平面図	1/150			
A-06	建築改修工事特記仕様書 追補(その1)	-				E-06	【第1教棟】(改修後)1階平面図	1/50	M-06	(第1教棟)(改修前後)2階平面図	1/150			
A-07	建築改修工事特記仕様書 追補(その2)	-				E-07	【第1教棟】(改修前後)1・3階平面図	1/50	M-07	(第1教棟)(改修前後)2階平面詳細図	1/50			
A-08	建築改修工事特記仕様書 追補(その3)	-				E-08	【第1教棟】(改修前)2階平面図(職員室)	1/50						
A-09	分別解体仕様書(1)	-				E-09	【第1教棟】(改修後)2階平面図(職員室)	1/50						
A-10	分別解体仕様書(2)	-												
A-11	石綿解体標準仕様書(1)	-												
A-12	石綿解体標準仕様書(2)	-												
A-13	付近見取図・配置図	-												
A-14	(第1教棟)仕上表(1)	-												
A-15	(第1教棟)仕上表(2)	-												
A-16	(第1教棟)(改修前後)1階平面図	1/150												
A-17	(第1教棟)(改修前後)2階平面図	1/150												
A-18	(第1教棟)(改修前後)3階平面図	1/150												
A-19	(第1教棟)(改修前後)4階平面図	1/150												
A-20	(第1教棟)(改修前)矩計図	1/50												
A-21	(第1教棟)(改修後)矩計図	1/50												
A-22	(第1教棟)(改修前)2階職員室平面詳細図	1/50												
A-23	(第1教棟)(改修後)2階職員室平面詳細図	1/50												
A-24	(第1教棟)(改修前)展開図(1)	1/50												
A-25	(第1教棟)(改修後)展開図(1)	1/50												
A-26	(第1教棟)(改修前)展開図(2)	1/50												
A-27	(第1教棟)(改修後)展開図(2)	1/50												
A-28	(第1教棟)(改修前)展開図(3)	1/50												
A-29	(第1教棟)(改修後)展開図(3)	1/50												
A-30	(第1教棟)(改修前)展開図(4)	1/50												
A-31	(第1教棟)(改修後)展開図(4)	1/50												
A-32	(第1教棟)(改修前)展開図(5)	1/50												
A-33	(第1教棟)(改修後)展開図(5)	1/50												
A-34	(第1教棟)(改修前)展開図(6)	1/50												
A-35	(第1教棟)(改修後)展開図(6)	1/50												
A-36	(第1教棟)(改修前)展開図(7)	1/50												
A-37	(第1教棟)(改修後)展開図(7)	1/50												
A-38	(第1教棟)(改修前)展開図(8)	1/50												
A-39	(第1教棟)(改修後)展開図(8)	1/50												
A-40	(第1教棟)建具詳細図(1)	1/5												
A-41	(第1教棟)建具詳細図(2)	1/5												
A-42	(第1教棟)建具詳細図(3)	1/5												
A-43	(第1教棟)(改修前後)4階音楽室天井伏図	1/100												
A-44	(第1教棟)(改修前)建具表(1)	1/50												

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	図面ﾘｽﾄ	—	A-01	愛媛県立小松高等学校

改修工事仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所： 西条市小松町新屋敷乙42番地1
2. 敷地面積： 74,127㎡
3. 工事種目： 建具改修、内装改修

2. 建築工事仕様（令和4年改正）

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年度版）（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という）による。

2. 特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する
（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
⊙印と㊟印の付いた場合は、共に適用する
（3）項目に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。
（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。
（4）材料及び製造所等の記載は順不同である

3. 特記付加事項

承諾事項
⊙実施工程表 ⊙下請業者名簿(主要材料共) ⊙原寸図(矩計、サッシ等)及び施工図 ・加工図 ・レディミクストコンクリート等調合表
・木材明細書 ・アスファルト配合設計報告書 ⊙仮設工事計画図(仮設建物) ⊙その他監督員の指示するもの
試験報告書
・鉄筋 ・レディミクスコンクリート ・鋼材 ⊙その他監督員の指示するもの
工事報告
⊙日報又は工事日誌

章		項目	特記事項

1 改修一般共通事項

① 適用基準等
※建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和4年版）
（以下「標準詳細図」という）
工事成績評定の対象 ※対象とする ・対象としない

② 工事実績情報の登録［1. 1. 4］
⊙適用する 請負工事金額が５００万円以上が対象
工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。

③ 関係法令等の順守［1. 1. 13］
⊙（建設副産物の適正処理）
副産物の適正処理に努めなければならない。
⊙ 騒音規制法（第 1 号区域）
⊙ 振動規制法（第 1 号区域）
※騒音規制法第14条第1項（第2項）、振動規制法第14条第1項、愛媛県公害防止条例第69条の規定による提出を行うこと。
※低騒音型・低振動型建設機械を選択使用すること。
※工事車両について、作業停止時におけるアイドリングストップを徹底すること。
※工事車両について、学校内及び周辺道路の通行時における徐行運転を徹底すること。

④ 施工計画書［1. 2. 2］
工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。
施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員の承諾を受けるとともに、施工等に支障がないよう適切な処置を講ずる。

⑤ 適正な施工体制の確保
1（作業員の雇用確認）
（1） 受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成すると共に、現場に備え付けなければならない。
（2） 受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。
（3） 受注者は、上記(1)、(2)に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。
2（施工体系図）
（1） 受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。
（2） 受注者は、上記(1)に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。
（3） 受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記(1)、(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。
（4） 受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。
3（名札等の着用）
受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（2次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。
4（主任技術者又は監理技術者の専任）
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。

⑥ 工事の記録等［1. 2. 4］
工事施工状況写真の撮影対象，撮影時期及び撮影要領は、工事写真の撮り方（建築編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。

7 電気保安技術者［1. 3. 3］
・適用する

⑧ 施工条件［1. 3. 5］
施工時間帯 ※指定なし ⊙指定あり（施設管理者との協議による）
部位別の施工順序 ※指定なし ⊙指定あり（ 〃 ）
工事車両用駐車場 ※指定なし ⊙指定あり（ 〃 ）
資機材の置場所 ※指定なし ⊙指定あり（ 〃 ）
工事着手後、本工事において設計図書に記載されていない通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。

⑨ 施工中の安全確保及び環境保全
建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。
建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリケード」は木製とする。

⑩ 火災保険等
適用範囲 監督員と協議のこと
保険の種類 ・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険
保険期間 ・工事着手から工事目的物引き渡しまで ・

⑪ 建築材料等
本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督員の承諾を受ける。なお、品質・性能等の欄に「追補による」と記載された材料を使用する場合は、設計図書に定める品質を有することの証明となる資料等を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
・木材は県産材を使用すること。

⑫ 室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策
監督員と協議した対象室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

⑬ 特別な材料の工法
改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については材料製造所の指定する工法とする。

⑭ 石綿含有建材の事前調査［1. 5. 1］
石綿含有建材（みなし建材を含む。） ⊙有（ ） ・なし
石綿含有分析調査 ・本工事 ⊙別途
あらかじめ、設計図書、石綿含有建材の調査報告書等による書面調査及び現地での目視調査を実施し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事現場に備え置くこと。
（隠蔽部等については、調査可能となる時期に適切に対応すること。）
また、関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。
なお、調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
分析方法 ※JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）

採取箇所は監督員と協議すること。

15 施工数量調査［1. 6. 2］
調査項目 ・防水改修 ・外壁改修
調査範囲 図示
調査方法 ※テストハンマーによる打診及び目視 ・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調整を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に2部提出する。（必要に応じ写真等を添付する）

⑯ 調査のための破壊部分の補修［1. 6. 3］
既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 ⊙原状復旧

⑰ 技能士［1. 7. 2］
・適用する ⊙適用しない

工事種別	技能検定職種	技能検定作業
・仮設工事	・とび	・とび作業
・防水改修工事	・防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・FRP防水工事作業
	・建築板金	・内外装板金作業
	・スレート施工	・スレート工事作業
・外壁改修工事	・樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	・左官	・左官作業
	・タイル張り	・タイル張り作業
・建具改修工事	・サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	・ガラス施工	・ガラス工事作業
	・自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	・建築大工	・大工工事作業
	・内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
・内装改修工事	・建築板金	・内外装板金作業
	・内装仕上施工	・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業
	・表装 ・左官 ・タイル張り	・壁装作業 ・左官作業 ・タイル張り作業
・塗装改修工事	・塗装	・建築塗装作業
・耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工 ・とび	・鉄筋組立作業 ・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業 ・構造物鉄工作業 ・とび作業
・環境配慮改修工事	・配管 ・路面表示施工 ・造園	・建築配管作業 ・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントハンドマーカー工事作業 ・造園工事作業

ただし、上記により難い場合は、監督員と協議のうえ、適用する工事種目を決定することとする。

⑱ 完成写真
下記のものを監督員に提出する

分類・規格		撮影箇所数	提出部数	原版の大きさ（mm）
カラー	・キャビネ版	箇所	部	・100×125以上
（原版共）	※サービス版	箇所	2部	※ 24× 36以上

完成写真等の撮影者 ※監督員の承諾する撮影者 ・監督員の承諾する撮影業者
上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD−Rにて提出すること。
画像形式等 フォーマット：JPEG 画質：標準 画像サイズ：1024×768ピクセル程度

⑲ 完成時の提出図書［1. 9. 1〜3］
※完成図等（作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表）
（作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書」参照 ※CAD（CD-R提出））
※施工図及び完成図は、2折製本1部を提出する。
※保全に関する資料 （提出部数 ※1部 ・ 部）
・デジタルカメラで撮影された工事写真（データ提出）構造上主要な箇所全ての工事写真を含む
ただし、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、紙成果品を併せて納品すること。

⑳ 施工図及び施工計画書
提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

㉑ 設備工事との取合い
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

22 耐荷重及び耐外力
建築基準法に基づき定められた区分等
※基準風速 Vo=３４ m／s
※地表面粗土区分 ・１ ・２ ・３ ・４ 平均速度圧 N／m2
・積雪区分 告示１４５５号 別表（ ）

㉓ 撤去部分
コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

2 仮設工事

① 足場等［2. 2. 1］
内部足場の種別 ※脚立、足場板等 ・
外部足場の設置 ・図示 ・
外部足場の防護シート等による養生 ※行う ・行わない
材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種
※ 足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日）により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。
※ 枠組足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
※ 足場等については、労働安全衛生規則を遵守するとともに、墜落防止措置、物体の落下防止措置及び安全点検を行うこと。
※ 屋根工事及び小屋組みの建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

② 既存部分の養生［2. 3. 1］
養生方法 ※ビニルシート等による
⊙固定された家具（備品，机，ロッカー等）の移動 ※行う（図示）
⊙既存部分における既存家具等の養生 ※ビニルシート等による
⊙既存ブラインド、カーテン等の養生 養生方法 取外し再取付 ・
保管場所 構内既存施設内 ・

③ 仮設間仕切り［2. 3. 2］
仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充填材	塗装
⊙A種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード （※9.5 ・ ） ・合板 （※9.5 ・ ）	厚さ mm	・片面 ※無し
・B種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード （※9.5 ・ ） ・合板 （※9.5 ・ ）		・片面 ※無し
※C種	単管下地	防災シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	※合板張り程度 ※片面フラッシュ程度		※無し ・有り

④ 監督員事務所等［2. 4. 1］
※設けない
・設ける
・既存建物内の一部を使用する（場所 ）
・構内に新設する 規模（・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・ ㎡）

⑤ 工事用水
構内既存の施設 ※利用できる（※有償 ・無償） ⊙利用できない

⑥ 工事用電力
構内既存の施設 ※利用できる（※有償 ・無償） ⊙利用できない

3 防水改修工事

1 既存防水層等の処理［3. 2. 3〜4］［3. 2. 6］
既存保護層の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
既存防水層の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
立上り部の既存防水層撤去 ・行う（・POS ・POSI）
既存露出防水層表面の仕上げ除去
・行う（・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X） ・行わない

2 既存防水層の下地補修［3. 2. 2］［3. 2. 6］
アスファルト補修の材料 ※JIS K 2207による3種 ・
既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※図示

3 アスファルト防水［3. 3. 2〜3］
押え金物 ※アルミニウム製 L=30×15×2.0（mm）程度

屋根保護防水 ［表3. 1. 1、表3. 3. 3〜6］

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A−1 ※A−2 ・A−3			※ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上	・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え （乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による）
・P1B	・B−1 ※B−2 ・B−3				
・P2AI	・AI−1 ※AI−2 ・AI−3		（材質）※JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) （厚さ）・	※フラットヤーンクロス 70g/m2程度	
・P1BI	・BI−1 ※BI−2				

4 保護層等の施工［3. 3. 5］
コンクリート仕上がりの平たんさ ※a種 ・b種 ・c種

屋根露出防水 ［表3. 1. 1、表3. 3. 7〜9］

工法	種別	施工箇所	断熱材	備考
・M4C	・C−1 ※C−2 ・C−3 ・C−4			
・M3D ・P0D	・D−1 ※D−2 ・D−3 ・D−4			二重ドレン ・設ける ・設けない 仕上塗料塗り ・行う ・設けない 脱気装置 ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI−1 ※DI−2		（材質）※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材又はJIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの （厚さ）・	二重ドレン ・設ける ・設けない 仕上塗料塗り ・行う ・設けない 脱気装置 ・設ける ・設けない

粘着層付き改質アスファルトルーフィング ※非露出複層防水用 R種 厚さ（ ）mm
改質アスファルトルーフィングシート ※露出単層防水用 R種 厚さ（ ）mm
仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による
仕上色 ・シルバー ・カラー
脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様
設置場所 ・平面部 ・立上り部
設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様

屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E−1 ※E−2		保護層 ・設ける ・設けない

5 改質アスファルトシート防水［3. 4. 2〜4］
［表3. 1. 1、表3. 4. 1〜3］

工法	種別	施工箇所	材質		厚さ（mm）	備考
・M4AS	・AS−T1		下層用	※非露出複層防水用 R種 ・		
			上層用	※露出複層防水用 R種 ・		
	・AS−T2			※露出単層防水用 R種 ・		
	・AS−J2			※露出単層防水用 R種 ・		
・M3AS ・P0AS	・AS−T3		下層用	※非露出複層防水用 R種 ・		脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
			上層用	※露出複層防水用 R種 ・		
	・AS−T4			※露出単層防水用 R種 ・		
	・AS−J1		下層用	※非露出複層防水用 R種 ・		
			上層用	※露出複層防水用 R種 ・		
	・AS−J3			※露出単層防水用 R種 ・		
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI−T1		下層用	※非露出複層防水用 R種 ・	※2.0以上 粘着層付シート	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
			上層用	※露出複層防水用 R種 ・		
	・ASI−J1		下層用	※非露出複層防水用 R種 ・	粘着層付シート	
			上層用	※露出複層防水用 R種 ・		

下地に部分的に溶着又は接着させる場合 ・トーチ工法 ・常温（粘着）工法
仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による
仕上色 ・シルバー ・カラー
脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様
設置場所 ・平面部 ・立上り部
設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様

6 合成分子系ルーフィングシート防水［3. 5. 2〜4］
［表3. 1. 1、表3. 5. 1〜2］

工法	種別	施工箇所	厚さ（mm）	分類	仕上塗料	備考
・P0S ・S4S	・S−F1		※1.2 ・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
	・S−F2		※1.5 ・ ・2.0（軽歩行）			
	・S−M1		※1.5 ・			
	・S−M2		※1.5 ・ ・2.0（軽歩行）			
・S3S	・S−F1		※1.2 ・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S−F2		※1.5 ・ ・2.0（軽歩行）			
・M4S	・S−M1		※1.5 ・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S−M2		※1.5 ・ ・2.0（軽歩行）			
・P0SI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・S−F1		※1.2 ・	※非歩行 ・軽歩行	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
	・S−F2		※1.5 ・ ・2.0（軽歩行）			
	・S−M1		※1.5 ・			
	・S−M2		※1.5 ・ ・2.0（軽歩行）			

絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シート 材質 ※発泡ポリエチレンシート
断熱材 ・機械的固定工法
JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類（ ） 厚さ（ ）
・接着工法
JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類（ ） 厚さ（ ）
仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による
脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様
設置場所 ・平面部 ・立上り部
設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様
既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合
目地処理 ・行う（工法 ） ・行わない
増張り ・行う（S−F1及びSI−F1の場合） ・行わない
機械的固定工法の場合の一般的ルーフィングシートの貼付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項 21耐荷重及び耐外力による
屋内防水（P1S工法） 保護モルタル塗厚（ ）

7 塗膜防水［3. 6. 2〜4］
［表3. 1. 1、表3. 6. 1〜2］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・P0X	※絶縁工法 ・密着工法		・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける ・設けない
・L4X	・絶縁工法 ※密着工法		・カラー ・シルバー	二重ドレン ・設ける ・設けない
・P1Y	※Y−2			保護層 ・コンクリート ・モルタル
・P2Y	※Y−2			保護層 ・コンクリート ・モルタル

仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による
脱気装置 材質 ※主材料製造所の仕様
設置場所 ・平面部 ・立上り部
設置数量 ※主材料製造所の仕様

8 シーリング［3. 7. 2〜8］
シーリング材 目地寸法（ ）
改修工法の種類
・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
種類及び施工箇所 図示（図示以外は改修標準仕様書表3. 7. 1）
シーリング面への仕上塗材仕上げ等 ・あり（※図示） ・なし
ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り ・適用する
エッジング材張り ・適用する
接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験（部位： ）

9 とい［3. 8. 2〜3］
といの材質
・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管（・VP ・RF−VP） ・
ルーフドレン（JCW 301） （製造所 評価名簿による）

種別	施工箇所
・ろく屋根用 （・縦型 ・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

縦樋受金物の取付け ※改修標準仕様書表3. 8. 2による
鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書表3. 8. 4による
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法 ※改修標準仕様書3. 1. 3（5）による

10 鋼管製といの防露巻工法等の処理［3. 8. 3］
防露部 ステンレス（SUS304、厚さ0. 2mm）で被覆する。
高さ（mm） 床 ※巾木の高さに合わせる
天井 ※30
防露を行わない場合 ステンレス製シーリングプレートを取り付ける（床、天井共）

11 アルミニウム製笠木［3. 9. 2〜3］
種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・100形
板厚（mm） ※2. 0 ・
役物 ・適用する
表面処理 ※A−1種又はB−1種 ・B−2（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
工法
既存笠木等の撤去 ・行う （範囲 ※図示 ・ ）
下地補修の工法 ※図示 ・
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 ・
笠木の固定金具の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項 21耐荷重及び耐外力による

4−1 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法［4. 2. 4〜7］
※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上〜1.0未満	200〜300	※ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上〜0.3未満	50〜100	※ 40 ・
	0.3以上〜0.5未満	100〜200	※ 70 ・
	0.5以上〜1.0未満	150〜250	※130 ・

コア抜取り検査 ・行う（抜取り部分の補修方法 ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による）
・シーリング材料（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・ ）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填 ※行う ・行わない
・シール工法
ひび割れ部シール材 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂
（品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による）

2 欠損部改修工法［4. 2. 4］［4. 2. 8］
充填工法
充填材料 ・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル
（品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による）

一級建築士 第344115号 高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号 愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名称	建築改修工事特記仕様書(1)	—	A-02	愛媛県立小松高等学校

4-2 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
［4．3．2］
［4．3．5～8］

モルタルの撤去　・行う（撤去後の補修　・充填工法　・モルタル塗替え工法）　※行わない

※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※　40　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	100～200	※　70　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130　・

コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等　追補による，製造所　評価名簿による）
・シーリング材料（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない
・シール工法
ひび割れ部シール材　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

2 欠損部改修工法
［4．3．3］［4．3．5］
［4．3．9～10］

※充填工法（モルタル撤去部の面積が0．25m2／箇所程度以下の場合）
充填材料　・ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・モルタル塗替え工法
既成目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・
吸水調整材（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

3 浮き部改修工法
［4．3．4～5］
［4．3．9～16］

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ6024）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ6024）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
注入材料　建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ6024）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付）
注入材料　ポリマーセメントスラリー（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・モルタル塗替え工法
既成目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・
吸水調整材（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

4 外壁複合改修工法
平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。

4-3 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
［4．4．2］
［4．4．5～8］

タイルの撤去　・行う（撤去後の補修　・タイル部分張替え工法　・　　）
・行わない

※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※　40　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	100～200	※　70　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130　・

コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・シーリング材料（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない
・タイル部分張替え工法
（既存下地モルタルを撤去せず、張替え部の面積が0．25m2／箇所程度以下の場合）
張替え部の面積が0．25m2/箇所を超える場合　・適用する　・適用しない
張付け用材料　※ポリマーセメントモルタル　・変成シリコーン樹脂
・タイル張替え工法
張付け用材料
既調合モルタル（張付けに使用する場合）（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書4．4．2による　・図示

2 欠損部改修工法
［4．4．3］
［4．4．5～8］

3 浮き部改修工法
［4．4．4～5］
［4．4．7～16］

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ6024）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ6024）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
注入材料　建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ6024）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付）
注入材料　ポリマーセメントスラリー（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・
・タイル部分張替え工法
（既存下地モルタルを撤去せず、張替え部の面積が0．25m2／箇所程度以下の場合）
張替え部の面積が0．25m2/箇所を超える場合　・適用する　・適用しない
張付け用材料　※ポリマーセメントモルタル　・変成シリコーン樹脂
・タイル張替え工法
張付け用材料
既調合モルタル（張付けに使用する場合）（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書4．4．2による　・図示

タイルの形状、寸法、きじの質等

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材の適用	きじ 磁器	きじ 石器	きじ 陶器	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物使用箇所　※各部の寸法は図示による
外装　出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）

見本焼き　・行う（　　）　※行わない
試験張り　・行う（　　）　※行わない

4 外壁複合改修工法
平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。

4-4 外壁改修工事（仕上塗材仕上げ外壁）

1 既存塗膜等の除去及び下地処理
［4．5．4～5］

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法
・サンダー工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
・高圧水洗工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
高圧水洗機の加圧力　・30MPa程度　・50MPa程度　・100MPa程度　・
・塗膜はく離剤工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
・水洗いエ法　処理範囲　※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体　・図示の範囲
下地調整材料　※下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材

2 仕上塗材仕上げ
［4．1．5］［4．5．2］

新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓ／Ｗ	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状　・平たん状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・砂壁状じゅらく　・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	上塗材　・適用する
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	上塗材
	・複層塗材Ｓｉ	・	耐候性　※耐候性3種
	・複層塗材Ｅ	・	溶　媒　※水系　・溶剤系
	・複層塗材ＲＥ	・	樹　脂　※アクリル系
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	外　観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材Ｅ	・	・メタリック
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	増塗材　・適用する
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・	
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・	

3 施工業者
施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県仕上工事業協同組合の組合員、（一社）日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承する施工業者とする。

5 建具改修工事

① 改修工法
［5．1．3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・鋼製建具	・外部	・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
	・内部	・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
⊙鋼製軽量建具		⊙	⊙	※建具表備考欄による　・図示　・
・ステンレス製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・木製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・

② 見本の製作等
［5．1．5］

建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）　※行わない
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等が分かる程度
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）　※行わない

3 防犯建物物品
［5．1．7］

・適用する（※建具表備考欄による　・図示　・　　）

④ アルミニウム製建具
［5．2．2～5］

性能等級等	※A種	・B種	・C種
耐風圧性	※S－4	・S－5	・S－6
気密性	※A－3		・A－4
水密性	※W－4		・W－5
枠見込み（mm）	・70（注）		・100
表面処理	外部　・AB－1種　・AB－2種　・AC－1種　・AC－2種 ※BA－1種　・BA－2種　・BB－1種　・BB－2種 内部　※BC－1種　・BC－2種　・C種 （色調　・ブロンズ　・ステンカラー　・ブラック）		

（注）引違い、片引き、上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合は、枠の見込み100mmとする。
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐震ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
結露水の処理方法　※図示
水切り板、ぜん板　※図示
⊙網戸等

種類	材種	線径	網目
⊙防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	0．25mm以上	16～18　メッシュ
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1．5mm	15mm

製造所　評価名簿による

5 樹脂製建具
［5．3．2～5］

性能等級等	※A種	・B種	・C種
耐風圧性	※S－4	・S－5	・S－6
気密性	※A－4		
水密性	※W－4	・W－5	
枠見込み（mm）	※建具表による		

製造所　評価名簿による

防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－4　・H－5
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　※図示　・
ガラス　※複層ガラス　・

6 鋼製建具
［5．4．2～5］

簡易気密型　・適用する　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　※S－4　・S－5　・S－6　・
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐震ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
めっきの付着量　※Z12又はF12
製造所　評価名簿による
防火戸　煙感知連動とする。
防火戸の解除機構は別途とする。
扉にラッチ受座用切込み開口補強を行う。

⑦ 鋼製軽量建具
［5．5．2～5］

簡易気密型　⊙適用する（※A－3）　・適用しない
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐震ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
戸の鋼板　※表面処理亜鉛めっき鋼板　・カラー鋼板

区分	材質
召合わせ、縦小口包み板	※鋼板　・ステンレス　・アルミニウム
扉の表面材、押縁	※鋼板　・ビニル被覆鋼板
枠類	※鋼板（くつずりはステンレス）　・製造所仕様

製造所　評価名簿による

8 ステンレス製建具
［5．6．2～5］

簡易機密型　・適用する（※A－3）　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　※S－4　・S－5　・S－6　・
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・T－3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H－1　・H－2　・H－3
耐震ドア面内変形追従性の等級　・D－1　・D－2　・D－3
ステンレス鋼板　※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　・SUS430
表面仕上げ　※HL仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

⑨ 木製建具
［5．7．2～4］

加工及び組立時の含水率　※A種（15%以下）　・B種（18%以下）
フラッシュ戸の材料
表面材　種類　⊙合板　・ミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という）
品質　※改修標準仕様書5．7．2（2）（イ）による　・
MDFの区分

区分	・普通MDF		・構造用MDF
表裏面の状態	・素地MDF ・無研磨板 ・研磨板	・化粧MDF ・単板オーバーレイ　・塗装 ・プラスチックオーバーレイ	・無研磨板 ・研磨板
曲げ強さ	・30タイプ　・25タイプ　・15タイプ　・5タイプ		
接着剤	・Uタイプ　・Mタイプ　・Pタイプ		
難燃性	・難燃2級　・難燃3級		

かまち戸の材料
かまちの樹種　・
鏡板の樹種　・
ふすまの材料
種別　・Ⅰ型　・Ⅱ型
上張り　・鳥の子　・新鳥の子　・ビニル紙　・雲花紙（押入等の裏側）　・
戸ぶすまの材料
表面材　種類　・合板　・MDF
品質　※改修標準仕様書5．7．2（2）（イ）による　・
MDFの区分

区分	・普通MDF		・構造用MDF
表裏面の状態	・素地MDF ・無研磨板 ・研磨板	・化粧MDF ・単板オーバーレイ　・塗装 ・プラスチックオーバーレイ	・無研磨板 ・研磨板
曲げ強さ	・30タイプ　・25タイプ　・15タイプ　・5タイプ		
接着剤	・Uタイプ　・Mタイプ　・Pタイプ		
難燃性	・難燃2級　・難燃3級		

上張り　・鳥の子　・新鳥の子　材料　・ビニル紙　・雲花紙（押入等の裏側）　・
枠の材料　※建具表による　・
くつずりの材料　※建具表による　・
形状及び仕上げ
フラッシュ戸の表面板の厚さ

表面材	厚さ（mm）
普通合板	※2．5以上　・
天然木化粧合板	※3．2以上　・
特殊加工化粧合板	※2．4以上　・

各木製建具の見込み寸法

名称	見込み寸法（mm）
かまち戸	※36　・
ふすま	※19．5　・
戸ぶすま	※30　・
紙張り障子	※30　・

ふすまの縁の仕上げ　※建具表による　・

⑩ 建具用金物
［5．8．2～4］

金物の種類・見え掛り部の材質等
※改修標準仕様書表5．8．1及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表5．8．2による　・
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表5．8．3による　・
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準仕様書表5．8．4による　・
木製建具に使用する戸車とレール

使用箇所	戸車の外径（mm）	レールの断面 断面の形	レールの断面 幅×高さ（mm）
出入り口及び特に大きな窓	※42　・	・V形　・U形	※12.0×12.0　・
一般の窓	※30　・	・	※9.0×9.0　・

必要な金物は、見本品により、監督員の承諾を受ける。
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　※建具表による
評価名簿によるもの　モノロック、シリンダー本締り錠
ドアクローザ　※面付形　・コンシールド形
ヒンジクローザ　※ピボット形　・丁番形
フロアヒンジ　※中心吊り込み　・持ち出し吊り込み
マスターキー　・製作する（　組）　・製作しない　・既存に組込む
鍵箱　・設ける（　個用　組）　・設けない

11 自動ドア開閉装置
［5．9．2～3］

引き戸用駆動装置の性能	防鎖	引き戸用検出装置の種類	凍結防止装置
・DSLD－1 ・DSLD－2 ・SSLD－1 ・SSLD－2 ・図示	※適用する ・適用しない	・光線（反射）センサー ・熱線センサー　・音波センサー ・光電センサー　・電波センサー ・タッチスイッチ （・無線式・光線式） ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房スイッチ （・押しボタン　・非接触）	※行う ・行わない

開閉装置の製造所　評価名簿による

12 自閉式上吊り引戸装置
［5．10．3］

自閉式上吊り引戸装置の性能　※改修標準仕様書表5．10．1による
製造所　評価名簿による

13 重量シャッター
［5．11．2～3］

シャッターの種類　・管理用シャッター　耐風圧性能（　　）Pa
・外壁用防火シャッター　耐風圧性能（　　）Pa
・屋内用防火シャッター
・屋内用防煙シャッター
開閉装置による種類　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板の種類
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・
防火及び防煙シャッターの連動制御盤、煙感知器は別途とする
製造所　評価名簿による

14 軽量シャッター
［5．12．2～4］

開閉方式　※　・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（　　）Pa
スラットの材質
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量　※Z06又はF06　・
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量　※AZ90　・
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形
シャッターケース　※設ける　・設けない
ガイドレールの材質　※ステンレス製（SUS304）　・
座板（屋外の場合）　※ステンレス製既製品
製造所　評価名簿による

⑮ ガラス
［5．14．2～4］

共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料
・合わせガラス　特性　・1類　・2－1類　・2－2類　・3類
・強化ガラス　特性　・1類　⊙3類
・熱線吸収板ガラス　性能　・1類　・2類
色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ
・複層ガラス　性能　・1類　・2類　・3類（※U3－1　・U3－2）
・4類　・5類
封止の加速耐久性による区分　・1類　・2類　※3類
・熱線反射ガラス　日射熱遮へい性　・1類　・2類　・3類
耐久性　・A類　・B類
色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ　・シルバー　・
反射被膜　・内側　・外側
映像調整　・行う　・行わない
ガラスの留め材
アルミニウム製及び樹脂製建具　※シーリング材　・ガスケット（※グレイジングチャンネル）
鋼製、鋼製軽量、ステンレス製及び木製建具　※シーリング材
板ガラスをはめ込む溝の大きさ　※建具の製造所の仕様による　・図示　・

16 付属電気設備
電動シャッター、自動扉、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機0．4KW以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断器及び進相用コンデンサーを設置する。

6 内装改修工事

① 改修範囲
［6．1．3］

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修　※既存のまま　・図示

② 既存床の撤去及び下地補修
［4．2．4］［6．2．2］

ビニル床シート等の撤去
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　・行う（※図示の範囲　・撤去範囲全て）　※行わない
合成樹脂塗床の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタル　※改修標準仕様書4．2．4による

③ 既存壁の撤去及び下地補修
［4．3．10］
［6．3．2］

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う　・行わない）　・図示

4 木下地等
［6．5．2］

間伐材等　・使用する（使用箇所　　）
現場搬入時の木材の含水率　※A種　・B種
保存処理木材　・使用する（使用箇所　　）
造作材の材種の表面の品質の基準　※A種　・B種
間伐材等　※間伐材、林地残材又は小径木であること

5 木材
［6．5．2］

・構造用集成材

施工箇所	強度等級	材面の品質	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
		・1種　※2種　・3種	・1　・2			・

・構造用単板積層材

施工箇所	区分	曲げ性能	水平せん断性能	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・特級　・1級　・2級			・1　・2			・

・造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等　・2等			・

・化粧ばり造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ（mm）	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等　・2等					・

・単板積層材

施工箇所	表面の品質	防虫処理	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※天然木化粧加工 ・塗装加工 ・加工しない（・1等　・2等　・3等）	・する ・しない		・

・直交集成板

施工箇所	品名	曲げ強度（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法（mm）

・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）					・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・
（床）	5.5	※1類 ・2類		広葉樹・1等 ※2等 針葉樹 ※C－D	・する ・しない		・

・構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	等級	有効断面係数比	表板の樹種名	裏面の品質	防虫処理	保存処理	間伐材等の適用
（床）	12.0	・特類 ※1類	・1級 ※2級			※C－D	・する ・しない		・

・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度

・天然木化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	化粧板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※4.2 ・3.2 ・6.0	・1類 ・2類	・なら ・しおじ	・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・

・特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	加工面	単板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用	化粧加工の方法
（壁、天井）	※4.0	・1類 ・2類	・F ・FW ・W ・SW	・表面 ・断面		・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・	・オーバーレイ ・プリント ・塗装

6 床張り用合板及びその他合板
［6．5．2］

7 木材等の接着剤その他
［6．5．2］［6．5．5］

防腐処理　・行う
防蟻処理　・行う（施工範囲　※図示　・　　）
防腐・防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤はクロルピリホスを含有しない薬剤とし、監督員の承諾するものとする。
防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材　適用部位：（　　）
合板等の加圧注入による防腐、防蟻処理
・「合板の日本農林規格」、「集成材の日本農林規格」、若しくはJAS 0701の保存処理の性能区分K3に適合するもの
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4 ・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※薬剤の製造所の仕様による

ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理　適用部位：（　　）

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

⑧ 軽量鉄骨天井下地
［6．6．2～4］

野縁等の種類　屋外　※２５型　・１９型
　　屋内　※２５型　・１９型
既存の埋込みインサート　・使用する
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う（箇所数（　　）確認強度（　　））
屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部からの距離　※図示
野縁の間隔　※図示　・
耐風圧性を考慮した補強　※図示　・
つりボルトの間隔が900mmを超える場合　補強方法　※図示
天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
　補強方法　※改修標準仕様書６．６．４（８）による　・
天井のふところが3.0mを超える場合　補強方法　※図示
天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う
　補強箇所　※図示　補強方法　※図示

⑨ 軽量鉄骨壁下地
［6．7．3］

スタッド、ランナーの種類　※改修標準仕様書表６．７．１による　・図示
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示

⑩ ビニル床シート
ビニル床タイル
ゴム床タイル
［6．8．2～3］

⊙ビニル床シート

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	工法
※複層ビニル床シート	※ＦＳ	※無地	※２．０	※熱溶接
・	・	・	・２．５	・突付け

・ビニル床タイル

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	寸法
※コンポジションビニル床タイル	・ＫＴ	・無地	※２．０	・
・	・	・柄物	・	
		・		

・特殊機能床材

種類	記号	厚さ（mm）	特殊機能	備考
・	・	・	・帯電防止 ・耐動荷重 ・防滑性	

・帯電防止
帯電防止性能評価値（JIS A 1455）１．２以上～３．２未満、又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）
1×10^{7} ～1×10^{10} Ω未満
・耐動荷重
JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、層間剥離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性能試験後、異常がないこと
・視覚障害者用床タイル

種類	色	厚さ（mm）	寸法（mm）
・視覚障害者用床タイル（塩ビ製）	※黄色	※２．０	※３００×３００ 形状　JIS T 9251
・	・	・	

⊙ビニル幅木
厚さ（mm）　・
高さ（mm）　※６０　・７５　・１００　・
共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料

⑪ カーペット敷き
［6．9．2～3］

・織じゅうたん

種別	パイル形状	帯電性	織り方	色柄等	備考
・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・人体耐電圧3kv以下 ・	・ウィルトン ・ダブルフェース ・アキスミンスター	・無地 ・柄物 （標準品）	

下敷き材　※反モフェルト（JIS L 3204）の第２種２号　呼び厚さ　8mm　・
・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル	※５～７　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	・人体耐電圧3kv以下	
・ループパイル	※４～６　・			
・レベルループパイル	※４			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材　※反モフェルト（JIS L 3204）の第２種２号　呼び厚さ　8mm　・
⊙タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種	図示	※５００×５００ ・	※６．５ ・	
・カットパイル	・		・	・	
・カット、ループ併用	・		・	・	

タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し　・
　　階段部分　※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　）

12 合成樹脂塗床
［6．10．2～3］

種別		施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材	・弾性ウレタン樹脂系			※平滑仕上げ　・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂系		※薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材	※エポキシ樹脂系			

13 フローリング張り
［6．11．2～6］

・単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	大きさ（mm）	間伐材等の適用
・フローリングブロック１等	※接着工法	・	・	・	・
・フローリングボード１等	・釘留め工法（根太張り）	・	※１５ ・	幅　75以上 長さ　400以上	・
	・釘留め工法（直張り）	・	１２以上 ・	幅　75以上 長さ　400以上	・
	・接着工法	・	８以上 ・	幅　75以上 長さ　400以上	・

・天然木化粧複合フローリング

工法	種別	樹種	表層(mm)	厚さ(mm)	幅(mm)	長さ(mm)	間伐材等の適用
・釘留め工法（根太張り）	・Ａ種	・	ひき板の厚さ2以上	１５以上	７５以上	９００以上	・
	・Ｂ種	・	突板の厚さ1.2以上	１２以上	７５以上	９００以上	・
	・Ｃ種	・	突板の厚さ0.25以上	１２以上	７５以上	９００以上	・
・釘留め工法（直張り）	・Ａ種	・	ひき板の厚さ2以上	１２以上	７５以上	９００以上	・
	・Ｂ種	・	突板の厚さ1.2以上	１２以上	７５以上	９００以上	・
	・Ｃ種	・	突板の厚さ0.25以上	１２以上	７５以上	９００以上	・
・接着工法	・Ａ種	・	ひき板の厚さ2以上	１２以上	７５以上	４５０以上	・
	・Ｂ種	・	突板の厚さ1.2以上	１２以上	７５以上	４５０以上	・
	・Ｃ種	・	突板の厚さ0.25以上	１２以上	７５以上	９００以上	・

塗装　・行う（施工箇所　　）
塗料　・
間伐材等　間伐材、合板、製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木を使用しているもの

14 畳敷き
［6．12．2］

種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種（畳床の記号　・　　）
畳表　・Ｃ１　・Ｃ２

⑮ せっこうボード、
その他ボード及び合板張り
［6．13．3］

合板の張付け工法　・Ａ種　・Ｂ種
せっこうボードの目地工法

目地工法の種類	せっこうボードのエッジの種類
⊙継ぎ目処理工法	・テーパーエッジ　⊙ベベルエッジ
⊙突付け工法	⊙ベベルエッジ　・スクェアエッジ
・目透し工法	

⑯ 壁紙張り
［6．14．2～3］

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考
	紙	繊維	ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
⊙　図示	・	・	・	・	⊙	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		

⊙モルタル面の素地ごしらえ
　※Ｂ種　・　　（施工箇所　図示　）
⊙プラスター面の素地ごしらえ
　※Ｂ種　・　　（施工箇所　図示　）
・コンクリート面の素地ごしらえ
　※Ｂ種　・　　（施工箇所　図示　）
⊙せっこうボード面の素地ごしらえ
　※Ｂ種　・　　（施工箇所　図示　）

17 モルタル塗り
［6．15．3］
［6．15．6］

吸水調整材及び防水材の品質・性能等　追補による
既成目地材　・適用する　・適用しない
床目地　・設ける（工法　※押し目地　・　　）　・設けない

18 タイル張り
［6．16．2～4］

タイルの形状、寸法、きじの質等

施工箇所	形状	寸法（mm）	高生材の適用	吸水率による区分	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	耐凍害性 有	耐凍害性 無	耐滑り性
・	・	・	・	・Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種	・	・	・	・	・	・	・	・	・

役物使用箇所　※各部の形状は図示による
　内装　　出隅、天端
見本焼き　・行う　※行わない
試験張り
壁タイル張りの工法　・密着張り　・改良圧着張り　・マスク張り　・モザイクタイル張り
コンクリート素地面の下地処理の方法　※目荒らし工法　・

7 塗装改修工事

① 材料
［7．1．3］

建物内部に使用する塗料の材質　⊙水性系　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の場所を除き防火材料とする（箇所　　）

② 下地調整及び素地ごしらえ
［7．2．1～7］
［7．3．1～7］

既存塗膜の除去範囲（塗替えＲＢ種の場合）
　※劣化部分は除去、活膜部分は残す　・図示
下地調整及び素地ごしらえの種別　　表7．2．1～7、7．3．1～7

下地面の種類	種別 下地調整	種別 素地ごしらえ	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※ＲＢ種　・	・Ａ種　※Ｂ種	
亜鉛めっき鋼面（その他）	※ＲＢ種　・	※Ａ種　・Ｂ種	
モルタル面、せっこうプラスター面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　※Ｂ種	⊙行う
コンクリート面、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　※Ｂ種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面	・	・Ａ種　・Ｂ種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※ＲＢ種　・	・Ａ種　・Ｂ種	

③ 錆止め塗料塗り
［7．4．2～3］

鉄鋼面の錆止め塗料塗りの種別　　表7．4．1、表7．4．3～4

塗装の種類	塗装面	下地	塗料	種別
合成樹脂調合ペイント塗り	新規(見え掛り)		Ａ種	※Ａ種　・
	新規(見え隠れ)			※Ｂ種　・
	塗替え	ＲＡ種		・Ａ種　・Ｂ種
		ＲＢ種		Ｃ種
耐候性塗料塗り	新規	1回目Ｃ種		※Ａ種　・
	塗替え	ＲＡ種	2、3回目Ｄ種	Ａ種
		ＲＢ種	Ｅ種	Ｂ種
		ＲＣ種		Ｃ種
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	新規(見え掛り)		・Ａ種　※Ｂ種	※Ａ種　・
	新規(見え隠れ)			※Ｂ種
	塗替え	ＲＡ種		・Ａ種　・Ｂ種
		ＲＢ種		Ｃ種

亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗りの種別　　表7．4．2、表7．4．5～6

塗装の種類	塗装面	下地	塗料	種別
合成樹脂調合ペイント塗り	新規(鋼製建具等)		※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・Ｂ種
	新規(その他)		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
	塗替え	ＲＡ種	※Ａ種　・Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
		ＲＢ種		Ｃ種
耐候性塗料塗り			Ｂ種	全面に塗り付ける
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	新規(鋼製建具等)		Ｃ種	※Ａ種　・Ｂ種
	新規(その他)			・Ａ種　※Ｂ種
	塗替え	ＲＡ種		・Ａ種　・Ｂ種
		ＲＢ種		Ｃ種

④ 塗装
［7．5．2］～
［7．13．2］

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
⊙合成樹脂調合ペイント塗り	木部（屋内）	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部（屋外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（その他）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り	木部（屋内）	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	コンクリート面（屋内）	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	モルタル面（屋内）	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り	鉄鋼面（屋外）	表7．8．1	
	亜鉛めっき鋼面（屋外）	表7．8．2	
	コンクリート面（屋外）	・	・
	押出成形セメント板面（屋外）	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	木部（屋内）	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	鉄鋼面（屋内）	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	亜鉛めっき鋼面（屋内）	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・Ｂ種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り	木部（屋内）	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・スティン塗り	木部	表7．12．1	
・木材保護塗料塗り	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

塗装については、施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県仕上工事業協同組合の組合員、（一社）日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は、施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。
・マスチック塗材塗りは、全国マスチック事業協同組合連合会の所属員で、同組合が実施する検定試験に合格した者を有する業者とする。

⑤ 施工業者

8-1 耐震改修工事（共通事項）

1 適用範囲
［8．1．1］

工事内容
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
・連続繊維補強工事
・耐震スリット新設工事
・免震改修工事
・制振改修工事

2 既存部分の撤去
［8．21．2］

既存仕上げ及び構造体の撤去範囲　※図示
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処理　※図示

3 既存部分の処理
［8．21．3］

目荒らしの程度
　※平均深さ２～５mm、最大深さ７mm程度の凹面を全面にわたってつける
　・
目荒らしの範囲
　※柱及び梁　打継ぎ面の１５％～３０％程度
　※壁面　　打継ぎ面の１０％～１５％程度
　・

8-2 耐震改修工事（鉄筋）

1 鉄筋
［8．2．1］

鉄筋の種類

種類の記号	呼び名（mm）
※ＳＤ２９５	
※ＳＤ３４５	
・	
・	

2 溶接鉄筋
［8．2．2］

種類　※溶接金網　・鉄骨格子
形状等

網目の形状、寸法、鉄筋の形（mm）	使用部位

3 鉄筋の継手
［8．3．4］
［8．4．2～3］

継手方法等

部位	継手方法	呼び名（mm）
	・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	
	・重ね継手　・	

4 シアコネクタ
（現場打ちコンクリート壁の増設部に使用）
［8．7．8］

種類　※金属拡張系アンカー　・接着系アンカー　・
径　※Ｄ１０　・図示
間隔　※５００×５００　・図示
試験　※適用する　・適用しない
シアコネクタとセパレーターの兼用　※兼用してもよい　・兼用しない

5 耐裂補強筋
［8．21．6］
［8．22．7］

種類　※スパイラル筋６φ（ＳＲ２３５）　・はしご筋Ｄ１０（ＳＤ２９５）
適用箇所　※図示

8-3 耐震改修工事（コンクリート）

1 コンクリートの種類と強度
［8．1．3］

※普通コンクリート（調合管理強度：Ｆｃ＋Ｓ（構造体強度補正値））

設計基準強度（Ｆｃ）（Ｎ／mm²）	適用箇所
※２１	
・	
・	
・	

2 型枠のせき板
［8．2．7］

※合板（厚さ１２mm）　・合板（厚さ１５mm）

3 コンクリートの打込み
［8．21．8］

打込み工法の種類　・流込み工法　・圧入工法

8-4 耐震改修工事（あと施工アンカー）

1 あと施工アンカー
［8．2．4］

・金属系アンカー

	呼び径（mm）	埋込深さ（mm）	引張耐力（kN）	せん断耐力（kN）	備考
※本体打込み方式					
・					

接合筋の種類、径、長さ　※図示
・接着系アンカー

	呼び径（mm）	埋込深さ（mm）	引張耐力（kN）	せん断耐力（kN）	備考
※カプセル方式					
・					

2 あと施工アンカーの試験
［8．12．7］

性能確認試験　・行う　・行わない
施工確認試験　・行う　・行わない

アンカー径（mm）	１ロット当たりの試験体の本数（本）

3 施工管理技術者
［8．12．2］

※適用する
（一社）日本建築あと施工アンカー協会が定める「あと施工アンカー技術管理士」の資格以上の能力を有するもの

8-5 耐震改修工事（鉄骨）

1 鉄骨製作工場
［8．1．5～6］

鉄骨製作工場の加工能力　※構造関係共通事項による
施工管理技術者　※適用する　・適用しない

2 鋼材
［8．2．8］

材質等

種類の記号		
	※ＪＩＳ規格による　・	
	※ＪＩＳ規格による　・	
	※ＪＩＳ規格による　・	

3 高力ボルト
［8．2．9］

ボルトの区分
　※トルシア形高力ボルト　（一社）日本鋼構造協会規格JSS Ⅱ 09
　・ＪＩＳ形高力ボルト　JIS B 1186　1種（Ｆ１０Ｔ）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示
すべり係数試験　・行う　試験方法等（　　）
　※行わない

4 溶融亜鉛めっき高力ボルト
［8．2．9］

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示　１種（Ｆ８Ｔ）相当
摩擦面の処理
　※ブラスト処理（表面粗度５０μｍＲｚ以上）
　・りん酸塩処理
すべり耐力等の確認方法
　すべり耐力試験方法　※図示

5 溶接部の試験
［8．15．12］

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　※行う　・行わない
放射性透過試験　・行う　※行わない
マクロ試験（エンドタブ使用）　・行う　※行わない

6 鋼材の溶融亜鉛めっき
［8．20．4］

種別　※改修標準仕様書表８．２０．１のＡ種　・

8-6 耐震改修工事（グラウト）

1 モルタル及びグラウト材
［8．2．6］
［8．2．12］

構造体モルタル
　※改修標準仕様書［８．２．６］及び［８．２．１２］による　・
柱底均しモルタル
　※無収縮モルタル（製造所　評価名簿による）　・
グラウト材
　※無収縮グラウト材（セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる）
　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

8-7 耐震改修工事（柱補強）

1 溶接金網巻き工法及び
溶接閉鎖フープ巻き工法
［8．23．5］

柱頭及び柱脚の隙間　※図示
溶接金網の継手　※重ね継手　・
打ち込むコンクリート又はグラウト材の厚さ　※図示
コンクリート及び構造用モルタルの打込み　・流込み工法　・圧入工法

2 鋼板巻き工法及び
帯板巻き付け工法
［8．23．6］

柱頭及び柱脚の隙間　※図示

3 連続繊維補強工事
［8．2．13］
［8．24．5～6］

連続繊維の材料
　・炭素繊維　・アラミド繊維　・ガラス繊維　・
連続繊維の材質
　引張強度（含浸硬化後）　・（　　）Ｎ／mm²　・
　ヤング係数（含浸硬化後）　・（　　）Ｎ／mm²　・
　繊維目付量　・（　　）ｇ／mm²　・
　シート厚さ　・（　　）mm　・
　シート貼り方向　※図示
　定着方法　※図示
　含浸接着樹脂　・低臭型　・
　プライマー　・低臭型　・
下地処理
　仕上げモルタルの除去　※行う　・行わない
　下地処理の範囲　※図示
　下地処理の程度　※図示
柱の隅角部の面取り
　箇所　※図示
　大きさ　※図示
下地調整　※行う　・行わない
ひび割れ部改修　・行う　・行わない
種類及び部位　※図示
引張強度試験　・行う　・行わない
補強工事後の仕上げ　※図示

8-8 耐震改修工事（耐震スリット新設）

1 耐震スリットの施工
［8．25．2］

既存撤去部の配管等の探査
　※鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋及び配管類の位置に墨出しを行う。

2 耐震スリットの種類
［8．25．2］

※完全スリット　・部分スリット
スリットの幅及び深さ　※図示
製造所（　　）

3 耐震スリットへの充填材
［8．25．2］

シーリング材
　施工箇所　※図示
　耐火材の使用　・使用する　・使用しない

施工箇所	防火性能	材料

遮音材の使用　・使用する　・使用しない

施工箇所	防火性能	材料

7 耐火被覆
［8．18．2～8］

種別等

・耐火材吹き付け	・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

9 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事 ［9．1．1～6］

施工業者
本工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出すること。

石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点
・	測定4		負圧・除じん装置の排出取出し口	出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各1点 ・各2点
・	測定5		処理作業室外（敷地境界）	・計1点 ・4方向各1点
・	測定6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・各1点 ・各2点
・	測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点
・	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点

測定方法

	測定3	測定1，2，4，6，7，8	測定5
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（l/min）	・1 ・	・5 ・	・10 ・
試料の吸引時間（min）	・5 ・	・120 ・	・240 ・

石綿含有建材の処理
・石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　※改修標準仕様書9．1．3（2）（ア）による ・
除去した石綿含有吹付の飛散防止措置　※湿潤化 ・セメント固形化
・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　・切断又は破砕 ・手ばらし
⊙石綿含有成形板等の除去
除去対象範囲　※図示
作業場の隔離　・行う ⊙行わない
・石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲　※図示
汚泥としての処理　・行う ※行わない

石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を順守するとともに、解体撤去にあたっては、改修工事標準仕様書によること。

2 断熱材 ［9．3．2～3］

・断熱材の打ち込み及び張付け

	発泡剤の種類	種類	厚さ（mm）	施工箇所
・発泡プラスチック断熱材				

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1 ・A種1H　（製造所　評価名簿による）
厚さ（mm）　・25 ・30 ・
施工箇所　※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床板下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・図示
・

3 屋上緑化改修工事 ［9．4．2～4］（23．5．4）

植栽基盤及び材料　（品質・性能等　追補による）
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示 ・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示 ・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
建築基準法に基づき定められた区分等は、1改修一般共通事項　22耐荷重及び耐外力による。
支柱　・設置する　（種類　・図示 ・　）
かん水装置　・設置する　（工事区分は図示による）
既存保護層の撤去　・行う ・行わない
新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※引渡しの日から1年 ・無し

4 透水性アスファルト舗装 ［9．5．3～6］［9．5．9］

路床の構成及び厚さ
・遮断層　厚さ（mm）　※150 ・
・凍上抑制層　厚さ（mm）　※150 ・
・フィルター層　厚さ（mm）　車道部　※150 ・
歩道部　※50 ・

路床安定処理
・行う
※添加材料（　）
・ジオテキスタイル　単位面積質量　60g/m2以上
厚さ（mm）　0．5～1．0
引張強さ　98N/5cm（10kgf/5cm）以上
透水係数　1．5×10cm/sec以上
盛土の種別　・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土
路床土の支持力比（CBR）試験　・行う ・行わない
路床の締固め度試験　・行う ・行わない
発生土の処理　※別添追補による ・
路盤材料　・再生クラッシャラン
・クラッシャラン鉄鋼スラグ
・
路盤厚さ（mm）　車道部　※150 ・
歩道部　※100 ・
路盤の締固め度試験　・行う ・行わない
舗装材料及び厚さ
車道部　※ポリマー改質アスファルトⅠ型 ・
厚さ　※50 ・
歩道部　※ストレートアスファルト ・
※30 ・
透水性アスファルト混合物等の抽出試験　・行う ・行わない

10 ユニット及びその他工事

① フリーアクセスフロア （20．2．2）

施工箇所	構法	仕上り高（mm）	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	寸法
	⊙パネル構法		⊙1．0G	⊙3,000N	・帯電防止床タイル	・500×500
	・溝構法		・0.6G	・5,000N	・タイルカーペット	・
					・	

構成材の材質　・アルミニウム製 ⊙鋼製 ・
帯電防止性能　・
漏えい抵抗　・
スロープ及びボーダー　※製造所の仕様による ・図示
耐荷重性能（5000N）の性能
平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの、又は同等のものとする。
ローリングロード性能　※適用する ・適用しない
ローリングロード試験
耐荷重性能（3000N）：積載荷重1，000Nの際、最大変形量1．5mm以下（使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと）
耐荷重性能（5000N）：積載荷重1，000N以上の際、最大変形量1．0mm以下（使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと）

② 表示 （20．2．11）

区分	材質	寸法（mm）	厚さ（mm）	取付高さ（mm）	書体
・衝突防止表示（・両面 ・片面）	・ステンレス製 ・図示	・30 ・	・5 ・市販品 ・	※図示 ・	※図示 ・
⊙室名札 ・ピクトグラフ ・	⊙アクリル板 ・図示	※図示 ・	・5 ・	※図示 ・	※図示 ・
・庁舎案内板 ・各階案内板	・アクリル板 ・図示	※図示 ・	・5 ・	※図示 ・	※図示 ・
・	・	・	・	・	・

案内用図記号は、JIS Z 8210 による。
誘導標識及び非常用進入口表示等は、消防法に適合する市販品とする。

3 ブラインド （20．2．14）

形式	寸法（mm）	種類	ｽﾗｯﾄの材質	ｽﾗｯﾄ幅（mm）	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材質	取付箇所
※横形		※ｷﾞﾔ式 ・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	※25 ・	・鋼製 ・	・図示
・縦型		・1本操作ｺｰﾄﾞ式 ※2本操作ｺｰﾄﾞ式	・ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ ・ｸﾛｽｽﾗｯﾄ	・80 ・100	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・	・図示

4 ロールスクリーン （20．2．15）

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	備考
※ポリエステル ・綿 ・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示 ・	

⑤ カーテン及びカーテンレール （20．2．16）

ひだの種類	形式	開閉操作	施工取付箇所	備考
・つまみひだ ・箱ひだ ・片ひだ ・プレーンひだ	・シングル ・ダブル	・電動 ・ひも引き ・手引き		
・				（暗幕）
・				

カーテンレール
材種　※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・
形式　・片引き ⊙引分け　（暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする。）
形状　・C型 ・D型 ※角形 ・
仕上げ　・アルマイト ・

6 点検口

・天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・屋内外用 ・屋内用	・密閉型	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ	±0.5mm以内	片側2.0mm以内

・床点検口

材種	寸法	形式		枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス
※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製 ・鋳鉄製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも±0.5mm以内	片側2.0mm以内

一般形：パッキンを装着しないもの、又はがたつき防止用パッキンを装着したもの
密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

7 階段手すり笠木

材種　ビニル製（形状は図示）

8 天井見切り縁

材種　※アルミニウム既製品 ・塩化ビニル既製品

9 ピクチャーレール

※見切り縁兼用タイプ ・
移動フック　か所／m
安全荷重　※15kg以上

10 視覚障害者誘導用ブロック

材種　・コンクリート製（厚さ60mm） ・磁器質タイル製
形状　JIS T 9251による
寸法（mm）　※300×300
色　黄色

11 屋根改修工事

施工業者
施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部会の組合員又は施工技術に関し当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

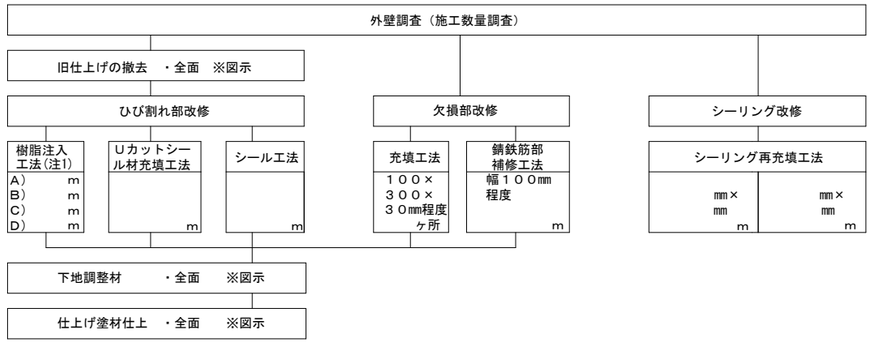

・モルタル塗り仕上げ外壁の場合

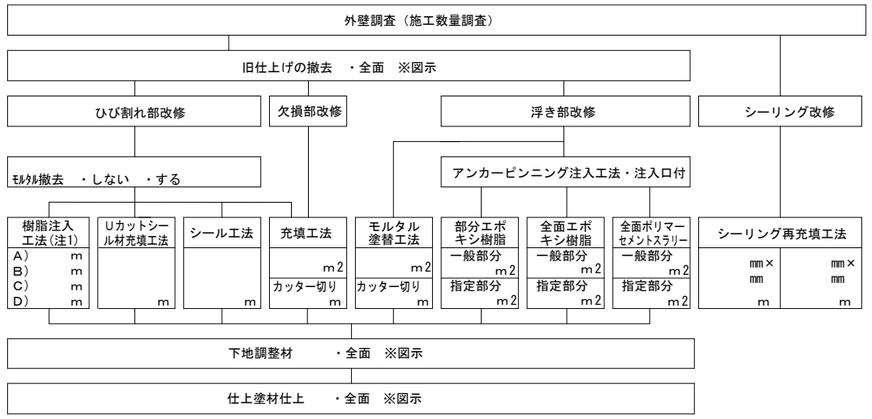

・タイル張り仕上げ外壁の場合

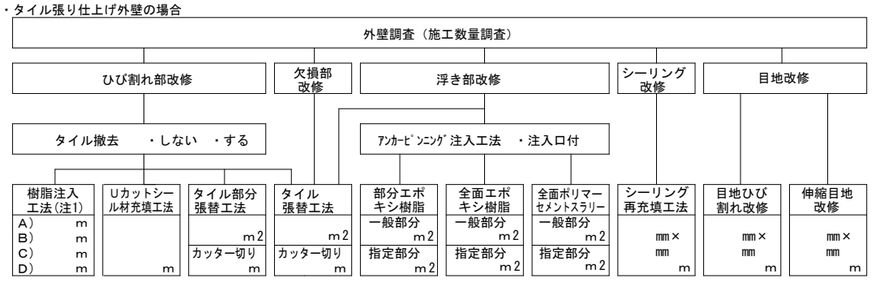

（注1）ひび割れ幅（mm）が、A）0.2以上1.0未満、B）0.2以上0.3未満、C）0.3以上0.5未満、D）0.5以上1.0未満を示す

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

建 築 工 事 特 記 仕 様 書　　追 補

発生材の処理等

1（建設副産物の適正処理）

建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月31日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

2（建設副産物の利用）
建設副産物の再利用については、適正に実施すること。
建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

3（建設副産物の搬出）
建設副産物の搬出については、別表－１により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①，②，③によること。
受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。

別表－１

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２条第５項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。

1　建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。
（1）土砂（流用）
場　　所：
工 事 名：
受入時間：AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
（2）土砂（処分）
愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照）
【愛媛県HP】　特定事業場：https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html
管理型処分場：https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html
（処分方法が"埋立"又は"管理型埋立"であり産業廃棄物の種類が"汚泥"の処分場に限る）
事業所名：
受入時間：AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

2.建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。
(1)ｺﾝｸﾘｰﾄ塊
事業所名　常盤砕石㈱
営業時間　AM 8：00～PM 5：00
また、運搬距離は、　3.1　kmを見込んでいる。
(2)ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
(3)建設発生木材・伐採樹木
事業所名　藤岡建設㈱
営業時間　AM 8：00～PM 5：00
また、運搬距離は、　5.6　kmを見込んでいる。
(4)建設汚泥
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
(5)その他　⊙廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　・がれき類　⊙硝子・陶磁器類　⊙ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材・水銀灯　⊙混合廃棄物
事業所名　藤岡建設㈱　(有)明越産業　(有)明越産業　藤岡建設㈱
営業時間　AM 8：00～PM 5：00　AM 8:00～PM 5:00　AM 8:00～PM 5:00　AM 8:00～PM 5:00
また、運搬距離は、5.6km　12.9km　12.9km　5.6km
を見込んでいる。

※　上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

①　処理計画書
受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書（別添様式）を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。
②　受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。
（1）産業廃棄物処理委託契約書（写）
（2）処理業者の許可証（写）
（3）積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真
③（1）受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（搬出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間毎に監督員に提示しなければならない。
（2）受注者は、工事施工後、③（1）の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。
④（1）受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類毎にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。
また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。
（2）受注者は、工事施工中においては、③（1）の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。
（3）受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はＥ票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。
ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、Ｄ票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。
⑤　資源環境促進税について
本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合（中間処理施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるので適切に処理すること。

4（再生資材の利用、建設発生土の利用）
1 受注者は、別表－２の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあっては、別表－３によること。
2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【（公社）日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。
なお、適正な品質が保証できない場合、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

別表－２

	規　　模	使用場所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生資材	再生粒調砕石 （ＲＭ－２５）	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 （ＲＣ－４０）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。

別表－３

再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。
（1）再生骨材
・粒度調整砕石（ＲＣ－４０）
事業所名：
営業時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

（2）土砂
場　　所：
工 事 名：
搬出時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

（3）その他（　　）
場　　所：
工 事 名：
搬出時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

5（特定建設資材の分別解体及び再資源化）
受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条に基づく対象工事（以下「対象建設工事」という。）の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。

6（再生資源（促進）計画書及び実施書）
1　受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
2　受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。
3　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。
4　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。
5　受注者は、土砂を再資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
6　受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
7　受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第６項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。
8　受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

7（再資源化等報告書）
受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用（促進）実施書とする。
（1）再資源化等が完了した年月日
（2）再資源化等をした施設の名称及び所在地
（3）再資源化等に要した費用

8（建設副産物の利用）
1　建設副産物の再利用については、適正に実施すること。
2　建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。
3　建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第９条第１項に基づく下記（1）～（3）の対象工事について受注業者は契約前に監督員と協議を行うこと。
（1）　解体工事　（2）　新築工事　（3）　建設以外のものに係る解体工事又は新築工事

その他

（建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い）

下記資材の再資源化を積極的に図ること。

1）施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
2）再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。
3）産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。
4）新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。
5）解体材についても広域制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。
6）特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

工　種	資材名	再生方法	備考
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土木工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領（愛媛県土木部）
地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等	
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等	
ＡＬＣパネル	ＡＬＣパネル	広域認定制度	
押出成形セメント板工事	押出成形セメント板	広域認定制度	
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会	
内装工事	ロックウール	広域認定制度	
	グラスウール	広域認定制度	
	石膏ボード	広域認定制度	
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等	
	鋼材	再資源回収業者等	
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等	
	配管材料	再資源回収業者等	
	機器・盤類	再資源回収業者等	
	蛍光管	再資源回収業者等	
	小型二次電池	再資源回収業者等	
機械設備工事	塩化ビニル管 塩ビライニング管	広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会	
	鋼管など金属類	再資源回収業者等	
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等	
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等	
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度	

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

建築改修工事特記仕様書　追補（その２）

（　）該当する各仕様書の章及び項目番号

建築材料	性能及び品質規定

・乾式保護材（防水立上部押出成形セメント板）（３．３）

乾式保護材
　繊維質原料等を主原料として板状に押出成形しオートクレーブ養生した窯業系パネル及び金属板と樹脂を積層一体化させた金属複合板、またはセメントを原料としたものとし、以下の仕様を満足する製造所の製品とする。
　原料による区分　窯業系パネル－１類（無石綿に限る。耐衝撃性に優れている。寒冷地仕様）
　　　　　　　　　窯業系パネル－２類（無石綿に限る。一般的な仕様）
　　　　　　　　　金属複合板

厚さ（mm）	寸法	許容差
幅　（mm）		
長さ（mm）		

乾式保護材の品質
　外観は割れ、貫通、亀裂があってはならない。
　かけ、ねじれ、そり、異物の混入、汚れ、はく離など使用上有害なものであってはならない。
　窯業系パネルは出荷時において含水率10%以下を確保すること。

		窯業系パネルーⅠ類	窯業系パネルーⅡ類	金属複合板
スパン50cmにおける単位幅１cmあたりの曲げモーメント	標準時	550N・cm以上	450N・cm以上	350N・cm以上
	凍結融解完了時（ｻｲｸﾙ数）	400N・cm以上（300）	320N・cm以上（200）	250N・cm以上（300）
吸水率		20%以下	20%以下	１%以下
吸水率による長さ変化率		0.07%以下	0.07%以下	0.01%以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
鋼性		－	－	80000N・cm2以上
耐凍結融解性能		300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと	300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと	300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。ただし、明らかに吸水しないと認められるものについては、耐凍結融解試験を省略できる。
耐衝撃性能		質量1000gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと	質量 500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと	質量 500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。また残留変形量が1/100以下かつ加圧時の最大変形量が4/100以下

　剛性=E×I　E:ﾔﾝｸﾞ係数　I:製品の断面2次ﾓｰﾒﾝﾄ　ｽﾊﾟﾝ40cm、幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nのとき、たわみが4mm以下となる剛性

試験方法
１）寸法の測定方法
　厚さ：供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定出来る測定器で測り､4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
　幅　：供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央1箇所の幅寸法を、JIS B　7512に基づく目量が１mmの１級コンベックスルール又は、JIS B　7516に基づく目量が、１mmの１級直尺を用いて測定する。
２）曲げ強度試験は、JIS　A 1408（建築用ボード類の曲げ試験方法）による。試験体は3号試験体とする。
　幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前と同試験100, 200, 300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）尚、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
３）吸水率試験は、JIS　A 5430に準じておこなう。
４）難燃性試験は、JIS　A 1321に準じておこなう。
５）吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS　K 8123に基づく塩化カルシウム又はJIS K1464に基づく品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線感覚が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレ ータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約3ｃｍとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。48時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る。吸水による長さ変化率（ΔL)は、次式によって求める。
　（ΔL)＝（L2 － L1）／ L1 ×100　ΔL：吸水による長さ変化率（%）
　L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　L2：吸水時の標線間の長さ（mm）
６）耐凍結融解性能試験は、JIS　A 5422の気中凍結水中融解法によって行う｡100, 200, 300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
７）耐衝撃性能試験は、JIS A1408の衝撃性試験に準じておこなう。試験体の支持装置は、記号S２対辺単純支持方法による。試験体の大きさは、4号（長さ400mm, 幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもり又は球形おもりとし、記号（W１－1000又はW2－500）、質量1000ｇ又は500ｇとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。

・既製調合ﾓﾙﾀﾙ(ﾀｲﾙ工事用)（４－３．２～４）

既製調合モルタルはセメント・細骨材・混和材等を予め工場において所定の割合に配合して製造した材料とし、以下の仕様を満足する製造所の製品とする。

保水率	単位容積質量	接着強さ 標準時	接着強さ 温冷繰返し後	長さ変化率	曲げ強さ
70.0%以上	表示項目(1.8kg/L以上)	0.60N/mm2以上	0.40N/mm2以上	0.20%以上	4.0N/mm2以上

試験方法
１）試料の調製
　製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに 、要する材料と練り混ぜ　水を計算して用意する。練り混ぜは、JIS R 5201（セメントの物理試験方法）の 9. 1に基づく練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
２）保水率
　JIS R 3202（フロート板ガラスおよびみがき板ガラス）に基づくみがき板ガラス（縦150mm、横 150mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に基づく５Ａろ紙（直径11cm)をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、１）で調製した試料を金べらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
　保水率＝50／平均値×100　〔注〕50：リング型わくの内径
３）単位容積質量
　JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
４）接着強さ（標準時）
　① 適用タイルが「モザイクタイル」の場合
　（ 試験体の作製 ）
　JIS A 5371（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品）の附属書2に基づく普通平板Ｎ－300を下地板とし、　表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに １）で調製した試料を厚さ５mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209（セラミックタイル）に基づく磁器質タイル（施ゆう）「 50角ユニットタイル（外のり寸法約300×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80% 以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
　（ 試験方法 ）
　JIS A 6909(建築用仕上塗材)の7.9付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う｡尚、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく５箇所を選び抜き取る。又、 試験後の、部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
　　Ｔ：タイルの母材破断、ＴＭ：既製調合モルタルとタイルの界面破断、Ｍ：既製調合モルタルの母材破断
　　ＭＧ：既製調合モルタルと下地板の界面破断、Ｇ：下地板の母材破断
　尚、標準時の接着強さは、抜き取った試験片５箇所共全て、 0. 60Ｎ／mm2以上を確保していること。
　② 適用タイルが「小口タイル・二丁掛タイル」の場合
　（ 試験体の作製 ）
　JIS A 5371（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品）の附属書2に基づく普通平板Ｎ－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに １）で調製した試料を厚さ７mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209（セラミックタイル）に基づく磁器質タイル（施ゆう）「小口タイル 108×60×12mm」を４枚２列計８枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80% 以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
　（ 試験方法 ）
　「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
５）接着強さ（温冷繰返し後）
　（ 試験体の作製 ）
　「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」共 、各々 ４）接着強さ（ 標準時 ）の試験方法の「 試験体 」と同様とする。
　（ 温冷繰返し試験 ）
　「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」共 、各々　JIS A 6909 建築用仕上塗材7.11温冷繰返し試験に準じて行う。 試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±3℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ、及び膨れの有無を目視によっ て調べる。
　（ 温冷繰返し後の 接着強さ試験方法 ）
　「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」共 、各々　温冷繰返し試験完了後の試験体を、標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。尚、温冷繰返し後の接着強さは、抜き取った試験片５箇所共全て、 0. 40Ｎ／mm2以上を確保していること。
６）長さ変化率 の試験方法は、JIS A 6203（9.9長さ変化率試験）に準ずる。
７）曲げ強さ の試験方法は、JIS A 6916（7.11曲げ強さ試験）に準ずる。
　（ 試験室の状態 ）試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

・吸水調整材（４－２．２～３）

吸水調整材は以下の試験に合格したものとする。
１）ディスパージョンの試験方法は、JIS A 6203（セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂）に準じ、外観は粗粒子・異物・凝固物等がなく、全固形分は表示値±1.0%以内であること。
２）吸水試験方法は、JIS A 6916（建築用下地調整塗材）の7.14に基づく試験を行い、30分後の吸水量は１g以下であること。材料製造業者標準仕様に準じて希釈した材料を試験用基板の表面に刷毛で均一に塗り付け、24時間試験室に放置した後、吸水試験をおこなう。なお、吸水調整材の塗布量は材料製造業者の定める標準塗布量とする。
３）接着強度試験
　試験後において、著しいひび割れ及び剥離がなく、接着強度が0.98N/mm2以上で界面破断が50%以下であること。
　① 試験に用いる材料
　セメントはJIS R 5210 （ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ）に基づく普通ポルトランドセメントとし、骨材はJIS R 5201（セメントの物理試験方法）の11.3に基づく標準砂とする。
　② 試験用基板
　試験に用いるコンクリート基板は、水セメント比60%の建築における標準的調合とし設計基準強度は20N/(mm２)程度を目安とした300×300×厚さ50mmの大きさに打設して、試験室中で48時間養生後に脱型する。その後、5日間20℃±2℃の水中で養生し、さらに、21日間以上試験室中で養生したものを試験用基板とする。
　③ 塗付けモルタル
　試験に用いる塗付けモルタルの調合は質量比でセメント１, 標準砂３, 水0.5とし, フロー値が170±5となるように水セメント比を調整して、JIS R 5201（セメントの物理試験 方法)の11.5の規定に準じて練り混ぜる。
　④ 試験体の作製方法
　材料製造業者の標準仕様に準じて希釈した材料を②に規定した試験用基板の表面に刷毛で均一に塗り付け、24時間試験室に放置する。なお、吸水調整材の塗布量は材料製造業者の定める標準塗布量とする。次に、③に規定したモルタルを厚さ6mmに金ごてで塗り付けて、48時間湿空（温度20±2℃, 相対湿度80%以上）養生した後さらに試験室中で26日間養生して試験体とする。
　⑤ 試験体の数
　各試験に供する試験体の数は１個とし、試験体１個について5箇所の接着強度を測定する。
　⑥ 標準状態の接着強度試験
　④で作製した試験体のモルタル面を40×40mmの大きさで基板に達するまで切り込んだ後、JIS R 6252（研摩紙）に基づく150番研磨紙を用いて引張用ジグ（鋼製）装着面のモルタル表層部を研磨し、JIS A 6916（建築用下地調整塗材）の7.13に規定される試験方法に準じて付着強さ試験を行い、5箇所の測定値の平均値を求める。

建築材料	性能及び品質規定

⑦ 熱冷繰返し抵抗性試験
　④で作製した試験体の表面温度が70℃になるように105分間赤外線ランプを照射し、その後15分間散水することを１サイクルとして300サイクル継続する。ただし、水温は15±5℃、試験体１体当たりの散水量は毎分6ℓとする。300サイクル終了後、試験体を標準状態に24時間放置し⑥と同様にして試験を行う。
⑧ 凍結融解抵抗性試験
　④で作製した試験体を20±3℃水中浸漬15時間, －20±3℃の恒温槽中に3時間、70±3℃の恒温槽中に6時間放置を１サイクルとして、50サイクル継続する。50サイクル終了後、試験体を標準状態に24時間放置し⑥と同様にして試験を行う。
⑨ 熱アルカリ溶液抵抗性試験
　④で作製した試験体を水酸化カルシュウム飽和溶液に浸漬して80±3℃の恒温槽中に28日間放置する。28日経過した後、試験体を標準状態に24時間放置し（6）と同様にして試験を行う。
　（ 試験室の状態 ）試験室は、温度20±2℃、相対湿度65±10%を標準状態とする。

・可とう性エポキシ樹脂（４－１．１）（４－２．１）（４－３．１）

可とう性エポキシ樹脂
　可とう性エポキシ樹脂は以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

比重	押出し性	スランプ	加熱減重	性能	常温物性	低温性	加熱劣化
表示値±0.10	60秒以下	3mm以下	5%以下	引張強さ	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上
				伸び	30%以上	30%以上	30%以上
				引張接着性 最大引張応力	1.0N/mm2以上	－	－
				破断時の伸び	10%以上	－	－

　均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
　対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
　常温・常湿（温度5℃～35℃、湿度45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６ケ月間保管した後であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。

試験方法
１）試験室の状態は温度20±2℃、湿度65±10%の標準状態とする。
２）試料は試験室に保管した主剤及び硬化剤を適当な容器に製造所の定める割合で採取し、３分間十分に混練する。試験体個数は３個とする。
３）比重・押出し性・スランプ・引張接着性はJIS A 1439による。
４）引張強さ・伸びはJIS K 6251に準じ、1号ダンベルを用い、引張強度は200mm/minとする。
５）標準状態での試験は試験体を標準状態で１４日間養生した後、引張強さ、伸び、引張接着性を測定する。
６）低温での試験は試験体を標準状態で１４日間養生し、さらに０±３℃に調節した恒温室に１６時間保存した後、恒温室内にて引張強さ、伸びを測定する。
７）加熱変化試験は試験体を標準状態で１４日間養生し、さらに８０±３℃に調節した恒温室に１４日間置いた後、標準状態に戻して引張強さ、伸びを測定する。

・パテ状エポキシ樹脂（４－１．１）（４－２．１）

パテ状エポキシ樹脂
　パテ状エポキシ樹脂の仕様は以下による。

初期硬化性　（標準）	接着強さ　（標準）	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm2以上	6.0N/mm2以上	50.0N/mm2以上	30.0N/mm2以上	3.0%以下

　均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
　対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
　常温・常湿（温度５℃～３５℃、湿度４５%～８５%）において製造所の指定する期間又は製造後６ケ月間保管した後であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。
　JIS A 6024（建築補修用及び建築補強用注入エポキシ樹脂）に準じる。

・タイル部分張替え工法用接着剤（４－３．３）

ポリウレタン樹脂系、変成シリコーン樹脂系、シリコーン樹脂系、変成シリコーンエポキシ樹脂
　上記樹脂の仕様は以下による。試験方法はJIS A 5548（セラミックタイル張り内装用有機系接着剤）に準じる。

貯蔵安定性	耐熱性	接着強さ	強度	凝集破壊率	皮膜物性	引張強さ	伸び
容積と粘度に著しい変化がないこと	84℃4週間9.8Nおもりで安定	標準	0.60N/mm2以上	75%以上	標準	1.00N/mm2以上	30%以上
		低温硬化	0.40N/mm2以上	50%以上	高温	1.00N/mm2以上	30%以上
		アルカリ温水	0.40N/mm2以上	50%以上	低温	1.00N/mm2以上	30%以上
		冷熱水中繰返し	0.40N/mm2以上	50%以上	熱劣化	1.00N/mm2以上	20%以上
		熱劣化	0.40N/mm2以上	50%以上	アルカリ温水	1.00N/mm2以上	20%以上

　外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。
　タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。
　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づ特定化学物質及び労働安全衛生法に基づく、有機溶剤中毒予防規則に規定された第１種有機溶剤を使用しないこと。
　常温・常湿（温度20±1.5℃、湿度65±20%）において製造後６カ月保存しても上記の品質性能の規定に適合していること。
　ずれが生じないよう、すれ抵抗性を持つこと。
　混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

・エポキシ樹脂モルタル（４－１．２）（４－２．２）

エポキシ樹脂モルタル
　エポキシ樹脂モルタルは以下の試験に合格したものとする。
　こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
　均質で有害と認められる異物の混入があってはならない。
　「労働安全衛生法」に基づく有機溶剤中毒予防規則に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
　常温・常湿（温度20±1.5℃、湿度65±20%）において製造後６カ月保存しても上記の品質性能の規定に適合していること。

試験方法
１）試験室の状態は温度23±2℃、湿度50±5%の標準状態とする。
２）1)の状態で保管した主剤及び硬化剤を製造所の定める割合で採取し、適切な容器を用いて十分に攪拌する。試験体個数は３個とする。
３）外観は2)の試料を用い、清浄なガラス板に均一に塗布し、均質性と異物の混入の有無を観察する。
４）曲げ試験体の寸法と重量を測定する。
５）圧縮強さはJISR5201（セメントの物理試験方法）の11.7により、20.0N/mm2以上であること。
６）曲げ強さ
　JISR5201（セメントの物理試験方法）により、支点間100mmとし、供試体を成形したときの側面の中央に毎秒５kgの割合で載荷し最大荷重（Ｐkg）を求め、Ｐ×0.234＝σbの式で求めた曲げ強さ（ｂkgf／cm2）が10.0N/mm2以上であること。
７）接着強さ
　JISA 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）附属書2に基づく普通平板の表面をワイヤブラシ等を用いて清浄にし、その上に厚さ10mmになるようエポキシ樹脂モルタルを塗り、３日間経過した後に、その上面に縦40mm、横40mm、厚さ10mmの鉄片を張り付けて単軸引張りを加える。最大荷重（Ｐ）／断面積（Ａ）により求められる接着強さが1.0N/mm2以上であること。
８）だれ
　JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）附属書2に基づく普通平板の表面をワイヤブラシ等を用いて清浄にし、その上に厚さ30mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にエポキシ樹脂モルタルを塗付け、塗付け開始から５分後に、平らに置かれた平板を直角に立て起こし、そのままの状態で静置する。
　２４時間後のエポキシ樹脂モルタルの変形状態を観測した際、その形状に異常がなく、だれが生じていないこと。

・ポリマーセメントモルタル（４－１．２）（４－２．１）（４－２．２）

ポリマーセメントモルタル
　ポリマーセメントモルタルは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

だれ 下がり量(mm)	だれ 表面状態	曲げ強さ	圧縮強さ	接着強さ 標準時	接着強さ 湿潤時	接着強さ 低温時	透水性
5mm以内	ひび割れの発生がないこと	6.0N/mm2以上	20.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	0.8N/mm2以上	0.5N/mm2以上	裏面のぬれ、水滴の付着がないこと

試験方法
１）試験室の状態は温度20±2℃、湿度60%以上の標準状態とする。
２）だれの試験方法は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）附属書2に基づく普通平板の表面をワイヤーブラシ等で清浄し、その上に厚さ10mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にポリマーセメントモルタルを塗り付け、塗り付け開始から５分後に、平らにおかれていた平板を直角に立て起こし、そのままの状態で静置する。２４時間後のポリマーセメントモルタルの変形状態を観測し、その形状の異常の有無とだれ長さを測定する。
３）曲げ強さ、圧縮強さ、接着強さの試験方法は、JIS A 1171（ポリマーセメントモルタルの試験方法）の7.3、7.4による。
４）透水性試験は、JIS A 5430（繊維強化セメント板）の8.6による。
５）接着耐久性試験(温冷繰返し後)はJIS A 1171の7.5により、1.0N/mm2以上とする。
６）透水量試験はJIS A 6916「建築用下地調整塗材」の7.15により、0.5ml/hr以下とする。
７）吸水量試験はJIS A 1171の7.6により、20.0g以下とする。
８）長さ変化率試験はJIS A 1171の7.8により、0.15%以下とする。　※ 1kgf＝9.8N　数値の丸め方はJIS Z 8401による。

・ポリマーセメントスラリー（４－２．３）（４－３．３）

ポリマーセメントスラリー
　ポリマーセメントスラリーは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

注入性 広がり速度	注入性 粘調性	保水性	長さ変化性	引張接着性（材齢28日）	曲げ性能（材齢28日）	吸水性（72時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
3cm/s以上	粘調係数0.50～1.00	保水係数0.35～0.55	収縮3%以下	0.5N/mm2以上	5.0N/mm2以上	15%以下	5.0N/mm2以上

試験方法
１）試験室の状態は温度20±2℃、湿度65±10%の標準状態とする。
２）注入試験
　注入性試験用モールド（内高700mm、内法50mm、間隙3mm）を鉛直に支持し、片側面中央の注入口（11mmφ）より内径8mmのノズルを用いて水平方向に、試料は混練後１０分及び４０分の２種類の条件下で試験を行う。注入時の圧力は密閉タンク内の空気圧が１５Ｎ／ｃｍ2、タンク吐出口より注入ノズルのホースの長さ５ｍ、ホース内径は13mmとする。注入口の中心より上方50mmの刻線から150mmの刻線までスラリーが到達する間の時間ｔ０（ｓ）及び下方50mmの刻線までスラリーが到着する間の時間ｔ４（ｓ）を求める。拡がり速さ及び粘調係数は

$$広がり速さ(cm/s) = \frac{Vu+Vd}{2} = \left(\frac{I}{tu} + \frac{I}{td}\right)$$

$$粘調係数 = \frac{Vu}{Vd} = \frac{10/tu}{10/td} + \frac{td}{tu}$$

ただし、Ｖｕ：上方向への拡がり速さ（ｃｍ／ｓ）
　　　　Ｖｄ：下方向への拡がり速さ（ｃｍ／ｓ）

３）保水試験
　ガラス板（200mm×200mm×5mm）上に、JIS P 3801「化学分析用ろ紙」に基づくろ紙（直径185mm）をのせ、その中心部にゴム型リング（内径50mm、外径85mm、高さ10mm）を設定する。リング内に試料を流し込み、ヘラで盛り上がり部分をかきとり、蒸気ガラス板をその上からのせて試料をはさみ、天地を逆にして静置し、６０分後のろ紙への水分のしみだしの長径及び短径を測定し、その平均値Dを求める。

$$保水係数 = 50 \times \frac{I}{D}$$

４）長さ変化試験
　鋼製円柱体モールド（内径50mm、内高100mm）に試料を流し込み、モールド上端を定規で水平にならし、その中心　部に5mm×5mmのガラスプレートをのせ、糸を直交させて張り押さえる。２４時間、２０±２℃、６５±１０%ＲＨに放置した後、モールド上端中心部の上下方向の長さ変化⊿Ｌをマイクロメーター（1／100mm）で求める。
　⊿L

建築材料	性能及び品質規定

５）引張接着強さ
　JIS A 5371の付属書Bに基づく普通平板Ｎ－300を下側にし、JIS A 5430（繊維強化セメント板）に基づくスレートボード（ｓ）（300mm×300mm×5mm)の中心部の径11mmの注入口より、注入試験に準ずる方法で試料を鉛直方向に注入する。注入は、四隅の空気抜きの全てから試料がはみ出るまで続ける。材齢２８日における引張接着試験を建研式引張接着試験を用いて行う。荷重速度は、毎秒20kgとする。試験に先立ち、40mm×40mm角の鉄製アタッチメントをエポキシ樹脂系接着剤で所定の試験箇所に、その硬化を見計

$$引張接着強さ (N/mm2) = \frac{最大荷重}{正味接着面積}$$

　試験体個数は、５個とし、その平均値及び変動係数を求める。
６）曲げ試験
　曲げ試験は、JIS A 1171（ポリマーセメントモルタルの試験方法）に準じ、試験体個数は３個とし、その平均値を求める。試験体成形後、温度２１±３℃、湿度８０%ＲＨ以上で２４時間養生し、脱型後２７日間、１）試験条件に示す温湿度で養生した後、曲げ試験を行う。曲げ強度は、次式により求める。
曲げ強度（N/mm2）= 0.00234 × P_{max}　　P_{max}：最大荷重(N)
７）吸水試験
　６）と同様に作成した試験体を脱型後、温度２０±２℃、湿度６５±１０%で２７日間養生してから吸水試験を行う。吸水直前の質量W_0を求め、次に試験体を２０±２℃の静水中に浸せきし、７２時間経過後、取り出し手早く試験体表面を湿布でふき、直ちに質量Ｗ１を求める。次式により吸水率を計算し、３個以上の平均値を求める。

$$吸水率（\%、vol）= \frac{W_1 - W_0}{V_0} \times 100$$

V_0：試験体の体積(cm3)
８）耐久試験
　耐久試験は、促進劣化処理として、１）温冷繰返し処理及び、２）乾湿繰返し処理の２種類の処理法を適用する。試験回数は、２４時間を１サイクルとして１０サイクル行い、劣化の程度の判定方法として、曲げ強さ（JIS A 1171）の方法を適用する。

・無収縮グラウト材［プレミックス形］［現場調合形］（８－６．１）

グラウト材

無収縮グラウト材	プレミックス形及び現場調合形
混和材料	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする
セメント	JISR5210(ポルトランドセメント）による普通または早強ポルトランドセメントとする
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対感想状態で使用する

無収縮グラウトの品質及び試験方法（現場調合形においては標準仕用量・配合値）

ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリージング率　：　2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間：1時間以上　　終結時間：10時間以内
無収縮性	材齢7日　　収縮しない
圧縮強度	材齢 3 日：20N/mm2以上　　材齢28日：40N/mm2以上
付着強度	材齢28日：2.5N/mm2以上
塩化物量	0.30kg/m3以下
試験方法	日本道路公団規格（JHS)「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1992によるプレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う
コンステンシー	Jロートによる流下時間　練混ぜ完了から3分以内の値は、8±2秒

ⓘ 天井点検口（１０．６）

材料

主材	ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材	JIS H 4100 A6063S 又は同等の性能を有するものとする。(品質を証明する資料を提出)
		表面処理は陽極酸化被膜　JIS H 8601 (AA6) 又は同等の性能を有するものとする。(品質を証明する資料を提出)
副資材	内枠及び外枠のコーナーピース	鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
	外枠の取付け金具	吊り金具は鋼製に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又はこれと同等の性能を有するものとする。
		同上取付けボルトは鋼製に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又はこれと同等の性能を有するものとする。
	内枠の仕上材	アルミニウム合金押出型材、亜鉛めっき鋼板の類及びこれらと同等の品質並びに仕上げ材の固定の性能を有するものとする。
構造		加工は、外枠・内枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。 組立は、外枠・内枠とも四隅の接続部に留付補強及び溶接等により堅牢な構造であること。 開閉操作は、容易であること。また、閉鎖状態では　開閉部が振動などによる開口・脱落などが生じない構造であること。 閉鎖状態において内蓋（内枠）と外枠にずれ・目違いが生じない構造であること。 天井下地に設けた取付け用補強材への固定は、施工が容易で、且つ緩み・脱落が生じない構造であること。また、吊り金物は外枠を天井取り付け用チャンネルに直接留付ける方式（仕上げ材を介して固定しない構造）とする。 内枠と仕上げ材の剥離・脱落が生じない構造であること。
外部軒天への取付け		吊り及び固定金具の支持方法について現地の条件に適合させること。 内外枠の表面処理は、JIS H 8602陽極酸化塗装複合皮膜のB種又は同等品以上のものとすること。 内枠閉鎖時の固定は、２点締り等閉鎖機構の追加が可能であること。 仕上げ材の固定は、押さえ枠の追加、留付けビスの追加に対応できること。

内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
１）試験体は、一般事務室用とし、枠見込み４０mm内外の製品とする。吊り金物は外枠を天井取り付け用チャンネルに直接留付ける方式（仕上げ材を介して固定しない）とする。公共建築工事標準仕様書平成19年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）14章4節により製作した試験体固定用天井に試験体の天井点検口450×450mmを吊り金具４箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は１９形とし、仕上材は、せっこうﾎﾞｰﾄﾞt9.5mm（JIS A 6901 GB-R 難燃2級）二重張りとする。
２）試験は、内蓋を閉じた状態から自由解放状態にする動作を繰り返し行う。
３）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300 回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。
４）試験結果の判定は、下記による。
　１　100～300 回　内蓋の垂れ下がり０．５mm以内
　２　その他使用上において支障をきたす異常のないこと。

・床点検口（１０．６）

床点検口

			屋内外用	屋内用
分類			屋外及び屋内の水掛り部分並びに多湿な箇所の床に設けるもので特に防錆性能を要する製品とする。	屋内外用以外で一般室内等の床に設ける製品とする。
材料	受枠材及び	ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材	JIS H 4100 A6063S又はこれらと同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	
			表面処理は陽極酸化塗装複合被膜JIS H 8602 のB 又はJISH 8601 のAA15並びにこれらと同等の性能を有するもの。	
		ｽﾃﾝﾚｽ鋼	JIS G 4305 の類 SUS304 又はこれらと同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	
			目地ともの場合の表面仕上はＨＬ又はNo.２Ｂ仕上げ程度とする。	
		鋼製	－	鋼板又はJIS G 3313の電気亜鉛めっき鋼板の類にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。 JIS G 3313 の電気亜鉛めっき鋼板にJIS K 5621の一般さび止めペイントの防錆処理を行ったもの。 上記同等品
		鋳鉄製	二重蓋の場合の中蓋のみ適用 JIS G 5501　FC 150,FC200	－
		その他	塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂製等	
	目地材	黄銅製	JIS H 3100、JIS H 3250又は同等の性能を有するもの	－
		ｽﾃﾝﾚｽ鋼	JIS G 4305、JIS G 4308の類 SUS304 又は同等の性能を有するもの。	－
	底板材及び受け枠材・蓋枠材のコーナーピース並びに底板補強材	ｽﾃﾝﾚｽ鋼板	JIS G 4305､JIS G 4308の類 SUS304 又は同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	JIS G 4305 の類 SUS430 又は同等の性能を有するもの。
		ｱﾙﾐﾆｳﾑ板	JIS H 4000 のA1100P H24又は同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	－
			表面処理は陽極酸化塗装複合被膜JIS H 8602のB 又はJIS H 8601のAA15並びにこれらと同等の性能を有するもの。	
		鋼製	－	鋼板又はJIS G 3313の電気亜鉛めっき鋼板の類にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。 JIS G 3313の電気亜鉛めっき鋼板にJIS K5621の一般さび止めペイントの防錆処理を行ったもの。 上記同等品
	パッキン材		塩化ビニール系ゴム、軟質塩化ビニール、クロロプレン、スポンジ ラバー及びエチレンプロピレン等外枠及び蓋枠の材質、形状に適する弾力性、密着性並びに気密性を有するものとする。	
	アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの。	
	取っ手		黄銅鋳物製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳物製、ステンレス鋼鋳鋼品、ステンレス鋼材製など堅牢な材質とする。合成樹脂製などはステンレス鋼材、アルミニウム押出形材等で表面を被覆し、衝撃よる変形・割れが生じない構造ものとする。	
	錠		黄銅製、ステンレス鋼製、亜鉛合金製（クロムめっき）の類。	－
構造			加工は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。 組立は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部を溶接接合及び留付補強材などにより留付けた堅牢な構造であること。 閉鎖状態において蓋枠と受け枠に面外の目違いのない構造であること。また、蓋と受け枠の接触部は、歪みがなく歩行などに際してガタツキその他の支障が生じない構造であること。 錠付きの場合の施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする。 アンカーは、四周均等かつ堅固に固定できる位置にあること。	

荷重試験
１）試験体は、受け枠・蓋枠ともアルミニウム製のものについて下記製品について実施する。（目地材にステンレス製等を使用したものも可）又、仕上げ材を張付けないもの（底板面）とする。
　１　張り物用とし、６００mm角程度とする
２）枠見込みは、４０mm以下とし、蓋の底板は単層の製品で補強材は、各製品の内断面係数が小さいものとする。また材質・厚さ・形状・位置は常時生産品とする。
３）測定は、蓋中央部にかかる加圧を２００Ｎ増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について１０００Ｎまで３回繰り返し荷重毎に記録する。また、終局荷重を記録する。
４）加圧は、荷重値Ｐｎ＝１０００Ｎにおいて、蓋中央部が１０００Ｎにおいて残留たわみが点検口の有孔径の０．０８%以内であること。受け枠・蓋その他に使用上支障がないこと。破壊荷重は、荷重値Ｐｎの２倍以上とする。

建築改修工事特記仕様書　追補（その３）

建築材料	性能及び品質規定	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
・　人工屋上緑化用システム	屋上緑化システムは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。	室内空気汚染対策	① 建築材料の規制対象化学物質 ② 居室を有する建築物に用いる建築材料の仕様	ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノルカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ－ｎ－ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ－２－エチルヘキシルの１３物質（以下「規制対象化学物質」という。）とする。 規制対象化学物質を発散する建築材料の使用を可能な限り制限することとし、材料選択は次の１から５の規定を原則とする。 １　ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発散する建築材料等の使用制限。 （１）　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材 ― ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散がきわめて少ないＪＡＳ又はＪＩＳの規格品（以下「規格品」という。）とする。 （２）　家具、書架、実験台、その他の什器等 ― （１）（５）（７）に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 （３）　ユリア樹脂板 ― ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 （４）　壁紙 （５）　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 （６）　保温材、緩衝材、断熱材 （７）　塗料 （８）　仕上塗材 ― ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ※原則として内装仕上げには、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料（Ｆ☆☆☆☆等）をできる限り使用し、当面の間、該当する材料が無い場合は第３種ホルムアルデヒド発散材料（Ｆ☆☆☆等）を使用すること。 ※※天井裏、小屋裏、床裏、壁、収納スペース等に使用する建築材料は、ホルムアルデヒドの発散に関し、規制対象外の建築材料（Ｆ☆☆☆☆等）又は第３種ホルムアルデヒド発散材料（Ｆ☆☆☆等）を使用すること。 ２　トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限。 （１）　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 （２）　塗料 ― トルエン等の含有量が少ない規格品とする。 ３　クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノルカルブ（以下「クロルピリホス等」という。）を含有する防腐・防蟻剤の使用制限。 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤 ― クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。 ４　可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則 （１）　壁紙用接着剤 ― フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 （２）　木工用接着剤 ― フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 ５　その他 建築材料の選定にあたっては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第１４条によるＭＳＤＳ（化学物質安全データシート）等を活用し、規制対象化学物質の含有量を確認し、その発散低減に努めること。	室内空気汚染対策	④ 室内空気環境測定	１．測定対象室等 ⊙一般　３　箇所 ・住宅等　戸　戸当たり　室 ・図示　⊙ 会議室、校長室、職員室 ※測定対象室について、改修工事着手前後を測定する。 ２．測定対象化学物質 規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの５物質（以下「測定対象化学物質」という。）とする。 ３．測定方法 測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第３条第１項に規定する評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号。以下「評価方法基準」という。）の第５の６－３の（３）に定める方法（アクティブ法）又はパッシブ型採取機器を用い、次の要領で行う。 （１）測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から１．２ｍから１．５ｍの高さとする。 （２）測定対象室の全ての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。 （３）その後、測定対象室の全ての窓及び扉を５時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 （４）測定は（３）の状態のままで行う。 ア　パッシブ採取機器では、測定時間は２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。 なお、８時間測定の場合は、午後２時から午後３時までを測定時間帯の中央となるよう、午前１０時３０分から午後６時３０分までの時間帯とする。測定回数は、１回とする。 イ　品確法の評価方法基準第５の６－３の（３）に定める標準的な方法の場合、採取は３０分以上継続して、同時又は継続して２回以上行うこと。また、午後２時から午後３時を測定時間帯の中央となるよう設定する。 注：（２）（３）（４）において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。 ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 （５）分析 品確法の評価方法基準第５の６－３の（３）－ロ－２に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を測定する。 （６）測定後 完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものとともに材料選定資料を整理し、提出すること。 ４　判定基準 次表ア欄の測定対象化学物質の濃度がイ欄の数値（以下「基準値」という。）以下であること。 ア ― イ ホルムアルデヒド ― ０．０８ｐｐｍ トルエン ― ０．０７ｐｐｍ キシレン ― ０．０５ｐｐｍ エチルベンゼン ― ０．８８ｐｐｍ スチレン ― ０．０５ｐｐｍ ５　基準値を超えた場合の措置 基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告書を提出すること。

実績は施工後３年間以上及び施工面積100㎡以上の案件をそれぞれ１件以上含む販売実績５件以上とする。
当該の案件に対し、下記に関する最近の調査報告書を提出する。
1)　植物の生育状態
2)　耐根層の状態
3)　保水・排水基盤の状態
4)　土壌の安定状態
5)　排水路への土壌の流出状況
6)　その他採用に当たって全般的な問題の有無

試験方法
1）透水フィルタの透水性能＊
透水性能　：JIS A 1218の定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体(透水フィルタ)をセットし、その上に砂（JIS A 5308付属書Aに基づく砂）及びシルト＃250を容積比9：1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に加圧せずに均一に充填する。（試験体１体）常温で１日置いた後、上部より給水する。給水５日間連続後取り出して自然水切り２日とした給水ｻｲｸﾙを繰り返す。週２回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、１分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお乾燥工程の試験室は室温20±3℃　湿度60±5%とする。水切り工程は試験体の入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で試験室内に保管する。各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、６週間を過ぎるまでにその週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。試験開始後６週間、流水時間合計が３０日を越えた時点で透水係数がまだ上昇に転じない場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。この場合は申請者と協議するものとする。
2）保水層の保水性能は保水空間体積の算定値または実測値による。
3）排水層の排水性能は排水量の算定値または実測値による。
4）耐根層の耐根性能は3年間の実績資料の確認（その他）による。
5）保水・排水基盤の耐荷重性能＊
3×104N/㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、保水・排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きない事を確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み（%）を測定する。試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした３体とする。加圧速度は10mm／min以下とする。
＊印の試験は公的試験機関によるものとし、他は自社試験の成績書・資料の提出によることが出来る。

管理方法による区分	管理型	省管理型
有効土層の厚さ　(cm)	20以上	－
適用土壌	製造所による	
透水フィルタの透水性能試験専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数（cm/ｓ）の時間変化	その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること	－
透水、保水・排水層等構成材の主要材質	合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。（材質を証明する資料を提出）	
保水・排水層	植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び植え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと	
保水・排水層の鉛直方向の排水性能　（l/m2･hr）	240 以上	
耐荷重性能		
保水・排水基盤の許容圧縮強度（N/m2）	最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。	一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。
耐根防水層	植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り無笹等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性剤を混入したものとする。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び５件以上の実績資料を提出する。	厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び５件以上の実績資料提出する。
システム総重量　(kg/m2)	土壌を除く表示項目	軽量土壌含む表示項目
保水性能　(l/m2)	保水空間体積を明示	
水平方向排水性能　(l/m2)	排水空間体積を明示	
植栽	各種の栽培が対応可能な構造とする。	省管理が可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。
再生材の利用	各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。	

対策をとる建築材料等	使用制限
（１）　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散がきわめて少ないＪＡＳ又はＪＩＳの規格品（以下「規格品」という。）とする。
（２）　家具、書架、実験台、その他の什器等	（１）（５）（７）に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（３）　ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（４）　壁紙 （５）　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 （６）　保温材、緩衝材、断熱材 （７）　塗料 （８）　仕上塗材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※原則として内装仕上げには、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料（Ｆ☆☆☆☆等）をできる限り使用し、当面の間、該当する材料が無い場合は第３種ホルムアルデヒド発散材料（Ｆ☆☆☆等）を使用すること。
※※天井裏、小屋裏、床裏、壁、収納スペース等に使用する建築材料は、ホルムアルデヒドの発散に関し、規制対象外の建築材料（Ｆ☆☆☆☆等）又は第３種ホルムアルデヒド発散材料（Ｆ☆☆☆等）を使用すること。

２　トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限。

対策をとる建築材料等	使用制限
（１）　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 （２）　塗料	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。

３　クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノルカルブ（以下「クロルピリホス等」という。）を含有する防腐・防蟻剤の使用制限。

対策をとる建築材料等	使用制限
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。

４　可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限
（１）　壁紙用接着剤	フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。
（２）　木工用接着剤	フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。

５　その他
建築材料の選定にあたっては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第１４条によるＭＳＤＳ（化学物質安全データシート）等を活用し、規制対象化学物質の含有量を確認し、その発散低減に努めること。

章	項目	特記事項
3	施工中の安全管理	接着剤及び塗料の塗布に当たり、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。 また、施工時、及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

ア	イ
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ
トルエン	０．０７ｐｐｍ
キシレン	０．０５ｐｐｍ
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ
スチレン	０．０５ｐｐｍ

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

本体建物の解体手順

準　備　工　事 → Ⅰ　建築設備の取り外し → Ⅱ　内装材その他の部分取り外し → Ⅲ　屋根葺き材の取り外し → Ⅳ　外装材並びに上部躯体の取り壊し → Ⅴ　基礎躯体の取り壊し → 現　場　分　別 → 各処理施設にて処分

Ⅰ　建築設備の取り外し

※　蛍光灯内にＰＣＢが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目		現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
			露出	埋込	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
○	電気設備関係	照明器具（蛍光灯）				○		○				機器, 蛍光ランプ				○
		照明器具（白熱灯）				○		○				機器, 白熱ランプ				○
○		コンセント・スイッチ				○		○				プラ屑				○
○		コンセント・スイッチ				○	○	○		○		ボックス				○
		火報感知器				○		○				プラ屑				○
		スピーカー				○		○				プラ屑				○
		時　計														
		火報知器				○		○				鉄屑				○
		弱電機器				○		○				プラ屑				○
		分電盤				○		○				鉄屑				○
		分電盤				○		○		○		ボックス				○
		配管（鋼管）				○		○				配管 電線・ケーブル				○
		配管（鋼管）				○	○	○		○		配管 電線・ケーブル				○
		配管（鋼管）				○	○	○		○		配管 電線・ケーブル				○
		配管（ビニール系）				○		○				配管 電線・ケーブル				○
		配管（ビニール系）				○	○	○		○		配管 電線・ケーブル				○
○		ボックス類				○		○				ボックス				○
		ボックス類					○			○		ボックス				○
○		換気扇				○		○				プラ屑				○
	機械設備関係	衛生陶器（和風大便器）					○			○		陶磁器				○
		衛生陶器（洋風大便器）				○						陶磁器				○
		衛生陶器（小便器）				○						陶磁器				○
		衛生陶器（洗面器）				○						陶磁器				○
		衛生陶器（掃除流し）				○						陶磁器				○
		水栓類				○						鉄屑				○
		屋内消火栓				○						鉄屑				○
		屋内消火栓														
		排水金物								○		鉄屑				○
		配管（鋼管）				○						鉄屑				○
		配管（鋼管）						○				鉄屑				○
○		配管（塩ビ系）				○						プラ屑				○
		配管（塩ビ系）						○				プラ屑				○
		化粧鏡				○						ガラス				○
		水槽・ポンプ類														
		ウォータークーラー														
		クリーンヒータ														
		弁類										プラ屑				

Ⅱ　内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目		現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
			固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
○	床	フローリングブロック				○		○							○	
○		カーペット				○		○								○
○		ラワンベニヤ				○		○							○	
○		木製床下地(転ばし床組)				○		○							○	
○		長尺塩ビシート				○		○								○
○		モルタル					○			○			○			
○		タイル					○	○								○
○		人研石研出し					○			○			○			
		便所床防水材					○			○		防水材				○
		便所床押えコンクリート					○			○			○			
○	巾　木	木製巾木				○		○							○	
		モルタル巾木					○			○			○			
○		人造石研出し巾木					○			○			○			
	壁	木部ラスモルタル（ラス共）				○		○								○
		ケイカル板				○		○								○
		ベニヤ練付				○		○								○
○		プリント合板				○		○								○
		吸音ボード				○		○								○
		ラワン合板				○		○							○	
		ホモトーン				○		○								○
○		クロス				○		○								○
		タイル					○	○								○
		モルタル類　※1					○			○			○			
		プラスター類　※2					○	○					○			
		木製間仕切				○		○							○	
		鋼製間仕切				○		○								○
		コンクリートブロック壁				○		○				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ鉄筋	○			○
○		石コウボード				○		○								○
	天井	石コウボード				○		○								○
		ラスボード				○		○								○
		テラゾ貼					○			○			○			
		アルミパネル				○		○								○
○		ロックウール吸音板				○		○								○
		有孔石コウ吸音板				○		○								○
		化粧石コウボード				○		○								○
		モルタル類　※1					○			○			○			
		プラスター類　※2					○			○			○			
		木製天井下地				○		○							○	
		鋼製天井下地				○		○								○
		バスパネル				○		○								○
○	その他の部分	木製建具				○		○				木材・ガラス・金物			○	○
○		金属製建具				○		○				鉄・ガラス				○
○		木製家具				○		○				木材・ガラス ボード・金物			○	○
○		木製額縁				○		○							○	
○		木製カーテンボックス				○		○							○	
○		黒板・掲示板				○		○				木材・ボード コルク・金物			○	○
		手摺（木製）					○	○		○		木材・鉄			○	○
		手摺（金属製）					○			○		鉄				○
		教壇（木製）				○		○							○	

※１　モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化（コンクリート）」として取り扱う。
　　ただし、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。
※２　プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物（がれき類）」として取り扱う。
※３　本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」による。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

Ⅲ　屋根葺き材の取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	屋上シート防水				○		○								○
	屋上ルーフドレン					○			○		塩ビ製				○
	防水モルタル				○		○								○
	防水押え金物				○		○								○
	折板				○		○								○
	スレート				○		○								○

Ⅳ　外装材並びに上部躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	金属製建具					○	○				アルミ・鉄・ガラス				○
	金属製建具					○	○				ステンレス・鉄・ガラス				○
	手摺					○	○				コンクリート基礎	○			○
	階段（木製）				○		○				木材				○
	アルミパネル					○	○								○
	タテ樋（塩ビ系）				○		○								○
	人造石研出し					○			○			○			
	二丁掛タイル				○		○								○
	テラゾ貼					○			○			○			
	躯体上部コンクリート					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	モルタル（床・壁）　※														

※　躯体と一体解体し、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて
　　解体、処分方法を決定するものとする。

Ⅴ　基礎躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	土間コンクリート					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	基礎コンクリート					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	地下埋設設備配管（建物内部・鋼管）					○			○		鋼管				○
	地下埋設設備配管（建物内部・塩ビ管）					○			○		塩ビ管				○
	地下埋設設備配管（建物内部・ヒューム管）					○			○		ヒューム管	○			
	地下埋設設備配管（建物内部・コンクリート製）					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○

外構の解体手順

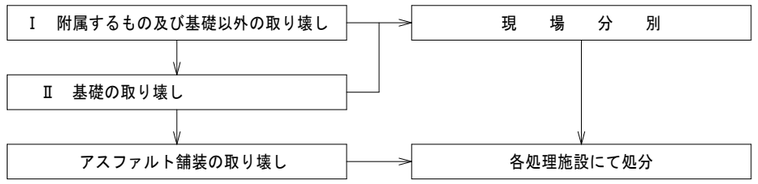

Ⅰ　附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法					処分方法			
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	渡り廊下上屋			○			○		鉄骨・折版 スレート・塩ビ樋				○
	自転車置場上屋			○			○		鉄骨・スレート 塩ビ樋				○
	灯油庫・洗濯庫上屋			○			○		鉄骨・スレート 木材・塩ビ樋			○	○
	手洗場			○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	掃除具入庫			○			○		鉄骨				
	受水槽廻りフェンス			○					フェンス コンクリート	○			○
	樹木			○	○							○	○
	石			○	○		○						○
	池			○					コンクリート・鉄筋				○

Ⅱ　基礎の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法					処分方法			
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	渡り廊下　基礎・土間コンクリート			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	自転車置場　基礎・土間コンクリート			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	灯油庫・洗濯庫　基礎・土間コンクリート			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	手洗場　基礎			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	浄化槽			○	○		○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋 槽内がれき類	○			○
	コンクリート土間			○			○		コンクリート	○			
	アスファルト舗装			○			○		アスファルト		○		

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

石綿解体標準仕様書

1　共通事項

図面及び本仕様書によるほか、ここに記載されていない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下、「解体仕様書」という。）による。

2　仕様

（１）項目は番号に ◯ 印の付いたものを採用する。

（２）事項内容欄に記載の（　）内の表示番号は、解体仕様書の該当項目を示す。

章	項目	事項内容
6 石綿含有建材の除去等	① 共通事項 (6.1.1～6.1.3)	・一般事項（6.1.1） 大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。 ・施工一般（6.1.2） 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 ・石綿粉じん濃度測定（6.1.3） 石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。
	② 除去工事共通事項 (6.2.1～6.2.9)	・専門工事業者（6.2.1） 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。 ・石綿作業主任者（6.2.2） 石綿含有建材の除去に当たり、石綿作業主任者技能講習又は平成18年３月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任する。 ・除去作業者（6.2.3） 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者（6.2.4） 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。 ・施工区画への関係者以外の立入禁止（6.2.5） 作業場、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。 ・表示および掲示（6.2.6） （ア）大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 （イ）「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 （ウ）石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。 （エ）石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。 ・石綿を保管する容器等への表示（6.2.7） 石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。 ・保護具等（6.2.8） （ア）作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。 （イ）作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。 ・保護衣及び作業衣（6.2.9） （ア）作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。 （イ）保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ５）同等品以上のものとし、使い捨てとする。 （ウ）作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。
3	石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1～6.3.4)	・作業場の隔離等（6.3.1） 石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。 （ア）壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。 なお、隔離シートの暑さは、壁面は0.08㎜以上のものを１重、床面は0.15㎜以上のものを２重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。 （イ）隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した３室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。 （ウ）洗身室にはエアシャワー設備を設ける。 （エ）隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するための、HEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。 （オ）集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。 （カ）作業開始や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により、集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し必要な措置を講ずる。 （キ）その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 （ク）隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。 ・一般事項（6.3.2） （１）石綿含有吹付け材の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。 （２）除去した石綿含有吹付け材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。 （ア）除去作業場所において、厚さが0.15㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の袋の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。この際、除去した石綿含有吹付け材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。 （イ）前室で高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、ＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。 （ウ）前室又は洗身室で、更に厚さが0.15㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることを表示を行う。 ・除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等（6.3.3） （ア）除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の（イ）によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 （イ）石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。 （ウ）石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど飛散防止措置を講ずる。 （エ）石綿含有吹付け材等の処分は、次の（ａ）又は（ｂ）により、処分方法は特記による。 (a) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 (b) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 ・確認及び後片付け（6.3.4） （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 （ウ）隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 （エ）隔離シートに付着した石綿等の粉じんの際飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中に散布して、石綿を沈降させる。 （オ）隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。 なお、床面の隔離シートの撤去は、（カ）の後、最後に行う。 （カ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は６．３．２（２）により、飛散防止措置を講ずる。 （キ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は６．３．３による。 （ク）後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
4	石綿含有保温材等の除去 (6.4.1～6.4.4)	・石綿含有保温材等の除去（6.4.1） 石綿含有保温材等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。 （ア）破壊して除去する場合は、３節による。 （イ）原形のまま、手ばらしの場合は、6.4.2から6.4.5までによる。 なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。 （ウ）作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 ・工法（6.4.2） （ア）石綿含有保温材等の除去は、6.3.2（１）により、原形のまま、手ばらしで行う。 （イ）除去後の処理は、6.3.4（イ）による。 （ウ）除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、6.3.2（２）により、飛散防止措置を講ずる。 ・除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分（6.4.3） 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。 ・確認及び後片付け（6.4.4） （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する意識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 （ウ）養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤等を散布する。
⑤	石綿含有成形版等の除去 (6.5.1～6.5.4)	・石綿含有成板等の除去（6.5.1） 石綿含有成形板の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記による。 ・工法（6.5.2） （ア）石綿含有成形板の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等を用いて作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 （イ）除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 （ウ）石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。 ・除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分（6.5.3） 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。 （ア）石綿含有成形板等の保管は、次の（イ）によるほか、4.2.1[建設廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、4.3.1[建設廃棄物の運搬及び処分の委託]による。 なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。 （イ）石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。 なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 （ウ）石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれがないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。 （エ）石綿含有成形板等の処分は、次による。 (a) 石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。 (b) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は、埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。 ① 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ② 中間処理の場合は、6.3.3（エ）(b) による。 ・確認及び後片付け（6.5.4） 確認及び後片付けは、次による。 （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。
6	石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1～6.5.5)	・石綿含有仕上塗材の除去（6.6.1） 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 ・作業場の区画（6.6.2） 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 ・工法（6.6.3） 工法は、次による。 （ア）石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 （イ）電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの発散を防止する。 （ウ）除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 ・除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分（6.6.4） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、6.5.4による。ただし、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。 ・確認及び後片付け（6.6.5） 確認及び後片付けは、6.5.4による。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

【参考】石綿飛散及びばく露防止対策の概要

・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月）
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課・環境省 水・大気環境局 大気環境課　参照

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み		除　去				除　去				石綿含有建材除去等の工法
建築材料の種類	石綿含有吹付け材【レベル１】		石綿含有保温材等【レベル２】		石綿含有保温材等【レベル２】			石綿含有吹付け材【レベル１】 石綿含有保温材等【レベル２】		石綿含有成形板等【レベル３】				石綿含有仕上塗材【レベル３相当】				建築材料の種類
					屋根用折半裏断熱材		配管保温材	切断等あり	切断等なし	石綿含有成形板等		石綿含有ケイカル板 第１種		切断等あり（電動工具使用）《隔離養生等》	切断等あり（電動工具なし）《湿潤化》			
飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※１）	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※１）	断熱材を折半につけたまま除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生（※２）	湿潤化等	原形のまま取り外し	隔離養生等（負圧不要）	原形のまま取り外し	（例）ディスクグラインダー工法	（例）集塵装置付きディスクグラインダー工法	（例）高圧水洗工法	（例）剥離剤併用手工具ケレン工法	飛散防止方法
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査
事前調査結果の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の報告
事前調査結果の備付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の備付
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業計画の作成
法令等に基づく届出	○	○	○	○	○	○	安衛法・石綿則は必要	○	○	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	法令等に基づく届出
事前調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の掲示
作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業実施の掲示
喫煙・飲食禁止掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	喫煙・飲食禁止掲示
作業主任者の専任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業主任者の専任
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別教育
保護具着用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保護具着用
関係者以外の作業場への立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係者以外の作業場への立入禁止
隔離	負圧隔離養生	グローブバック	負圧隔離養生	グローブバック	隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）		負圧隔離養生	隔離養生（負圧不要）			隔離養生（負圧不要）		隔離養生（負圧不要）	同等の要件を満たす場合不要			隔離
セキュリティーゾーンの設置	○							○										セキュリティーゾーンの設置
負圧の確保、集じん排気装置の設置	○	高性能真空掃除機	○	高性能真空掃除機				○										負圧の確保、集じん排気装置の設置
機器による漏えいの確認	○	必要に応じて	○	必要に応じて				○										機器による漏えいの確認
負圧の確認	○		○					○										負圧の確認
湿潤化	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）		○（常時）	○（常時）	○（常時）	（実施が望ましい）	○（常時）	（実施が望ましい）	○（常時）	同等の要件を満たす場合不要	○（常時）	○（常時）	湿潤化
清掃	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	清掃
取り残し等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り残し等の確認
粉じん飛散防止処理	○	○	○	○	○	○		○	○									粉じん飛散防止処理
隔離解除のための粉じん飛散状況の確認	○		○					○										隔離解除のための粉じん飛散状況の確認
各種記録・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各種記録・保管
（飛沫防止等の養生）																（※３）	（※３）	（飛沫防止等の養生）
（床防水養生）																（※３）		（床防水養生）
（汚染水処理）																（※３）		（汚染水処理）

【凡例】上記の ○ 印は、法令上求められる措置を示す。

（※１）局所的に使用するグローブバック工法
（※２）負圧不要
（※３）適切な石綿飛散防止対策の徹底を図るために必要な措置

注　意　事　項	備　　考
１　「負圧不要」とされているものについても、劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。 ２　劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが困難な場合は、切断等による工法で除去を行う、 ３　内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び石綿則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。	１　「同等の要件を満たす場合」とは、少なくとも、以下に掲げる全ての事項を満足すること。 ・集じん機能を備えたカバー付きの工具であること。 ・集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと。 ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm3（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること。 ２　石綿含有ケイカル板（第１種）を切断等する際の隔離養生については、特記による。特記がない場合は、次による。 屋内で隔離養生（負圧不要）を行う場合は、天井裏や壁に隙間がないことを確認の上、隙間が認められる場合はあらかじめプラスチックシート等で養生する。 また、開口部や吹出口等については目張りし、出入口はプラスチックシート等を垂らして飛散を防止する。床面についても、プラスチックシート等で養生する。 （壁面についても、プラスチックシート等で養生することが望ましい。）

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

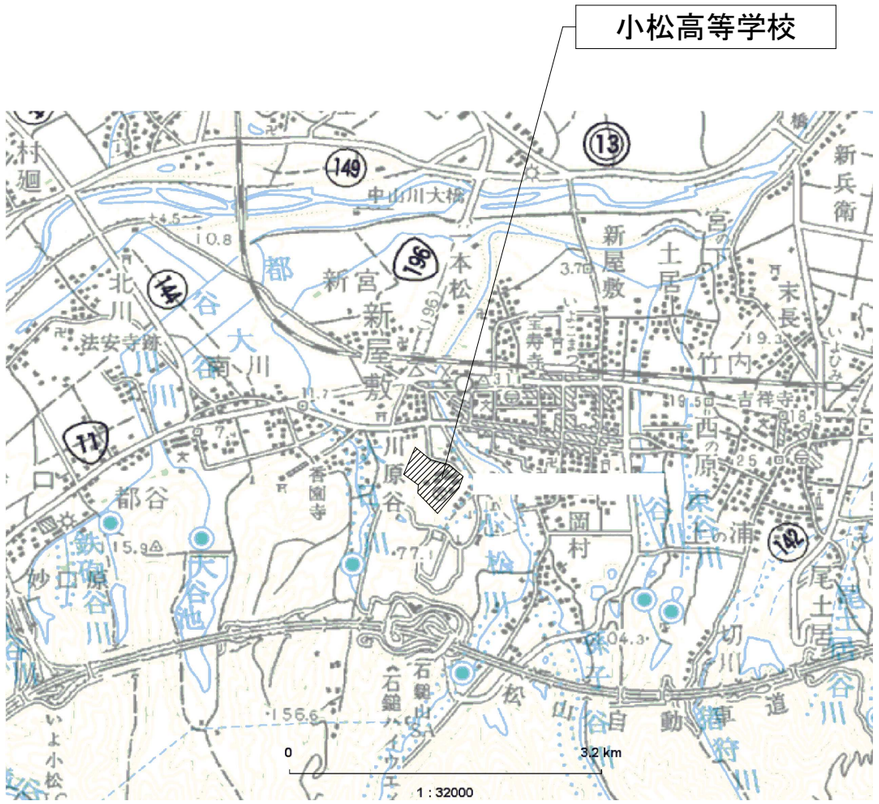

付近見取図　S=Nonscale

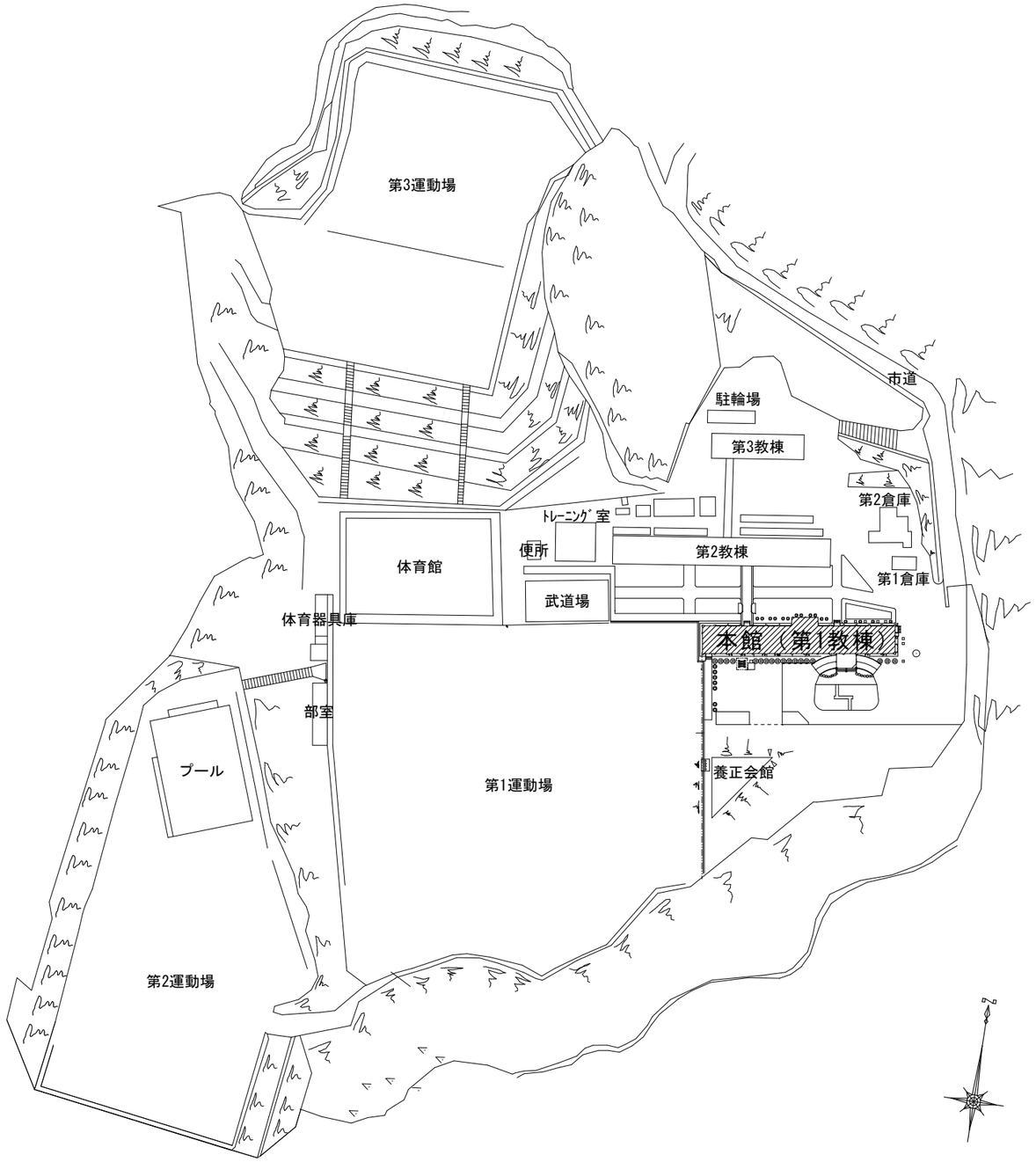

配置図　S=Nonscale

・▨は、工事建築物を示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	付近見取図・配置図	—	A-13	愛媛県立小松高等学校

※性能(認定番号)・メーカー名は参考とする。
※NM:不燃材料、QM:準不燃材料、RM:難燃材料を示す

略語	品名	適用	性能(認定番号)	備　考	略語	品名	適用	性能(認定番号)	備　考
GB-R	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5	○	NM-8619	吉野石膏㈱	VC	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽAA級	○	NM-3991 (不燃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ) QM-0822 (準不燃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ)	㈱ｻﾝｹﾞﾂ
	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5	○	QM-9828	吉野石膏㈱					
GB-S	耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5		NM-9639	吉野石膏㈱	VS-1	ﾌﾛｱﾘｭｰﾑ ﾌﾞﾚｰﾝ	○		東リ㈱
	耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5		QM-0898	吉野石膏㈱	TCP	GA-100	○		東リ㈱
	耐水石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5		QM-0898	吉野石膏㈱	室名札(平付)	SK-607	○		神栄ﾎｰﾑｸﾘｴｲﾄ㈱
GB-D	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(天井用) t9.5		QM-0524	吉野石膏㈱	室名札(突出)	SK-608	○		神栄ﾎｰﾑｸﾘｴｲﾄ㈱
	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(天井用) t9.5		NM-1864	吉野石膏㈱	OAﾌﾛｱ	OP2ｼｽﾃﾑ	○	ｴｺﾏｰｸ認定品	ｵｰｴﾑ機器㈱
GB-D(吸音)	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(1.5×3版) t9.5		NM-0879	吉野石膏㈱	流し台・ｺﾝﾛ台	さくら	○		ｸﾘﾅｯﾌﾟ㈱
DR	ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板 t9.0	○	NM-8599	吉野石膏㈱	超薄型壁面WB	不燃SMW		不燃材	日学㈱
	ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板 t12.0								
0.8FK(化粧)	化粧0.8けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	○	NM-4487	㈱ｴｰｱﾝﾄﾞﾏﾃﾘｱﾙ					
0.8FK	けい酸ｶﾙｼｳﾑ板		NM-4971	㈱ｴｰｱﾝﾄﾞﾏﾃﾘｱﾙ					

規格名称	種類の記号
ﾓﾙﾀﾙ	M
軽量鉄骨下地	LGS
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	VS-1
ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ	VT
ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	TCP
ﾋﾞﾆﾙ巾木	VB
ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	VC
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	GB-R
ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	DR
網入磨板ｶﾞﾗｽ	NP
ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ	CB
ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	P
型板ｶﾞﾗｽ	F
学校用強化ｶﾞﾗｽ	学校用T
学校用型板強化ｶﾞﾗｽ	学校用FT

石綿含有建材	石綿含有建材(みなし)	
	GB-R,S(石膏ﾎﾞｰﾄﾞ)	VB(ﾋﾞﾆﾙ巾木)
	VS-1(ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ)	VC(ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ)
	VT(ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	DR(岩綿吸音板)
	0.8FK(ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板)	吸音ﾃｯｸｽ

改修前
改修後

内　部　仕　上　表

※【　】内は、撤去示す。
※［　］内は、新設示す。
※建具改修における沓摺撤去部は、同材にて補修の事。

※室名札の表示名は、打合せの上最終決定の事。

	階	室　名	床 下地	床 仕上	幅木 仕上	幅木 H	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	回り縁	天井高さ	備　考
第1教棟	1	保健室	M	【一部 磁器質100角ﾀｲﾙ貼り】	【一部 磁器質ﾀｲﾙ】 【一部 化粧WB】	30 60	【W】	【一部 ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0+VC】	W	GB-D t9.5	木製	2,950	【室名札(突出)】
			【一部 W】	【一部 VS t2.0】	【一部 化粧WB】	60							
			下地調整	踏込:VS-1 t2.0	踏込:VB	60	—	—	—	—	—	—	室名札(突出) 木製框+OS
		会議室 (事務室仮移転場所)	M	【VS t2.0】、一部 磁器質25角ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	【一部 WB】	100	W 【一部 W】	ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+【VC】 【一部 ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+VC】	W	DR t9.0	—	2,950	【室名札(突出)】
			下地調整	VS-1 t2.0	—	—	下地調整	ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+ VC 一部 GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0	—	—	木製廻縁	—	室名札(突出)
		校長室	M	【絨毯】、一部 25角磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	【一部 化粧WB】	100	W 【一部 W】	ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+【VC】 【一部 ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+VC】	W	DR t9.0	—	2,950	【室名札(突出)】
			下地調整	TCP t6.5	—	—	下地調整	ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+ VC 一部 GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0	—	—	木製廻縁	—	室名札(突出)
		事 務 室	M	【VT t2.0】	【一部 WB】	100	【一部 W】 M	【一部 ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0】 100角ｶﾗｰﾀｲﾙ	W	DR t9.0	塩ﾋﾞ	2,950	【流し台 W1,200×D550×H800】 【ｺﾝﾛ台 W600×D550×H630】
			下地調整	VS-1 t2.0	—	—	LGS (面台)	GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0 (面台)	—	—	—	—	室名札(突出) 流し台 W1,200・ｺﾝﾛ台 W600
		応接室	M	【一部 VS t2.0】	【一部 WB+VB】	100	M 【一部 W】	ﾗﾌﾄﾝ吹付 【一部 0.8FK t6.0+ﾗﾌﾄﾝ吹付】	W	GB-R t9.5+VC	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札(突出)】
			下地調整	一部 VS-1 t2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(突出)
		放送室	M	VS t2.0	WB	100	W	有孔ﾍﾞﾆﾔ t5.5+ｱｺｽﾄｰﾝ t10	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札(突出)】
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(突出)
		進路指導室	M	【一部 VS t2.0】	【一部 WB】	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札(突出)】
			下地調整	一部 VS-1 t2.0	—	—	下地調整	EP塗替	下地調整(梁型)	EP塗替(梁型)	—	—	室名札(突出)
		業務員室 (湯沸室)	M	【一部 人造石研出し】	WB	100	【一部 M】 W	VP 0.8FK t6.0+VP	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札「火災受信所」(突出)取外し再取付】
			一部 M	EP	WB+SOP	100	—	—	—	—	—	—	

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

改修前
改修後

内 部 仕 上 表

※【 】内は、撤去示す。
※［　］内は、新設示す。
※建具改修における吝摺撤去部は、同材にて補修の事。

	階	室名	床 下地	床 仕上	幅木 仕上	幅木 H	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	天井 回り縁	天井 天井高さ	備考
第1教棟	2	普通教室 (3-1,3-2,3-3) 生徒指導室	M	【一部 ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ300×300×15+UC】	【一部 WB】	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,050	【室名札(突出)】
			—	ｻﾝﾀﾞｰ掛け+UC(3回)(教壇共)　一部 木製見切材+UC	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(突出)
		職員室	M	【VS t2.0】	WB	100	M	VP	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札(平付)】　【流し台 W1,200×D550×H800】 【ｺﾝﾛ台 W600×D550×H630】
			—	OAﾌﾛｱ(H63.5)+TCP t6.5	SOP塗替	—	下地調整	EP塗替	下地調整(梁型)	EP塗替(梁型)	—	—	室名札(平付)　流し台 W1,200・ｺﾝﾛ台 W600
			下地調整	一部 VS-1 t2.0			LGS (面台)	GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0 (面台)					
		印刷室	M	【一部 VT t2.0】	【一部 WB】	100	【一部 M】 W	【一部 VP】 0.8FK t6.0+VP	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札(平付)】
			下地調整	一部 VT t2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(平付)
	3	更衣室	M	VT t2.0	WB	100	M	VP	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	【室名札(平付)】
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(平付)
		普通教室 (2-1,2-2,2-3,135)	M	【一部 ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ300×300×15+UC】	【一部 WB】	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,050	【室名札(平付)】
			—	ｻﾝﾀﾞｰ掛け+UC(3回)(教壇共)　一部 木製見切材+UC	—	—	—	—	—	—			室名札(平付)
		美術室	M	【VS t2.0】	WB	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	2,950	【室名札(平付)】
			下地調整	VS-1 t2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(平付)
		準備室	M	【VS t2.0】	【一部 WB】	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	
			下地調整	VS-1 t2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(突出)
	4	普通教室 (1-1,1-2,1-3,145)	M	【一部 ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ300×300×15+UC】	【一部 WB】	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,050	【室名札(突出)】
			—	ｻﾝﾀﾞｰ掛け+UC(3回)(教壇共)　一部 木製見切材+UC	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(突出)
		音楽室	M	【VS t2.0】	WB	100	【一部 W】	【一部 有孔ﾍﾞﾆｱ t5.5+OS 木格子 ﾗﾜﾝ 40×75 @1,000+OS】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+【VC】) 【吸音ﾃｯｸｽ t9.0(15枚)(浮いているか所)】	塩ﾋﾞ	2,870 3,220	【室名札(平付)】　【(木製)物置】
			下地調整	TCP t6.5	—	—	—	—	—	DR t9.0補修(15枚)(梁型 EP)	—	—	室名札(平付)　ｺｱ抜き φ50 FL+150
		準備室	M	【VS t2.0】	【一部 WB】	100	【一部 M】	【一部 VP】	W	吸音ﾃｯｸｽ t9.0(梁型:M+ﾌﾟﾗｽﾀｰ)	塩ﾋﾞ	3,080	
			—	VS-1 t2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	室名札(突出)
	共通	廊 下	M	1階:【一部 VS t2.0】 2階～4階:【一部 人造石研出し】	【一部 人造石研出し】	100	【一部 M】	【VP】	W	1階:吸音ﾃｯｸｽ t9.0 2～4階:GB-R t9.0+VP	塩ﾋﾞ	2,730	3階:【掲示板(木枠)】W1,600×H960×D30、W1,600×H910×D30 4階:【掲示板(ｱﾙﾐ枠)W1,750×H1,200×D30】
			下地調整	一部 VS-1 t2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
			一部 M	一部 EP									

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	仕上表(2)	—	A-15	愛媛県立小松高等学校

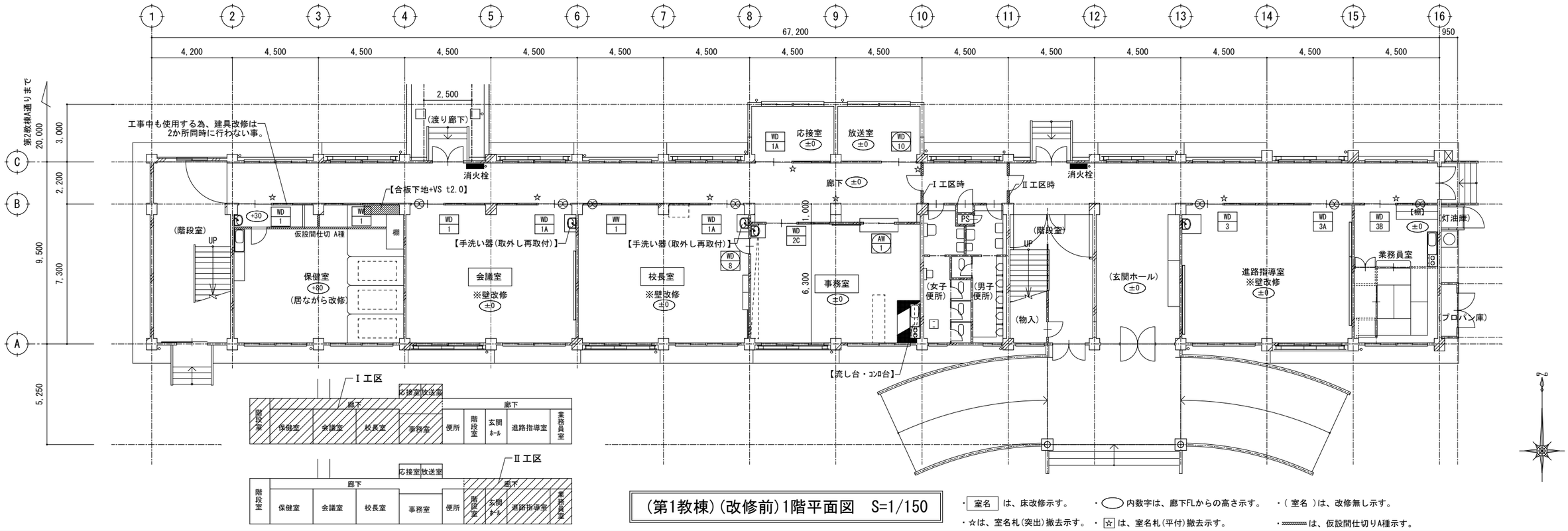

(第1教棟)(改修前)1階平面図　S=1/150

・室名 は、床改修示す。　・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。　・(室名)は、改修無し示す。
・☆は、室名札(突出)撤去示す。　・☆ は、室名札(平付)撤去示す。　・▨ は、仮設間仕切りA種示す。

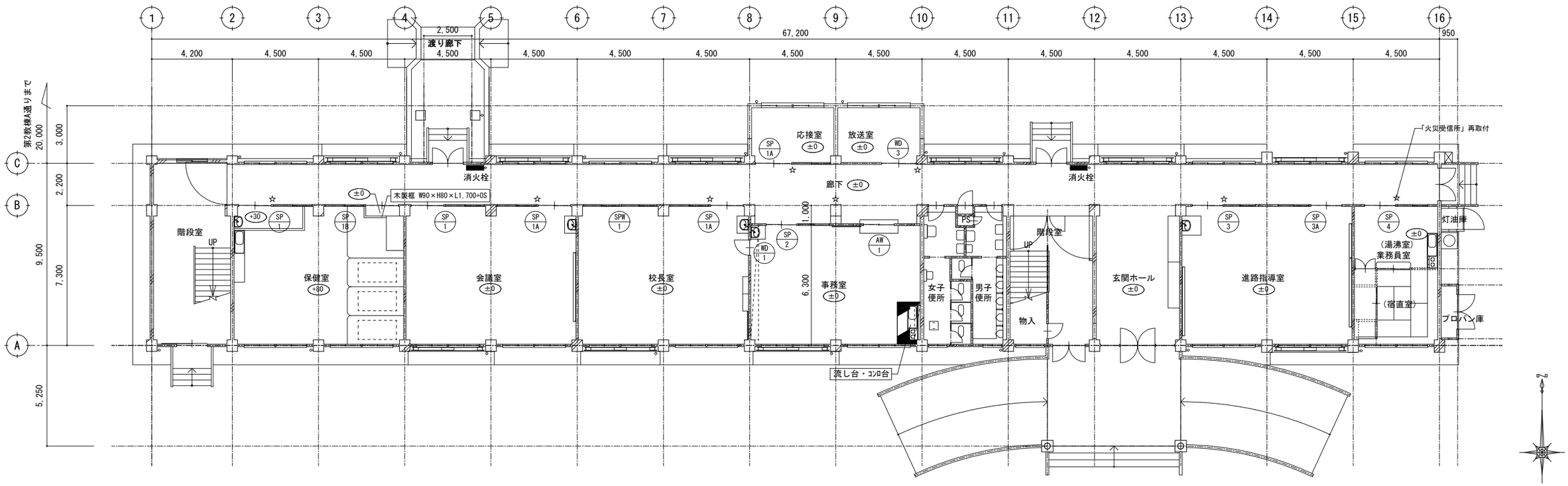

(第1教棟)(改修後)1階平面図　S=1/150

・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。
・☆は、室名札(突出)示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後)1階平面図	S=1/150	A-16	愛媛県立小松高等学校

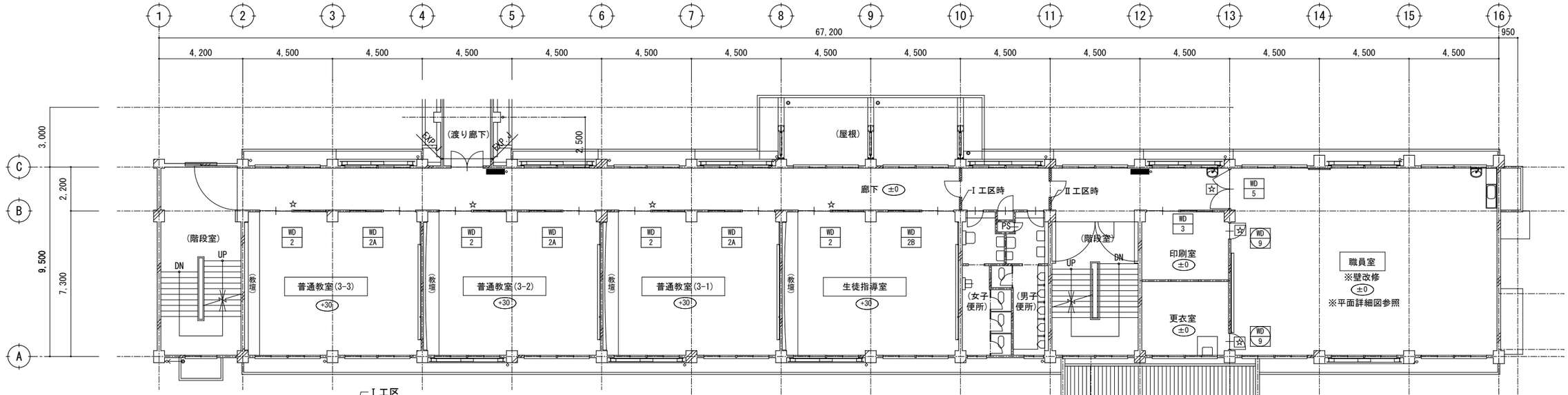

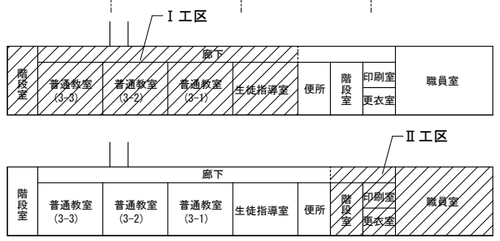

(第1教棟)(改修前)2階平面図　S=1/150

・室名 は、床改修示す。　・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。　・(室名)は、改修無し示す。
・☆は、室名札(突出)撤去示す。　・☆ は、室名札(平付)撤去示す。　・▨ は、仮設間仕切りA種示す。

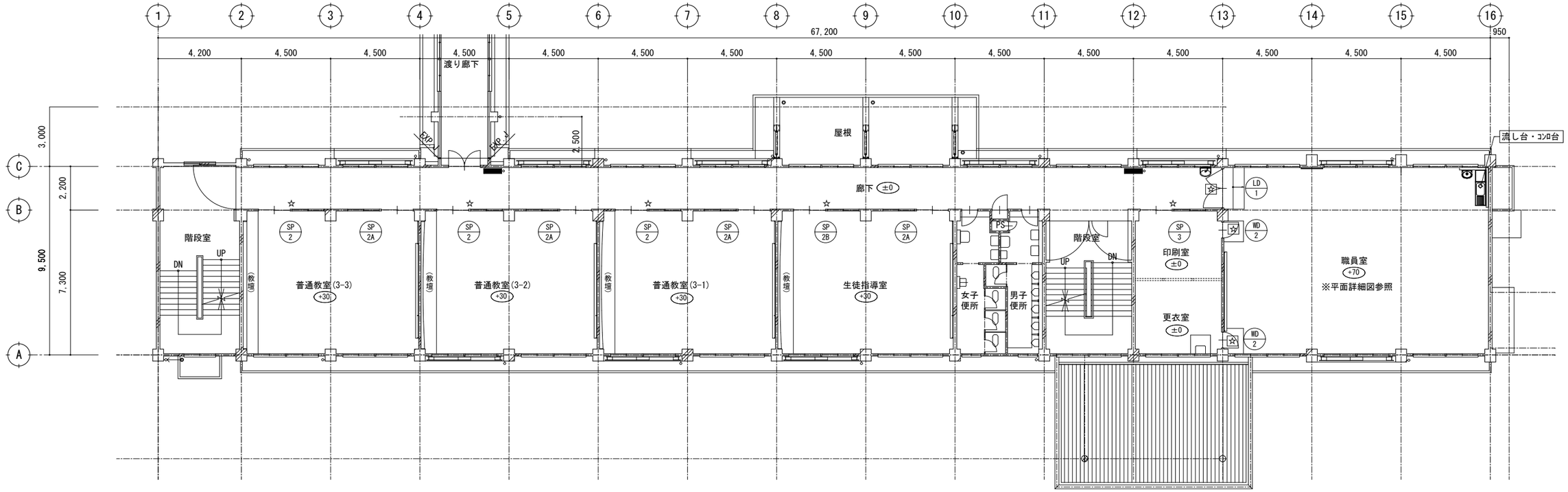

(第1教棟)(改修後)2階平面図　S=1/150

・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。
・☆は、室名札(突出)示す。
・☆ は、室名札(平付)示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後)2階平面図	S=1/150	A-17	愛媛県立小松高等学校

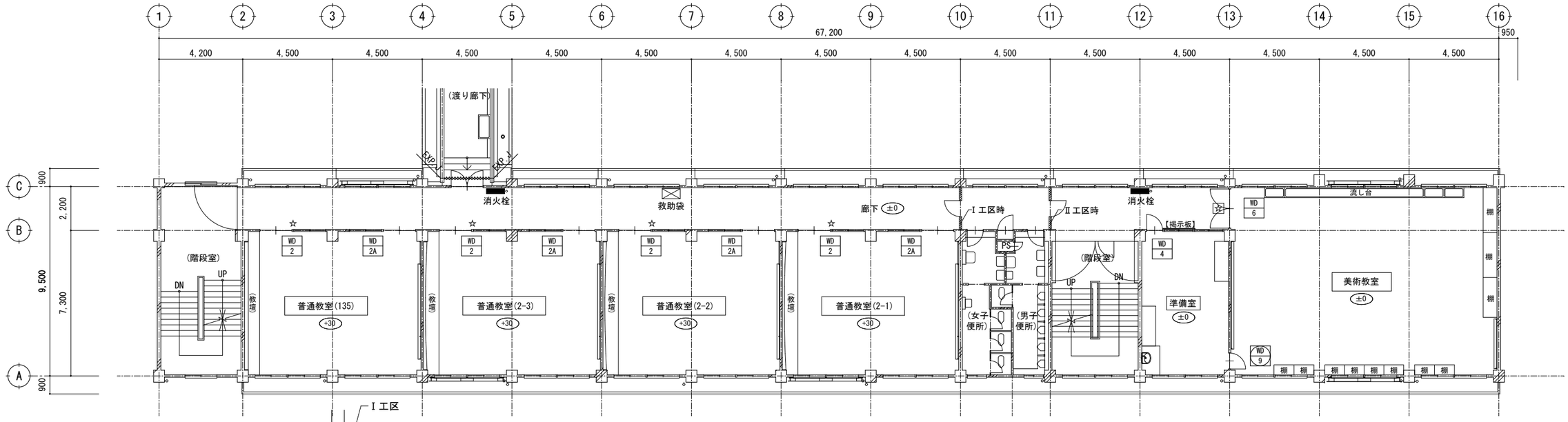

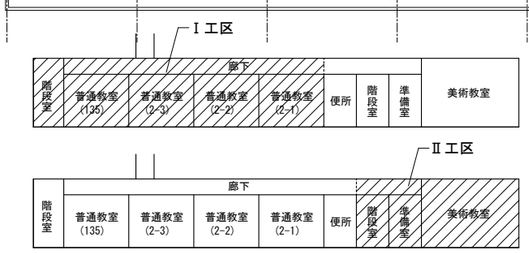

(第1教棟)(改修前)3階平面図　S=1/150

・室名 は、床改修示す。　・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。　・(室名)は、改修無し示す。
・☆は、室名札(突出)撤去示す。　・☆ は、室名札(平付)撤去示す。　・▨ は、仮設間仕切りA種示す。

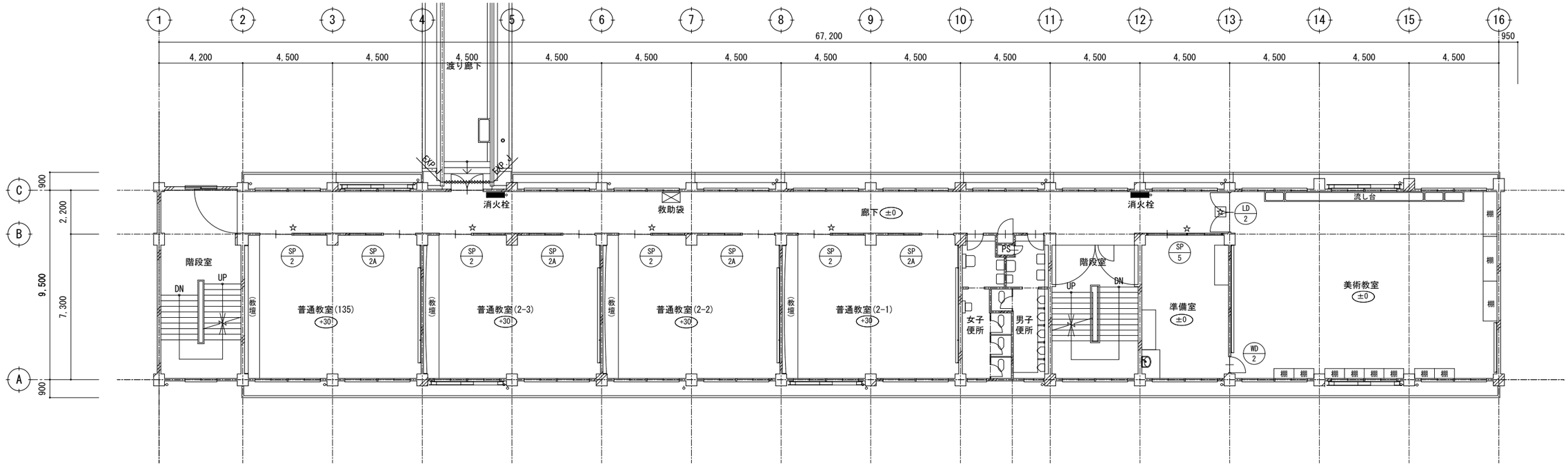

(第1教棟)(改修後)3階平面図　S=1/150

・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。
・☆は、室名札(突出)示す。
・☆ は、室名札(平付)示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後)3階平面図	S=1/150	A-18	愛媛県立小松高等学校

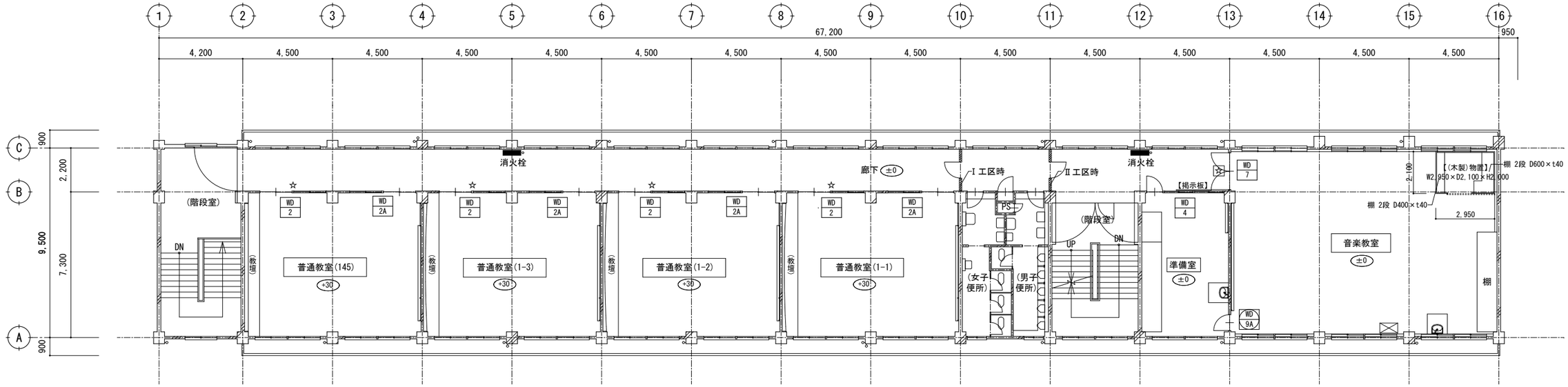

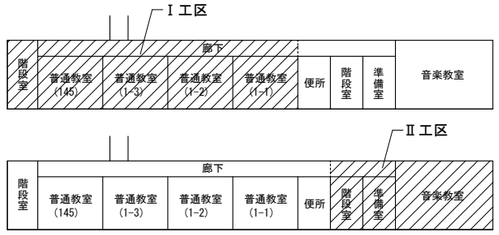

(第1教棟)(改修前)4階平面図　S=1/150

・室名 は、床改修示す。　・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。　・(室名)は、改修無し示す。
・☆は、室名札(突出)撤去示す。　・☆ は、室名札(平付)撤去示す。　・▨ は、仮設間仕切りA種示す。

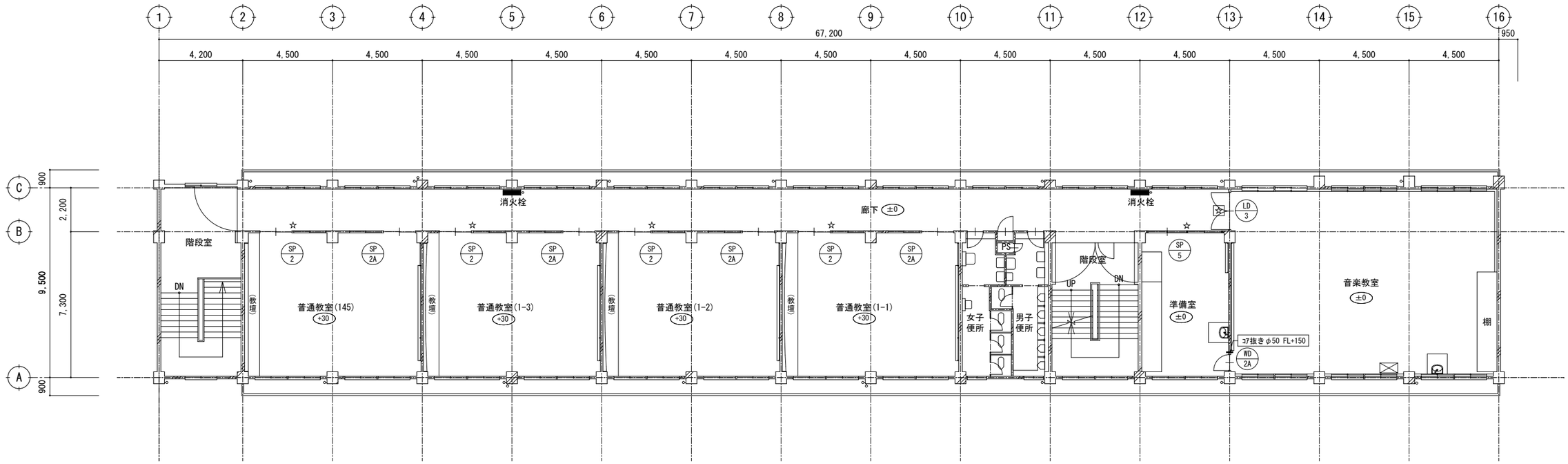

(第1教棟)(改修後)4階平面図　S=1/150

・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。
・☆は、室名札(突出)示す。
・☆ は、室名札(平付)示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後)4階平面図	S=1/150	A-19	愛媛県立小松高等学校

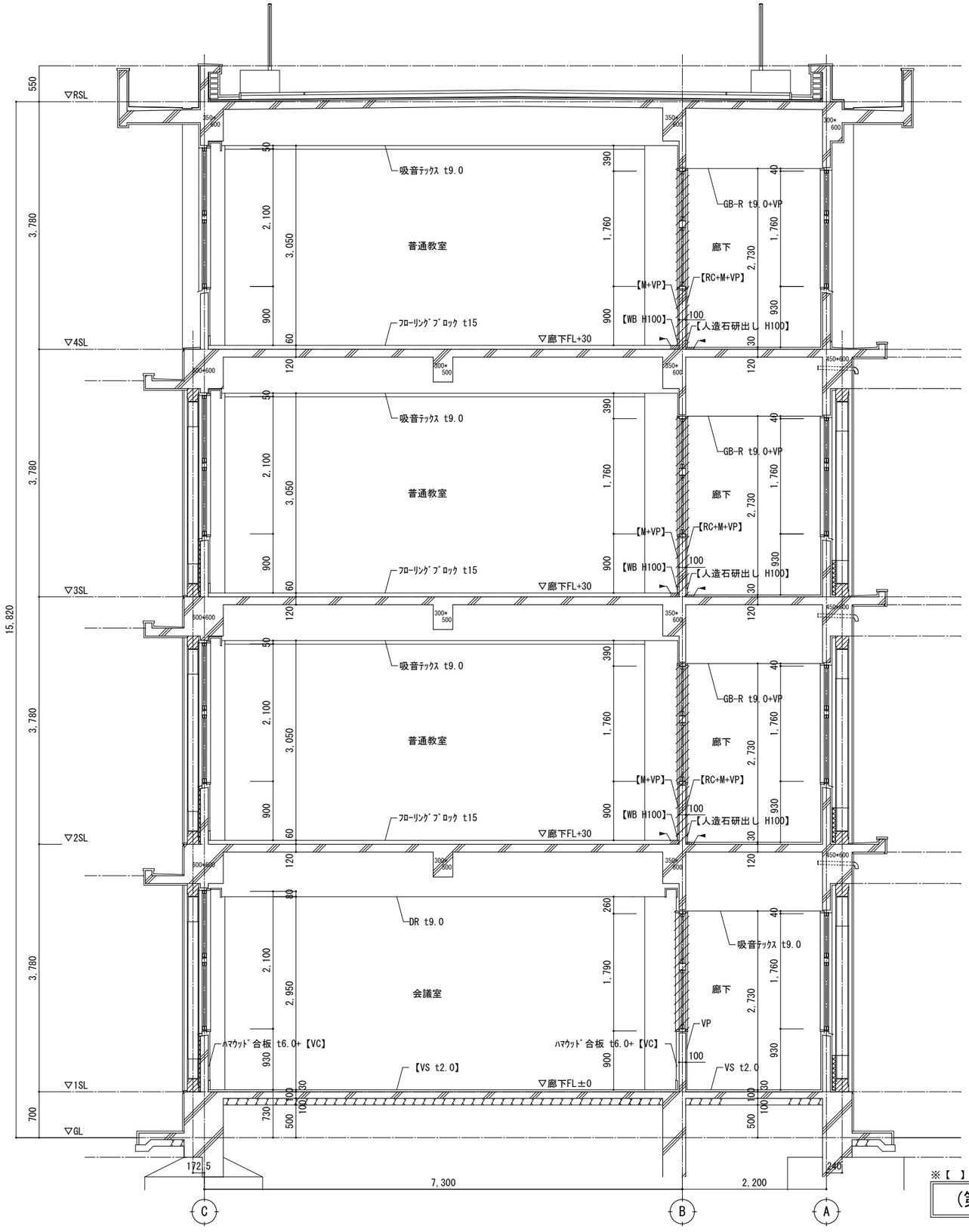

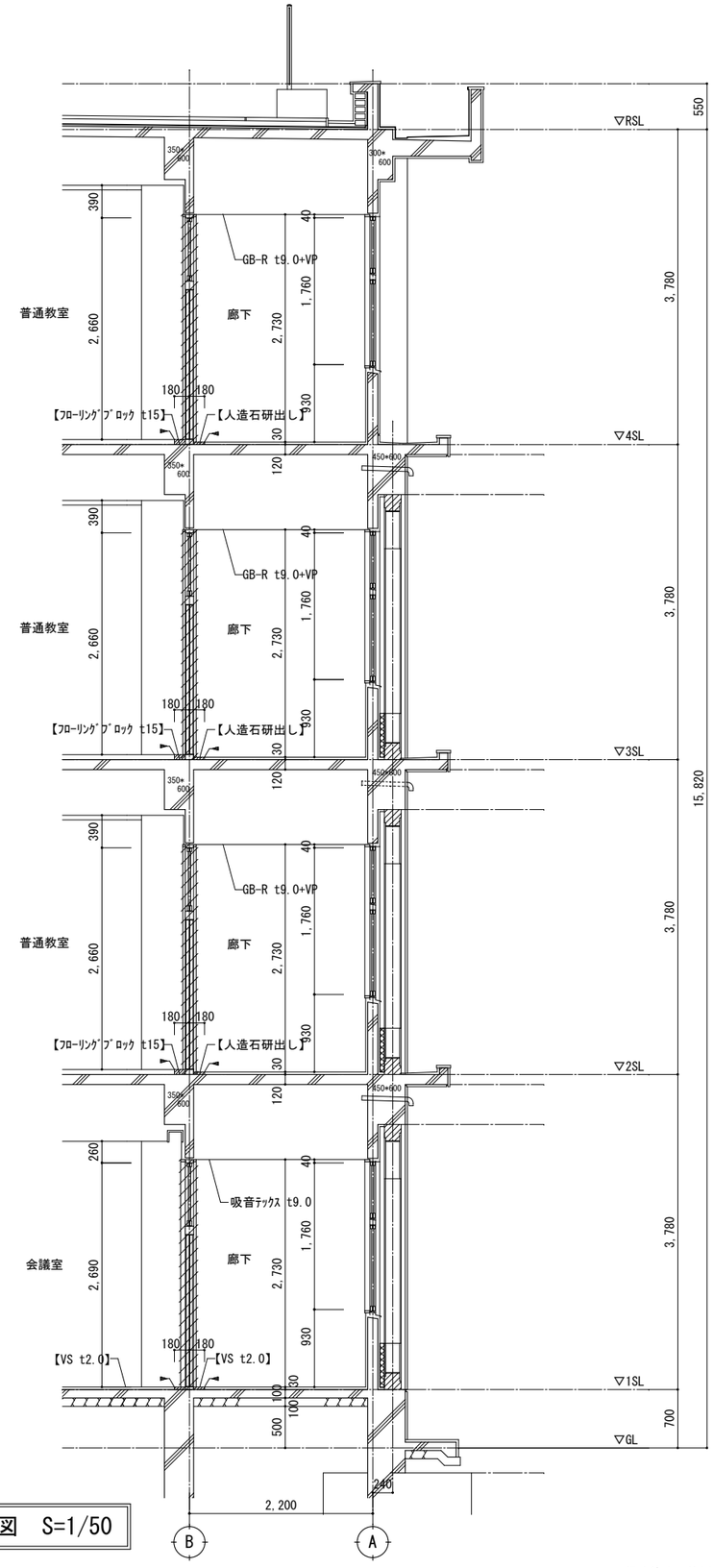

※【　】は、撤去示す。

(第1教棟)(改修前)矩形図　S=1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)矩形図	S=1/50	A-20	愛媛県立小松高等学校

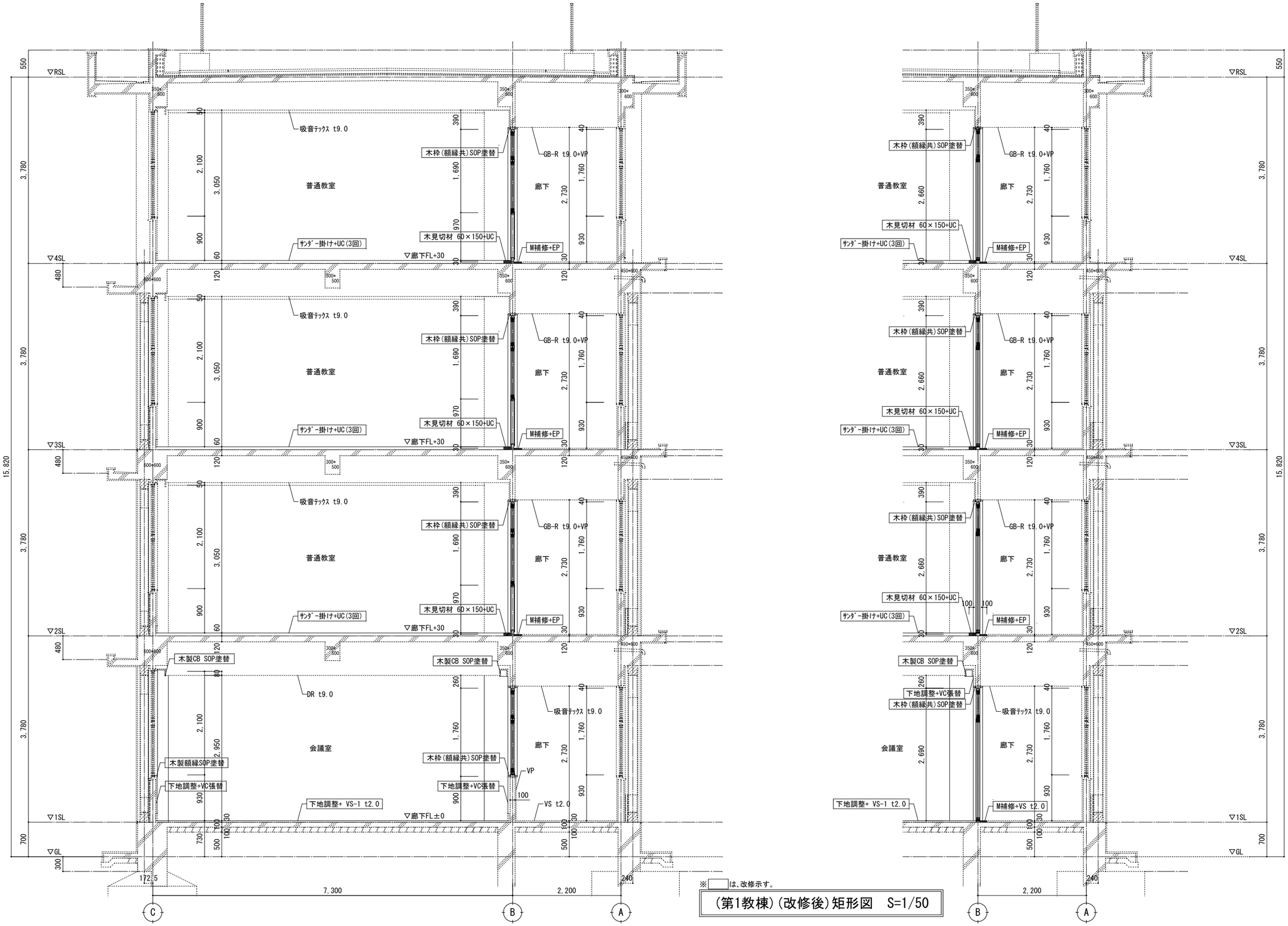

※ は、改修示す。

(第1教棟)(改修後)矩形図　S=1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)矩形図	S=1/50	A-21	愛媛県立小松高等学校

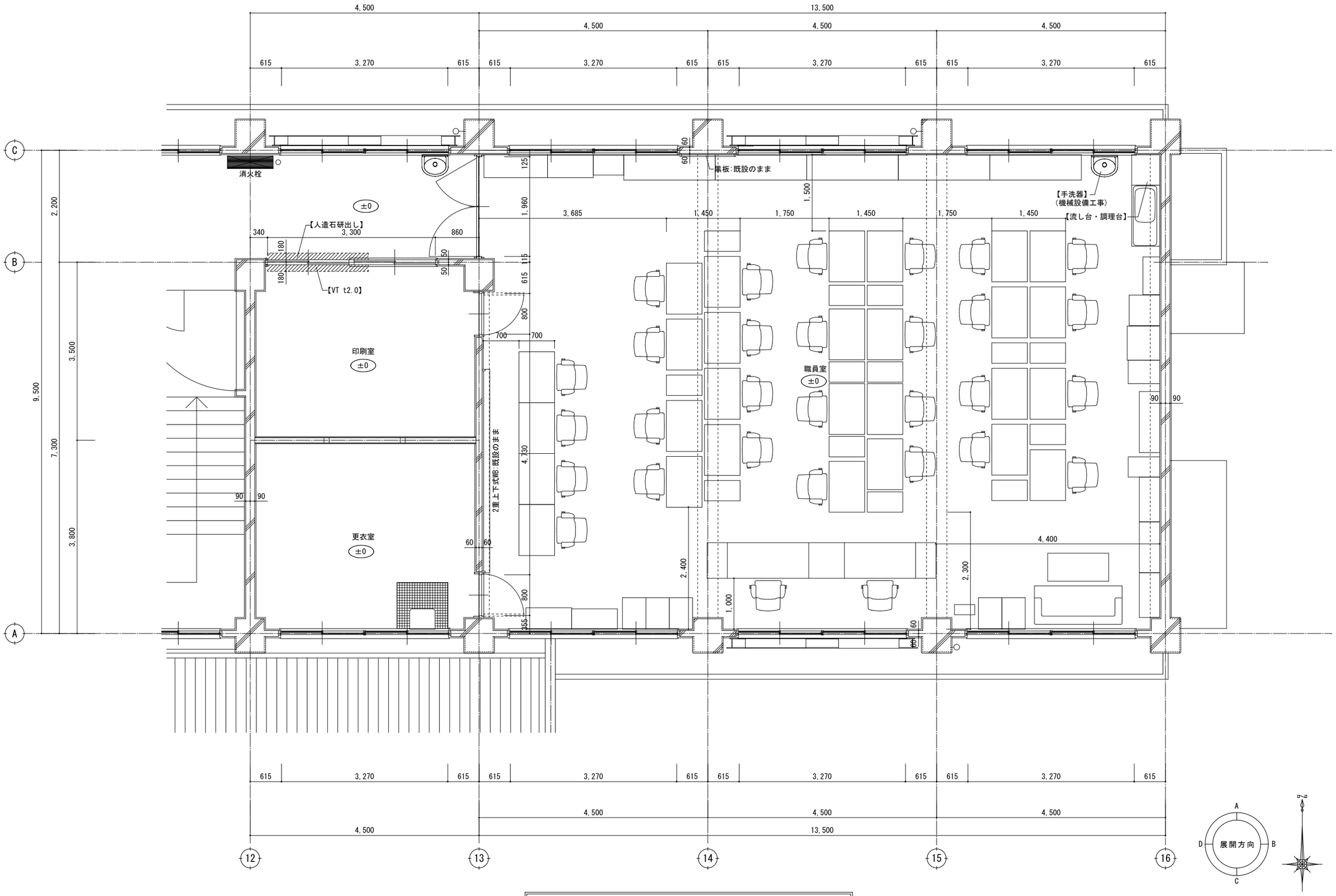

(第1教棟)(改修前)2階職員室平面詳細図　S=1/50

・【 】は、撤去示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)2階職員室平面詳細図	S=1/50	A-22	愛媛県立小松高等学校

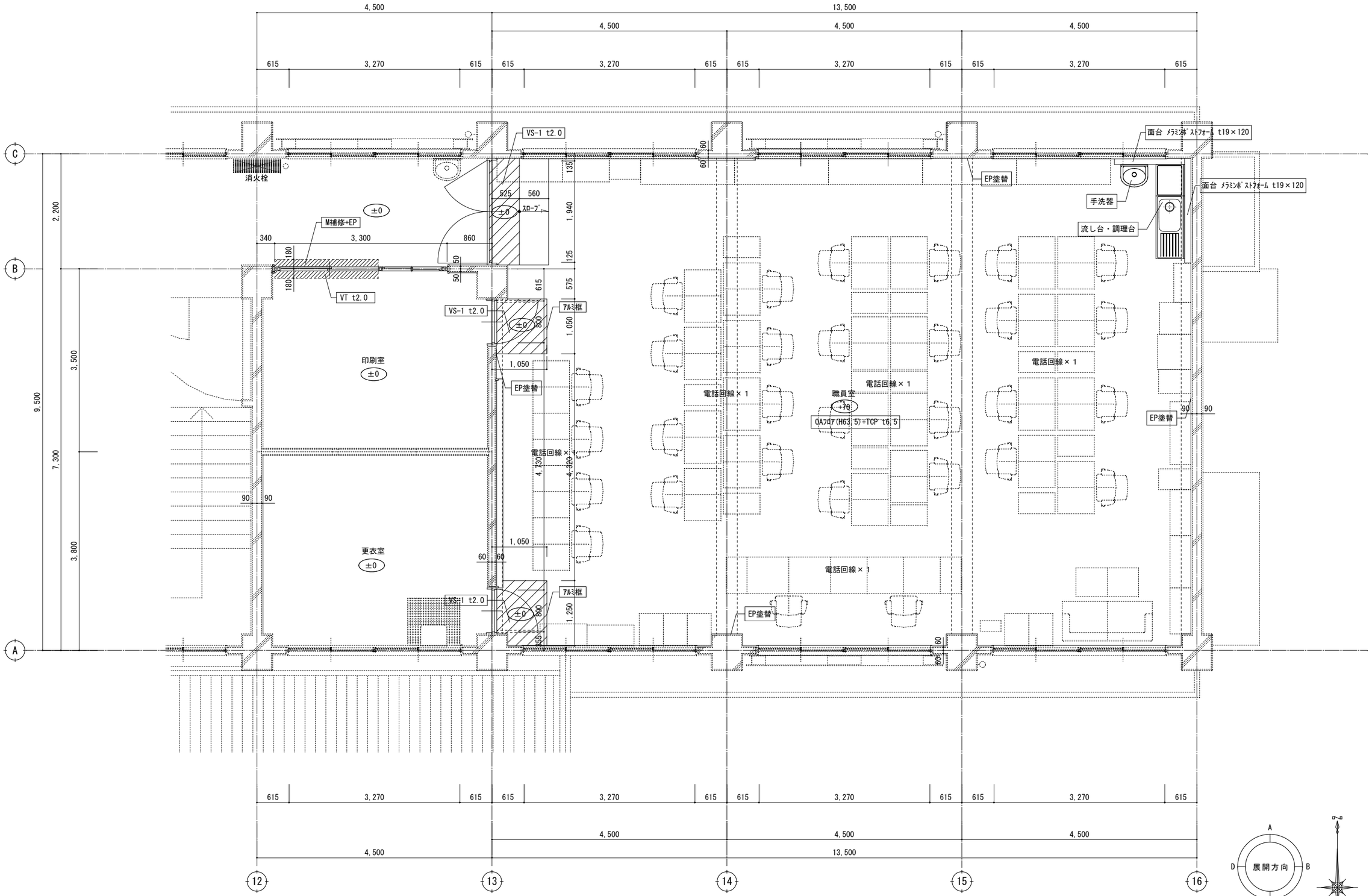

(第1教棟)(改修後)2階職員室平面詳細図　S=1/50

・□は、改修示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)2階職員室平面詳細図	S=1/50	A-23	愛媛県立小松高等学校

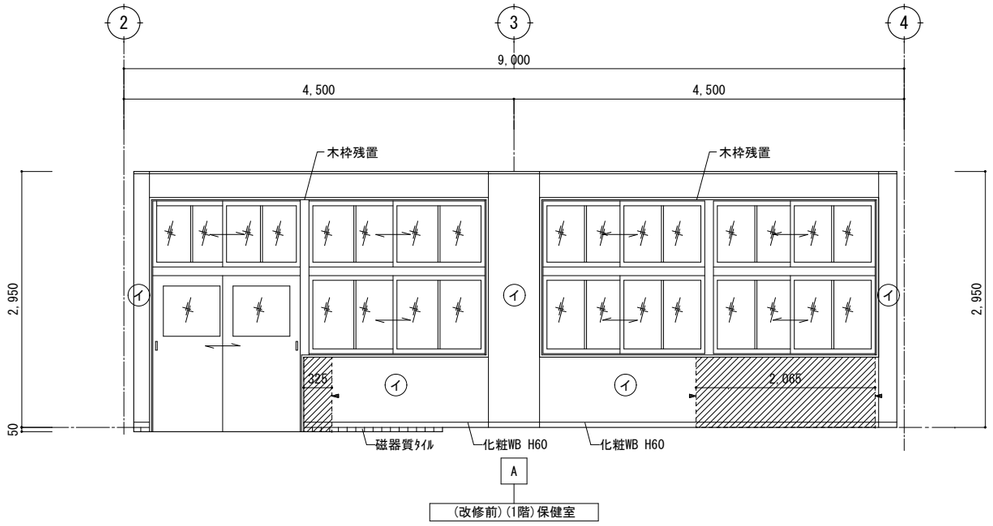

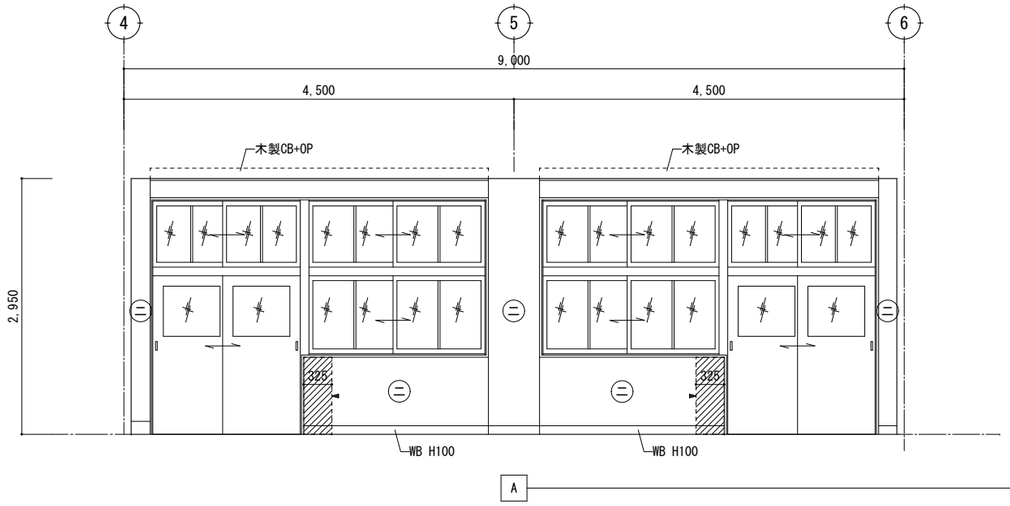

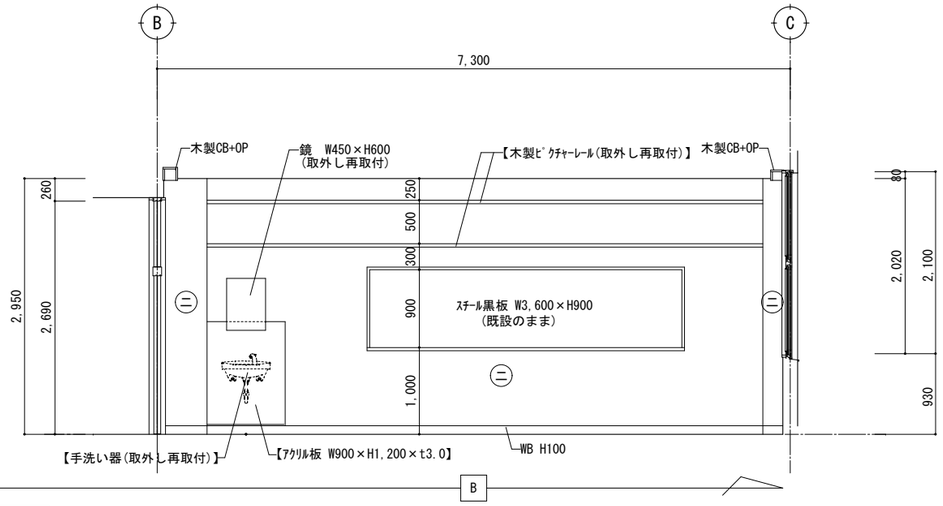

(改修前)(1階)会議室　壁:VCのみ全撤去

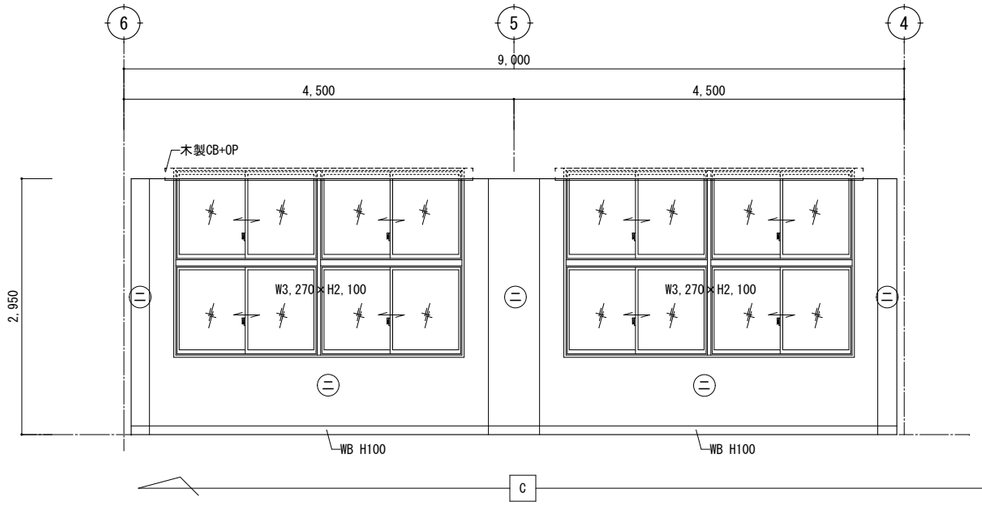

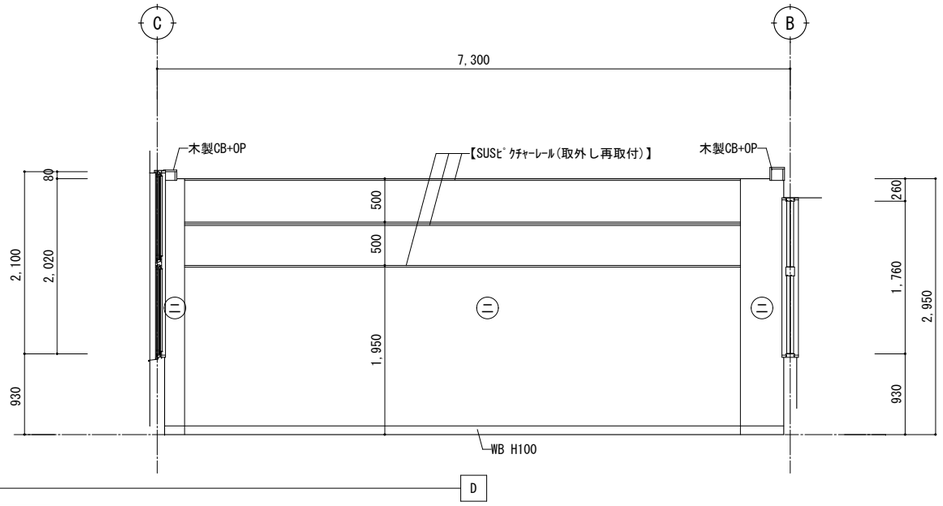

(改修前)(1階)会議室　壁:VCのみ全撤去

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

㋑	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0+VC
㋺	~~RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0~~
㋩	~~RC+M下地+VP~~
㋥	RC+W下地+ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
㋭	~~RC+W下地+ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0~~
㋬	~~有孔ﾍﾞﾆｱ t5.5+OS~~
㋣	~~RC+M下地+VC~~
㋠	~~RC+M下地+CL 3FK t6.0+ﾌｯﾄﾝ吹付~~

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(1)	S=1/50	A-24	愛媛県立小松高等学校

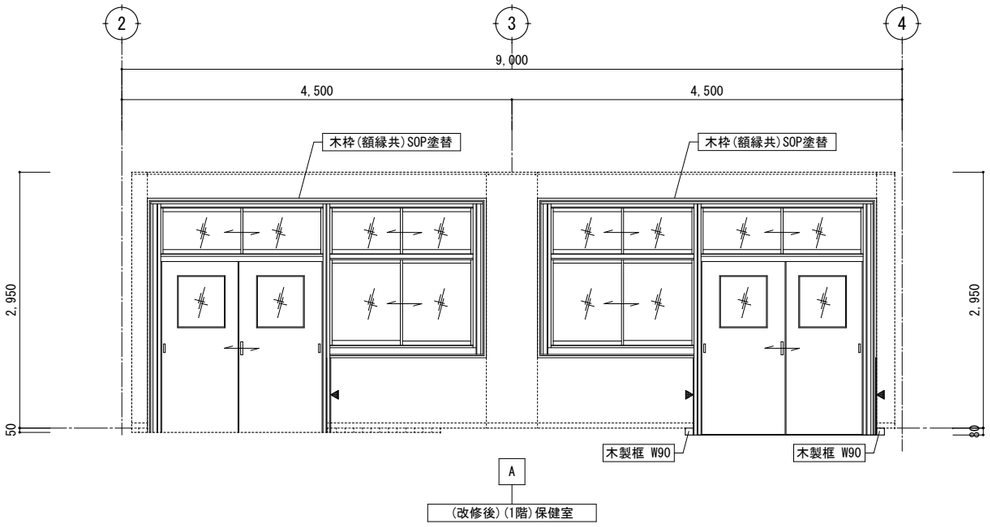

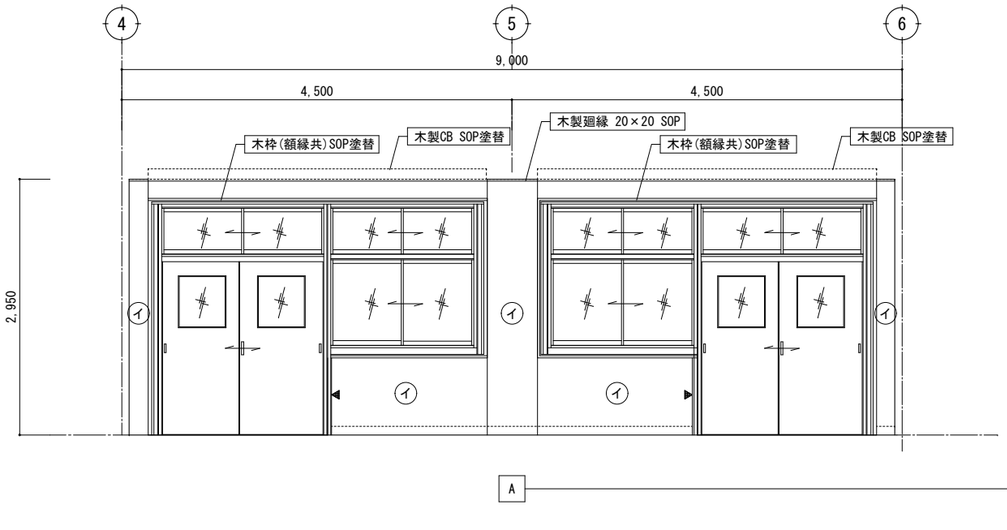

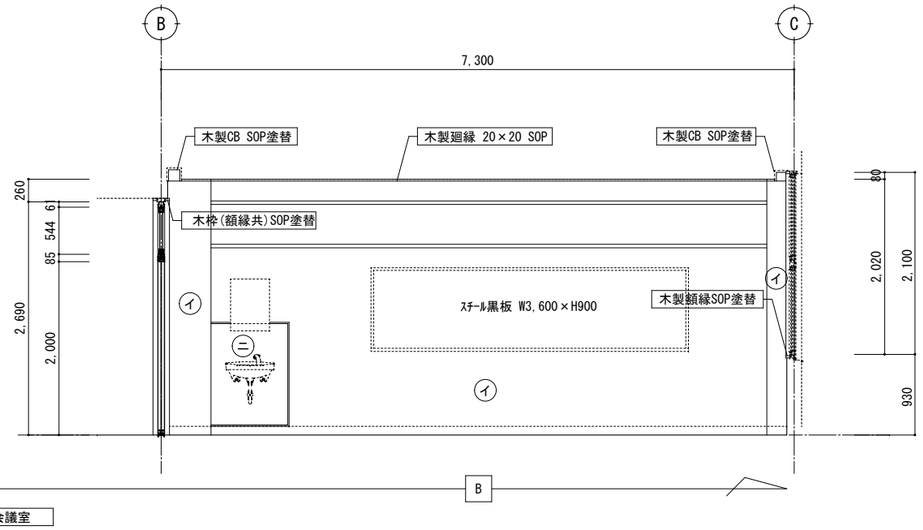

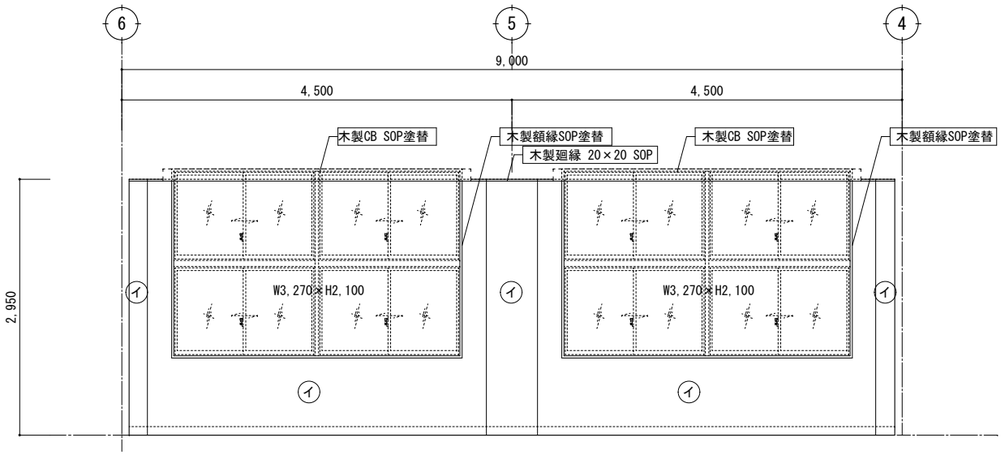

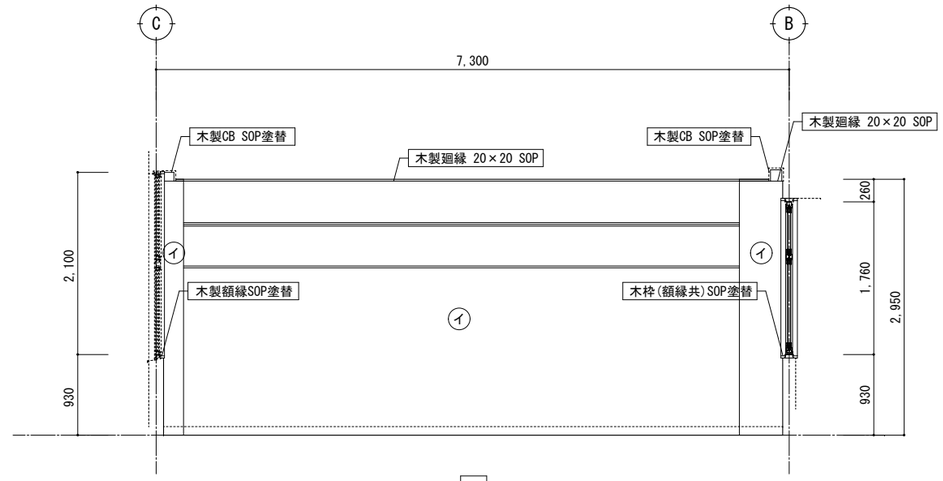

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・ は、改修示す。

イ	下地調整+VC張替
ロ	~~下地調整+EP塗替~~
ハ	~~LGS+GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0~~
ニ	GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0(ｱﾙﾐ見切共)
ホ	M+EP

一級建築士 第344115号 高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号 愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名 称	(第1教棟)(改修後)展開図(1)	S=1/50	A-25	愛媛県立小松高等学校

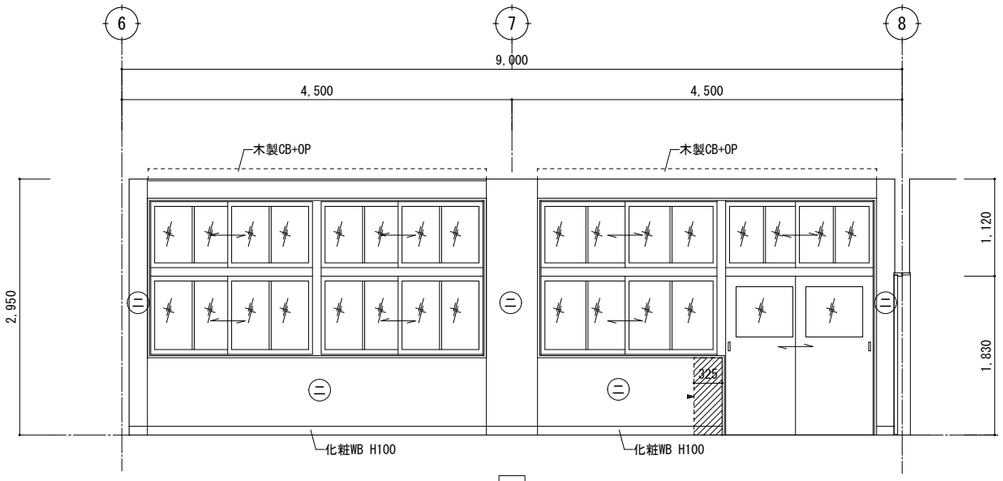

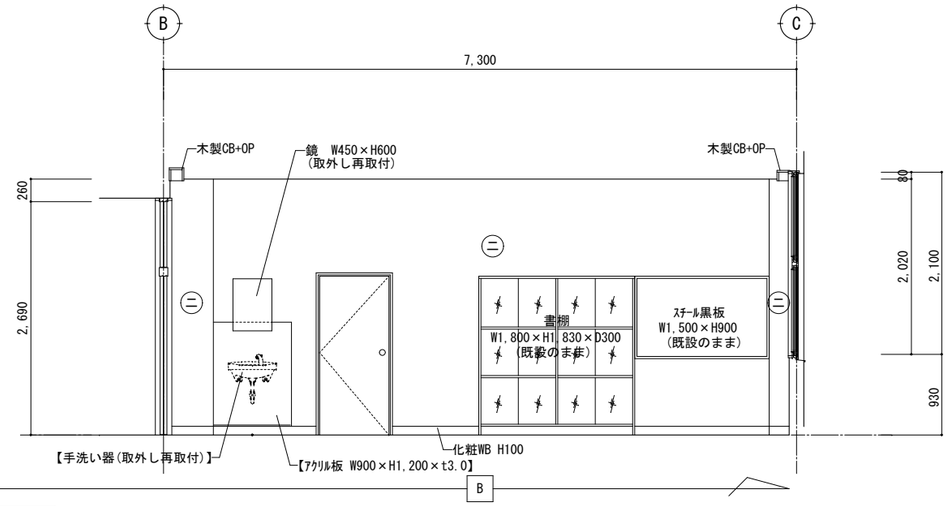

(改修前)(1階)校長室　壁:VCのみ全撤去

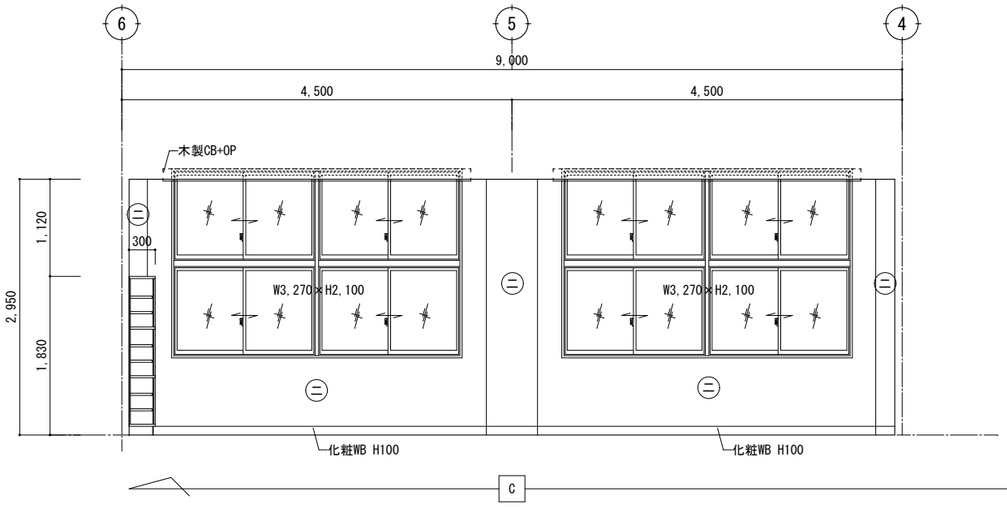

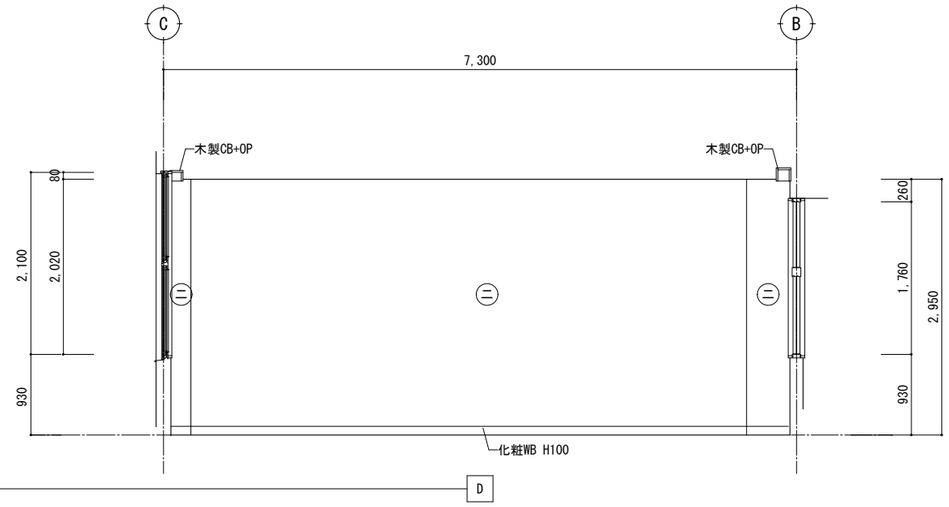

(改修前)(1階)校長室　壁:VCのみ全撤去

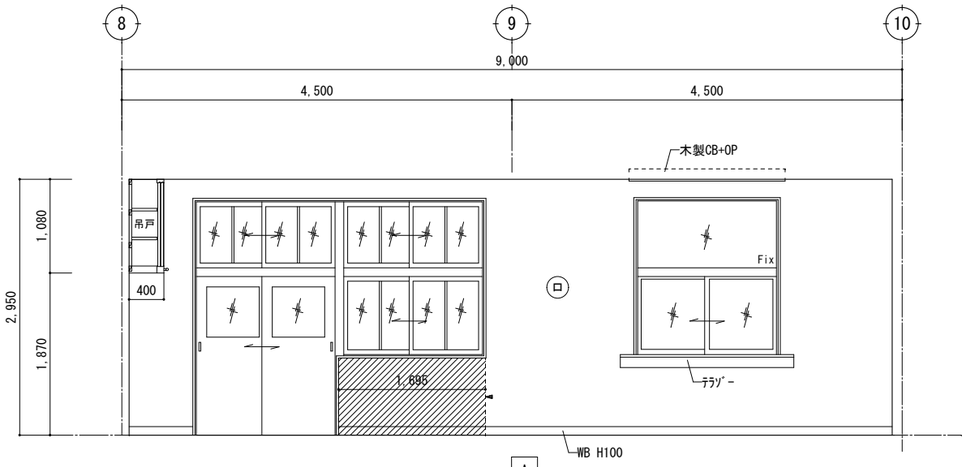

(改修前)(1階)事務室

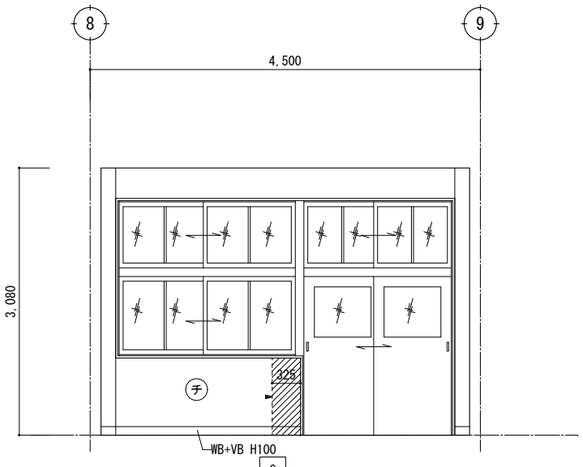

(改修前)(1階)応接室

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

イ	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0+VC
ロ	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0
ハ	RC+M下地+VP
ニ	RC+W下地+ﾊﾏﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
ホ	RC+W下地+ﾊﾏﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0
ヘ	有孔ﾍﾞﾆﾔ t5.5+OS
ト	RC+M下地+VC
チ	RC+M下地+0.8FK t6.0+ﾗﾌﾄﾝ吹付

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(2)	S=1/50	A-26	愛媛県立小松高等学校

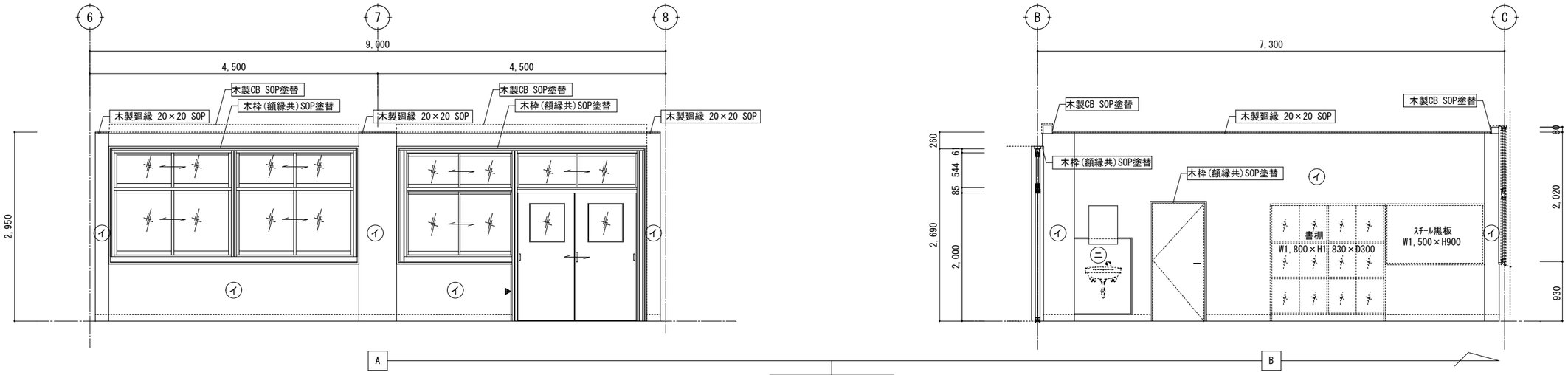

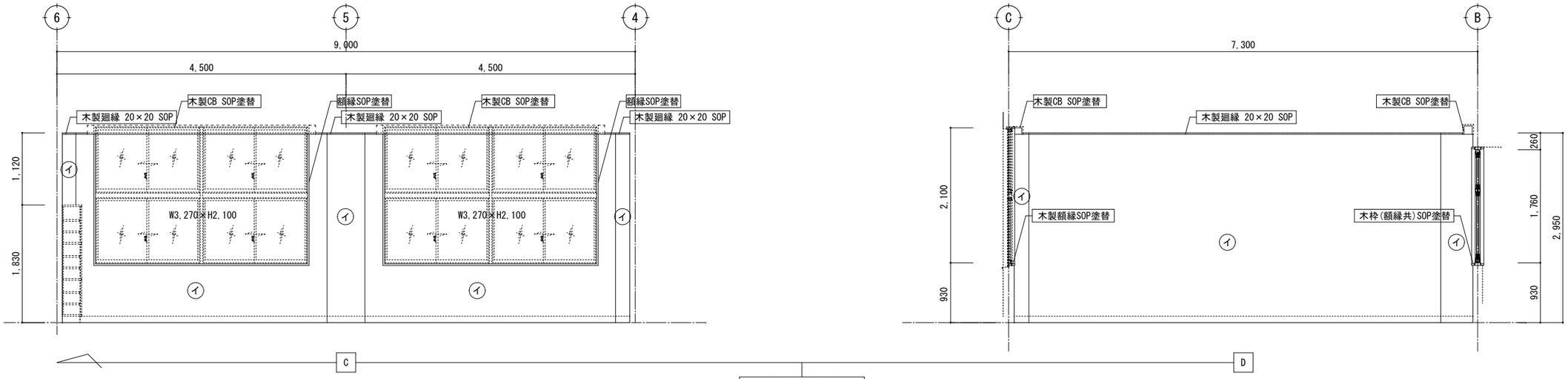

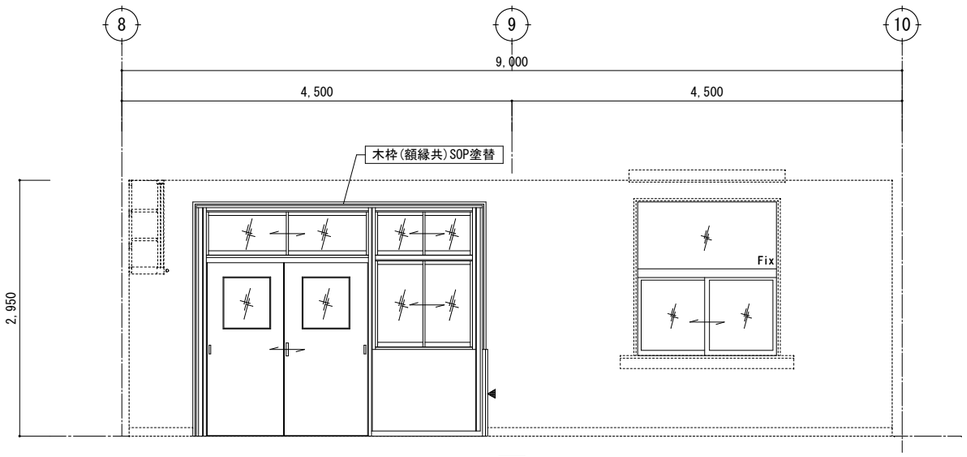

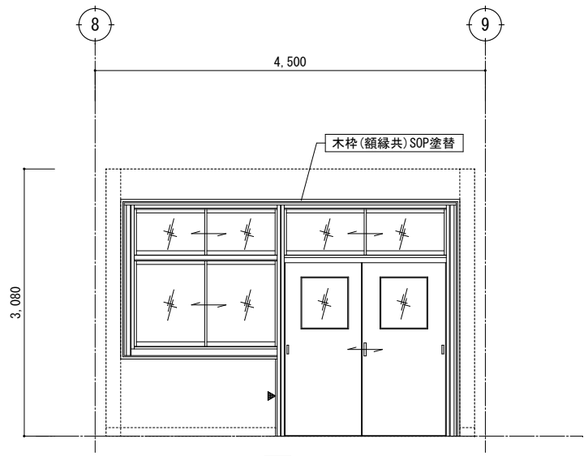

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・ は、改修示す。

㋑	下地調整+VC張替
㋺	~~下地調整+EP塗替~~
㋩	LGS+GB-R ~~t12.5+化粧0.8FK~~ t6.0
㋥	GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0(ｱﾙﾐ見切共)
㋭	M+EP

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(2)	S=1/50	A-27	愛媛県立小松高等学校

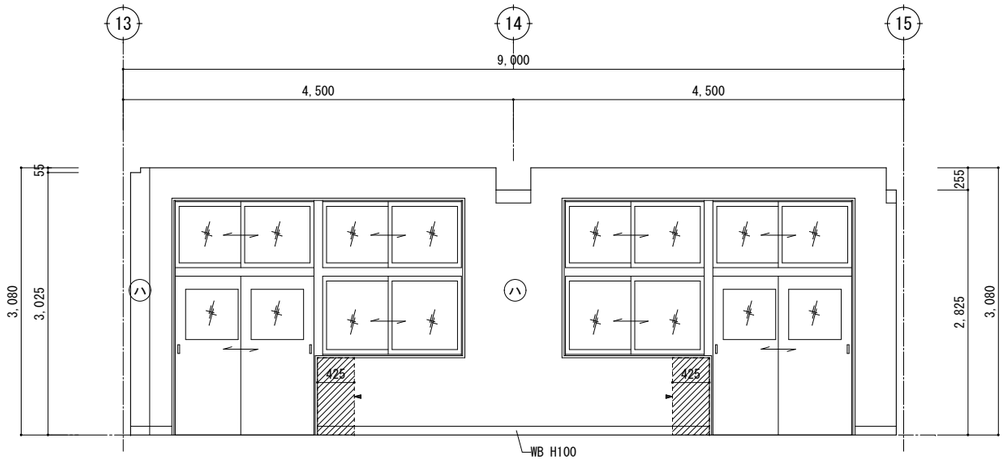

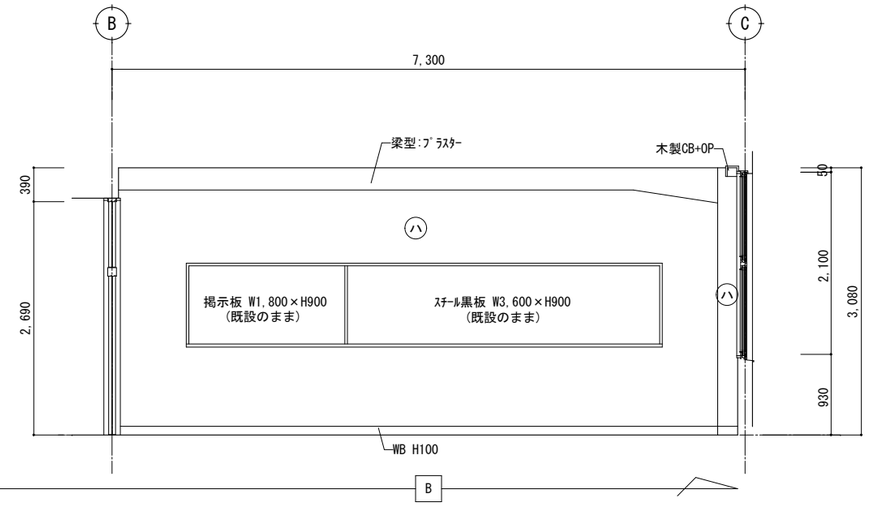

A　B

(改修前)(1階)進路指導室

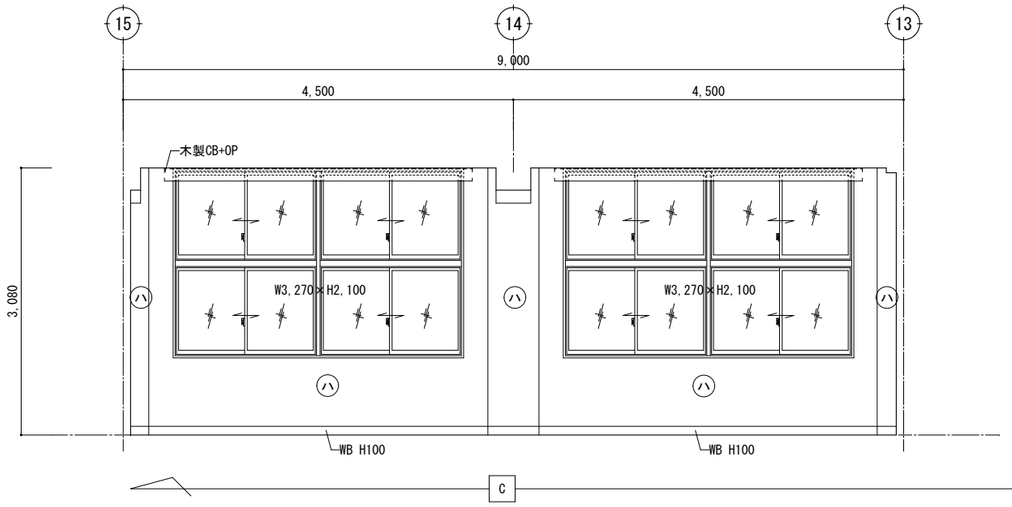

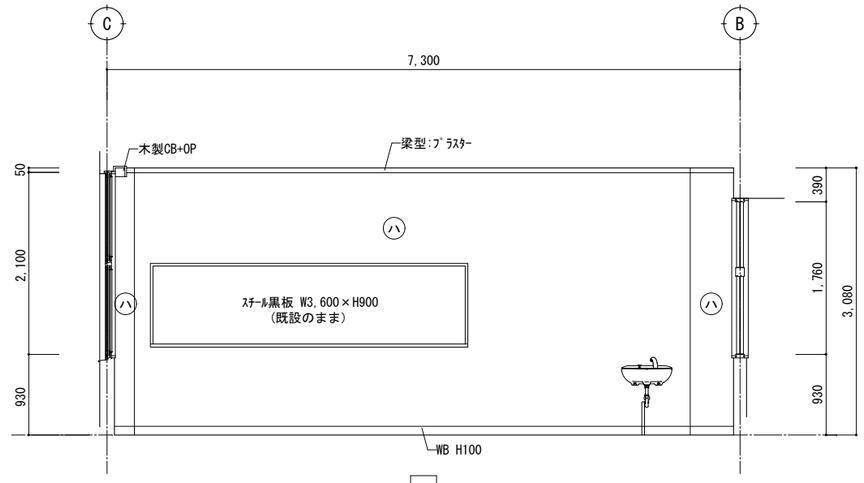

C　D

(改修前)(1階)進路指導室

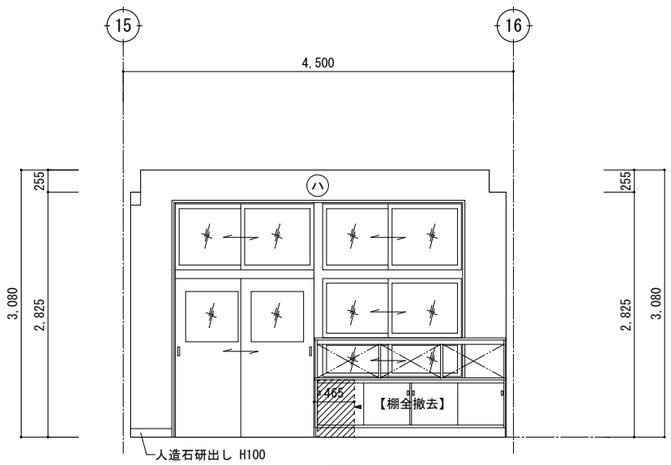

A

(改修前)(1階)業務員室

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

イ	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0+VC
ロ	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0
ハ	RC+M下地+VP
ニ	RC+W下地+ﾊﾟﾏｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
ホ	RC+W下地+ﾊﾟﾏｯﾄﾞ合板 t6.0
ヘ	有孔ﾍﾞﾆﾔ t5.5+OS
ト	RC+M下地+VC
チ	RC+M下地+O.8FK t6.0+ﾌｧﾄﾝ吹付

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(3)	S=1/50	A-28	愛媛県立小松高等学校

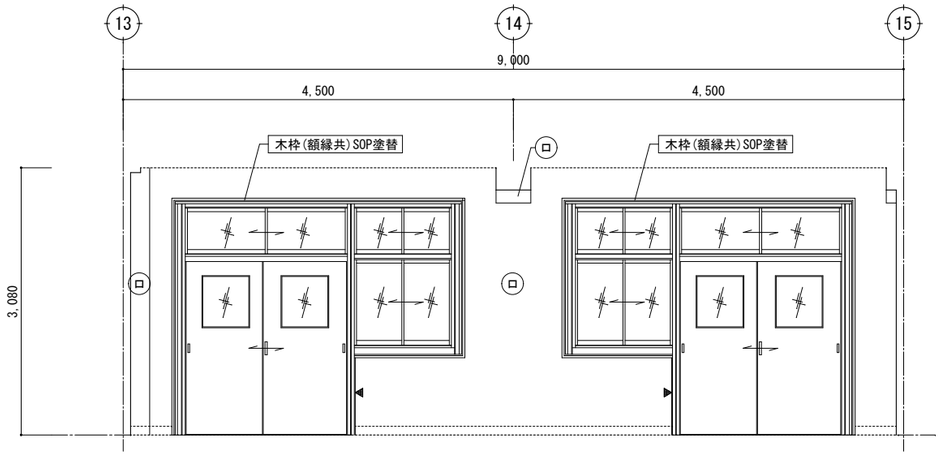

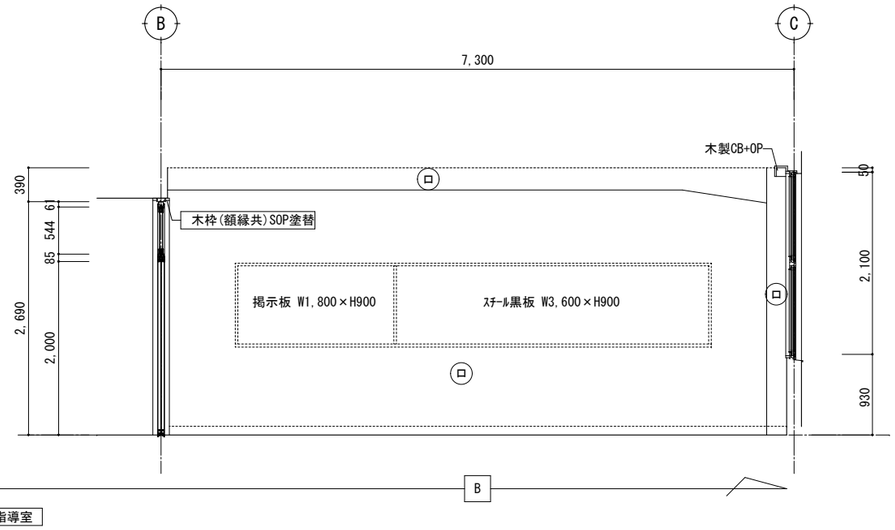

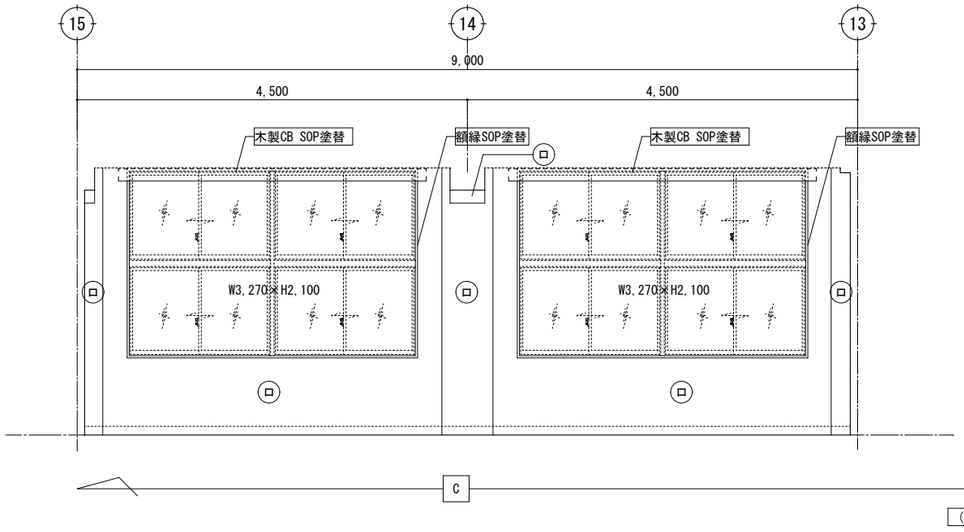

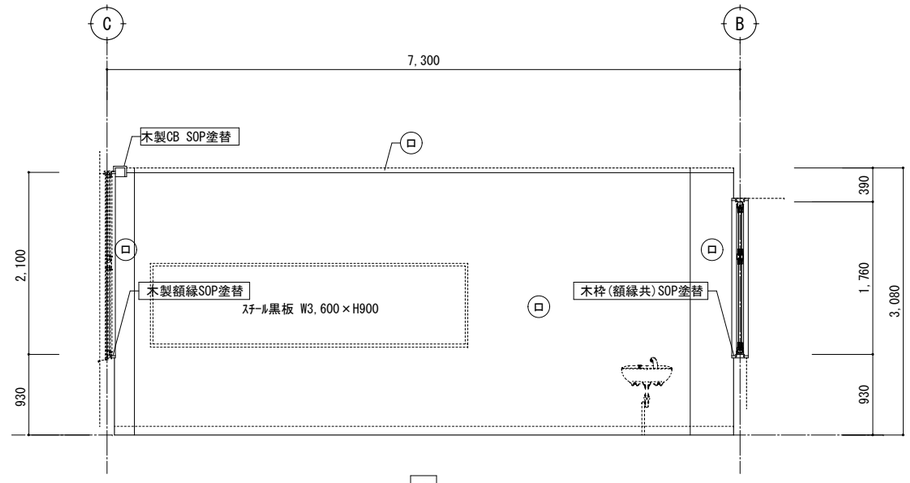

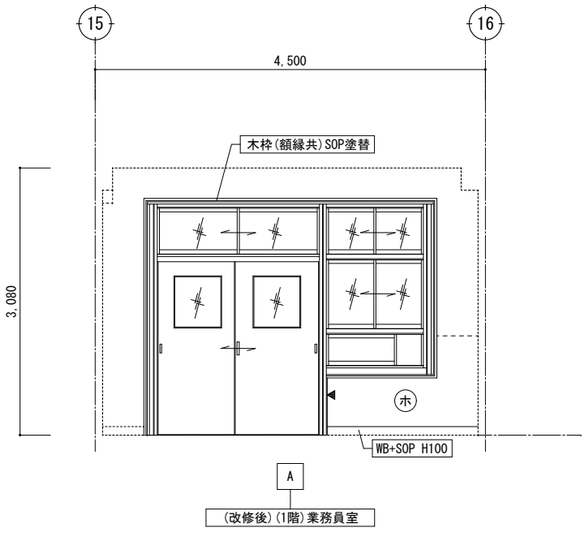

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・ は、改修示す。

イ	下地調整+VC張替
ロ	下地調整+EP塗替
ハ	LGS+GB-R t12.5+化粧O.8FK t6.0
ニ	GB-R t12.5+化粧O.8FK t6.0(ｱﾙﾐ見切共)
ホ	M+EP

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(3)	S=1/50	A-29	愛媛県立小松高等学校

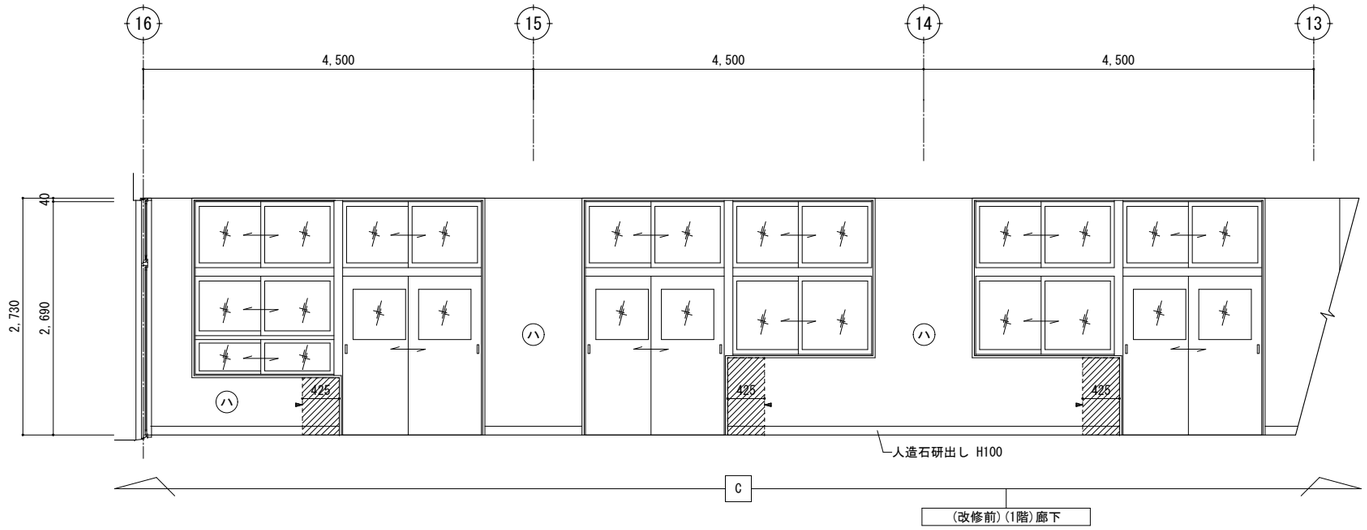

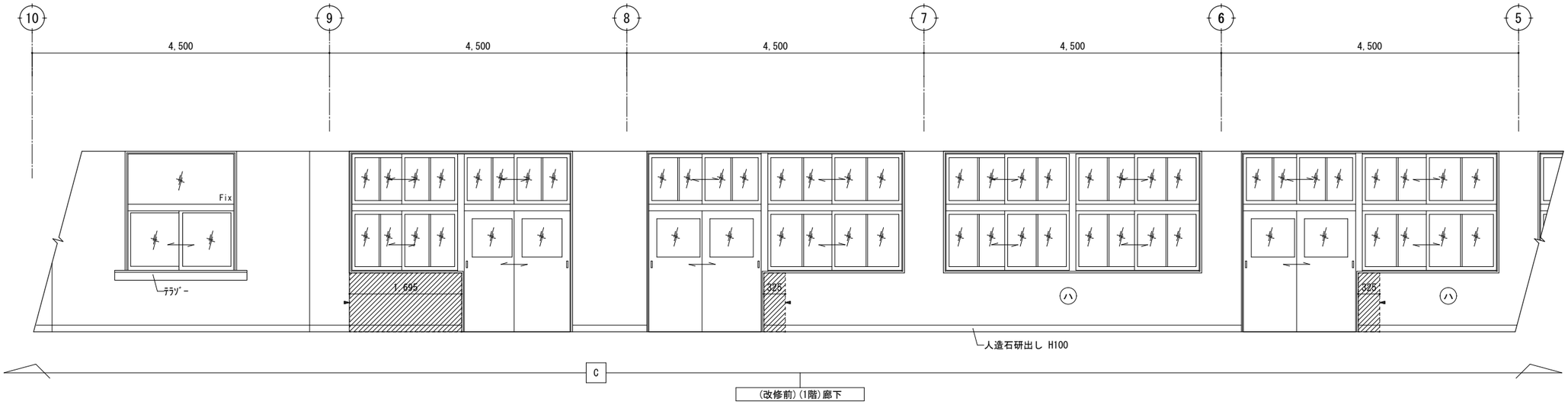

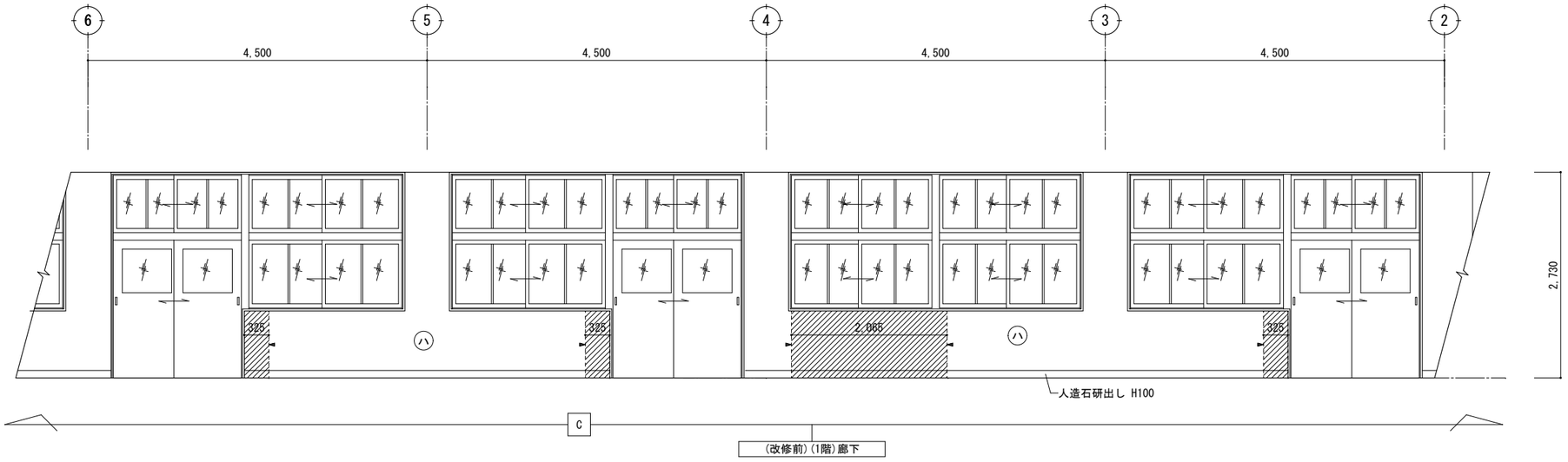

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

イ	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0+VC
ロ	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0
ハ	RC+M下地+VP
ニ	RC+W下地+ﾊﾞﾏｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
ホ	RC+W下地+ﾊﾞﾏｯﾄﾞ合板 t6.0
ヘ	有孔ﾍﾞﾆﾔ t5.5+OS
ト	RC+M下地+VC
チ	RC+M下地+O.8FK t6.0+ﾌﾟﾗﾄﾝ吹付

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(4)	S=1/50	A-30	愛媛県立小松高等学校

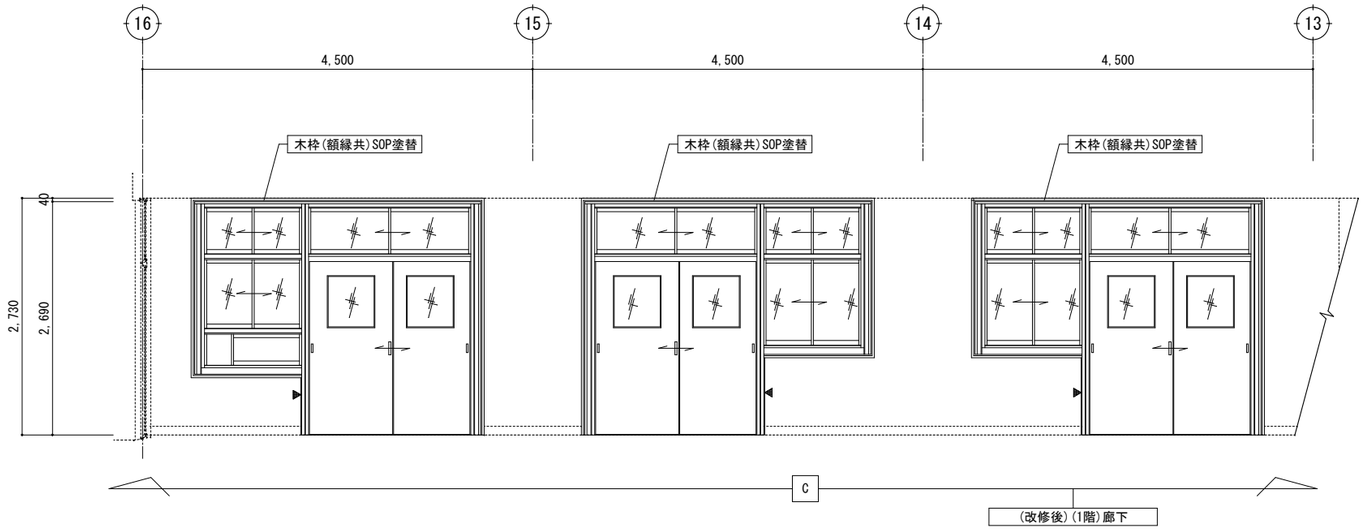

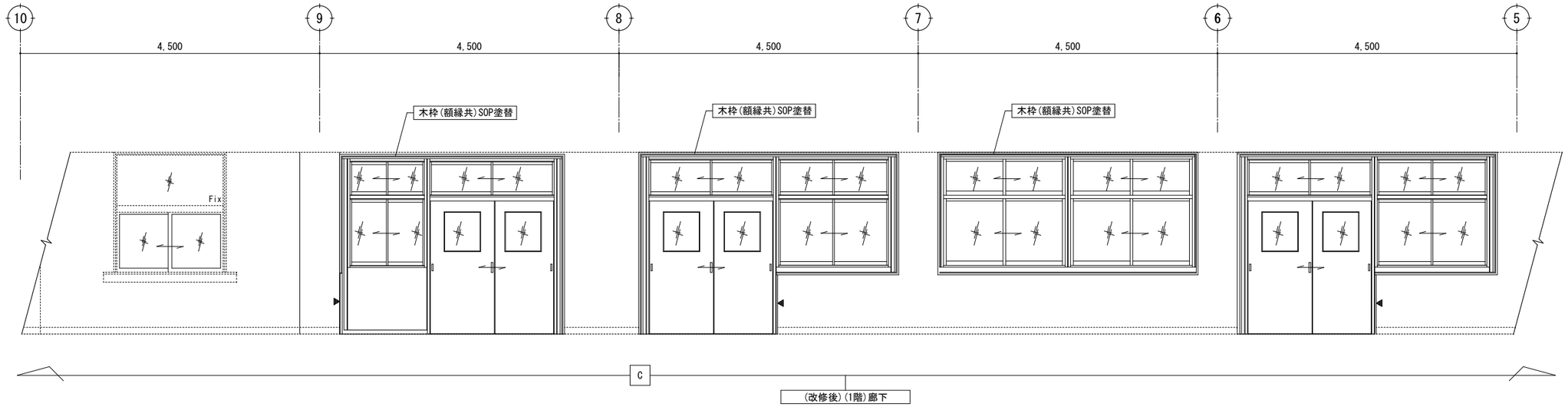

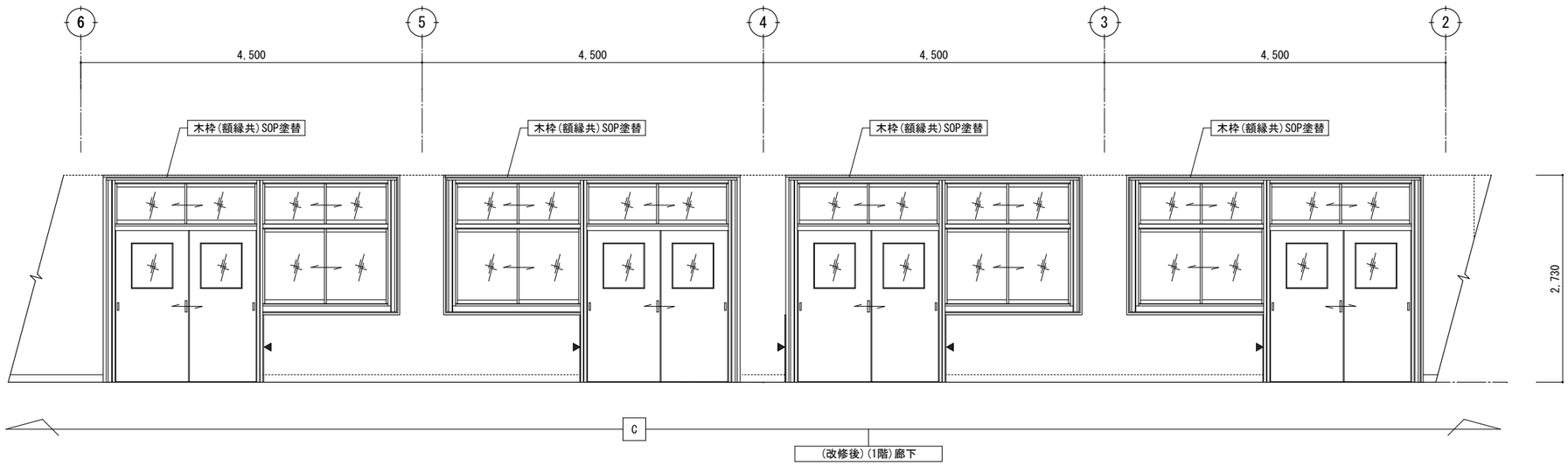

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・□ は、改修示す。

㋑	~~下地調整+VC張替~~
㋺	~~下地調整+EP塗替~~
㋩	LGS+GB-R ~~t12.5+化粧O.8FK~~ t6.0
㋥	GB-R t12.5~~+化粧O.8FK~~ t6.0(ﾌﾙﾐ見切共)
㋭	M+EP

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(4)	S=1/50	A-31	愛媛県立小松高等学校

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

（凡例）（範囲は、現場再実測の上決定のこと）

イ	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0+VC
ロ	RC+W下地+ﾌﾟﾘﾝﾄ合板 t5.0
ハ	RC+M下地+VP
ニ	RC+W下地+ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
ホ	RC+W下地+ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0
ヘ	有孔ﾍﾞﾆﾔ7 t5.5+OS
ト	RC+M下地+VC
チ	RC+M下地+O.8FK t6.0+ﾗﾌﾄﾝ吹付

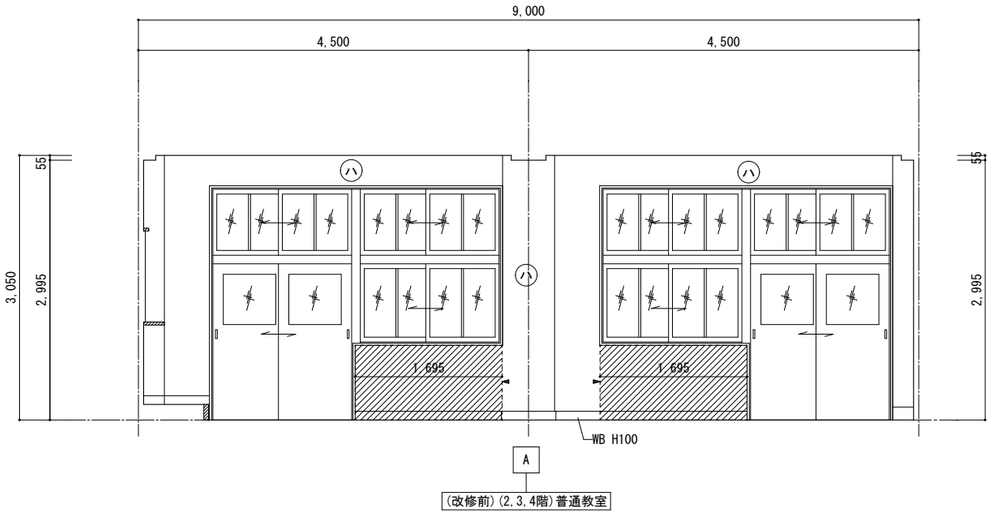

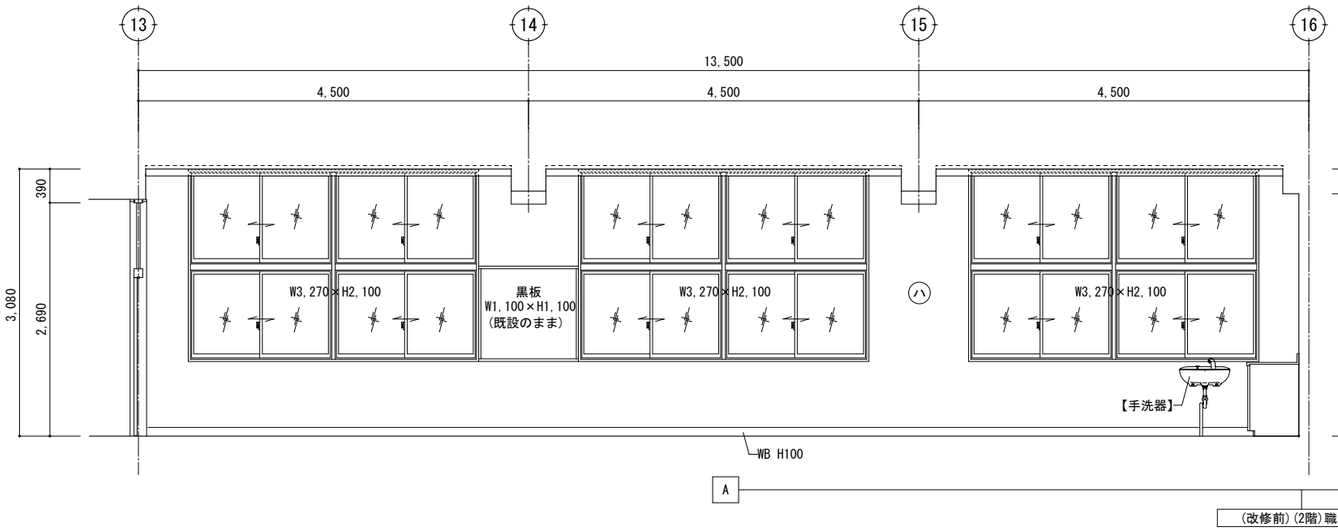

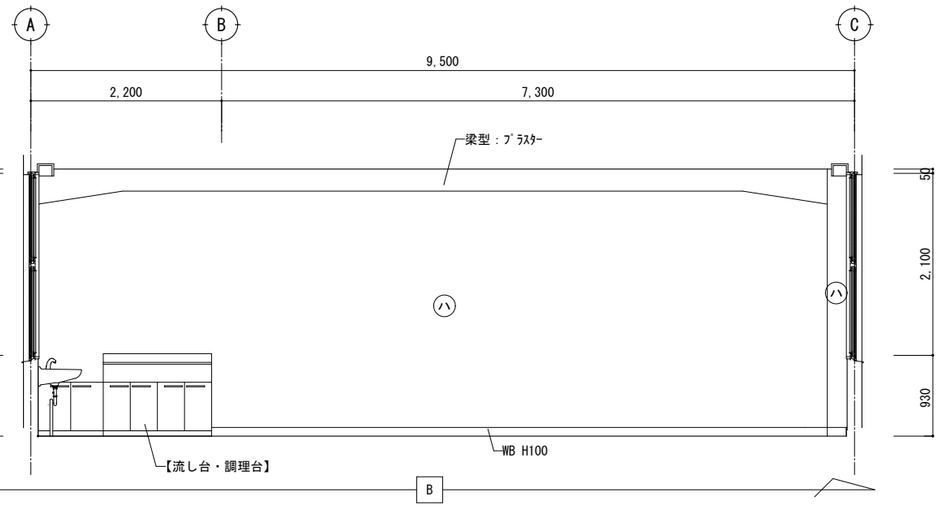

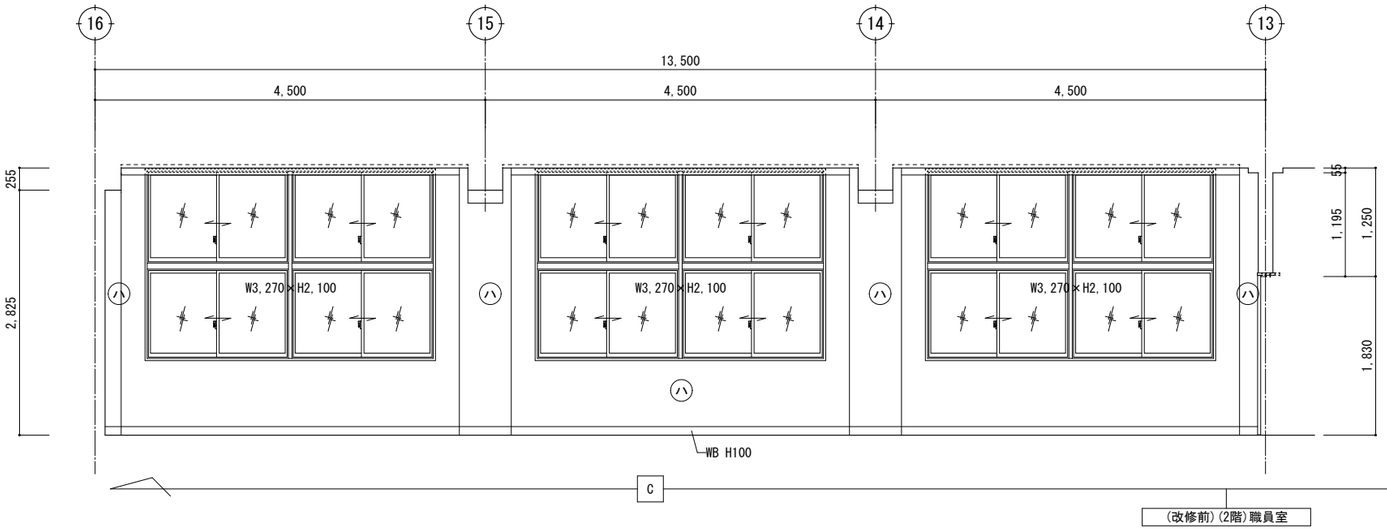

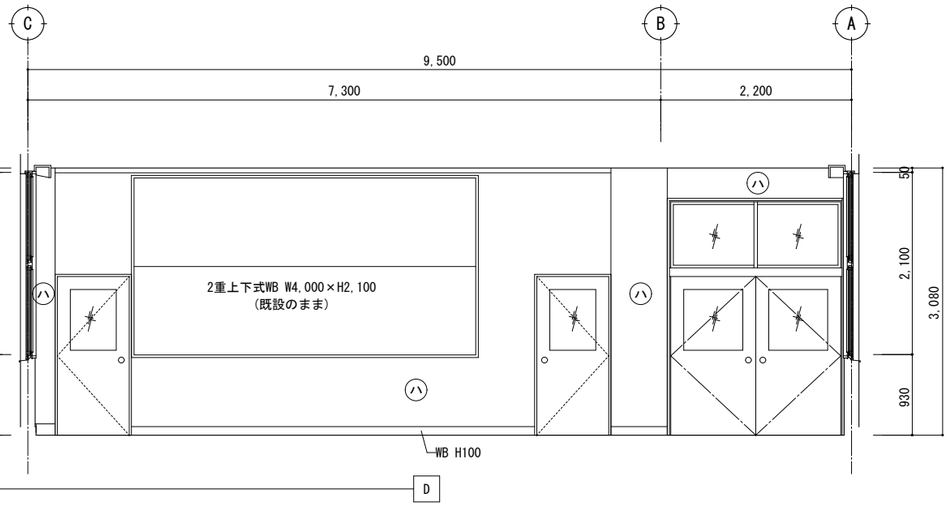

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(5)	S=1/50	A-32	愛媛県立小松高等学校

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・ は、改修示す。

㋑	下地調整+VC張替
㋺	下地調整+EP塗替
㋩	LGS+GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0
㋥	GB-R t12.5+化粧0.8FK t6.0(ｱﾙﾐ見切共)
㋭	M+EP

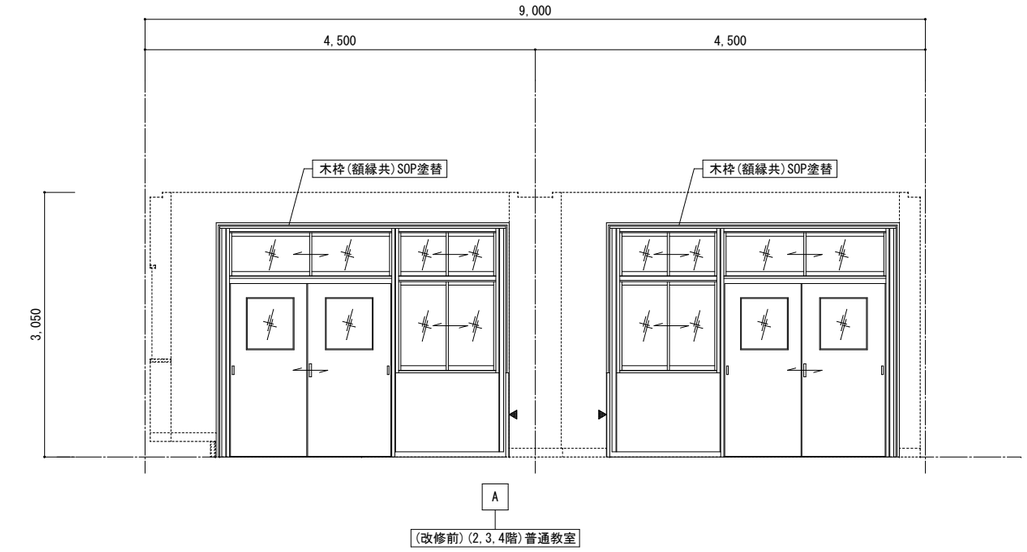

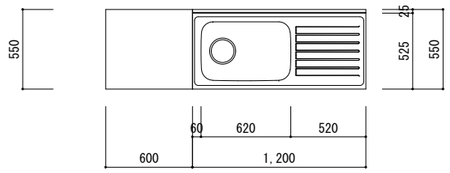

(職員室)流し台・ｺﾝﾛ台　平面図　S=1/30

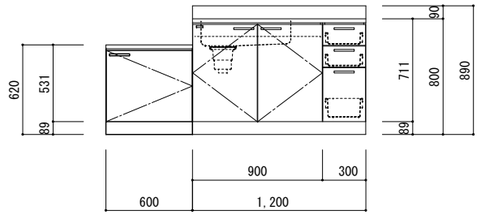

(職員室)流し台・ｺﾝﾛ台　正面図　S=1/30

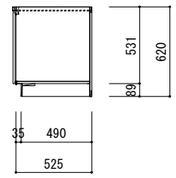

(職員室)ｺﾝﾛ台　断面図　S=1/30

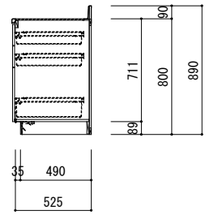

(職員室)流し台　断面図　S=1/30

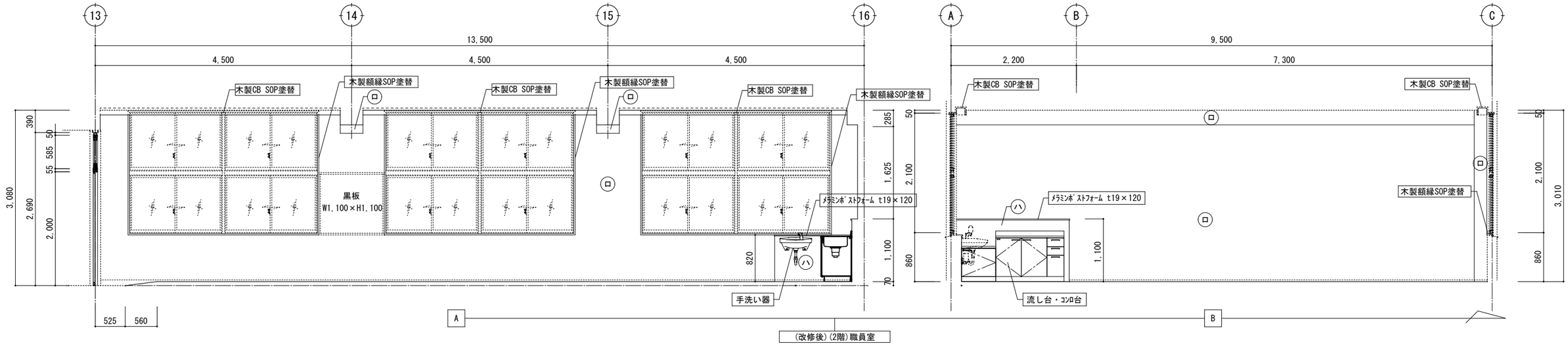

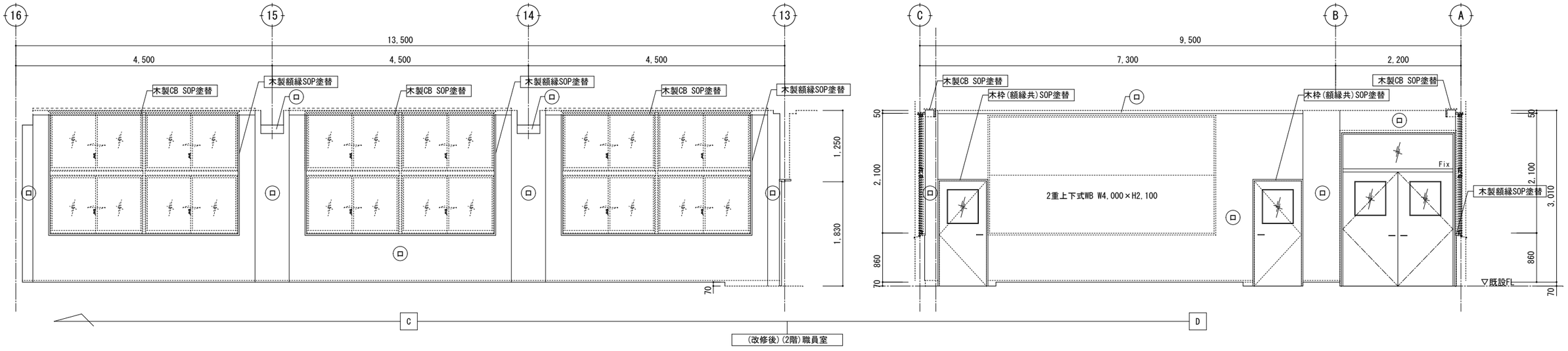

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(5)	S=1/50	A-33	愛媛県立小松高等学校

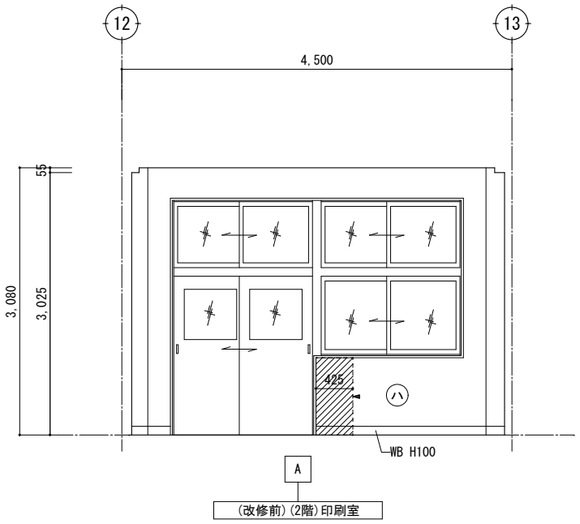

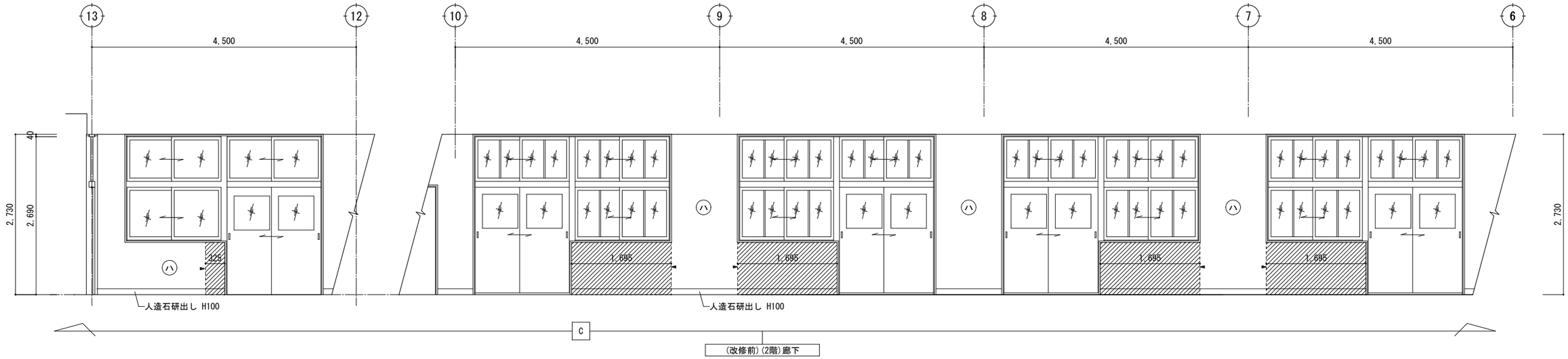

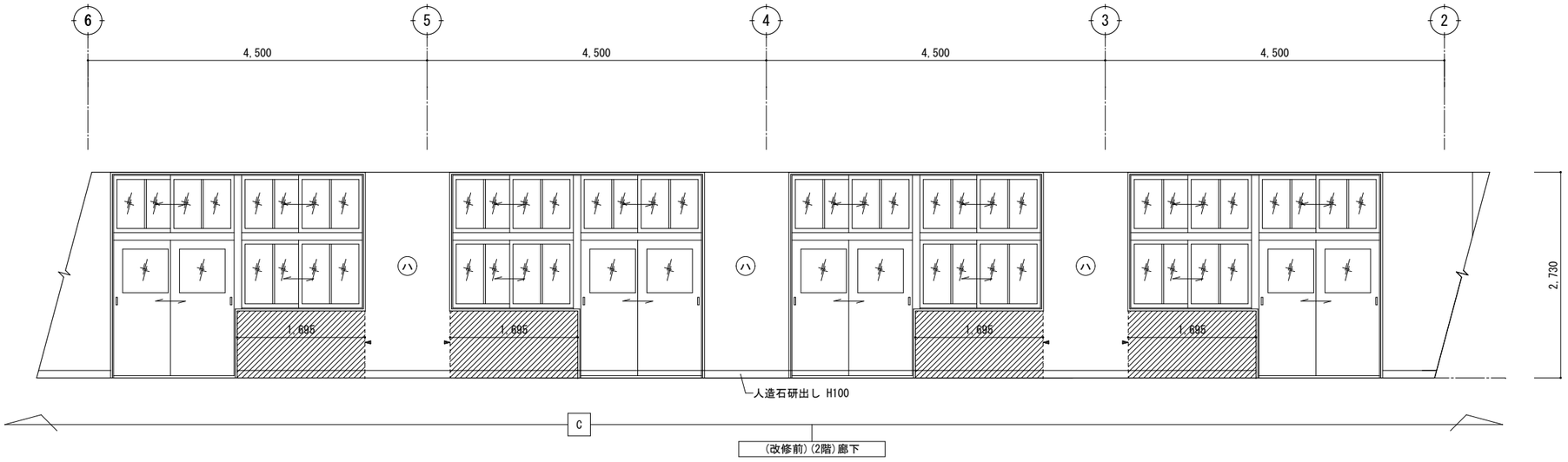

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

㋑	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0+VC
㋺	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0
㋩	RC+M下地+VP
㋥	RC+W下地+ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
㋭	RC+W下地+ﾊﾏｳｯﾄﾞ合板 t6.0
㋬	有孔ﾍﾞﾆﾔ t5.5+OS
㋣	RC+M下地+VC
㋠	RC+M下地+0.8FK t6.0ｴﾗｽﾄﾝ吹付

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(6)	S=1/50	A-34	愛媛県立小松高等学校

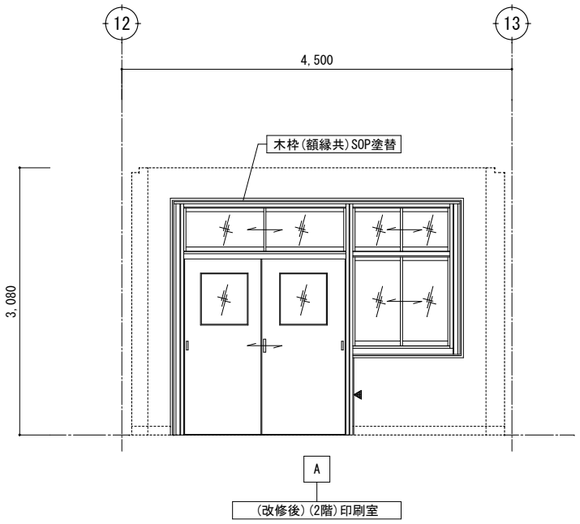

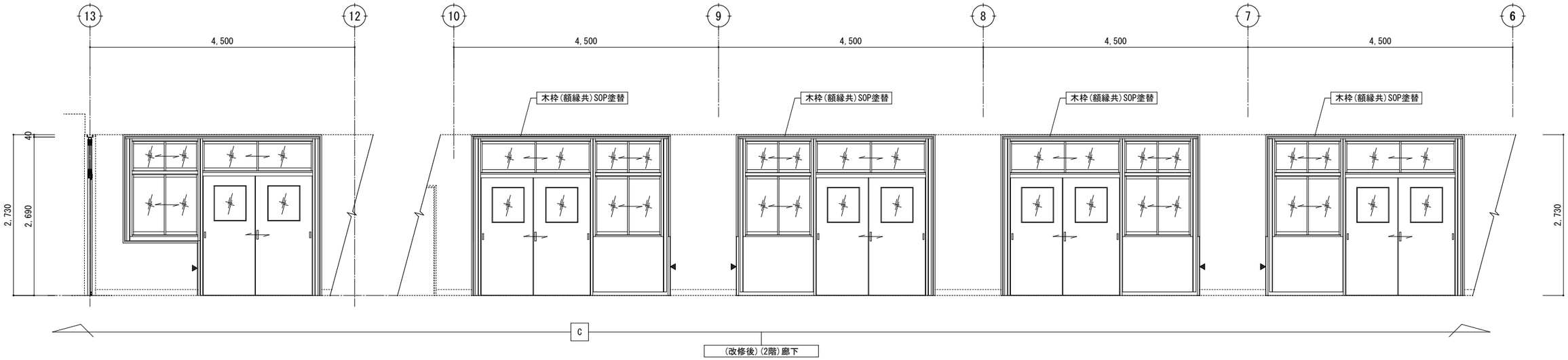

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・□ は、改修示す。

㋑	~~下地調整+VC張替~~
㋺	~~下地調整+EP塗替~~
㋩	LGS+GB-R ~~t12.5+化粧O.8FK~~ t6.0
㋥	GB-R ~~t12.5+化粧O.8FK~~ t6.0(ｱﾙﾐ見切共)
㋭	M+EP

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(6)	S=1/50	A-35	愛媛県立小松高等学校

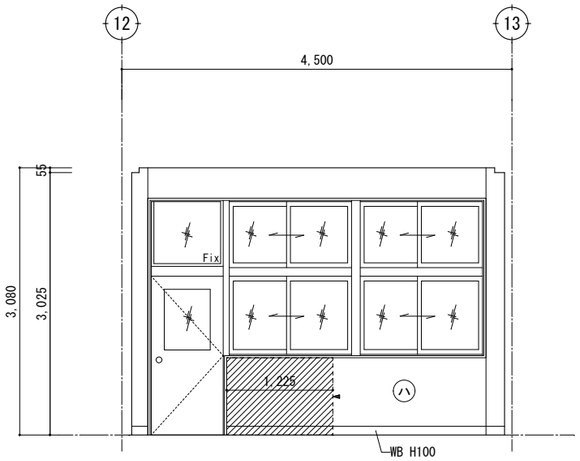

A

(改修前)(3階)準備室

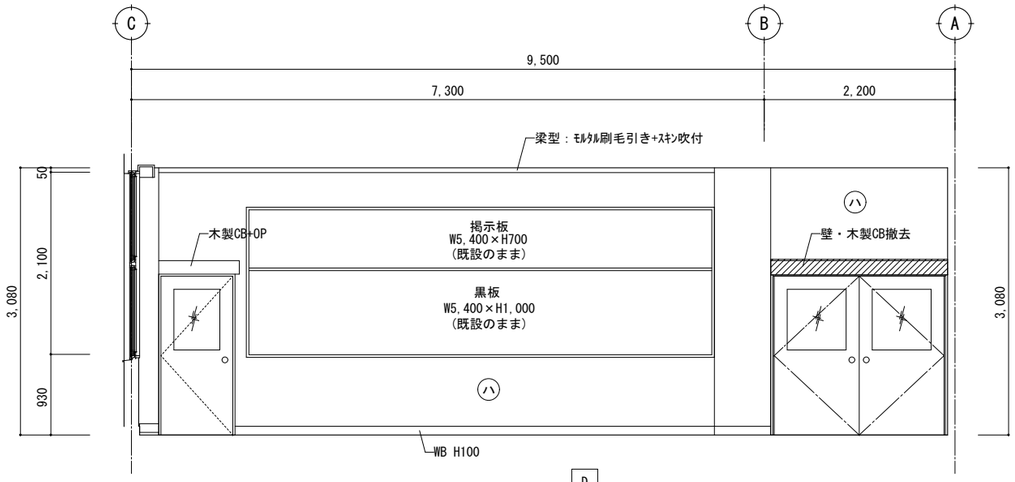

D

(改修前)(3階)美術教室

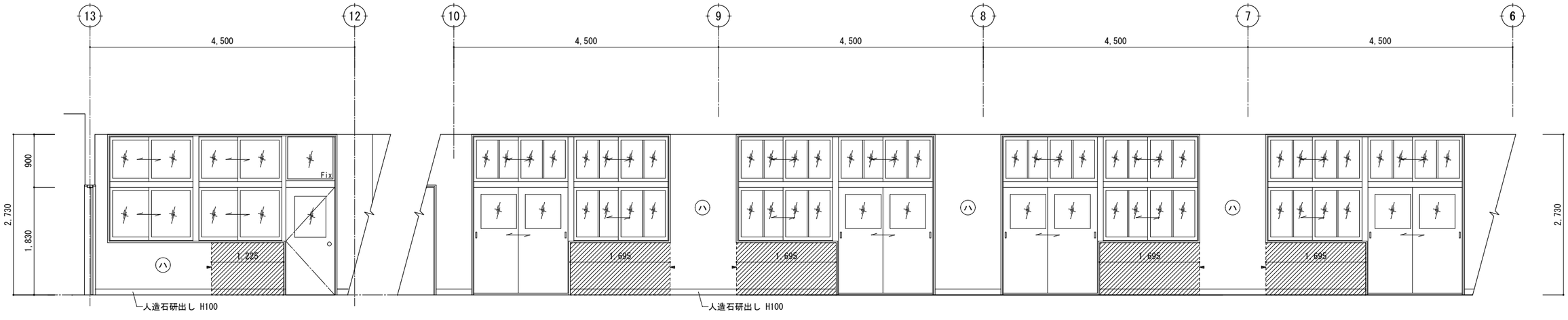

C

(改修前)(3階)廊下

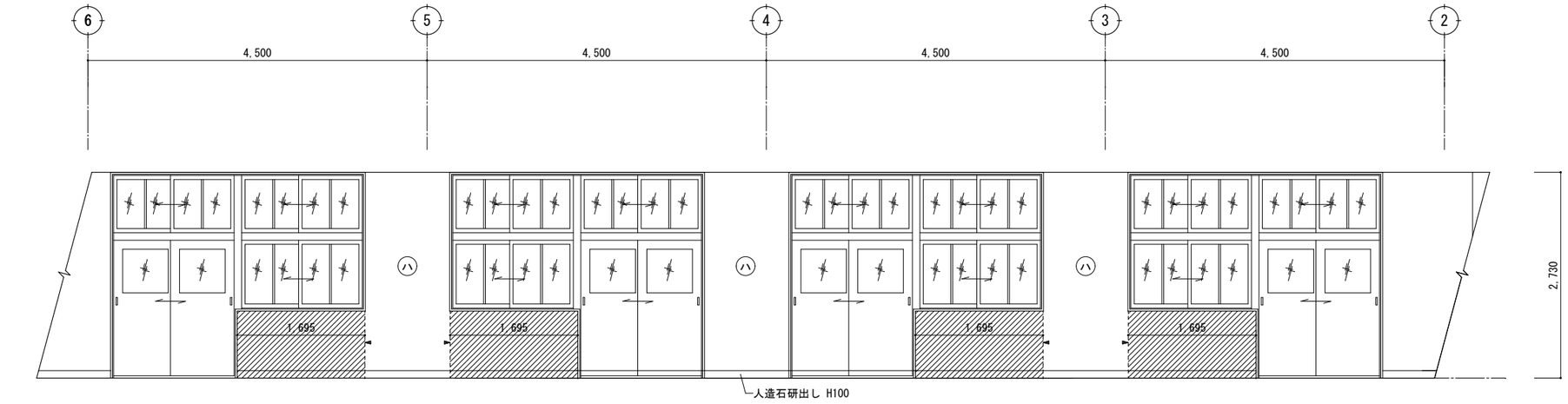

C

(改修前)(3階)廊下

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

㋑	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0+VC
㋺	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0
㋩	RC+M下地+VP
㋥	RC+W下地+ﾊﾏｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
㋭	RC+W下地+ﾊﾏｯﾄﾞ合板 t6.0
㋬	有孔ﾍﾞﾆﾔ t5.5+OS
㋣	RC+M下地+VC
㋠	RC+M下地+0.8FK t6.0ｴﾗｽﾄﾝ吹付

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(7)	S=1/50	A-36	愛媛県立小松高等学校

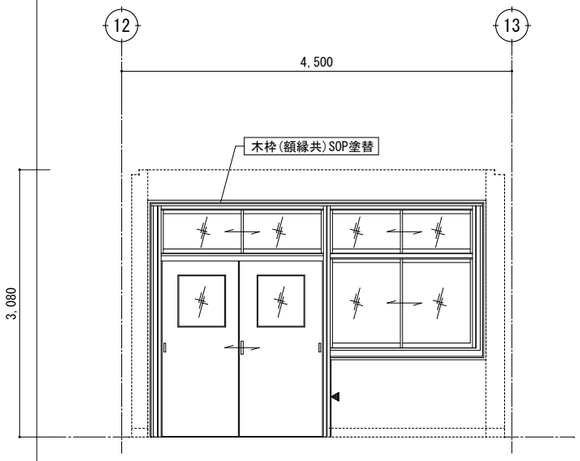

A

(改修後)(3階)準備室

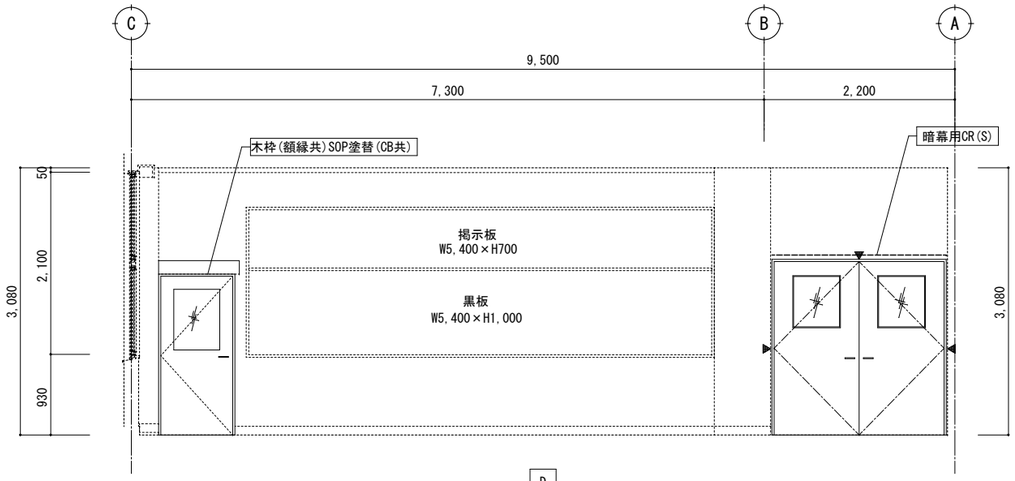

D

(改修後)(3階)美術教室

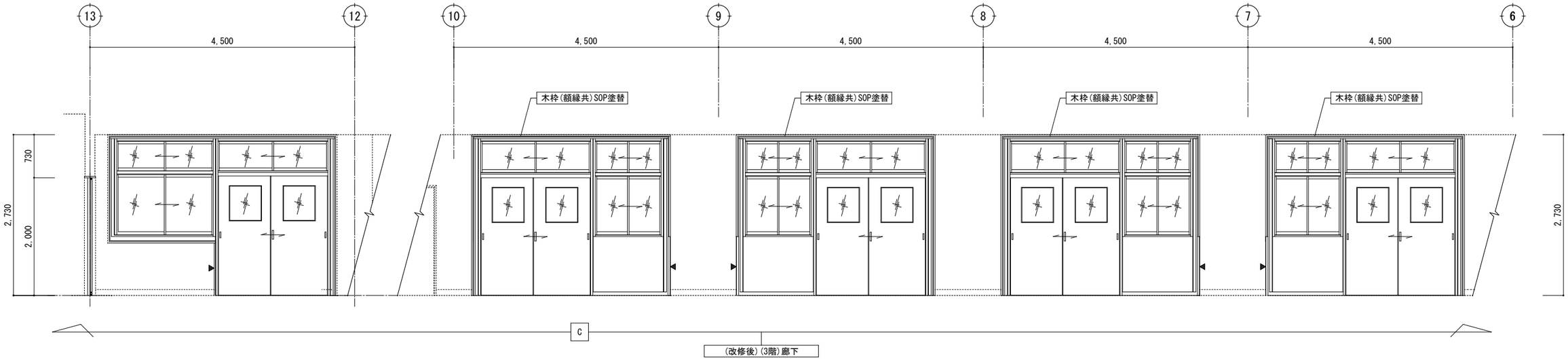

C

(改修後)(3階)廊下

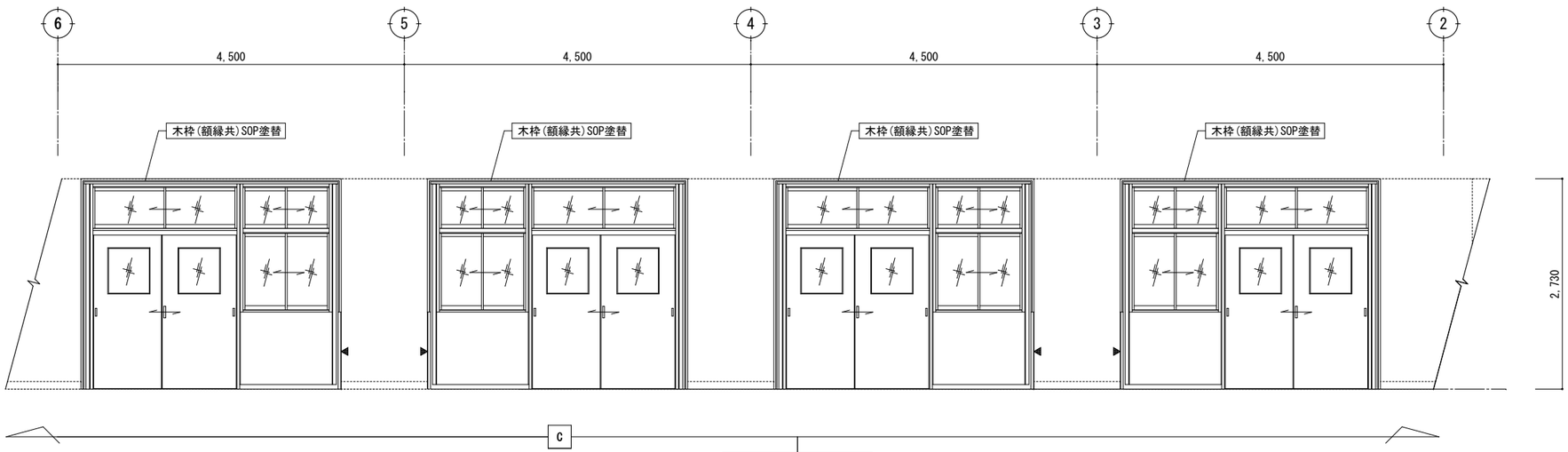

C

(改修後)(3階)廊下

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・ は、改修示す。

㋑	下地調整+VC張替	
㋺	下地調整+EP塗替	
㋩	LGS+GB-R t12.5+化粧O.8FK t6.0	
㋥	GB-R t12.5+化粧O.8FK t6.0(ｱﾙﾐ見切共)	
㋭	M+EP	

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(7)	S=1/50	A-37	愛媛県立小松高等学校

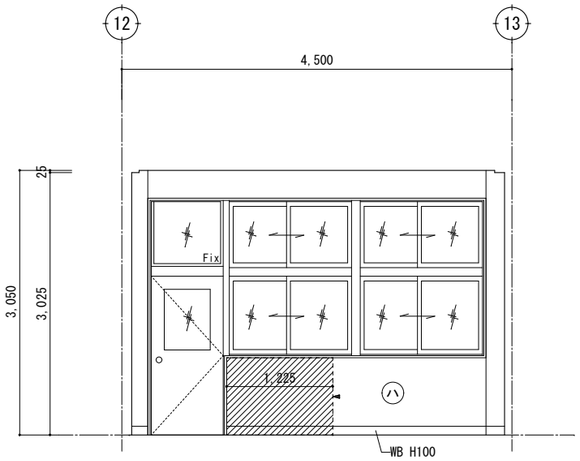

A

(改修前)(4階)準備室

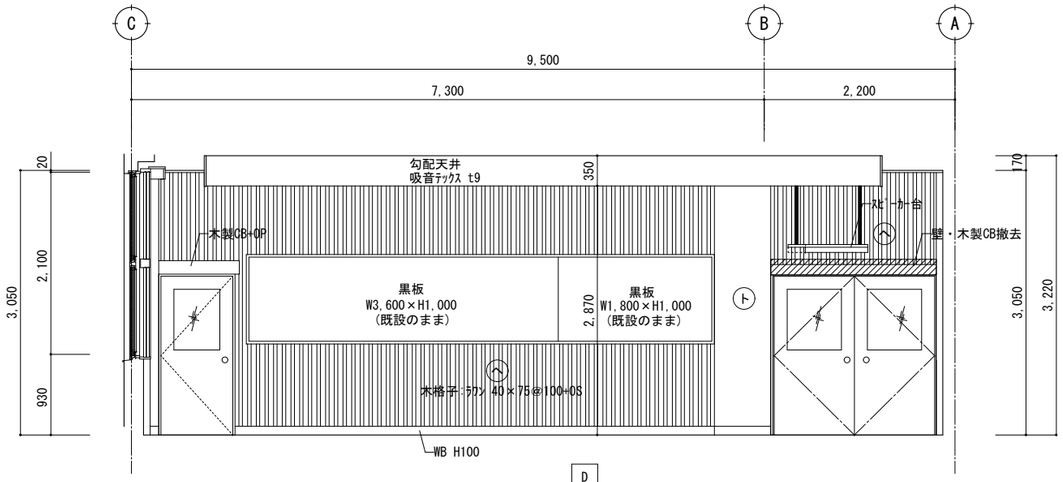

D

(改修前)(4階)音楽教室

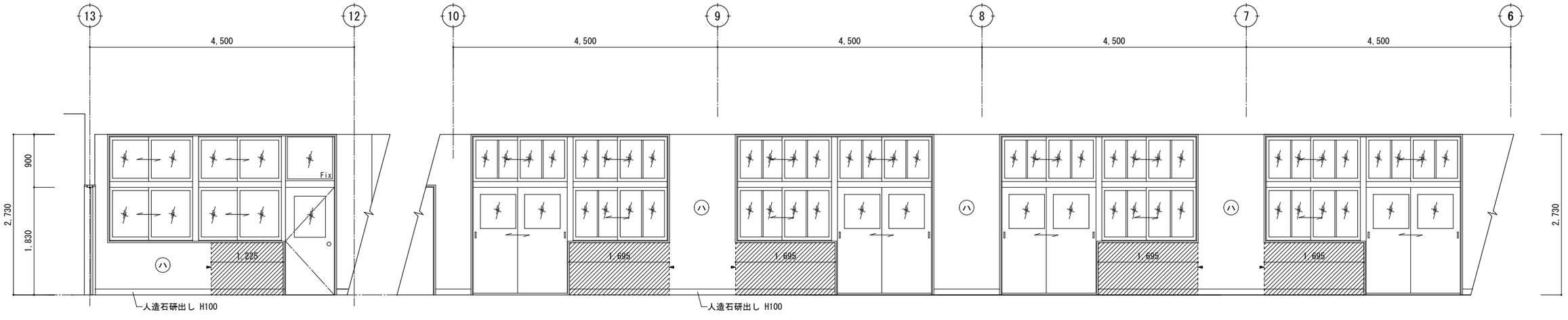

(改修前)(4階)廊下

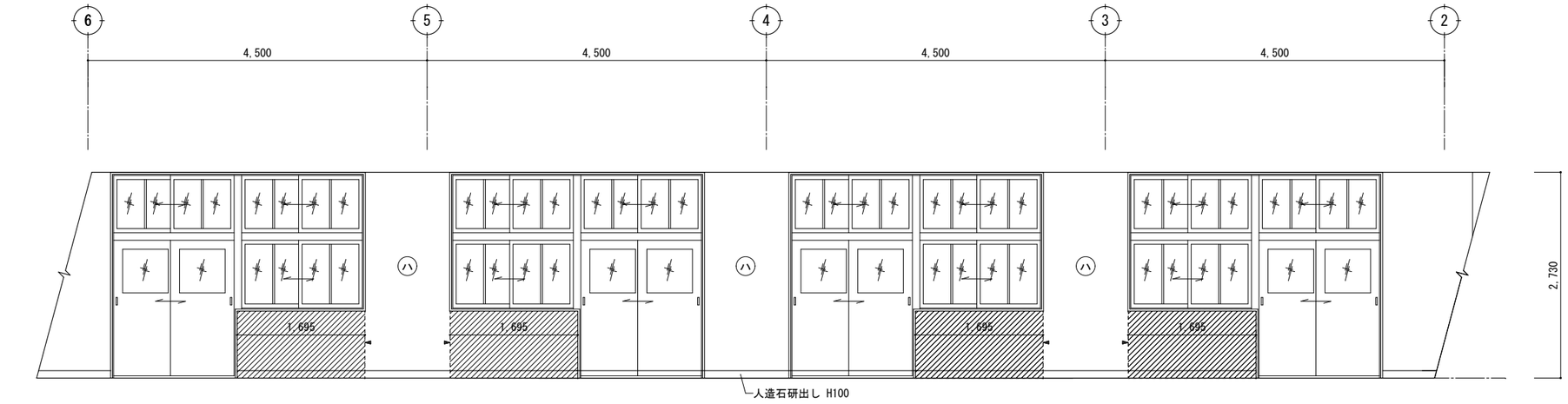

(改修前)(4階)廊下

・► は、ｶｯﾀｰ切示す。
・▨ は、撤去示す。

(凡例)　(範囲は、現場再実測の上決定のこと)

イ	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0+VC
ロ	RC+W下地+ﾌﾟﾗｽﾄ合板 t5.0
ハ	RC+M下地+VP
ニ	RC+W下地+ﾊﾟﾏｯﾄﾞ合板 t6.0+VC
ホ	RC+W下地+ﾊﾟﾏｯﾄﾞ合板 t6.0
ヘ	有孔ﾍﾞﾆｱ t5.5+OS
ト	RC+M下地+VC
チ	RC+M下地+0.8FK t6.0ｴﾌﾄﾝ吹付

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)展開図(8)	S=1/50	A-38	愛媛県立小松高等学校

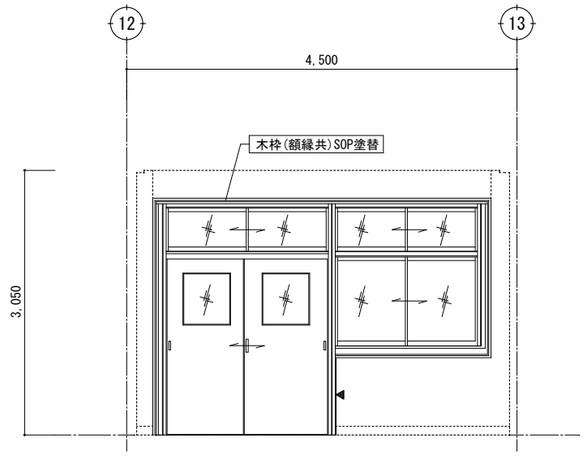

A

(改修後)(4階)準備室

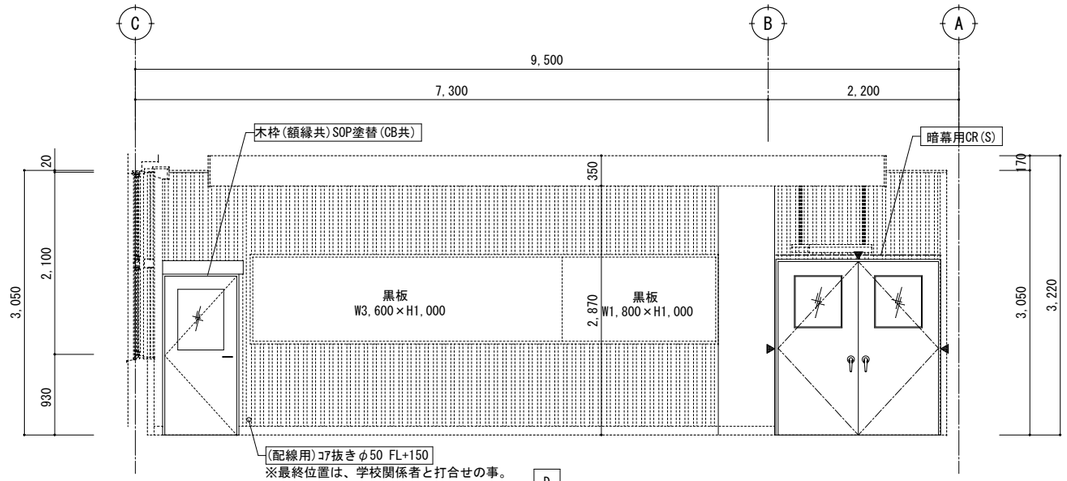

D

(改修後)(4階)音楽教室

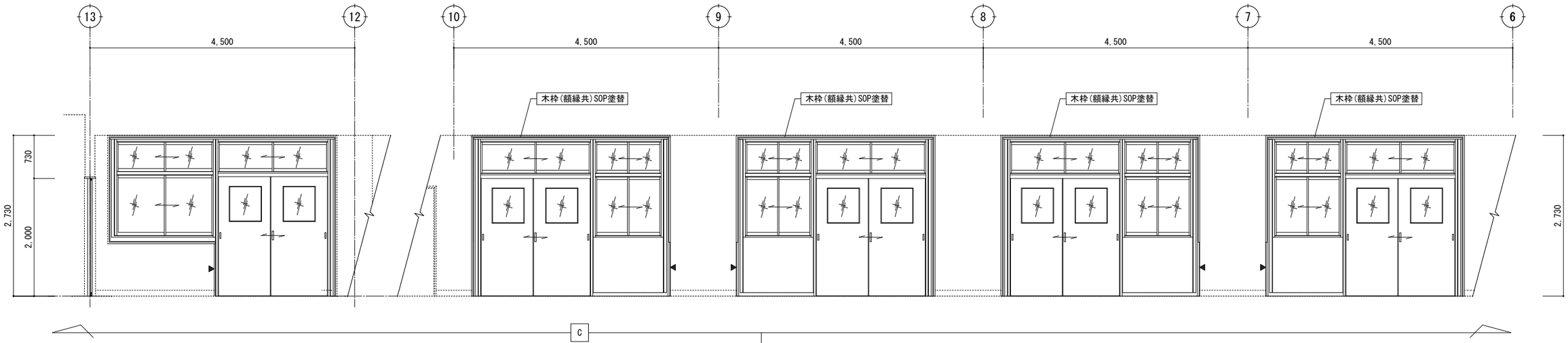

C

(改修後)(4階)廊下

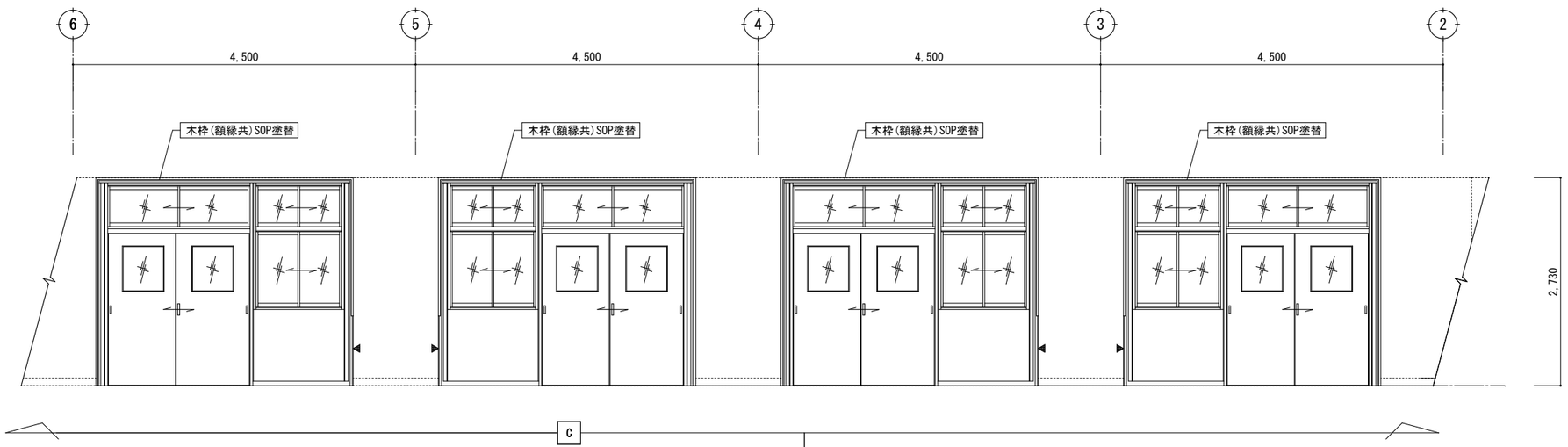

C

(改修後)(4階)廊下

・◀ は、ｼｰﾘﾝｸﾞ示す。

(凡例) ・ は、改修示す。

㋑	~~下地調整+VC張替~~
㋺	~~下地調整+EP塗替~~
㋩	LGS+GB-R ~~t12.5+化粧O.8FK~~ t6.0
㋥	GB-R t12.5~~+化粧O.8FK~~ t6.0(ｱﾙﾐ見切共)
㋭	M+EP

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)展開図(8)	S=1/50	A-39	愛媛県立小松高等学校

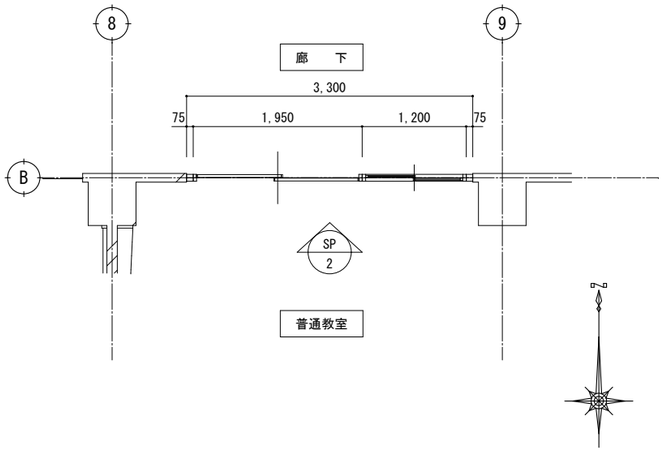

（平面図 S=1/50）

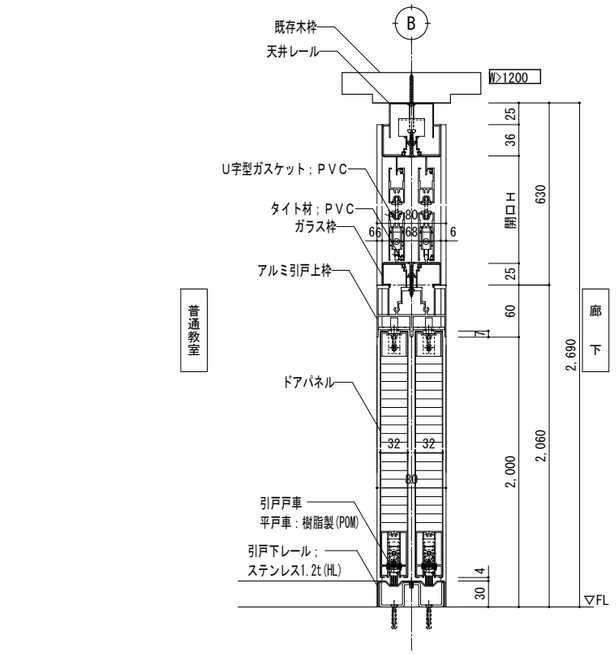

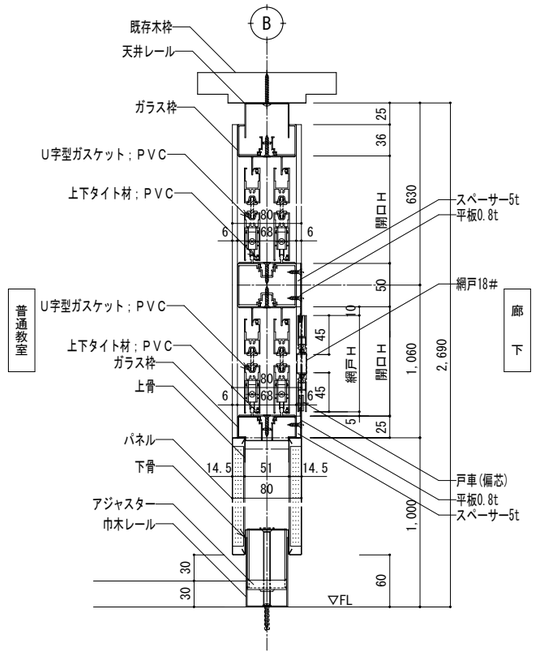

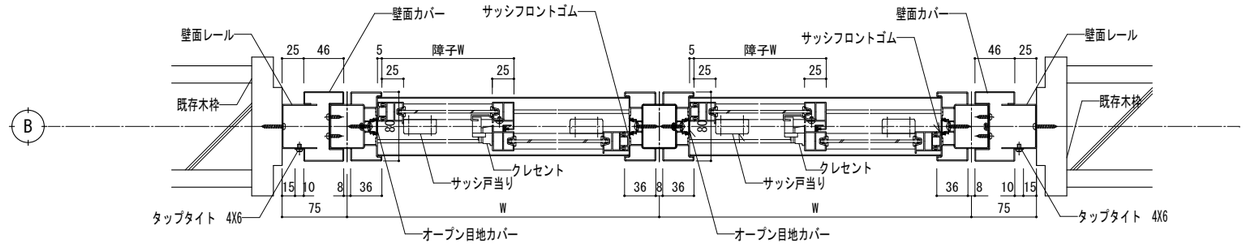

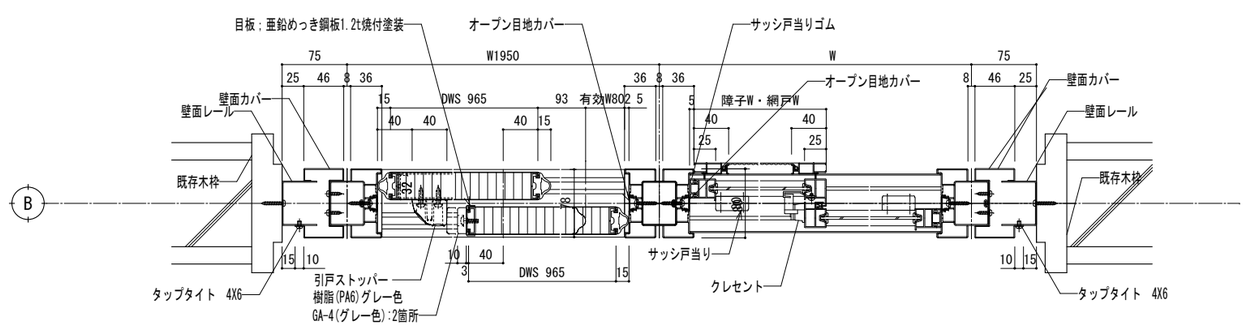

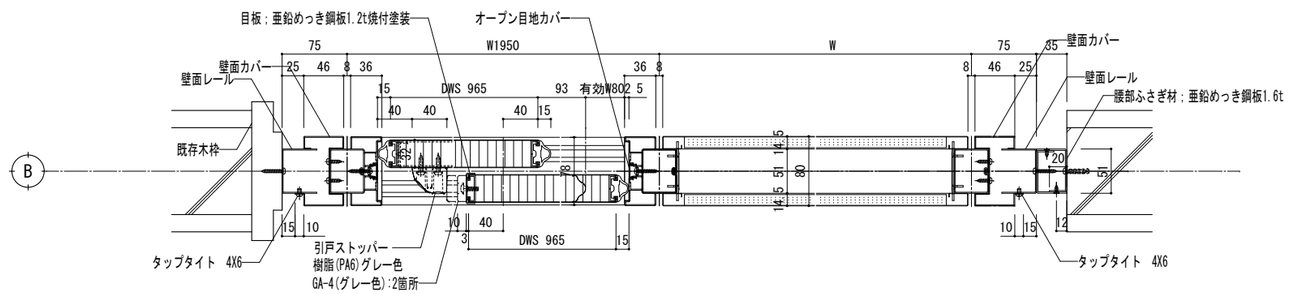

◇仕様表　　（小松ウオール マイティーＬｕｘ８０ＳＰ同等品）

項目	部材	材料(板厚mm)
骨材	天井レール	冷間圧延鋼板 1.0mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	巾木レール	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	上骨SP	亜鉛めっき鋼板 1.0mm
	上骨・下骨	亜鉛めっき鋼板 0.4mm
	受け下桟・Rポール	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	ポール・横桟・コーナーポール	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	壁面レール	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	壁面カバー	冷間圧延鋼板 1.0mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	エンドフィニッシュ	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
枠	サッシ・引戸・ガラス枠	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	ガラス枠アタッチメント	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	ドア枠・開口枠	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	オープン目地カバー	ポリ塩化ビニル
パネル	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	芯材	せっこうボード 12.5mm
サッシ	サッシ・地窓障子	アルミ押出形材〈アルマイトクリア処理仕上〉
	上・下レール	アルミ押出形材〈アルマイト処理仕上：シルバー色〉
	サッシU字型ガスケット	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3～6.8mm〈グレー色〉
引き戸	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	芯材	ペーパーコア
	切窓・ガラリ	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	切窓ビート	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3～6mm〈グレー色〉
	引戸戸先ゴム	ポリ塩化ビニル〈ブラック色〉
	引戸下レール	ステンレス 1.2mm〈ヘアライン仕上〉
付属品	サッシクレセント	亜鉛ダイキャスト
	ロック(引き戸)	ミワロック SL-99V錠
	引戸戸車・サッシ戸車	引戸:高炭素クロム軸受鋼 サッシ:樹脂
	堀込み引手	ステンレス(W30×H122)〈梨地電解〉

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)建具詳細図(1)	S=1/5,50	A-40	愛媛県立小松高等学校

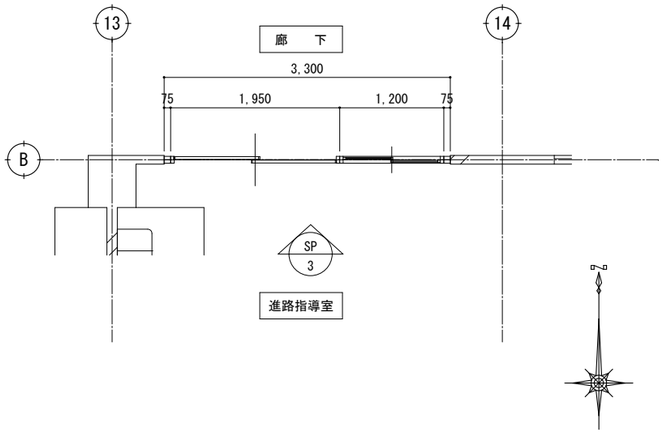

(平面図 S=1/50)

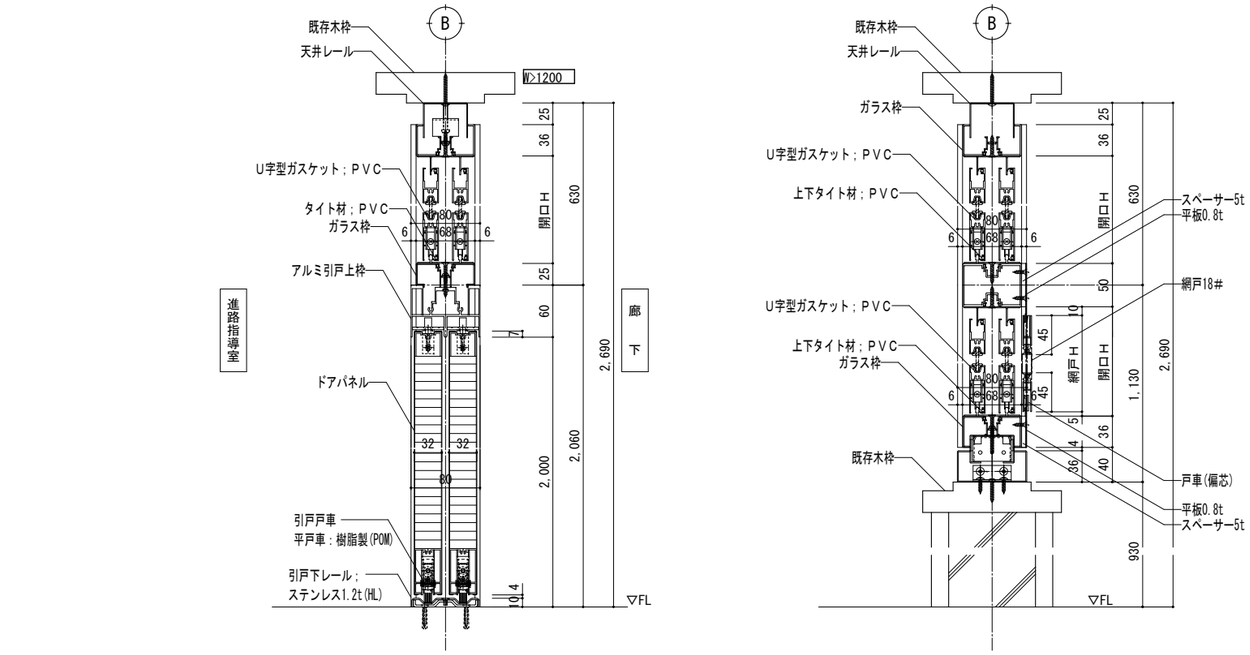

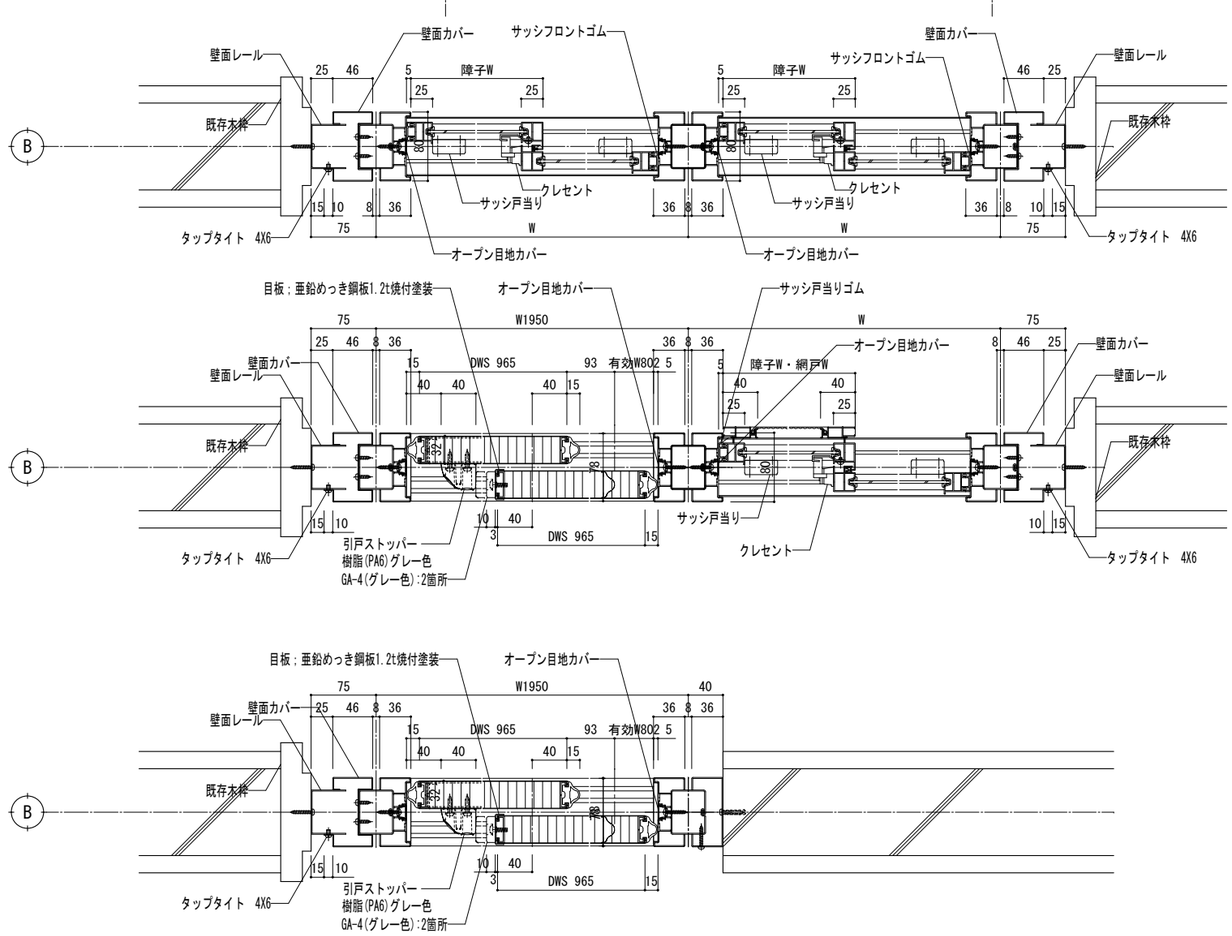

(断面図 S=1/5)

◇仕様表　　(小松ウオール マイティーＬｕｘ８０ＳＰ同等品)

項目	部材	材料(板厚mm)
骨材	天井レール	冷間圧延鋼板 1.0mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	巾木レール	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	上骨SP	亜鉛めっき鋼板 1.0mm
	上骨・下骨	亜鉛めっき鋼板 0.4mm
	受け下桟・Rポール	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	ポール・横桟・コーナーポール	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	壁面レール	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	壁面カバー	冷間圧延鋼板 1.0mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	エンドフィニッシュ	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
枠	サッシ・引戸・ガラス枠	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	ガラス枠アタッチメント	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	ドア枠・開口枠	冷間圧延鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	オープン目地カバー	ポリ塩化ビニル
パネル	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	芯材	せっこうボード 12.5mm
サッシ	サッシ・地窓障子	アルミ押出形材〈アルマイトクリア処理仕上〉
	上・下レール	アルミ押出形材〈アルマイト処理仕上：シルバー色〉
	サッシU字型ガスケット	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3～6.8mm〈グレー色〉
引き戸	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	芯材	ペーパーコア
	切窓・ガラリ	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	切窓ビート	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3～6mm〈グレー色〉
	引戸戸先ゴム	ポリ塩化ビニル〈ブラック色〉
	引戸下レール	ステンレス 1.2mm〈ヘアライン仕上〉
付属品	サッシクレセント	亜鉛ダイキャスト
	ロック(引き戸)	ミワロック SL-99V錠
	引戸戸車・サッシ戸車	引戸:高炭素クロム軸受鋼 サッシ:樹脂
	堀込み引手	ステンレス(W30×H122)〈梨地電解〉

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)建具詳細図(2)	S=1/5,50	A-41	愛媛県立小松高等学校

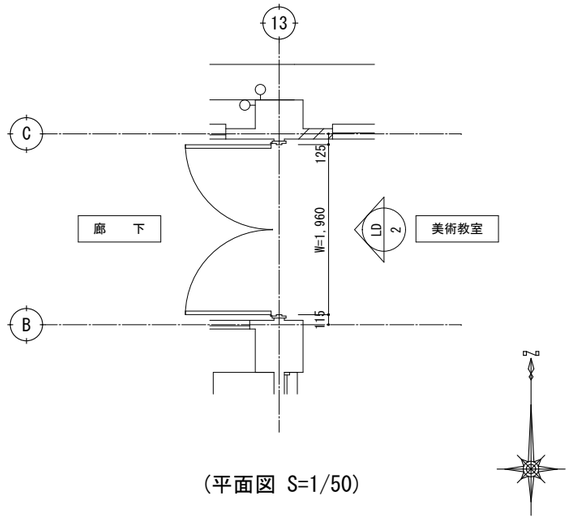

(平面図 S=1/50)

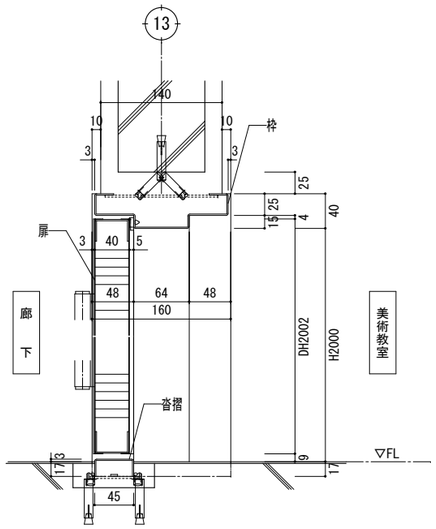

(断面図 S=1/5)

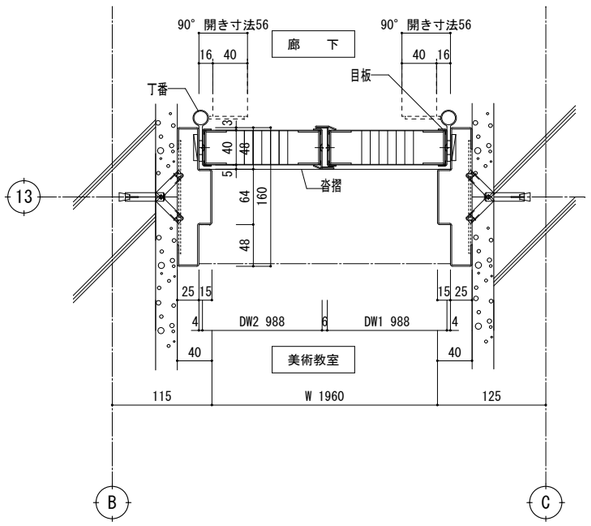

◇仕様表

(小松ウオール ＬＳドア同等品)

項目	部材	材料(板厚mm)
枠	ドア枠	亜鉛めっき鋼板 1.6mm〈指定色塗装仕上〉
	沓摺	ステンレス
扉	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.6mm〈指定色焼付塗装仕上〉
	芯材	ペーパーコア
	目板	亜鉛めっき鋼板 1.2mm〈指定色焼付塗装仕上〉
金物	ロック	美和 LA錠/ゴール LX錠
	ドアクローザ	ニュースター 7000シリーズ
	吊り金物	旗丁番(ステンレス)
	フランス落し	ステンレス
	戸当り	床付け戸当り
切窓ガラリ	切窓・ガラリ	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	切窓ビート	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3～6mm〈グレー色〉

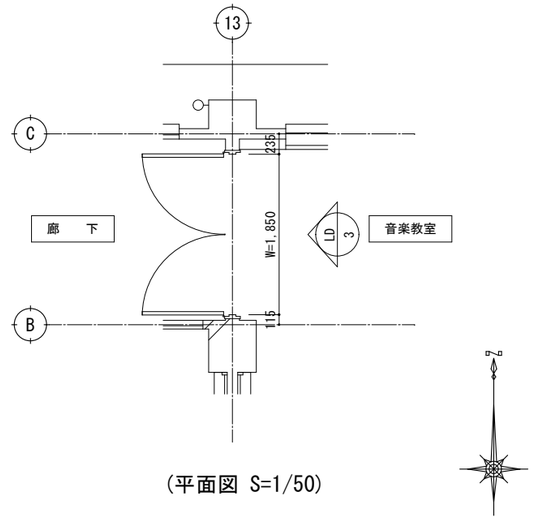

(平面図 S=1/50)

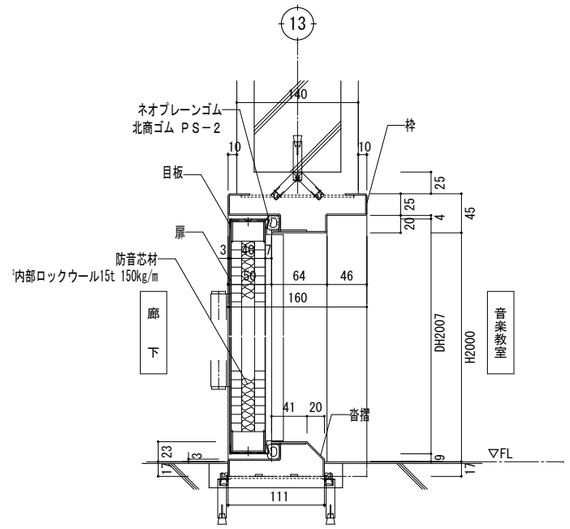

(断面図 S=1/5)

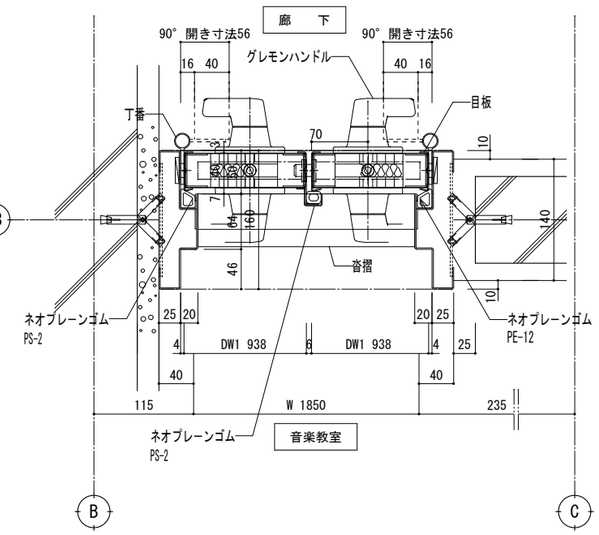

◇仕様表

(小松ウオール　ＬＳドア　開き戸)

項　目	部　材	材　料（板厚mm）
枠	ドア枠	亜鉛めっき鋼板　1.6mm　〈指定色焼付塗装仕上〉
	気密材	クロロプレンゴム（ＣＲ）
	沓摺	ステンレス
扉	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板　0.6mm　〈指定色焼付塗装仕上〉
	芯　材	防音芯材
	目　板	亜鉛めっき鋼板　1.2mm　〈指定色焼付塗装仕上〉
金物	ロック	グレモン錠
	吊り金物	旗丁番（ステンレス）
	戸当り	床付け戸当り
切窓ガラリ	切窓・ガラリ	アルミ押出形材〈指定色焼付塗装仕上〉
	切窓ビート	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3～6mm〈グレー色〉

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)建具詳細図(3)	S=1/5,50	A-42	愛媛県立小松高等学校

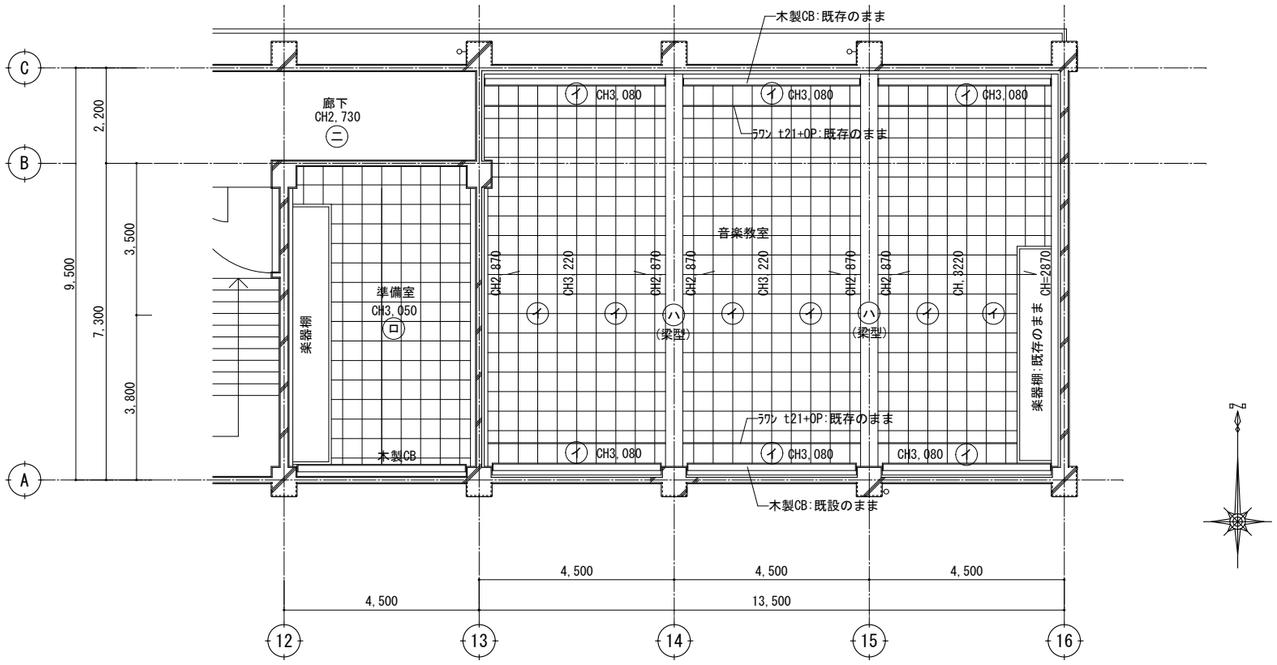

(改修前後)4階音楽室天井伏図　S=1/100

・【　】は、撤去示す。・[　]は、改修示す。
・浮き部の張替えは、目視にて調査をする事。

凡例	改　修　前	改　修　後
(イ)	W下地+【吸音ﾃｯｸｽ t9.0(浮き部)】	W下地+ DR t9.0(浮き部) (15枚程度)
(ロ)	W下地+吸音ﾃｯｸｽ t9.0	改修無し
(ハ)	M下地+【VC】	M下地+ EP塗替
(ニ)	GB-R t9.0+VP	改修無し

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後)4階音楽室天井伏図	S=1/100	A-43	愛媛県立小松高等学校

・【　】内は、撤去示す。

符　号	使用場所	WD 1	(1階)保健室、会議室	WD 1A	(1階)会議室、校長室、応接室	WD 2	(2・3・4階)普通教室、(2階)生徒指導室	WD 2A	(2・3・4階)普通教室
形　状		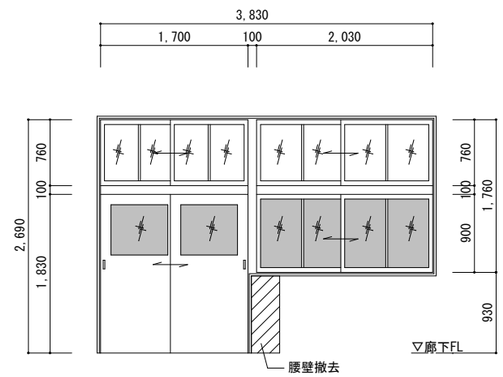		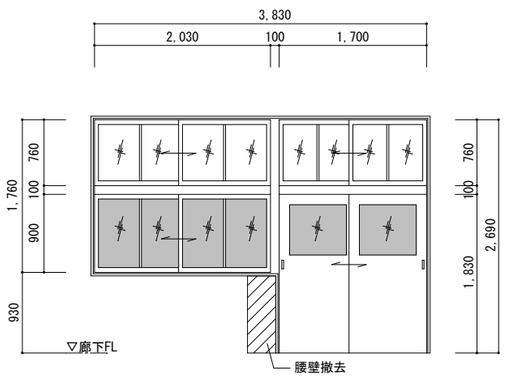		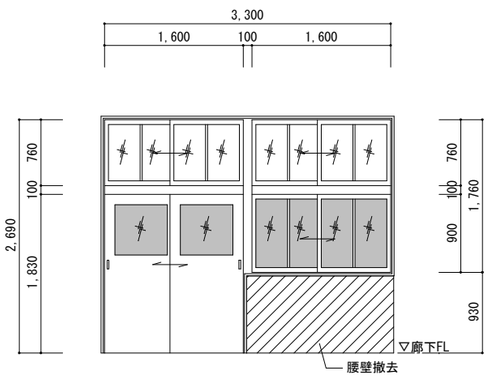		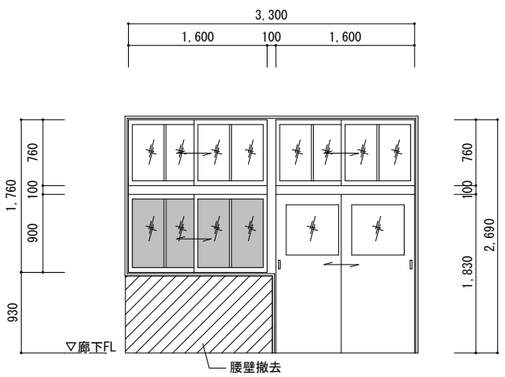
種　別		2段2連引違い戸		2段2連引違い戸		2段2連引違い戸		2段2連引違い戸
数量・見込		2　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		3　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		12　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		11　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)
材料仕上		引違い窓：木製OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		引違い窓：木製OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		引違い窓：木製OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		引違い窓：木製OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板
硝　子		P t2.0(:F t2.0 (引違い戸のみ t4.0))		同左		同左		同左
金　物		沓摺、引手、戸車、ﾚｰﾙ、栓錠、網戸、etc標準金物		同左		同左		同左
備　考		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】

符　号	使用場所	WD 2B	(2階)生徒指導室	WD 2C	(1階)事務室	WD 3	(1階)進路指導室、(2階)印刷室	WD 3A	(1階)進路指導室
形　状		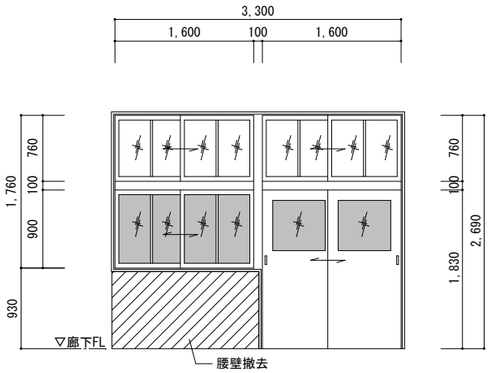		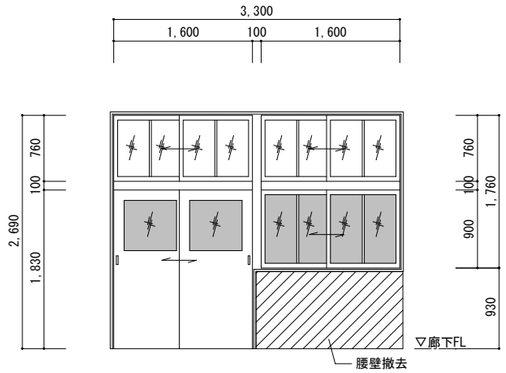		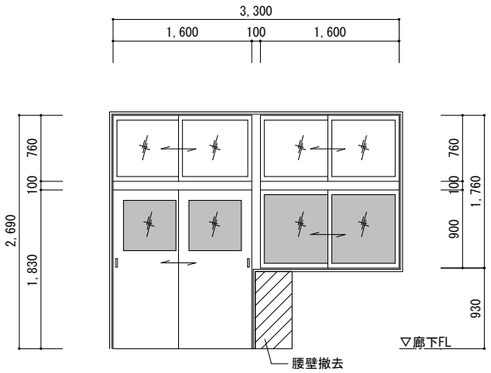		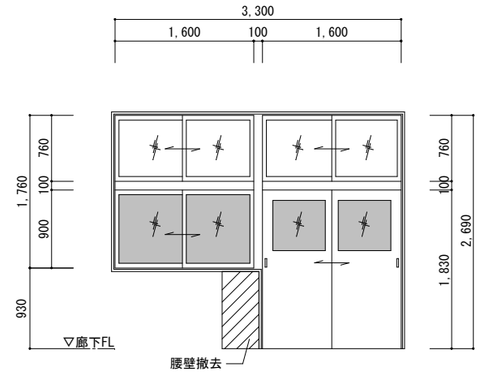
種　別		2段2連引違い戸		2段2連引違いﾌﾗｯｼｭ戸		2段2連引違いﾌﾗｯｼｭ戸		2段2連引違いﾌﾗｯｼｭ戸
数量・見込		1　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		1　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		2　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		1　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)
材料仕上		引違い窓：木製OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		引違い窓：木製OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		引違い窓：木製　OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		引違い窓：木製　OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板
硝　子		P t2.0(:F t2.0 (引違い戸のみ t4.0))		同左		F t2.0(ﾗﾝﾏ:P t3.0)		同左
金　物		沓摺、引手、戸車、ﾚｰﾙ、栓錠、網戸、etc標準金物		同左		同左		同左
備　考		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)建具表(1)	S=1/50	A-44	愛媛県立小松高等学校

・【　】内は、撤去示す。

符　号	使用場所	WD 3B	(1階)業務員室	WD 4	(3階)準備室、(4階)準備室	WD 5	(2階)職員室	WD 6	(3階)美術教室
形　状			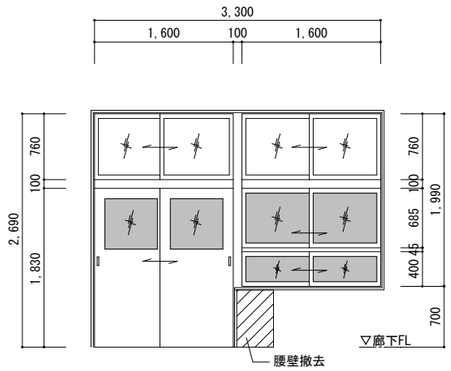		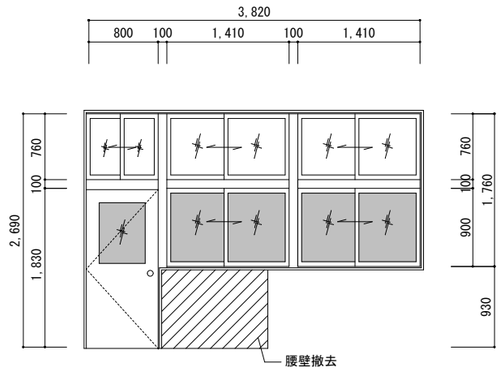		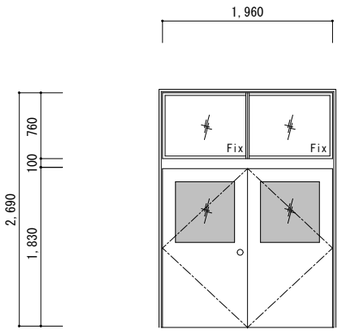		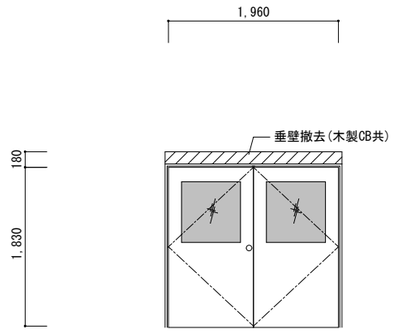
種　別			2段2連引違いﾌﾗｯｼｭ戸		2段3連引違い戸付片開きﾌﾗｯｼｭ戸		Fix付両開きﾌﾗｯｼｭ戸		両開きﾌﾗｯｼｭ戸
数量・見込			1　・　30(引違い窓) 36(引違い戸)		2　・　36		1　・　36		1　・　36
材料仕上			引違い窓：木製　OP 引違い戸：ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		ﾌﾟﾘﾝﾄ合板
硝　子			F t2.0(ﾗﾝﾏ:P t3.0)		F t2.0(ﾗﾝﾏ:P t5.0)		F t2.0(Fix：P t5.0)		F t2.0
金　物			沓摺、引手、戸車、ﾚｰﾙ、栓錠、網戸、etc標準金物		SUS沓摺、ﾛｯｸ錠、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、etc標準金物		ﾛｯｸ錠、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、ﾌﾗﾝｽ落し、etc標準金物		同左
備　考			【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠以外)】		【全撤去(木枠共)】

符　号	使用場所	WD 7	(4階) 音楽教室	WD 8	(1階)事務室	WD 9	(2階)職員室、(3階)美術教室	WD 9A	(4階) 音楽教室
形　状			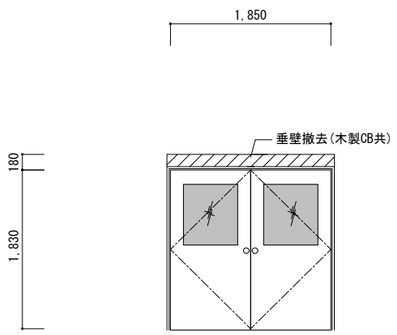		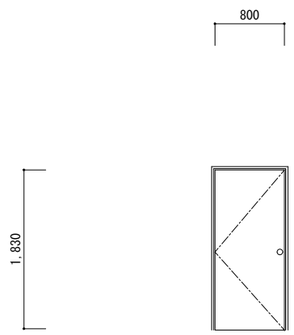		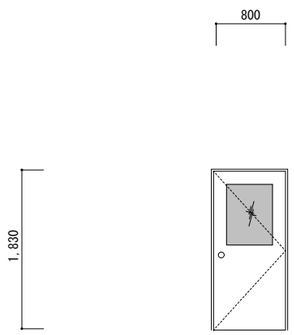		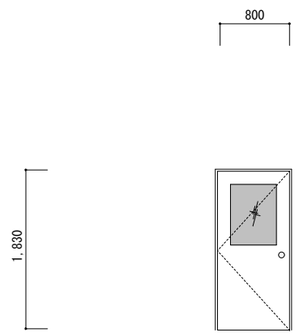
種　別			両開きﾌﾗｯｼｭ戸(GW入)		片開きﾌﾗｯｼｭ戸		片開きﾌﾗｯｼｭ戸		片開きﾌﾗｯｼｭ戸(GW入)
数量・見込			1　・　36		1　・　36		3　・　36		1　・　36
材料仕上			ﾌﾟﾘﾝﾄ合板　(廊下側) 有孔ﾍﾞﾆｱ+OP　(音楽教室側)		ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		ﾌﾟﾘﾝﾄ合板　(準備室側) 有孔ﾍﾞﾆｱ+OP　(音楽教室側)
硝　子			F t2.0		――――		F t2.0		同左
金　物			ﾛｯｸ錠、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、etc標準金物		ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、etc標準金物		ﾛｯｸ錠、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、etc標準金物		ﾛｯｸ錠、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、etc標準金物
備　考			【全撤去(木枠共)】		【扉のみ】		【扉のみ】		【扉のみ】

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)建具表(2)	S=1/50	A-45	愛媛県立小松高等学校

・【　】内は、撤去示す。

符　号	使用場所	WD 10	(1階) 放送室	WW 1	(1階)保健室、校長室	AW 1	(1階)事務室		
形　　状			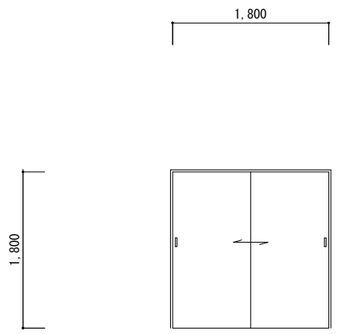		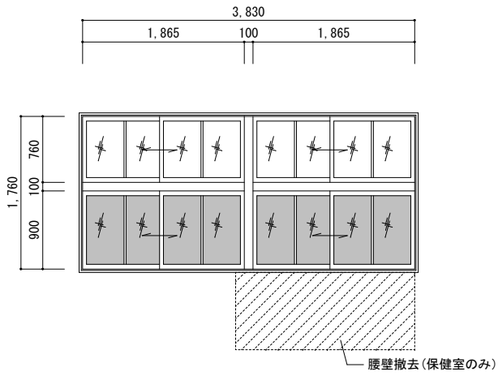		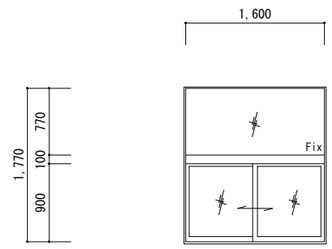		
種　別			引違い戸		2段2連引違い窓		FiX付2段引違い窓		
数量・見込			1　・　36		2　・　30		1　・　70		
材 料 仕 上			ﾌﾟﾘﾝﾄ合板		木製OP		ｱﾙﾐ		
硝　　子			――――		P t2.0(▒ :F t2.0)		P t3.0(Fix : P t4.0)		
金　　物			沓摺、引手、戸車、ﾚｰﾙ、栓錠、etc標準金物		引手、戸車、ﾚｰﾙ、etc標準金物		戸車、ｱﾝｸﾞﾙﾋﾟｰｽﾞ、etc標準金物		
備　　考			【引違い戸のみ】		【全撤去(木枠以外)】		【引違い窓・Fix】		

符　号	使用場所								
形　　状									
種　別									
数量・見込									
材 料 仕 上									
硝　　子									
金　　物									
備　　考									

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前)建具表(3)	S=1/50	A-46	愛媛県立小松高等学校

符号	使用場所	SP 1	SP 1A	SP 1B	SP 2
		(1階)保健室、会議室	(1階)会議室、校長室、応接室	(1階)保健室	(1階)事務室、(2・3・4階)普通教室
形状		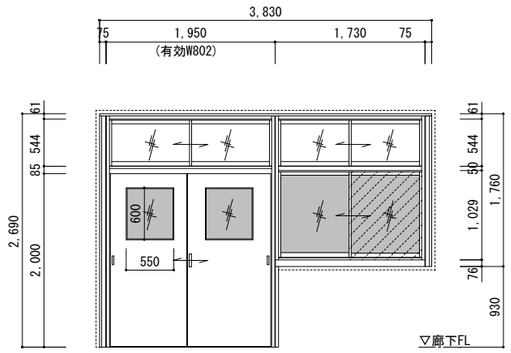	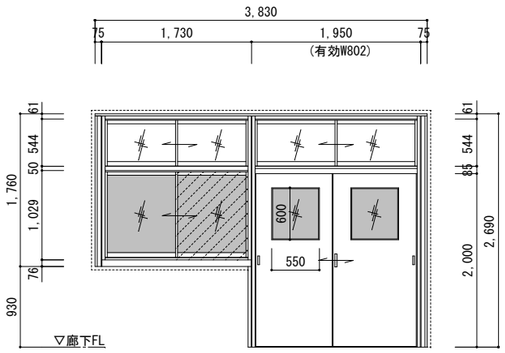	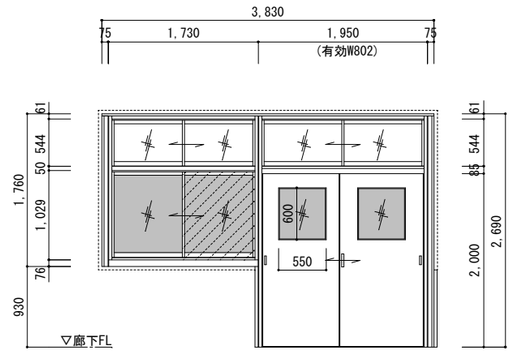	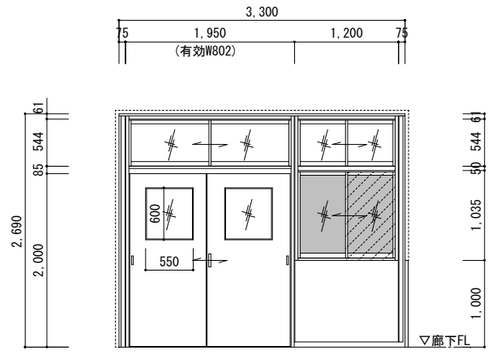
種別		ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)
数量・見込		2 ・ 80	3 ・ 80	1 ・ 80	12 ・ 80
材料仕上		化粧鋼板	同左	同左	同左
硝子		学校用T t4.0(:学校用FT t4.0)	同左	同左	同左
金物		SUS沓摺、引き戸用ﾛｯｸ、堀込引手、三角ｽﾄｯﾊﾟ、 ｻｯｼ戸当り、ｸﾚｾﾝﾄ、巾木、etc標準金物	同左	同左	同左
備考		: 網戸(合成樹脂)	: 網戸(合成樹脂)	: 網戸(合成樹脂)	: 網戸(合成樹脂)

符号	使用場所	SP 2A	SP 2B	SP 3	SP 3A
		(2･3.4階)普通教室、(2階)生徒指導室	(2階)生徒指導室	(1階)進路指導室、(2階)印刷室	(1階)進路指導室
形状		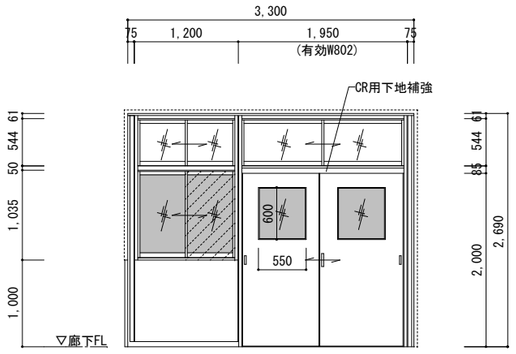	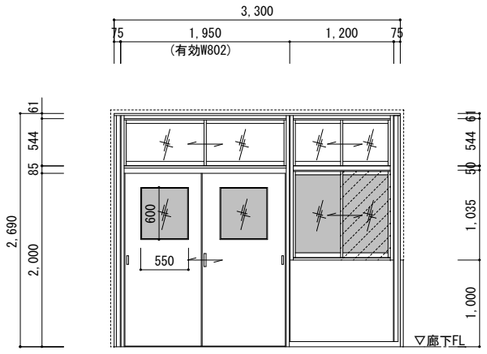	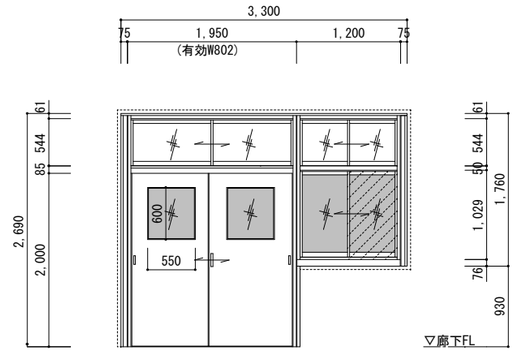	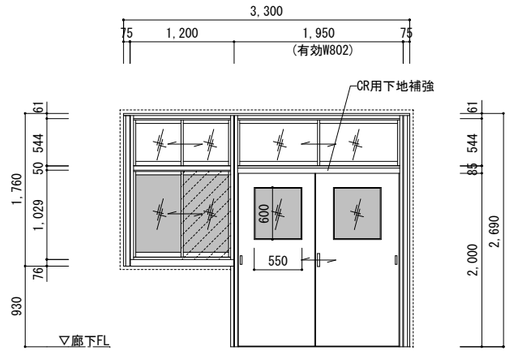
種別		ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)	ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)
数量・見込		12 ・ 80	1 ・ 80	2 ・ 80	1 ・ 80
材料仕上		化粧鋼板	同左	同左	同左
硝子		学校用T t4.0(:学校用FT t4.0)	同左	同左	同左
金物		SUS沓摺、引き戸用ﾛｯｸ、堀込引手、三角ｽﾄｯﾊﾟ、 ｻｯｼ戸当り、ｸﾚｾﾝﾄ、巾木、etc標準金物	同左	同左	同左
備考		: 網戸(合成樹脂)	: 網戸(合成樹脂)	: 網戸(合成樹脂)	: 網戸(合成樹脂)

一級建築士 第344115号 高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号 愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名称	(第1教棟)(改修後)建具表(1)	S=1/50	A-47	愛媛県立小松高等学校

符　号	使用場所	SP 4	(1階)業務員室	SP 5	(3階)準備室、(4階)準備室	SPW 1	(1階)校長室
形　状			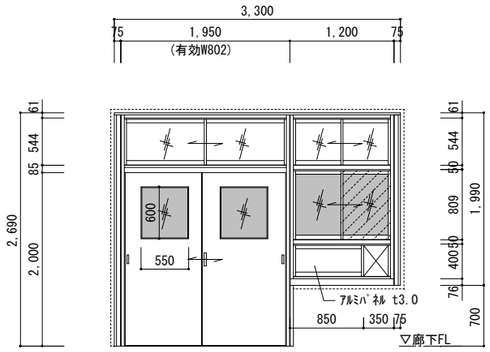		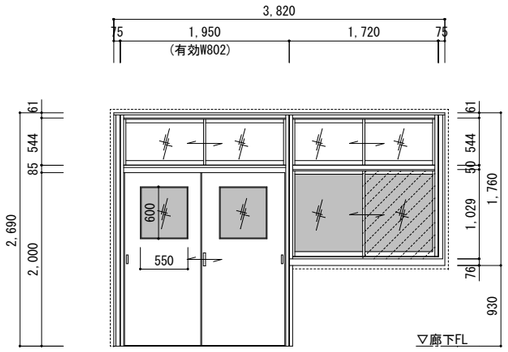		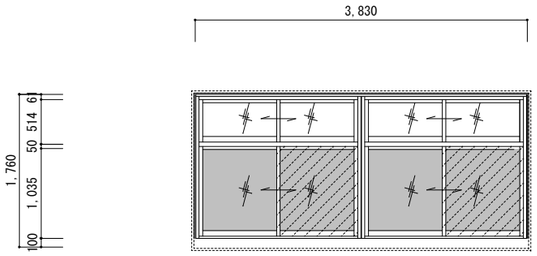
種　別			ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)		ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)		ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ(ｶﾊﾞｰ工法)
数量・見込			1　・　80		2　・　80		1　・　80
材料仕上			化粧鋼板		同左		同左
硝　子			学校用T t4.0(:学校用FT t4.0)		同左		同左
金　物			SUS沓摺、引き戸用ﾛｯｸ、堀込引手、三角ｽﾄｯﾊﾟ、 ｻｯｼ戸当り、ｸﾚｾﾝﾄ、巾木、etc標準金物		SUS沓摺、引き戸用ﾛｯｸ、堀込引手、三角ｽﾄｯﾊﾟ、 ｻｯｼ戸当り、ｸﾚｾﾝﾄ、巾木、etc標準金物		ｻｯｼ戸当り、ｸﾚｾﾝﾄ、etc標準金物
備　考			：網戸(合成樹脂)		：網戸(合成樹脂)		：網戸(合成樹脂)

符　号	使用場所	LD 1	(2階)職員室	LD 2	(3階)美術教室	LD 3	(4階) 音楽教室	AW 2	(1階)事務室				
形　状			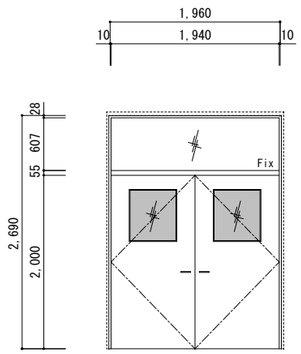		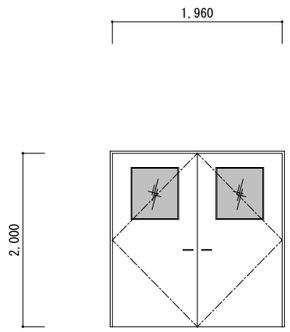		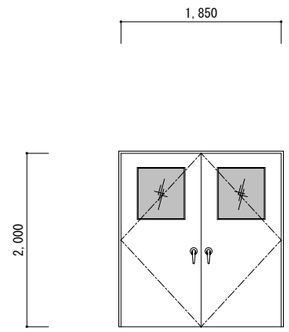		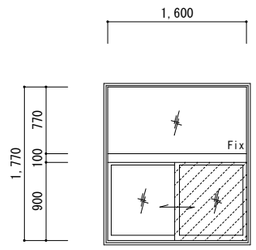				
種　別			鋼製軽量両開き戸(ｶﾊﾞｰ工法)		鋼製軽量両開き戸		鋼製軽量両開き戸(AT)		ｱﾙﾐ2段違い窓				
数量・見込			1　・　40		1　・　40		1　・　40		1　・　70				
材料仕上			焼付塗装		同左		同左		電解着色				
硝　子			学校用T t4.0(:学校用FT t4.0 (550×600))		:学校用FT t4.0(550×600)		同左		学校用T t4.0				
金　物			(既存)SUS沓摺、鍵付ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ｻﾑﾀｰﾝ、戸当り、ﾌﾗﾝｽ落し、 SUS丁番、DC、etc標準金物		SUS沓摺、鍵付ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、ｻﾑﾀｰﾝ、戸当り、ﾌﾗﾝｽ落し、 SUS丁番、DC、etc標準金物		SUS沓摺、ｸﾞﾚﾓﾝ錠、戸当り、ﾌﾗﾝｽ落し、 SUS丁番、DC、気密材、etc標準金物		ｻｯｼ戸当り、ｸﾚｾﾝﾄ、etc標準金物				
備　考									：網戸(合成樹脂) 障子・Fixｶﾞﾗｽ入替				

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修後)建具表(2)	S=1/50	A-48	愛媛県立小松高等学校

符　号	使用場所	WD 1	(1階)事務室	WD 2	(2階)職員室、(3階)美術教室	WD 2A	(4階) 音楽室	WD 3	(1階) 放送室				
形　状		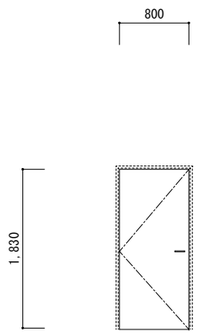		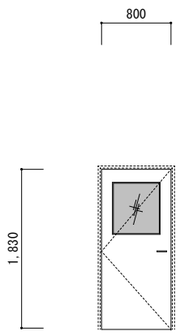		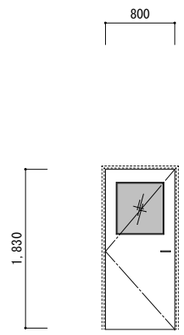		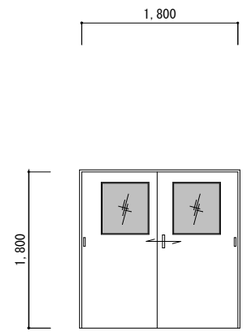					
種　別		片開きﾌﾗｯｼｭ戸		片開きﾌﾗｯｼｭ戸		片開きﾌﾗｯｼｭ戸		引違いﾌﾗｯｼｭ戸					
数量・見込		1	・　36	3	・　36	1	・　36	1	・　36				
材料仕上		ﾎﾞﾘ合板(小口 白木 t4.0)		同左		同左		同左					
硝　子		――――		:学校用FT t4.0(550×600)		:学校用FT t4.0(550×600)		:学校用FT t4.0(550×600)					
金　物		ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ錠、ｻﾑﾀｰﾝ、丁番、ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ 戸当り、etc標準金物		同左		同左		引手、錠前、戸車、etc標準金物					
備　考		扉のみ入替		扉のみ入替		扉のみ入替		扉のみ入替					

符　号	使用場所												
形　状													
種　別													
数量・見込													
材料仕上													
硝　子													
金　物													
備　考													

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

工　事　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1　工　事　場　所　　西条市小松町新屋敷乙42番地1

2　建　物　概　要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法令別表一	備考
第１教棟	ＲＣ造	地上４階建+PH	2,616㎡	（７）項	

3　工　事　種　目　（⊙印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 第１教棟				屋外
・電灯設備	○				
・動力設備					
・受変電設備					
・電力貯蔵設備					
・発電設備					
・雷保護設備					
・構内情報通信網設備					
・電話設備	○				
・拡声設備	○				
・情報表示設備					
・誘導支援設備					
・テレビ共同受信設備	○				
・自動火災報知設備					
・防犯設備					
・中央監視制御設備					
・構内配電線路					
・構内通信線路					

4　工事形態

・工事種別（・新営工事　⊙改修工事）　　・工事状況（⊙主体工事有り　・主体工事無し）　　・工事に占める機器の割合（⊙標準　・多い）

Ⅱ　工事仕様

1　共　通　仕　様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、

・　国土交通省住宅局住宅整備課監修の公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)
　及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備･環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版による。

⊙　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
　（ただし、改修工事の場合は、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
　及び公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版による。）

2　特　記　仕　様

1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する項目は、⊙印のついたものを適用する。
　ただし、⊙印のない場合は※印を適用する。

	項目	特記事項
一般共通事項	① 工事実績情報の登録等	⊙対象となる工事 請負工事の金額（契約金額）が、500万円以上の工事とする。 **⊙工事カルテの作成及び登録** 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提供し確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センターに登録するとともに同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出するものとする。 ⊙工事成績評定の対象　※対象とする　・対象としない
	② 施工計画書	工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督員に提出する。 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
	③ 適切な施工体制の確保	1（作業員の雇用確認） (1)受注者は、当該工事において作業を行うすべての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成すると共に、現場に備え付けなければならない。 (2)受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うと共に、これに協力しなければならない。 (3)受注者は、上記(1)(2)に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類(雇用関係証明書）を作成すると共に、発注者に提出しなければならない。 2（施工体系図） (1)受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。 (2)受注者は、上記(1)に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 (3)受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記(1)(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び、公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。 (4)受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。 3（名札等の着用） 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（2次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 4（主任技術者又は監理技術者の専任） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始期日以降30日以内としなければならない。

	項目	特記事項
一般共通事項	④ 提出書類	施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項について、監督員に提出する。
	⑤ 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はJIS・JEC等の規格品のものを原則とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督員の承諾を受けること。 また、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を考慮した機材を使用すること。
	6 電気保安技術者	電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。
	⑦ 電気工事士	最大電力500kw以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。
	⑧ 工事用仮設物	構内につくることが　⊙できる　・できない
	⑨ 工事用電力、水、その他（諸官庁等への手続き）	工事用電力　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない 工事用水　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
	⑩ 施工調査	事前調査（・電線ケーブル　・　） ＊施工に先立ち、改修工事関連部分の事前調査を行い監督員に報告する。
	11 施工中の安全確保及び環境保全	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。建設工事公衆安全防止対策要綱に基づき設置する「工事表示板」は木製とする。 また「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく標識を掲げること。
	⑫ 火災保険及び住宅瑕疵担保責任の履行	・（火災保険） 適用範囲　監督員と協議のこと 保険の種類　火災保険、建設工事保険、組立保険 保険期間　工事着手から工事目的物引渡しまで ・（住宅瑕疵担保責任の履行） 建築工事の工事代金には、各設備工事の費用を含む額の住宅建設瑕疵担保責任保険の加入費用を見込んでいるので、当保険へは、建築工事業者と各設備業者が連名で加入すること。
	⑬ 発生材の処理等	1（建設副産物の適正処理） 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月31日付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。 また、建設副産物の再利用については、適正に実施することとし、品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。 なお、舗装、コンクリート切断等に伴い発生する汚泥は、適正に処理すること。 引渡しを要するもの　⊙無し　・有り（・機器類　・配管材料　・金属類　・　） 特別管理産業廃棄物　⊙無し　・有り（・PCB使用機器　・蓄電池用電解液　） 製造者等への引渡しを要するもの　⊙無し　・有り（・六ふっ化硫黄ガス（ガス絶縁開閉機器等）　・放射線源（イオン化式感知器）　） ※【資源循環促進税について】 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合（中間処分施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるため適正に処理すること。 2（建設副産物の搬出） 建設副産物の搬出については、別表－１により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記によること。 受入れ場所等の協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。 (1)　処理計画書 受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また　計画に変更が生じた場合も同様とする。 (2)　受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。 1.　産業廃棄物処理委託契約書（写） 2.　処理業者の許可証（写） 3.　積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真 (3)　処理報告１ 1.　受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（提出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間ごとに監督員に提示しなければならない。 2.　受注者は、工事施工後(3)1.の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。 (4)　処理報告２ 1.　受注者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。 2.　受注者は、工事施工中においては、(3)1.の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は返却されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。 3.　受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト仕様の場合Ｅ票の写し、電子マニフェスト仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、Ｄ票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分完了後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名称	電気設備工事特記仕様書(1)	縮尺	NON	愛媛県立小松高等学校	E-01

	項　目	特　記　事　項

一般共通事項

別表－１

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２条第５項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。

1　建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。

（１）土砂（流用）
場　　所
工 事 名
受入時間　AM　：　　～　PM　：
また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。

（２）土砂（処分）
受媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照）
【愛媛県HP】　特定事業場　：https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html
管理型処分場：https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html
（処分方法が"埋立"又は"管理型埋立"であり産業廃棄物の種類が"汚泥"の処分場に限る）
事業所名
受入時間　AM　：　　～　PM　：
また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。

2　建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。

（１）コンクリート
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（２）アスファルト・コンクリート塊
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（３）建設発生木材
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（４）建設汚泥
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（５）廃プラスチック
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（６）がれき類
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（７）ガラス・陶磁器類
事業所名
営業時間　AM　　～ PM
また運搬距離は　kmを見込んでいる。

（８）蛍光ランプ
事業所名　㈱金城産業
営業時間　AM 8:00 ～ PM 5:00
また運搬距離は 48.4kmを見込んでいる。

（９）混合廃棄物
事業所名　藤岡建設㈱
営業時間　AM 8:00 ～ PM 5:00
また運搬距離は5.6kmを見込んでいる。

※上記１の（２）で積算上見込んでいる場所と２については、受注者の提示する場所と異なる場所においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。

3（再生資材、建設発生土の利用）

(1)受注者は、下表の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。また、建設発生土の指定場所への搬入、再利用も行うこと。

(2)再生資材の品質に関しては、使用に際し、プラント再生舗装技術指針【（社）日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

	規模	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石（ＲＭ－２５）	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石（ＲＣ－４０）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。　道路の路盤に使用する。
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。

4（建設リサイクル法に係る特定建設資材等の資材の取り扱い）

(1)施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。

(2)再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。

(3)産業廃棄物広域再生利用認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。

(4)新築時の端材は、原則として広域再生認定制度による製造所等への搬入に努め再資源化を図る。

(5)解体材についても広域制度の許可製造所等と協議し、再資源化に努める。

(6)特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

(7)受注者は、本工事が同法第9条に規定する対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項の規定に基づき、完了年月日、施設名称及び所在地、要した費用を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用（促進）実施書とする。

(8)下記資材の再資源化を積極的に図ること。

工　種	資 材 名	再生方法	備　考
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等	
	配管材料	再資源回収業者等	
	機器・盤類	再資源回収業者等	
	蛍光管	再資源回収業者等	
	小型二次電池	再資源回収業者等	

	項　目	特　記　事　項

一般共通事項

6（再生資源（促進）計画書及び実施書）

(1)　受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(2)　受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

(3)　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。

(4)　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。

(5)　受注者は、土砂を再資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(6)　受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(7)　受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第６項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。

(8)　受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

14　残　土　処　分　　・構内指示の場所に敷きならし　・構外搬出

⑮　工　事　写　真　　画像形式等は、ﾌｫｰﾏｯﾄ：JPEG、画質：標準、画像ｻｲｽﾞ：1024×768ﾋﾟｸｾﾙ程度とする。

⑯　完成時の提出図書　　標準仕様書による完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。
（作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書」参照）
完成図は、2折製本1部を提出する。
なお、完成図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。

⑰　他工事との取合い

他　工　事　と　の　取　合　い		電気設備工事	機械設備工事	建築工事
梁　貫　通　部	補　強	・	・	※
	スリーブ	※	・	・
照明器具・幹線等の吊ボルト用インサート		※	・	・
軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		※	・	・
埋込形分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮　枠	※	・	・
	補　強	・	・	※
OAフロア･フリーアクセスフロアの切込及び補強		・	・	※
自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック・フロアヒンジ		・	・	※
電気室、自家発電室等の基礎及びピット(蓋を含む)		・	・	※
別途自動制御への一次配管		※	・	・
別途自動制御への一次側配線接続		※	・	・
パッケージ形空調機の連絡配線		・	※	・
テレビアンテナの基礎		・	・	※
天井点検口		・	・	※
自立型制御盤の基礎		・	・	※
壁・天井のボード切込		※	・	・
開口部の補強		・	・	※

⑱　電　線　類　　盤内配線に使用する絶縁電線は、EM-IEとする。
EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。耐火ケーブル（FP）及び耐熱ケーブル（HP）はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。

⑲　電線本数、管路等　　分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員の承諾を受けて、図面表示と多少相違させてよい。

20　耐　震　施　工　　設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
建物の種別　・特定の施設　　・一般の施設
重要機器　・配電盤　・自家発電装置　・交換機　・直流電源装置　・UPS装置　・火災報知受信機　・中央監視装置
・配管等　・ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ

㉑フラッシュプレートの材質　　・ステンレス　※ 新金属　・樹脂製　・ワイド形

22　プルボックス仕上等　　FS形（埋込部を除く）蓋部分はメラミン焼付塗装とする。鋼製露出型及びステンレス製露出型については指定色塗装とする。

23　接　地　極　　接地極の材料は次による。なお、ＥＢはＬ＝１，５００とする。

	接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
・	共同接地	E_A　E_D	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－２組
・	Ａ　種	E_A	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－２組
・	Ｂ　種	E_B	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×２連－２組
・	Ｃ　種	E_C	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－２組
・	Ｄ　種	E_D	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×１
・	避雷用	E_L	Ω以下	EP×１
・	交換機用	E_t	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－１組
・	通信用	E_{At}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－２組
・	通信用	E_{Dt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×１
・	測定用	E_O	―	EB(D=14又はW=30)×１
・	高圧避雷器	E_{LH}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－２組
・	低圧避雷器	E_{LL}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×３連－２組
・	漏電遮断器回路	E_{ELBC}	Ω以下	EB(D=14又はW=30)×１
・	電話引込口保安器	E_{Lt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×１

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	㉔ 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には 1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
	25 埋設表示	・ 黄銅板製（避雷設備用及び共同接地極埋設表示） ・ コンクリート杭に方向種別を記入したもの（上記以外の接地極及び地中配線の埋設表示）とする。ただし、舗装された場所は鉄製のものとする。
	26 コンクリート工事	・普通コンクリートの設計基準強度、スランプは次による。 設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／mm2）｜スランプ（ｃｍ）｜適用箇所 21｜15｜設備機器基礎 呼び強度（調合管理強度）は、設計基準強度（Ｆｃ）に構造体強度補正値（Ｓ）を加えたものとする。 ・圧縮強度試験は県内生コンクリート協同組合で実施する。 県内生コンクリート協同組合 東予技術センター（〒792-0825 新居浜市星原町11-31 Tel 0897-43-2111 Fax 0897-43-2115） 中予技術センター（〒790-0951 松山市天山3-8-20 Tel 089-948-1555 Fax 089-948-1278） 南予技術センター（〒797-0045 西予市宇和町坂戸321 Tel 0894-62-3100 Fax 0894-62-7076）
	27 再使用機器	取外し再使用機器は清掃及び絶縁抵抗測定のうえ取付する。
	㉘ 絶縁抵抗の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗を測定し、測定表を監督員に提出する。
	㉙ 補修など	工事施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
	30 露出配管の塗装	塗装する部分　・居室、廊下等　・屋外
	31 室内空気汚染対策（塗装材料等）	居室を有する建築物の工事を行う場合は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ、ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ、ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ、ﾌｪﾉﾙｶﾙﾌﾞ、ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ、ﾃﾄﾗﾃﾞｶﾝ、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙの13物質を発散する材料の使用を可能な限り制限すること。
	32 結露防止	内側断熱が施される構造体のｺﾝｸﾘｰﾄに埋込む位置ﾎﾞｯｸｽは保温、結露防止処理を行う。
	33 はつり	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	34 再生資材	・ 利用する（別紙による）　・ 利用しない　・アスファルト混合物用細骨材（溶融スラグ）
	㉟ 現地試験成績表	電灯動力設備工事　⊙電圧測定 ⊙絶縁抵抗測定 ・ 接地抵抗測定 ⊙照度測定 ⊙コンセント極性試験 ・ 相回転測定 ・ シーケンス試験 受変電設備工事　・ 耐電圧試験 ・ 絶縁抵抗測定 ・ 接地抵抗測定 ・ 継電器特性試験 ・ シーケンス試験 発電設備工事　・ 発電設備試験（負荷試験、耐電圧試験等必要な試験） 通信・情報設備工事　・ 情報設備試験（機能試験他） ・ 通信設備試験（機能試験他） ・ 構内交換設備試験（機能試験他） ・ 放送設備試験（機能試験他） ・ テレビ共同受信設備試験（電界強度測定、画質評価写真、機能試験他） ⊙消防設備試験 ・ 防火戸自動閉鎖試験 その他　・ 監督員の指示
	㊱ 施工条件	※工事着手後、本工事において設計図書に記載されていない通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。
	㊲ 材料・機器	材料・機器等の図面は、特に記載のないものは全て参考図であり、特定の製品を指定するものではない。また、仕様については同等品以上とする。
	38 その他	機械設備工事及び建築工事の特記仕様書は別図（　／　図及び　／　図）による。

	項　目	特　記　事　項

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	電気設備工事特記仕様書(3)	縮尺	NON	愛媛県立小松高等学校	E-03

	項目	特記事項
電灯設備	① 工事範囲	※ 配管 ※ 配線 ・ 機器等取付
	② 電気方法	幹線 ・ 単相3線式100/200V ・ 直流2線式100V 分岐 ⊙ 単相2線式 ⊙ 100V ・ 200V ・ 直流2線式100V
	③ 施工方式	幹線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂管配線 分岐 ⊙ 金属管配線 ⊙ ケーブル配線 ⊙ 合成樹脂製可とう管配線 ⊙ ﾒﾀﾙﾓｰﾙ配線
	④ 配線器具	・ ハイテンションアウトレットは次による。 ・ 外部固定形 ・ 上下動形 ⊙ 接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。 ・ 防水形コンセントはプラグ付きとする。
	⑤ ＬＥＤ照明器具	・ ベースライト形 ・ ダウンライト形 ・ 高天井形
	6 LED非常用照明器具	・ 電池内蔵形 ・ 電源別置形
	⑦ EEFｹｰﾌﾞﾙのｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ	アウトレットボックス又はプルボックスとする。
	8 非常用照明の照度測定	・ 箇所 ・ 設置した各部屋2箇所以上
	⑨ 照明器具取付	質量の大きい照明器具は、スラブその他構造体に呼び径９mm以上のつりボルトで取付ける。
	⑩ 照明器具の接地	次の照明器具の金属製部分等には、Ｄ種接地工事を施すこと。 1.FHF32形以上のHf蛍光灯器具　2.32W以上のコンパクト形蛍光ランプを用いる照明器具 3.HID灯等の放電灯器具，対地電圧が150Vを超える放電灯以外の照明器具 4.防水器具及び湿気、水気のある場所で人が容易に触れる恐れのある場所に取付ける器具 5.ＬＥＤ照明器具　（ただし、二重絶縁構造のもの、対地電圧が150V以下の放電灯・ＬＥＤ照明器具を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略できる。）
動力設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 電気方式	幹線 ・ 三相3線式200V ・ 単相2線式200V ・ 単相3線式100/200V 分岐 ・ 三相3線式200V ・ 単相2線式 ・ 100V ・ 200V
	3 施工方式	幹線 ・ 金属管配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線 ・ ケーブル配線 分岐 ・ 金属管配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線 ・ ケーブル配線
	4 機器への接続	・ 電動機などへの接続は本工事とする。 ・ 別途工事
受変電設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 電気方式	高圧 ・ 三相3線式6.6kV 低圧 ・ 三相3線式200V ・ 単相3線式100/200V ・ 単相2線式 ・ 100V ・ 200V
	3 仕様詳細	・ 別図変電設備仕様による。
	4 盤内取付装置	・ 盤内ヒーター ・ 換気扇
	5 屋外変電基礎	・ 本工事 ・ 別途工事
	6 予備品等	・ 共通仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数とする。
	7 機器類	主遮断装置 ・ PF-S形 ・ CB形 配電盤形式 ・ キュービクル式配電盤 ・ 高圧スイッチギア ・ 屋内形 ・ 屋外形 変圧器 ・ 油入 ・ モールド ・ 受変電設備容量　kVA コンデンサ ・ 高圧側設置 ・ 低圧側設置
	8 その他	・ モールド変圧器の表面は充電部とみなし、注意標識を取付ける。
電力貯蔵設備	1 仕様詳細	・ 別図電力貯蔵設備仕様による。
	2 直流電源装置	用途 ・ 非常照明器具電源および受変電設備制御電源共用 ・ 受変電設備制御電源専用 蓄電池 ・ HS形鉛蓄電池 ・ MSE形鉛蓄電池（　Ah）
	3 交流無停電電源装置 (UPS)	形式 ・ UPS（簡易型を除く） ・ 簡易型 用途（　） 定格出力（　kVA）
発電設備	燃料系発電装置	
	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 電気方式	三相3線式 ・ 6.6kV ・ 210V
	3 機器類	形式 ・ キュービクル形 ・ 簡易形 ・ オープン形 発電機 ・（　kVA以上） 原動機 ・（　PS以上） ・ ディーゼル ・ ガスタービン
	4 燃料油	油種 ・ A重油 ・ 軽油
	5 運転時間	・ 時間以上
	6 防油提	・ コンクリート製 ・ 鋼板製 （・ 本工事 ・ 別途工事）
	太陽光発電装置	
	1 設備容量	太陽電池容量 ・（　kW以上） ・ 仕様詳細は別図による。
	2 機器類	・ 太陽電池アレイ ・ パワーコンディショナ ・ 系統連系保護装置 ・ 接続箱
	3 架台等	・ 架台 （・ 本工事 ・ 別途工事） ・ 架台用基礎 （・ 本工事 ・ 別途工事）
雷保護設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 受雷部取付 ・ 接地極埋設
	2 受雷部	・ 突針 ・ むね上導体 ・ 金属性手すり ・ （別途）等
	3 避雷導線	・ 建築構造体利用 ・ 引下げ導線
	4 接地極	・ 建築構造体利用 （・ 建築基礎等完了時構造体の接地抵抗を測定し、測定表を監督員に提出する。） ・ 接地極埋設
	5 棟上げ導体	・ 銅製 ・ アルミ製

	項目	特記事項
構内情報通信網設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付
	2 施工方法	・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 配線種別	・ EM－ ＵＴＰケーブル（・ＣＡＴ５Ｅ ・ＣＡＴ６ ・ＣＡＴ６Ａ） ・ 光ケーブル（・ＭＭ ・ＳＭ）
	4 通信機器	・ メディアコンバーター ・ ルーター ・ ＨＵＢ
電話設備	① 工事範囲	・ 配管 ⊙ 配線 ・ 機器取付 ・ 接地工事
	2 施工方法	幹線 ・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線 分岐 ・ 金属管配線 ・ フロアダクト配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 ローテンションアウトレット	・ ユニット形 ・ 上下動形 ・ 取付 個 ・ 納入 個
	4 保安器用接地	・ 本工事 ・ 別途工事
	5 壁付電話機との接続	・ はとめプレート ・ モジュラージャック
	6 電話機への配線	・ 電話機１台につき平均次のものを見込む。 ・ EM-TIEF 0.65-2C（ ※ 15m ・ ） ・ EM-EBT 0.4-4C（ ※ 15m ・ ） ※ 2号ワイヤープロテクター 1.5m
	7 構内交換設備	仕様詳細 ・ 別図構内交換設備仕様による。 形式 ・ ボタン電話式 ・ 分散中継台式 ・ 中継台式 回線数 ・ 内線 ／ ／ 回数 ・ 局線 ／ ／ 回線 （現用／実装／容量） 局線表示盤 ・ 面 電話機 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ・ 一般用ボタン電話機 台 ・ 停電用ボタン電話機 台 ・ 多機能電話機 台 ・ 一般電話機 台 ・ DSSコンソール 台
拡声設備	① 工事範囲	・ 配管 ⊙ 配線 ⊙ 機器等取付
	② 施工方法	・ 金属管配線 ⊙ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 増幅器	形式 ・ 卓上形 ・ ラック形 ・ 一般放送用 ・ 非常放送用 定格出力 ・ w ・ Hi形 ・ Lo形
	4 マイクロホン	・ ワイヤレス式 個 ・ マイクロホンスタンド ・ 卓上形 個 ・ 床上形 個 ・ 増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクターによる。 ・ ダイナミック形（単一指向性） ・ 性能 級 ・ 有線式 個 ・ リモコンマイク ・ 卓上形 個 ・ 一般一斉放送 ・ 緊急一斉放送
	5 機器類	・ カセットテープレコーダー ・ CDプレーヤー ・ 仕様詳細は別図による。
	6 ワイヤレス受信機	・ 水晶制御方式 ・ 800MHz帯 ・ 1.9GHz帯
	⑦ アッテネータ	・ 特記ないものは ・ V-1S
情報表示設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 施工方法	・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 電気方式	・ AC24V ・ AC48V ・ AC100V ・ DC24V ・ DC48V
	4 情報表示装置	・ マルチサイン装置 ・ 時刻表示装置 ・ その他 ・ 出退表示装置（・ LED式 ・ 液晶式 ）
	5 その他	・ 予備品等は、製造者の標準品一式とする。
誘導支援設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 施工方法	・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 機器類	・ 電話形親機 ・ スピーカ形親機 ・ 電話形子機 ・ スピーカ形子機 （・ 露出 ・ 埋設）
	4 誘導支援装置	・ 音声誘導装置 ・ ｲﾝﾀｰﾎﾝ ・ ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ ・ 外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ ・ ﾄｲﾚ等呼出装置
	5 用途	・ 庁内連絡用 ・ 多目的用 ・ 夜間訪問用 ・ 保守用
テレビ共同受信設備	① 工事範囲	・ 配管 ⊙ 配線 ・ 機器等取付
	② 施工方法	・ 金属管配線 ⊙ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 受信波	・ UHF ・ BS ・ CS ・ CATV
自動火災報知設備	① 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ⊙ 機器等取付
	2 施工方法	・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 電気方式	・ DC24V ・ AC100V
	4 火災報知装置	受信機 ・ P形 級 回線（蓄積型） ・ 壁掛形 ・ 自立形 ・ 単独 ・ 連動制御器などと一体 副受信機 ・ 窓
	5 自動閉鎖装置	連動制御器 ・ 回線（遠方復帰機構 回線） ・ 単独 ・ 火報受信機などと一体 ・ 壁掛形 ・ 自立形 自動閉鎖装置 ・ 防火戸用〔本工事 DC24V 0.6A 以下 （・ 電磁式 ・ ラッチ式） 防煙ダンパ用 〔・ 別途工事 ※ 電動復帰 ・ 手動復帰〕 防火シャッタ用〔・ 別途工事 DC24V 0.6A 以下〕
	6 非常警報装置	複合装置 ・ 一体盤 ・ 単独
	7 ガス漏れ警報装置	受信機 ・ 回線 ・ LPガス用 ・ 都市ガス用 （・ 壁掛用 ・ 自立形） ・ 単独 ・ 火報受信器などと一体 検知器 ・ 天井取付形 ・ 壁取付形
防犯設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 施工方法	・ 金属管配線 ・ ケーブル配線 ・ 合成樹脂製可とう管配線
	3 電源	・ AC100V ・ 予備電源（蓄電池）内蔵
	4 警備方式	・ 警備保障会社委託 ・ 自営
	5 防犯装置	・ 入退室管理装置 ・ 機械警備装置（・ 配線 ・ 配管 ・ 機器実装）
	6 監視カメラ装置	・ カラー用 ・ 白黒用

	項目	特記事項
中央監視制御設備	1 工事範囲	・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付
	2 監視制御対象設備	・ 動力設備 ・ 受変電設備 ・ 自家発設備 ・ 火災報知設備 ・ 照明制御
	3 仕様詳細	・ 別図中央監視制御設備仕様による。
	4 監視制御方式	・ 警報盤 ・ 監視制御装置・ 表示操作盤 ・ 無停電電源装置 （・ 簡易形 ）
構内配電線路	1 電気方式	・ 三相3線式 ・ 6kV ・ 200V ・ 単相3線式100/200V ・ 単相2線式 ・ 100V ・ 200V
	2 施工方法	・ 地中埋設式 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒管） ・ 厚鋼電線管 ・ 波付硬質ポリエチレン管 ・ 難燃性波付硬質ポリエチレン管 ・ 耐衝撃性硬質ビニル電線管 ・ ポリエチレン被覆鋼管（外面一層形） 埋設深さ 特記なきはGL-600以上、舗装のある場所は路盤下GL-300以上とする。 ・ 架空線式 引込柱 電柱 遠心力プレストレストコンクリート柱 支線 亜鉛めっき鋼より線
	3 地中箱	・ 蓋の記号表示 ・ 鋳型流込み（電気） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
	4 高圧負荷開閉器	・ 閉鎖形（・ 軽耐塩形 ・ 重耐塩形） 地絡継電器付（・ 方向性 ・ 無方向性） ※ 別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。口出し線はﾓｰﾙﾄﾞｺｰﾝ付とすること。
	5 高圧ケーブルの端末処理	・ 屋外 ・ 一般形 ・ 耐塩形 （・ プレハブ形 ・ がいし形）
	6 屋外灯	・ HIDランプ（・ 高力率 ・ 普通形 ・ 定電力形 ・ 低始動電流形 ） ・ ＬＥＤ
	7 屋外灯の点滅方式	・ 自動（・ タイマ ・ 光電式自動点滅器） ・ 手動 ・ 自動ー手動併用
	8 標識シート	・ 高圧 ・低圧 ・外灯
構内通信線路	1 施工方法	・ 地中埋設式 ・ 配管用炭素鋼鋼管（黒管） ・ 厚鋼電線管 ・ 波付硬質ポリエチレン管 ・ 難燃性波付硬質ポリエチレン管 ・ 耐衝撃性硬質ビニル電線管 ・ ポリエチレン被覆鋼管（外面一層形） 埋設深さ 特記なきはGL-600以上、舗装のある場所は路盤下GL-300以上とする。 ・ 架空線式 引込柱 電柱 遠心力プレストコンクリート柱 支線 亜鉛めっき鋼より線
	2 地中箱	・ 蓋の記号表示 ・ 鋳型流込み（ ） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
	3 標識シート	・ データ回線 ・ 電話 ・ テレビ ・ 弱電
その他	1 機器取付高	機器取付高は下記を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。

	名称	測点	取付高（mm）
共通 電力	取引用計器	地上 ～ 窓中心	1，800 ～ 2，000
	引込開閉器	床上 ～ 中心	1，800
電灯	分電盤	床上 ～ 中心	1，800
	スイッチ	床上 ～ 中心	1，250
	コンセント（一般）	床上 ～ 中心	300
	コンセント（和室）	床上 ～ 中心	150
	コンセント（台上）	台上 ～ 中心	150
	コンセント（土間）	床上 ～ 中心	800 ～ 1，300
	ブラケット（一般）	床上 ～ 中心	2，100 ～ 2，300
	ブラケット（踊場）	床上 ～ 中心	2，000 ～ 2，500
	ブラケット（鏡上）	鏡上端 ～ 中心	150
	身障者便所スイッチ	床上 ～ 中心	1，100
動力	壁掛形制御盤	床上 ～ 中心	1，500（上端1,900以下）
	手元開閉器	床上 ～ 中心	1，500
	操作スイッチ	床上 ～ 中心	1，250
電話	端子盤	床上 ～ 下端	300
	保安器箱	天井下 ～ 上端	200
	壁付位置ボックス	床上 ～ 中心	300
	壁付位置ボックス(和室)	床上 ～ 中心	150
電気時計・拡声	壁掛形親時計	床上 ～ 中心	1，500（上端1,900以下）
	子時計	天井下 ～ 上端	200
	壁掛形スピーカ	天井下 ～ 上端	200
	壁付アッテネータ	床上 ～ 中心	1，250
表示	表示盤	天井下 ～ 上端	200
	壁付発信器	床上 ～ 中心	1，250
	ベル、ブザー、チャイム	天井下 ～ 上端	200
	受付押ボタン（一般）	床上 ～ 中心	1，250
	電源箱	床上 ～ 下端	300
インターホン	受付インターホン(一般)	床上 ～ 中心	1，250
	受付インターホン(身障)	床上 ～ 中心	1,000 ～ 1，100
	壁付位置ボックス	床上 ～ 中心	300
	壁付位置ボックス(和室)	床上 ～ 中心	150
	押ボタン（身障者便所）	床上 ～ 中心	900（500）
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
	直列ユニット	床上 ～ 中心	300
	直列ユニット（和室）	床上 ～ 中心	150
	分配器箱	床上 ～ 下端	300
火災報知	受信機・副受信機	床上 ～ 中心	1，500
	機器収容箱	床上 ～ 中心	1，200 ～ 1，500
	受信機	床上 ～ 中心	1，200 ～ 1，500
	ベル	天井下 ～ 上端	200
	表示灯	天井下 ～ 上端	200
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下 ～ 中心	300
	検知器（都市ガス）	天井下 ～ 下端	300
	検知器（ LPガス ）	床上 ～ 上端	300

注）インターホン押ボタン（身障者便所）の取付高（５００）は床転倒時を考慮した高さ

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名称	電気設備工事特記仕様書(4)	縮尺	NON	愛媛県立小松高等学校	E-04

（凡例・注記）

	電灯分電盤
	埋込コンセント　2P15A×1
2	埋込コンセント　2P15A×2
●	埋込スイッチ　片切
●3	埋込スイッチ　3路
●FC	空調風量切替スイッチ
R	空調リモコン
	ノズルプレート（電話用）
	ノズルプレート（テレビ用）
	蛍光灯１ＯＷ１灯用

ボックス等の表記は、下記による。

MMA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型
1-MA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ
2-MA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型 2個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ
C-MA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型 ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ

1. 特記なき配管配線は下記による

IV1.6×2	(CP19)	F2(MA) VVF1.6-2C	(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型)
IV1.6×3	(CP19)	F3(MA) VVF1.6-3C	(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型)
F2 VVF1.6-2C	(ころがし)	2F3(MA) VVF2.0-3C	(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型)
F3 VVF1.6-3C	(ころがし)		
2.0 VVF2.0-3C	(OAﾌﾛｱ内隠蔽)		

基本、いんぺい（埋設）配管については、内部の配線を撤去し、配管はそのままとする。

2. 撤去の際には「図面」での判断だけでなく「現況」を調査の上、他の個所に影響を及ぼさないよう十分注意して行うこと

3. 図面に記載が無くても、あきらかに撤去が必要と思われるものは、監督員及び学校と協議の上撤去のこと

4. 既設電源回路を確認し、学校運営に支障をきたさないよう回路分けを行うこと。

5. 「太線・濃線」表示の器具及び配線について撤去処分、細線は対象外工事とする。

6. （ｹﾞﾝ）取外し、再取付を示す。

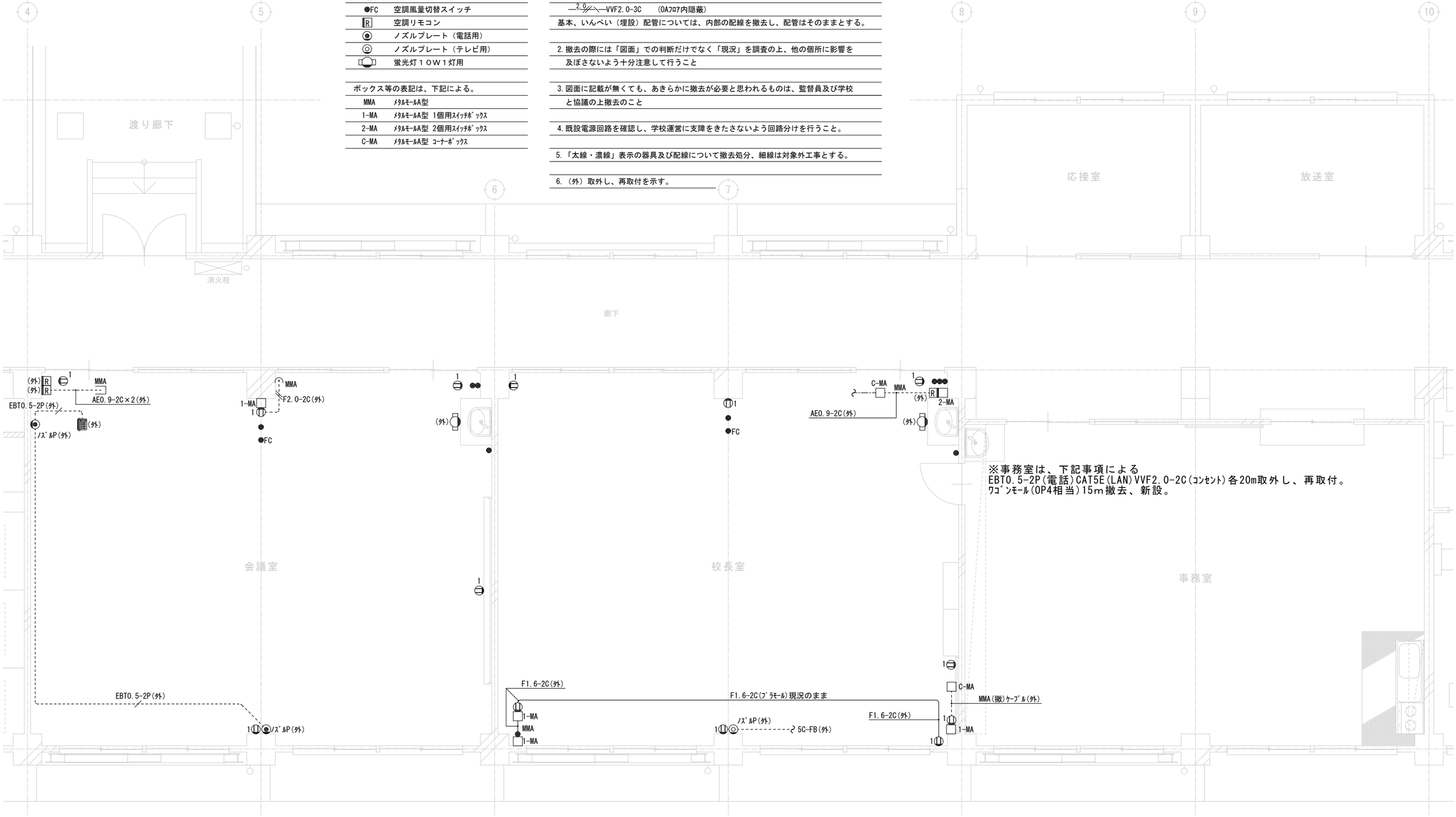

改修前　1階会議室平面図　1/50

改修前　1階校長室平面図　1/50

改修前　1階事務室平面図　1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	【第1教棟】(改修前)1階平面図	縮尺	1/50	愛媛県立小松高等学校	E-05

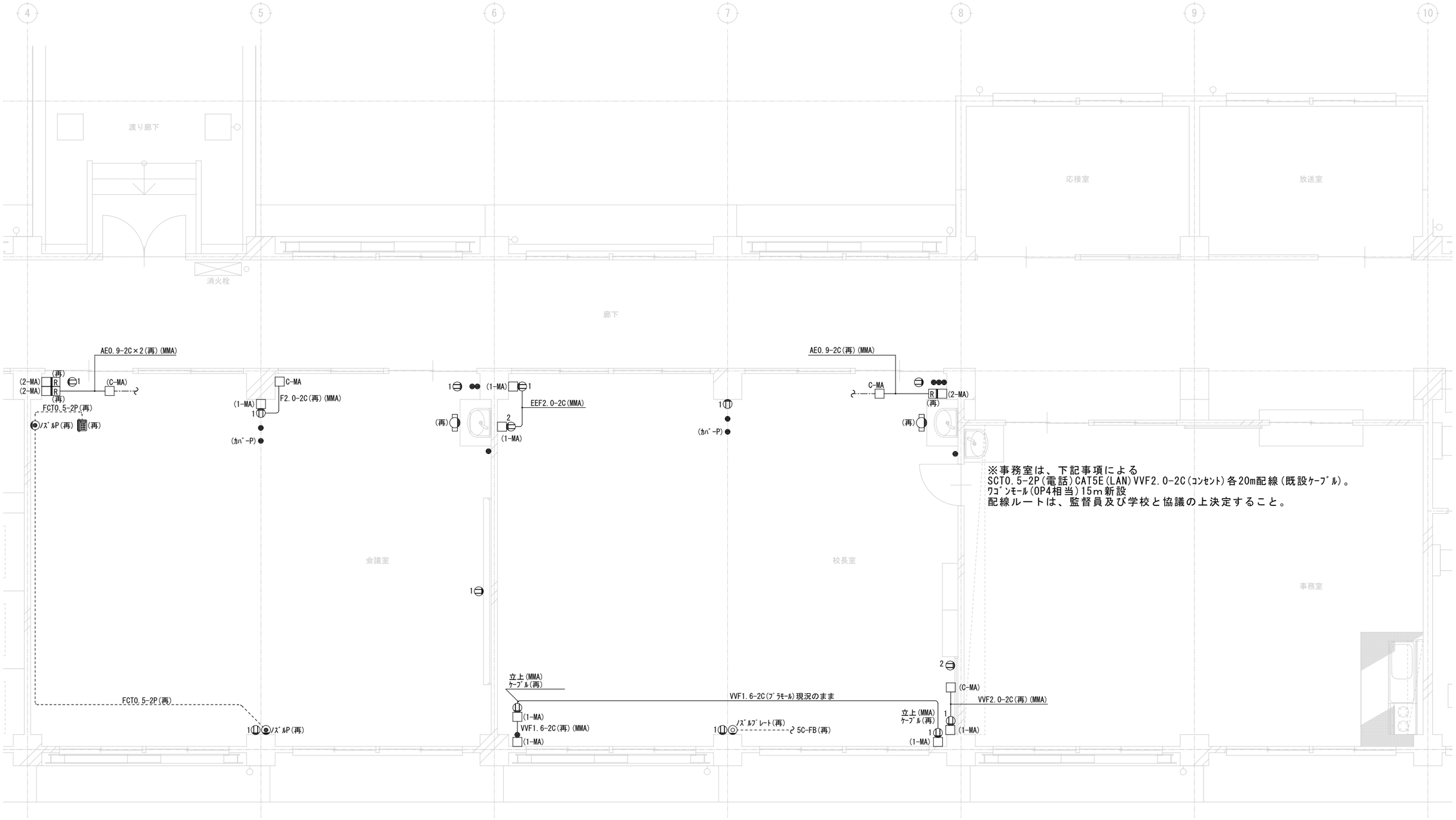

改修後　1階会議室平面図　1/50

改修後　1階校長室平面図　1/50

改修後　1階事務室平面図　1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	【第1教棟】(改修後)1階平面図	縮尺	1/50	愛媛県立小松高等学校	E-06

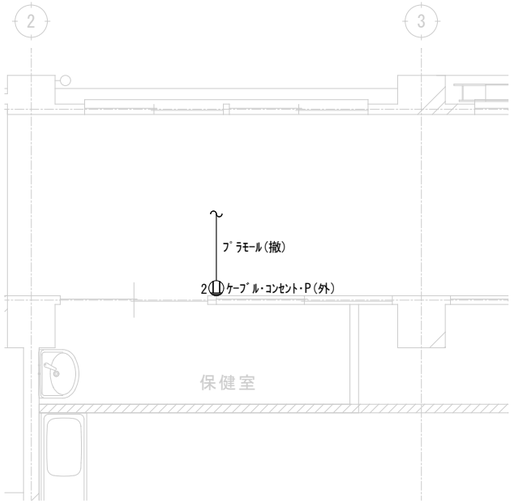

改修前　1階保健室前廊下　1/50

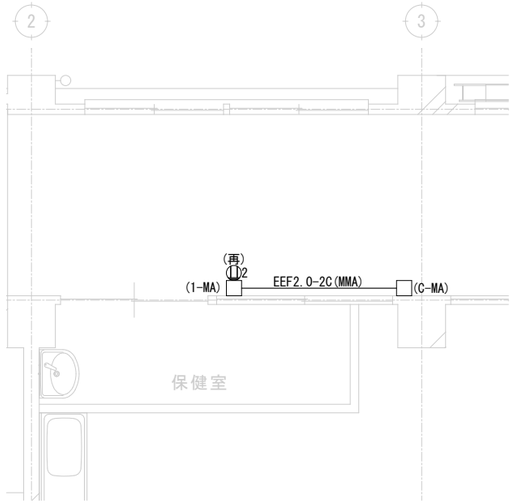

改修後　1階保健室語廊下　1/50

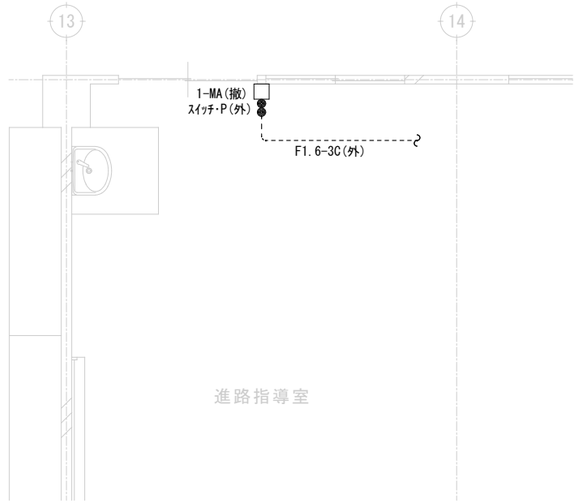

改修前　1階進路相談室　1/50

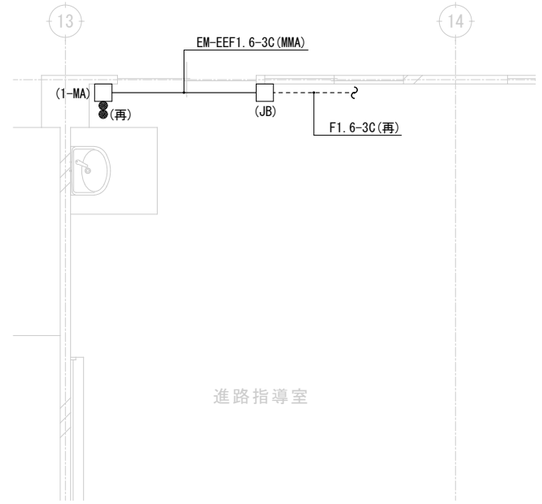

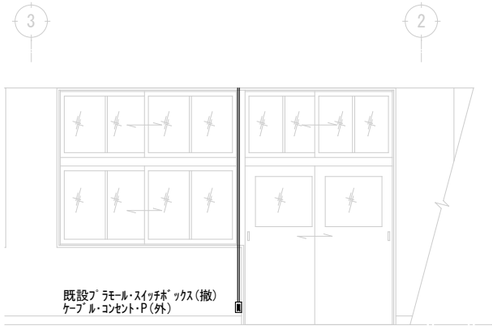

改修前　1階保健室前廊下　1/50

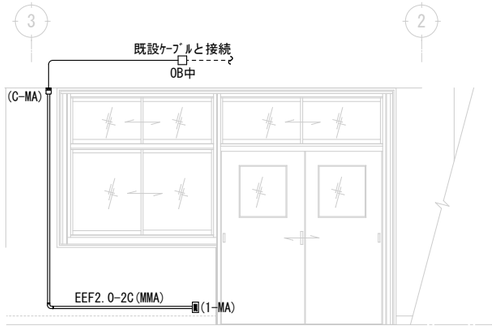

改修後　1階保健室語廊下　1/50

改修前　1階進路相談室　1/50

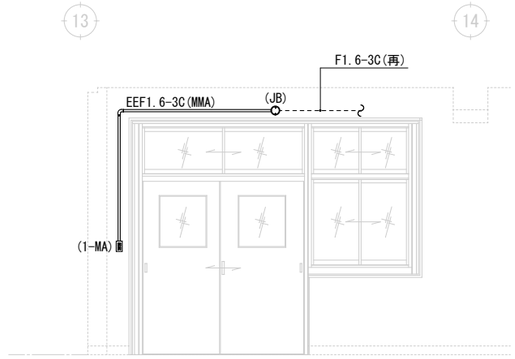

改修後　1階保健室語廊下　1/50

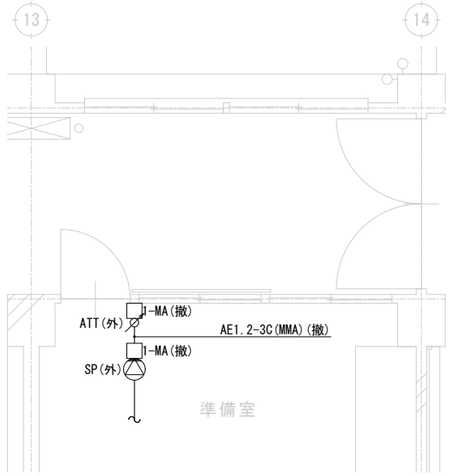

改修前　3階準備室　1/50

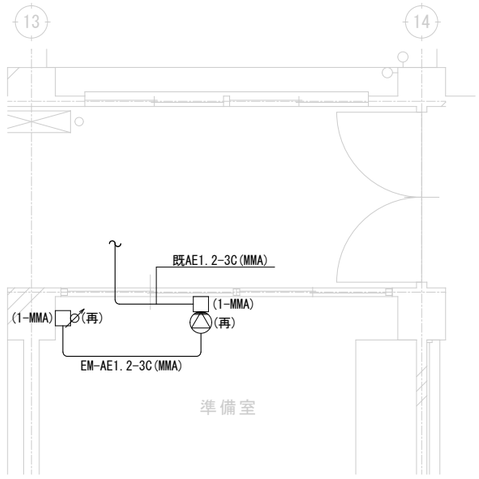

改修後　3階準備室　1/50

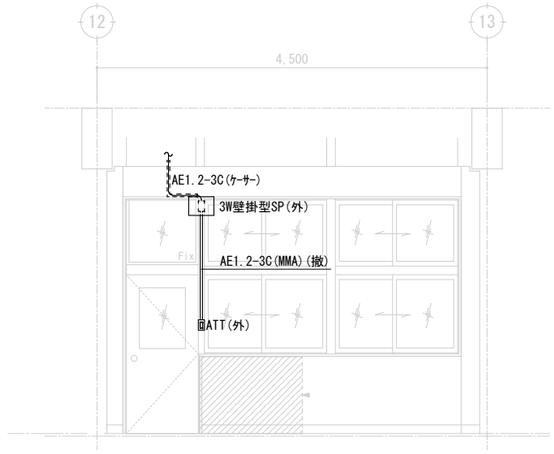

改修前　3階準備室　1/50

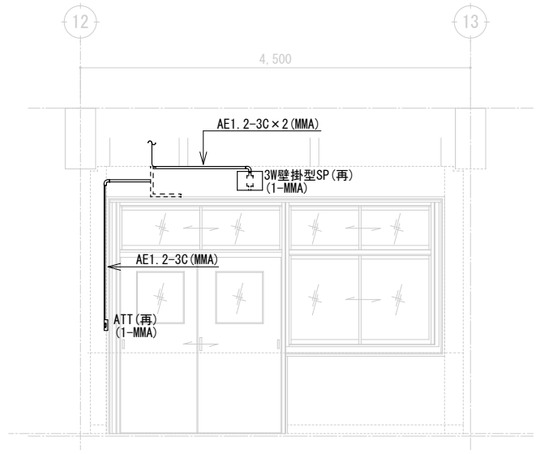

改修後　3階準備室　1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	【第1教棟】(改修前後)1・3階平面図	縮尺	1/50	愛媛県立小松高等学校	E-07

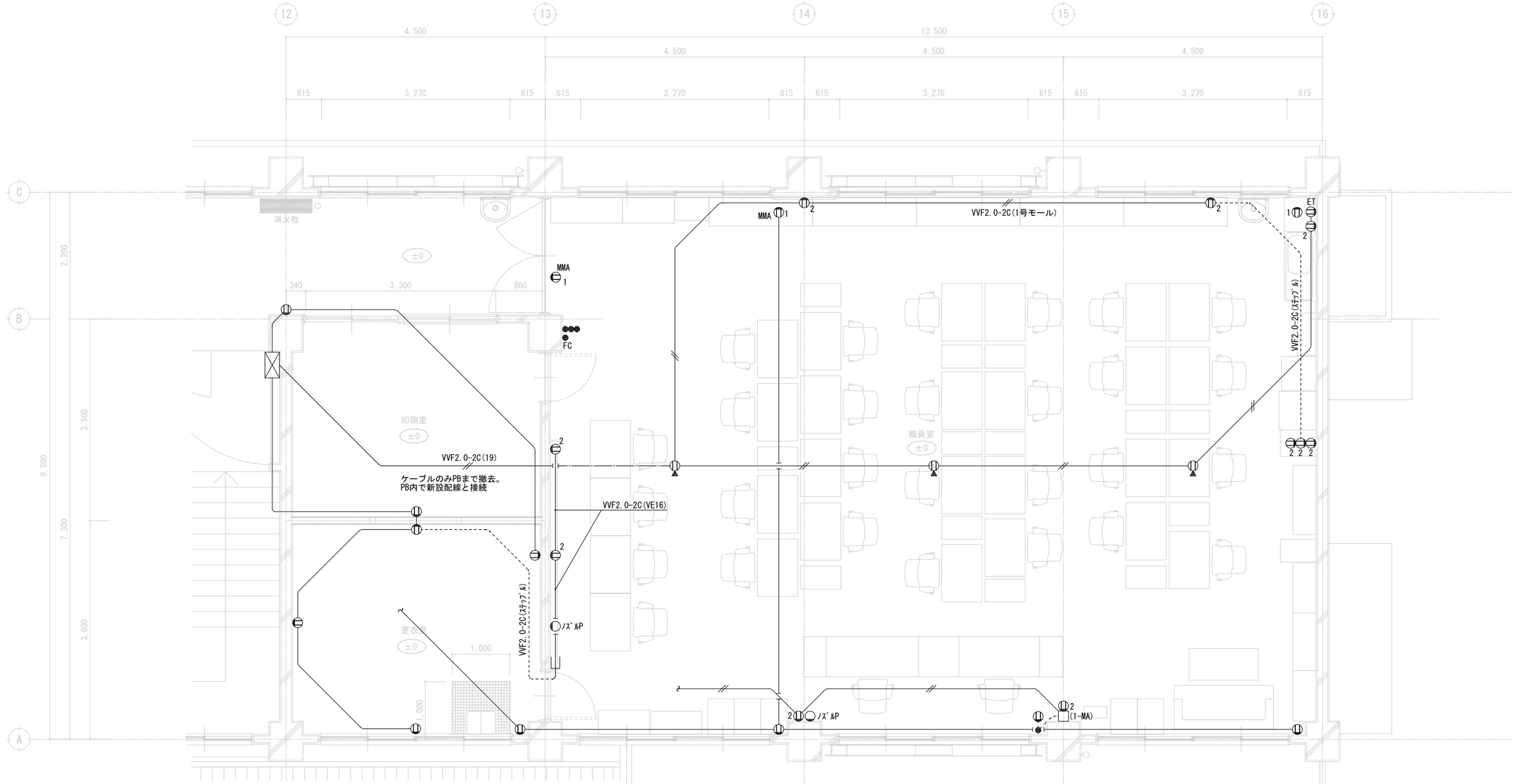

（凡例・中期）

	電灯分電盤
	埋込コンセント　2P15A×1
2	埋込コンセント　2P15A×2
ET	埋込コンセント　2P15A×1・ET
2ET	埋込コンセント　2P15A×2・ET
WP	防水コンセント　2P15A×2E・ET
●	埋込スイッチ　片切
●3	埋込スイッチ　3路
J	ﾊｰﾈｽ用ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ WJ5293G相当
4E	ﾊｰﾈｽ用OAﾀｯﾌﾟ WFA6554HG相当
2E	ﾊｰﾈｽ用OAﾀｯﾌﾟ WFA6552HG相当
□	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ 四角 中浅 C共

ボックス等の表記は、下記による。

MMA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型
1-MA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ
2-MA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型 2個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ
C-MA	ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型 ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ

1. 特記なき配管配線は下記による

——//——IV2.0×2	(CP19)	F2(MA)	VVF1.6-2C	(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型)
——//——IV1.6×3	(CP19)	F3(MA)	VVF1.6-3C	(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型)
--F2//--VVF1.6-2C	(ころがし)	2F3(MA)	VVF2.0-3C	(ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型)
--F3//--VVF1.6-3C	(ころがし)			
----//--VVF2.0-3C	(OAﾌﾛｱ内隠蔽)			

基本、いんぺい（埋設）配管については、内部の配線を撤去し、配管はそのままとする。

2. 撤去の際には「図面」での判断だけでなく「現況」を調査の上、他の個所に影響を及ぼさないよう十分注意して行うこと

3. 図面に記載が無くても、あきらかに撤去が必要と思われるものは、監督員及び学校と協議の上撤去のこと

4. 既設電源回路を確認し、学校運営に支障をきたさないよう回路分けを行うこと。

5. 「太線・濃線」表示の器具及び配線について撤去処分、細線は対象外工事とする。

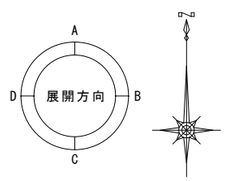

（第1教棟）

（改修前）職員室平面詳細図　S=1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	【第1教棟】（改修前）2階平面図（職員室）	縮尺	1/50	愛媛県立小松高等学校	E-08

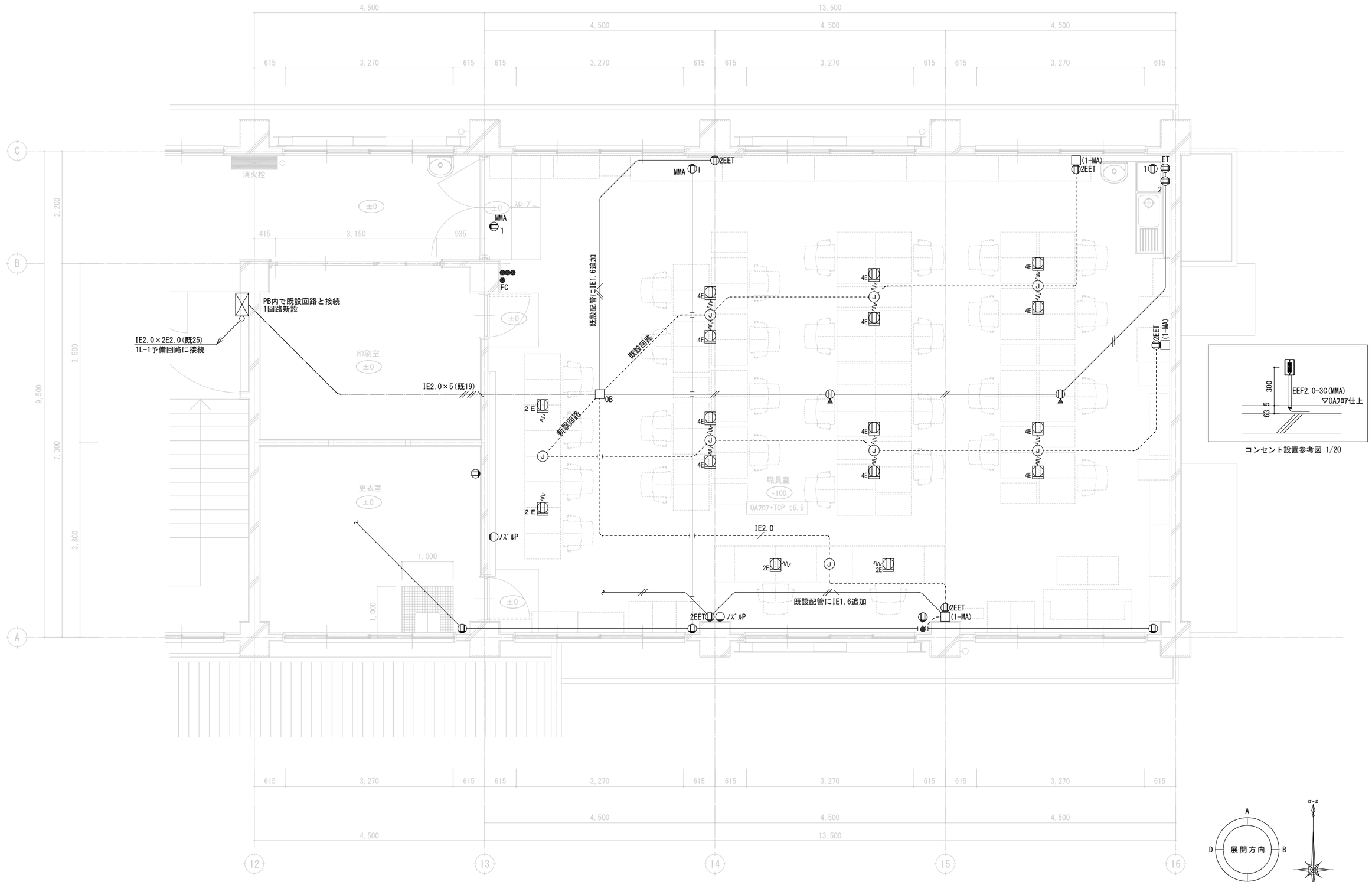

コンセント設置参考図 1/20

(第1教棟)

(改修後)職員室平面詳細図　S=1/50

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	【第1教棟】(改修後)2階平面図(職員室)	縮尺	1/50	愛媛県立小松高等学校	E-09

工　事　仕　様　書

Ⅰ．工事概要

1．工　事　場　所　　西条市小松町新屋敷乙42番地1

2．建　物　概　要

建物名称	構造	階数	延べ面積(m²)	消防法令別表一	備考
第１教棟	ＲＣ造	4			
第２教棟	ＲＣ造	4			

3．工　事　種　目　（⊙印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 第１教棟	第２教棟			屋外
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
・衛生器具設備	○				
・給水設備	○	○			
・排水設備	○	○			
・給湯設備		○			
・消火設備					
・ガス設備	○	○			
・厨房機器設備					
・浄化槽設備					

4．設　備　概　要　（⊙印の付いたものが該当する）

工事状況		⊙工事種別（・新営工事　⊙改修工事　）⊙工事形態（⊙主体工事あり　・主体工事なし）・工事に占める機器の割合（⊙標準　・多い）
冷暖房設備	空気調和方式等	・空気調和（・中央ダクト方式　・各階ユニット方式　・パッケージ方式　・ファンコイルユニット、ダクト併用方式　・ルームエアコン　） ・　（・　）
	主要熱源機器	・鋼製ボイラー　・鋳鉄製ボイラー　・温水発生機（　・　真空式　・　無圧式）・チリングユニット　・直だき吸収冷温水機 ・小型吸収冷温水ユニット　・空気熱源ヒートポンプユニット　・パッケージ形空気調和機　・氷蓄熱ユニット
換気設備		・１種換気　・２種換気　・３種換気
排煙設備		・機械排煙　（・有り　・無し）　適用法規　（・建基法　・消防法）
自動制御設備		・自動制御方式　（・電気式　・電子式　・デジタル式　）
衛生設備	給水方式	・水道直結方式　・高置タンク方式　・ポンプ直送方式　・増圧給水方式
	排水方式	⊙重力式　・ポンプ排水　（・汚物　・汚水　・雑排水　・雨水）
	放流先　汚水	・直放流下水管　・浄化槽　・別途桝
	放流先　雑排水	・直放流下水管　・浄化槽　・側溝　・別途桝
	給湯設備	⊙有り　（⊙局所式　・中央式）　・無し　⊙熱源（・電気　・都市ガス　⊙液化石油ガス　・灯油　・Ａ重油）
	消火設備	・屋内消火設備　・連結送水管　・屋外消火栓　・スプリンクラー　・粉末消火設備　・泡消火　・連結散水装置 ・フード等簡易自動消火装置　・消防用水　・不活性ガス消火設備　（・不活性ガス　・二酸化炭素　）　・ハロゲン化物消火
	ガス設備	・都市ガス種別（　MJ/m³N ）　⊙液化石油ガス
	浄化槽	・有り　（・小規模合併処理　・合併処理）　・無し

Ⅱ．特記仕様

1．一般事項

1）図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び公共建築工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）以下、「標準図」という。）による。
なお、改修工事の場合は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）による。

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び　建築工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。

3）工事着手後、本工事において通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。

2．特記事項

1）項目は番号に〇印のついたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は⊙印の付いたものを適用する。ただし、⊙のない場合は※印を適用する。
⊙印　⊠印の場合は両方を適用する。

	項目	特記事項
一般共通事項	① 工事実績情報システム(CORINS)への登録	※　適用する　　請負工事金額が５００万円以上が対象 **工事実績情報システム(CORINS)への登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録申請を行う。** （①工事受注時：契約締結後10日以内、②登録内容の変更時：変更契約締結後10日以内、③工事完成時：工事完成後10日以内） 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。 工事成績評定の対象　※対象とする　・対象としない
	② 施工計画書	工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 施工計画書の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整の上、十分検討する。 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた工種別施工計画書を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 総合施工計画書及び工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。 また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の承諾を受ける。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処理を講ずる。
	③ 適正な施工体制の確保	１（作業員の雇用確認） （１）受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成し、現場に備え付けなければならない。 （２）受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。 （３）受注者は、上記（１）、（２）に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。 ２（施工体系図） （１）受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる （２）受注者は、上記（１）に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 （３）受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記（１）、（２）の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない （４）受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。 ３（名札等の着用） 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（２次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 ４（主任技術者又は監理技術者の専任） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（機器の工場製作のみが行われている期間等）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。
	4. 発生材の処理等	1.（建設副産物の適正処理） 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年５月30日付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。 2.（建設副産物の利用） 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。なお、建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。 3.（建設副産物の搬出） 建設副産物の搬出については、別表－１により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記によること。 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。 舗装・コンクリート切断等に伴い発生する汚泥は、適切に処理を行なうこと。 （１）処理計画書 受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書（別紙様式－３）を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また　計画に変更が生じた場合も同様とする。 （２）受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。 （ｉ）産業廃棄物処理委託契約書（写）　（ⅲ）積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真 （ⅱ）処理業者の許可証（写） （３）処理報告１ （ｉ）受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（提出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間ごとに監督員に提示しなければならない。 （ⅱ）受注者は、工事施工後３（１）の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。 （４）処理報告２ （ｉ）受注者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 （ⅱ）受注者は、工事施工中においては、３（１）の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は返却されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。 （ⅲ）受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト仕様の場合Ｅ票の写し、電子マニフェスト仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、Ｄ票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。 4.（資源循環促進税について） 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処分施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるので適正に処理すること。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

	項　目	特　記　事　項

一般共通事項

別表－１　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２条第５項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。

１　建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。

（１）土砂（流用）	場　所 工 事 名 受入時間　AM　：　　～　PM　：　　また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（２）土砂（処分）	愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照） 【愛媛県HP】　特定事業場　：https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html 管理型処分場：https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html （処分方法が"埋立"又は"管理型埋立"であり産業廃棄物の種類が"汚泥"の処分場に限る） 事業所名 受入時間　AM　：　　～　PM　：　　また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。

２　建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。

（１）コンクリート	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（２）アスファルト・コンクリート塊	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（３）建設発生土	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（４）建設汚泥	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（５）廃プラスチック	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（６）がれき類	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（７）ガラス・陶磁器類	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。
（８）混合廃棄物	事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。

※　左記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

※　上記１の（２）で積算上見込んでいる場所と２については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。

5.（再生資材、建設発生土の利用）
（１）受注者は、別表－２の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。また、建設発生土の指定場所への搬入、再利用もおこなうこと。
（２）再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【（公社）日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。
なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

別表－２

	規模	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石（ＲＭ－２５）	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石（ＲＣ－４０）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。
	再生砕石	道路の路盤に使用する。
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。

6.（再生資源（促進）計画書及び実施書）
1）受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
2）受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。
3）受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。
4）受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。
5）受注者は、土砂を再資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。
6）受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
7）受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第６項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。
8）受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

7.（再資源化等報告書）
受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法　第18条第1項の規定に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用（促進）実施書とする。
（１）再資源化等が完了した年月日　　（２）再資源化等をした施設の名称及び所在地　　（３）再資源化等に要した費用

⑤ 建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い

下記資材の再資源化を積極的に図ること。
1）施工計画書を作成し、建築副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
2）再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。
3）産業廃棄物広域認定制度により認定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。
4）新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め再資源化を図る。
5）解体材についても広域認定制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。
6）特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

資材名	再生方法	備考
塩化ビニル管	広域認定制度	
塩ビライニング鋼管	塩化ビニル管・継ぎ手協会	
鋼管など金属類	再資源回収業者等	
ダクトなどの金属類	再資源回収業者等	
配管・ダクトなどの吊り材等	再資源回収業者等	
グラスウール・ロックウール	広域認定制度	

6. 機　材
（保温材・緩衝材・塗料・接着剤等）

イ）本工事に使用する設備機材等は設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。
ただし同等品以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。
ロ）化学物質を発散する建築材料等
居室を有する建築物の工事を行う場合は、ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆の建築材料の使用を原則とし、かつ、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノルカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質を発散する材料の使用を可能な限り制限する。

	項　目	特　記　事　項

一般共通事項

7. 監督職員事務所　・　設けない　　・　設ける　　m²　程度

8. 技能士の適用　・配管施工（配管工事）　・熱絶縁施工（保温工事）　・建築板金施工（ダクト製作及び取付け）
・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備）

⑨ 工事用電力、水、その他（諸官庁等への手続き）
工事用電力　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
工事用水　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な諸手続きを遅滞なく行う。

⑩ 工事用仮設物　構内につくることが　⊙　できる　・　できない

11. 土工事
イ）埋戻し土は　※　根切り土の良質土　・山砂の類
ロ）建設発生土は　・　構外に搬出し適切に処理（約　　km）※ 構内敷きならし　・　構内堆積

12. 再生資材の利用　工事受注者は、資材の使用に際し、※　再生砂（管路の埋め戻し材料）　・　再生砕石（構造物の基礎材）を使用すること。

⑬ 施工中の安全確保及び環境保全
建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。
建設工事公衆安全防止対策要綱に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリケード」は木製とする。

⑭ 火災保険等及び住宅瑕疵担保責任の履行
適用範囲　監督員と協議のこと
保険の種類　・火災保険　・建設工事保険　・組立保険
保険期間　・工事着手から工事目的物引き渡しまで
(住宅瑕疵担保責任の履行)
・建築工事の工事代金には、各設備工事の費用を含む額の住宅建設瑕疵担保責任保険の加入費用を見込んでいるので、当保険へは、建築工事業者と各設備業者が連名で加入すること。

⑮ 工事写真　画像形式等は、フォーマット：ＪＰＥＧ、画質：標準、画像サイズ：1024×768ピクセル程度とする。

⑯ 完成時の提出図書　標準仕様書による完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。
（作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書」参照）
完成図は、2折製本1部を提出する。
なお、完成図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。

17. 総合調整　下記項目の総合調整を行ない測定表を監督員に提出する。（　　部）
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定　・騒音の測定
・室内気流及びじんあいの測定　・浄化槽の放流水水質　・飲料水の水質の測定　・雑用水の水質の測定
測定箇所等は監督員の指示による。

18. 説明書等　監督職員と協議の上、設置機器類及び一連の装置等の取扱い要領を記載した説明書等を作成する。

19. 図形表示　機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。

20. 容量等の表示
イ）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
ロ）機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。

21. 負担金等（消費税抜き）
・給水引込負担金（加入金及び納付金等を含む）（・本工事　・別途）　　円
・ガス引込負担金　（・本工事　・別途）　　円
・下水道等接続負担金　（・本工事　・別途）　　円

22. 電線類　ＥＭ電線で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。

記号	
EM-OCT	JCS4512　「600Ｖ耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」

23. 機器付属の制御盤　標準仕様書によるほか下記による。
・運転ブロック図に適合するものとする。
・ボイラー及び冷温水機等の付属盤の始動スイッチ二次側に、煤煙濃度計用の電源端子を設ける。
接点及び端子は、標準仕様書を　　※適用する　・機器表特記による
インバーター用の制御及び操作盤は、標準仕様書を　※適用しない　・機器表特記による

24. 塗装　下記の箇所の配管、ダクト（ダクト構成部材含む）、電線管及び支持金物の塗装を行う。
・塗装箇所（　　）

㉕ 保温
イ）床下、暗渠内、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿個所の保温材でポリスチレンフォーム保温材とあるものは同じ施工種別のグラスウール保温材を使用する。
ロ）保温材の種類で、ロックウール、グラスウール又はロックウール、グラスウール、ポリスチレンフォームを選定できる場合の保温材は、特記なき場合はグラスウール保温材とする。
ハ）冷媒管の保温外装は　屋内露出　・　合成樹脂カバー　・　保温化粧ケース
屋外露出　・　ステンレス鋼板　・　保温化粧ケース
屋内保温化粧ケースの材質は　※　耐候処方樹脂製
屋外保温化粧ケースの材質は　・　耐候処理樹脂製　・　AL合金製　・　鋼板製　・　SUS鋼板製　・高耐食溶融亜鉛メッキ鋼板
ニ）全熱交換器用の　給気ダクト(・　外気側　・　室内側)は、保温(25mm厚)する。
ホ）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部）　・　ｈ(イ)Ｘ　・　行わない

26. 絶縁継手　※絶縁フランジ　・標準図（施工３）による。

27. 防振継手　※ベローズ形(SUS)　・ポリテトラフルオロエチレン製(３山)　・合成ゴム製（球形）

28. 伸縮継手　※ベローズ形　・スリーブ形

29. 弁類　ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。

30. 埋設表示　標準仕様書によるほか標準図（機材　２）により図示の箇所に設ける。

31. はつり工事（補修など）
既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
施工に伴い既成部分を汚染、損傷した場合は、既成に倣い補修する。

㉜ 支持金物・固定金具
ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナット類はステンレス製(SUS304)とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製(SUS304)又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。

33. 配管の建物導入部　（・ 給水　・ ガス　・ 油　・ 排水）配管の変位吸収方法は、標準図（施工４、５ ・（a）　・（b）　・（c））による。

34. 異種管の接続　標準図（施工３）による。設置箇所は図示による。

35. 電動機　換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載無く特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

	項　　目	特　　記　　事　　項

一般共通事項

36. 他工事との取合い

	機械設備工事	電気設備工事	建築工事
鉄筋コンクリート部の貫通箇所及び開口部の補強	・	・	・
壁天井のボード切込み	・	・	・
コンクリート壁、床及び梁等における設備機器ダクト、配管等の箱入れ及び貫通スリーブ	・	・	・
機器類のコンクリート基礎　屋上設置のもの	・	・	・
屋外設置のもの	・	・	・
屋内設置のもの	・	・	・
アンカーボルト	・	・	・
オイルサービスタンク防油堤	・	・	・
外壁取付ガラリ	・	・	・
機器付属の制御盤及び操作盤以降の配線	・	・	・
別途盤類への渡り配線の接続	・	・	・
パッケージ空調機の連絡配線　（アース線共）	・	・	・
自動制御の電線管	・	・	・
自動制御の電線の配線	・	・	・
自動制御盤と自動制御機器との配線の接続	・	・	・
機器と付属の操作スイッチの渡りの配管	・	・	・
機器と付属の操作スイッチの渡りの配線	・	・	・
屋外雨水管	・	・	・
衛生・空調器具取付のための補強	・	・	・

37. 耐震措置

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説・令和３年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修2014年版）による。

建物の種別　・　特定の施設　・　一般の施設

地域係数　・　１．０　・　０．９

イ)設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用標準水平震度は次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振設置機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中層階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振設置機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振設置機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

重要機器　（　・　防災機器　・　火を使用する機器　・　タンク類　・　消火設備機器）

注１）上層階の定義は、次のとおりとする。

２～６階建の場合は最上階　１０～１２階建の場合は上層３階

７～９階建の場合は上層２階　１３階建以上　の場合は上層４階

ロ)設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

38. 溶接配管の検査

・　ガス配管　・　冷温水配管　・　冷却水配管

非破壊検査の適用　※無し　・有り（・放射線透過検査　・浸透探査検査又は磁粉探傷検査）　抜取率は標準仕様書による。

39. ステンレス鋼管接合方法

呼径７５Ｓ以上の継手は　・溶接接合　・ハウジング形継手　・　フランジ接合

40. 鋼管類の防蝕処置

排水用塩ビライニング鋼管の土中埋設部は防食処置を行なう。

㊶ 撤去工事

撤去する配管及びダクト等の保温材は配管、ダクト等より分離し、また支持金物・吊りボルト等は撤去する。

42. 石綿含有品

石綿含有分析調査　・　本工事　・　別途

アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は、関係法令に従い適切に処理を行なう。

43. 冷媒（フロン類）の回収

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は下記による。

ア）冷媒の回収に当たっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督員に次の書類を提出する。

※第一種フロン類回収業者登録通知書の写し・フロン類回収証明書

イ）家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象になっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の書類を提出する。

※特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

冷媒回収等の費用　（　・　本工事　・　別途　）

44. 廃油の回収

引渡し　※　不要　（廃油の回収等の費用　※　別途工事　・　本工事　）　・　要

45. 非破壊検査

放射線透過検査による埋設物の調査は（　※　別途　・　本工事　）とする。

46. あと施工アンカーの施工

１．アンカーの打設は、一般社団法人　日本建築あと施工アンカー協会（JCAA）の施工士有資格者とする。

２．施工については、鉄筋等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督職員に報告し、指示を受ける。また、穿孔後、切粉が残らないようブロア、ブラシ等で孔内を清掃する等、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）8章11節あと施工アンカー工事に基づき施工すること。

３．本工事に用いる接着系アンカーは、平成１３年国土交通省告示第１０２４号第１第１４号及　び第２第１３号の規定に基づき許容応力度及び材料強度に関する数値の指定を受けた製品とし、原則として回転・打撃式ガラス管タイプ有機系カプセルアンカーとする。

４．コンクリートドリル径は、アンカー径に適合したものとする。

47. 電気保安技術者

・配置する

48. 施行条件

施工時間帯　※指定なし　・指定あり（　　）

部位別の施工順序　※指定なし　・指定あり（　　）

その他

49. コンクリート工事

・普通コンクリートの設計基準強度、スランプは次による。

設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／mm2）	スランプ（ｃｍ）	適用箇所
21	15	設備機器基礎

呼び強度（調合管理強度）は、設計基準強度（Ｆｃ）に構造体強度補正値（Ｓ）を加えたものとする。

・圧縮強度試験は県内生コンクリート協同組合で実施する。

県内生コンクリート協同組合

東予技術センター（〒792-0825 新居浜市星原町11-31 Tel 0897-43-2111 Fax 0897-43-2115）

中予技術センター（〒790-0951 松山市天山町3-8-20　Tel 089-948-1555 Fax 089-948-1278）

南予技術センター（〒797-0045 西予市宇和町坂戸南321 Tel 0894-62-3100 Fax 0894-62-7076）

50. 屋内空気環境測定

１．測定対象室等

・一般　　箇所

・住宅等　　戸　　戸当たり　　室

・図示

２．測定対象化学物質

規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの　５物質（以下「測定対象化学物質」という。）とする。

３．測定方法

測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第３条第１項に規定する評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号。以下「評価方法基準」という。）の第５の６－３の（３）に定める方法（アクティブ法）又はパッシブ型採取機器を用い、次の要領で行う。

（１）測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から１．２ｍから１．５ｍの高さとする。

（２）測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。

（３）その後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

（４）測定は（３）の状態のままで行う。

ア　パッシブ採取機器では、測定時間は２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時から午後３時までを測定時間帯の中央となるよう、午前１０時３０分から午後６時３０分までの時間帯とする。測定回数は、１回とする。

イ　品確法の評価方法基準第５の６－３の（３）に定める標準的な方法の場合、採取は３０分以上継続して、同時又は継続して２回以上行うこと。また、午後２時から午後３時を測定時間帯の中央となるよう設定する。

注：（２）（３）（４）において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。

ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

（５）分析

品確法の評価方法基準第５の６－３の（３）－ロ－２に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を測定する。

（６）測定後

完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものとともに材料選定資料を整理し、提出すること。

４　判定基準

次表ア欄の測定対象化学物質の濃度がイ欄の数値（以下「基準値」という。）以下であること。

ア	イ
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ
トルエン	０．０７ｐｐｍ
キシレン	０．０５ｐｐｍ
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ
スチレン	０．０５ｐｐｍ

５　基準値を超えた場合の措置

基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告書を提出すること。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

項目		特記事項
衛生器具設備	1. 注意板	和風大便器、洋風便器、小便器には、陶製の注意板を取付ける。
	2. 小便器用節水装置	図面に特記なき場合は、洗浄水量が４Ｌ／回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ※個別感知方式　（電源供給方式　※　ＡＣ電源　・　乾電池　・自己発電　） 工事範囲は、電気１次側配管配線を除き全て本工事とする。
	3. 自動水栓	電源供給方式　※　ＡＣ電源　・　乾電池　・　自己発電
	4. 和風大便器の耐火処理	標準図（施工67（ｂ））による。
	5. 大便器洗浄弁	洋風便器の洗浄水量は、Ⅱ形（６．５Ｌ／回以下）とする。
	6. 温水洗浄便座	洗浄用水加温方式（　※貯湯式　・瞬間方式　） リモコン電源種別　※　ＡＣ電源　・　乾電池　・　自己発電　（操作方式　※　センサー式　・　タッチスイッチ式） 付加機能　（　・　温風乾燥機能　・　擬音装置　（　・　女子便所　・　男子便所　）　）
給水設備	1. 量水器	イ）親メーター　※借用　・　買取り　（　・　直読　・　遠隔表示） ロ）子メーター　※買取り　・　借用　（　・　直読　・　遠隔表示）
	2. 量水器桝	イ）　親メーター用　・　水道事業者の指定品　・　標準図（機材５７） ロ）　子メーター用　※　標準図（機材５７）　・　水道業者の指定品
	③ 配管材料	イ）一般配管用　⊙　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＡ）（ＳＧＰ－ＦＶＡ）　・　ナイロンコーティング鋼管 ・　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＢ）（ＳＧＰ－ＦＶＢ） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・　ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＡ）（ＳＧＰ－ＦＰＡ）　・　銅管　・　被覆銅管　・　保温付被覆銅管 ・　架橋ポリエチレン管　⊙　水道用硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ） ロ）土間用配管用　・　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＤ）（ＳＧＰ－ＦＶＤ） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・　ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ）（ＳＧＰ－ＦＰＤ） ・　水道用ポリエチレン二層管（５０Ａ以下） ・　水道配水用ポリエチレン管（ＪＷＷＡ　ｋ１４４）（７５Ａ以上） ハ）屋外土中用　・　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＤ）（ＳＧＰ－ＦＶＤ） ・　水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・　ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＡ）（ＳＧＰ－ＦＰＡ） ・　水道用ポリエチレン二層管（５０Ａ以下）　・　鋳鉄管 ニ）ビニル管の接合方法　※接着接合　・　ゴム輪接合 ホ）ポリエチレン管の接合方法　５０Ａ以下　※　金属製継手　・　融着継手　７５Ａ以上　融着継手 へ）ゴム輪接合の場合、直管以外の継ぎ手部には離脱防止金具取付とする。 ト）特記なき給水管の最小口径は２０Ａとする。 チ）ステンレス鋼管を使用する場合は次の（　）内の水質の確認を行う。　（電気伝導率、Ｍアルカリ度、カルシュウムイオン、マグネシュウムイオン、全硬度、重炭酸イオン、遊離炭酸、塩素イオン、硫酸イオン、シリカ、蒸発残留物）
	4. 弁類	イ）公営水道に直結する配管に使用するものは、ＪＩＳ又はＪＶ１０ｋとする。 ロ）受水タンク以降の配管に使用するものは、ＪＩＳ又はＪＶ５ｋとする。ただし、特記部分はＪＩＳ又はＪＶ１０ｋとする。 ハ）給水引込部の　・　止水栓　・　弁桝　は水道事業者の指定品とする。
	5. 定水位調整弁	・　標準仕様書による（付属品含む）　・水道事業者指定品
	6. 水栓柱	※合成樹脂製　・　人造石とぎ出し製　・　アルミニウム合金製　・　ＳＵＳ製
	⑦ 水栓	イ）屋外の水栓は　・　キー式ハンドル　・　一般ハンドル ロ）台所流し用の水栓は　⊙　泡沫式　・　一般式 ハ）一般ハンドル（水用）の水栓は　※　節水こま組み込み　・　一般こま　仕様とする。
	8. 屋外タンクのマンホール	ＦＲＰ製タンク及びステンレス製タンク（保温形）はマンホールも保温形（二重蓋含む）とする。
	9. 保温	鋼板製、ステンレス製タンクの保温　・　施工する　・　施工しない
	10. ステンレス製タンク	材質（ 液相部　※ SUS444　・ SUS316　・ SUS304　気相部　※ SUS329J4L　）
	11. 緊急遮断弁装置	・　適用する（駆動方式　・　電気式　・　機械式）　・　適用しない
排水設備	① 配管材料	イ）屋内汚水管　・　コーティング鋼管（　※　ノンタールエポキシ　・　塩化ビニル）　・　鉛管 ・　排水用塩ビライニング鋼管　・　硬質ポリ塩化ビニル管（・ＶＰ　・ＶＵ） ・　耐火二層管（・ＶＰ　・ＲＦ－ＶＰ）　・　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（ＲＦ－ＶＰ） ロ）屋内雑排水管　・　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　鉛管 ・　排水用塩ビライニング鋼管　⊙　硬質ポリ塩化ビニル管（⊙ＶＰ　・ＶＵ） ・　耐火二層管（・ＶＰ　・ＲＦ－ＶＰ）　・　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（ＲＦ－ＶＰ） ・　湯沸流し等の床上露出部分は硬質塩化ビニル管（ＶＰ）でもよい。 ハ）通気管　※　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）　・　耐火二層管（・ＶＰ　・ＲＦ－ＶＰ） ・　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（ＲＦ－ＶＰ）（屋内用のみ）　・　コーティング鋼管

項目		特記事項
		ニ）屋外排水管　・　硬質ポリ塩化ビニル管（・ＶＰ　・ＶＵ）　・　コンクリー耐衝性硬質ポリ塩化ビニル管（ＨＴＶＰ） ・　排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（ＲＥＰ－ＶＵ）
	2. 煙試験	※　行わなくてもよい　・　図示の系統のみ行う
	3. グリース租集器	・　工場製作品　（・ＳＵＳ製　・鋳鉄製　・ＦＲＰ製）　・　現場施工品 ・　耐火被覆　（　・施工する（標準図施工６６（ａ））　・　施工しない　）
給湯設備	1. 配管材料	※　ステンレス鋼管　・　保温付被覆銅管　・　銅管　・　耐熱性ライニング鋼管 ・　架橋ポリエチレン管　・　ポリブデン管
	2. 弁類	※ＪＩＳ又はＪＶ　５Ｋとする。ただし、水道直結部分及び特記部分はＪＩＳ又はＪＶ　１０Ｋとする。
	3. 湯沸器	・　屋内設置のガス瞬間湯沸器には換気ファン連動装置を設けるものとし、別途電気工事との接続は本体に付属する水圧スイッチで行うものとする。 ※　ガスコンロを使用する場合には「ガスコンロを使用する場合は、手動スイッチにより排風機を運転すること」と記載した注意板を設ける。
消火設備	1. 消火栓弁の耐圧	※　ＪＩＳ１０ｋ　・　ＪＩＳ１６ｋ
	2. 配管材料	イ）一般配管用　※　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・ＳＴＰＧ ロ）土中配管用（土間を含む）　※　硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（ＶＳ）
	3. 保温	イ）呼水タンクの保温　※　施工しない　・　施工する ロ）充水タンクの保温　※　施工しない　・　施工する ハ）消火配管の保温は次による。（　屋外露出寒冷地は保温種別ｅ２・ハ・Ⅶによる。） ・　屋内消火栓　※　施工しない　・　施工する ・　スプリンクラー　※　施工しない　・　施工する ・　連結送水　※　施工しない　・　施工する ・　連結散水　※　施工しない　・　施工する
	4. 屋外消火栓箱・ホース格納箱	※　鋼板製　・　ステンレス鋼板製
	5. 不活性ガス系消火剤の種類	・　ＩＧ－１００（窒素）　・　ＩＧ－５５（アルゴナイト）　・　ＩＧ－５４１（ＩＮＥＲＧＥＮガス） ・　ＦＫ－５－１－１２（ハロゲン化物）
	6. 不活性ガス消火の起動方式	※　手動　・　自動、手動切替式
ガス設備	① 配管材料	イ）一般配管用　※配管用炭素鋼鋼管（白管） ロ）土中配管用（土間も含む）　※合成樹脂被覆鋼管　・ガス用ポリエチレン管（ＪＩＳ－Ｋ６７７４）
	2. 液化石油ガス容器	・　１０kg　・　２０kg　・　５０kg　＿本　※　借用　・　買取り
	3. バルク貯蔵	・　縦型　・　横型　最大充てん量　＿kg　・　借用　※　買取
	4. ガスメーター	親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。　・撤去メーターはガス供給事業者に返却
	5. 容器廻りの配管	※　自動切替式　施工方法は標準図（施工７２　・　（ａ）２本立て　・　（ｂ）４本立て　・（ｃ）６本立て以上　）とする。
	6. 容器転倒防止	施工方法は標準図（施工７３　・　（ａ）壁に支持できる場合　・　（ｂ）壁に支持できない場合　）とする。
	7. ガス漏れ警報器	※　不要　・　要（取付け位置は図示による。外部出力端子　・　不要　・　要　） 警報器から制御盤、遮断弁までの電線管は別途工事とする。 ・　別途電気工事
	8. その他	都市ガスはガス供給事業者の供給規定による。
浄化槽設備	1. 処理種別及び方式	・　小規模合併処理　（　・　分離接触ばっ気方式　・　嫌気ろ床接触ばっ気方式 ・　脱窒ろ床接触ばっ気方式　・　担体流動方式　・　　） ・　合併処理　（　・　回転板接触方式　・　接触ばっ気方式　・　長時間ばっ気方式　）
	2. 形式	※　ユニット形　・　現場施工形
	3. 処理能力	処理対象人員　＿人　・　処理水量　＿m^3／d　・　流入ＢＯＤ濃度　＿mg／L
	4. 放流水の水質	ＢＯＤ　・　６０　・　３０　・　２０　・　１０　・　＿mg／L 以下
その他		

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

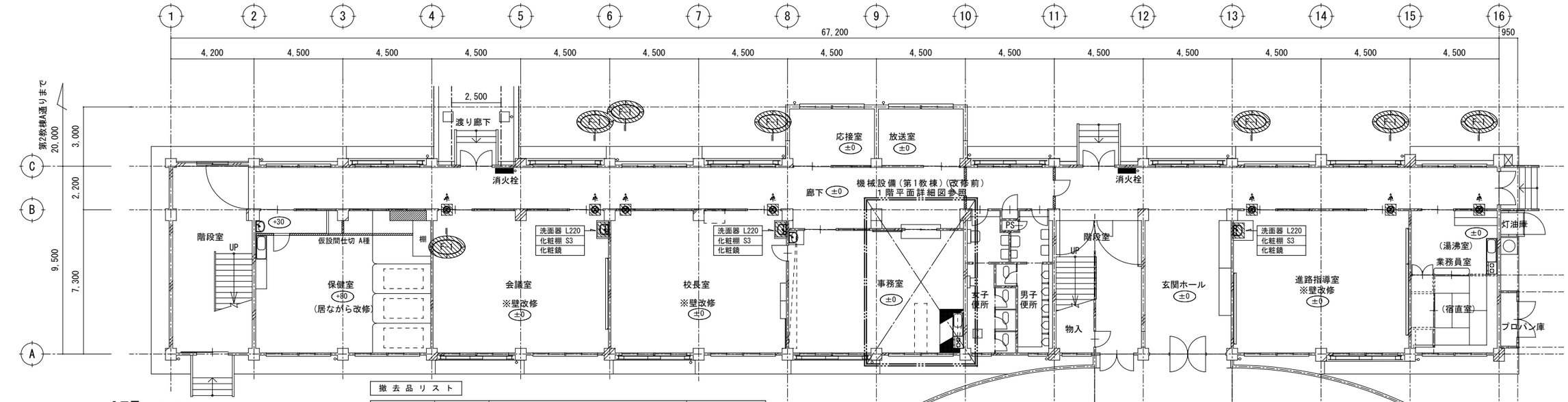

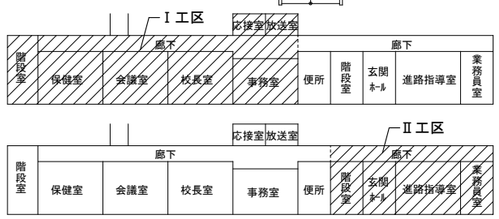

撤去品リスト

名称	仕様	数量 会議室	校長室	進路指導室	業務員室	合計	備考
洗面器	L230	(1)	(1)	(1)		(3)	取外し(再使用)
化粧棚	S3	(1)	(1)	(1)		(3)	取外し(再使用)
化粧鏡	350×400	(1)	(1)	(1)		(3)	取外し(再使用)
標準換気扇	(F-1) 25cm	2	2	2	1	7	撤去処分

※ 換気扇の取付枠(木枠)撤去は建築工事とする。

(第1教棟)(改修前)1階平面図 S=1/150

・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。 ・▨ は、仮設間仕切りA種示す。

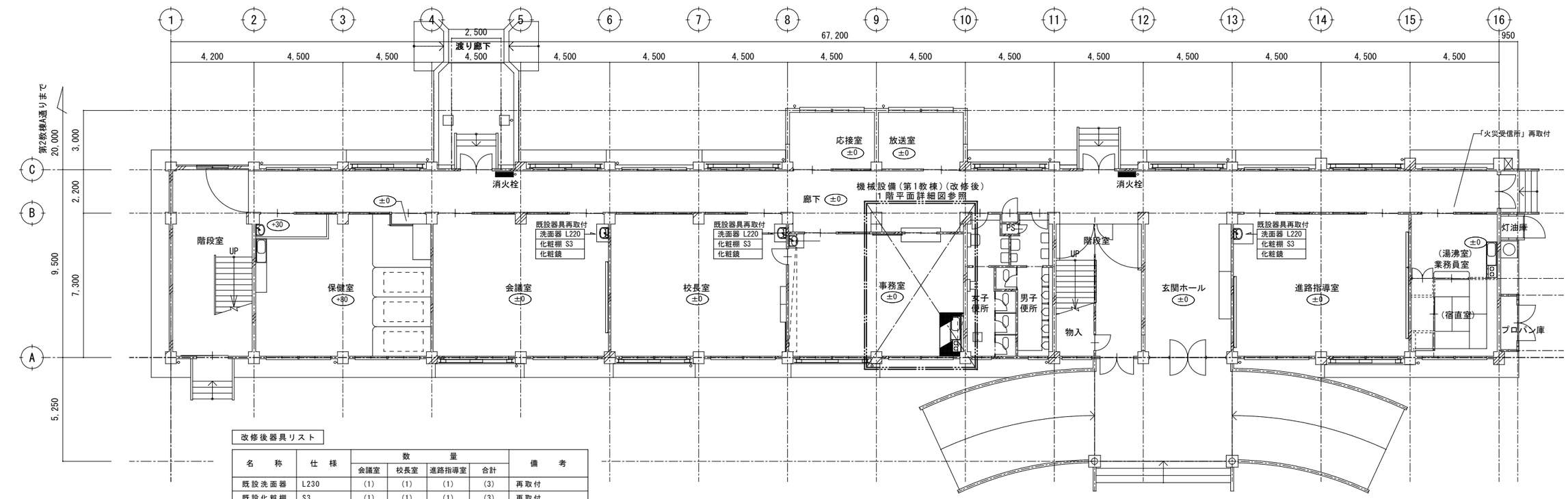

改修後器具リスト

名称	仕様	数量 会議室	校長室	進路指導室	合計	備考
既設洗面器	L230	(1)	(1)	(1)	(3)	再取付
既設化粧棚	S3	(1)	(1)	(1)	(3)	再取付
既設化粧鏡	350×400	(1)	(1)	(1)	(3)	再取付

(第1教棟)(改修後)1階平面図 S=1/150

・◯ 内数字は、廊下FLからの高さ示す。

一級建築士 第344115号 高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号 愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名称	(第1教棟)(改修前後)1階平面図	S=1/150	M-05	愛媛県立小松高等学校

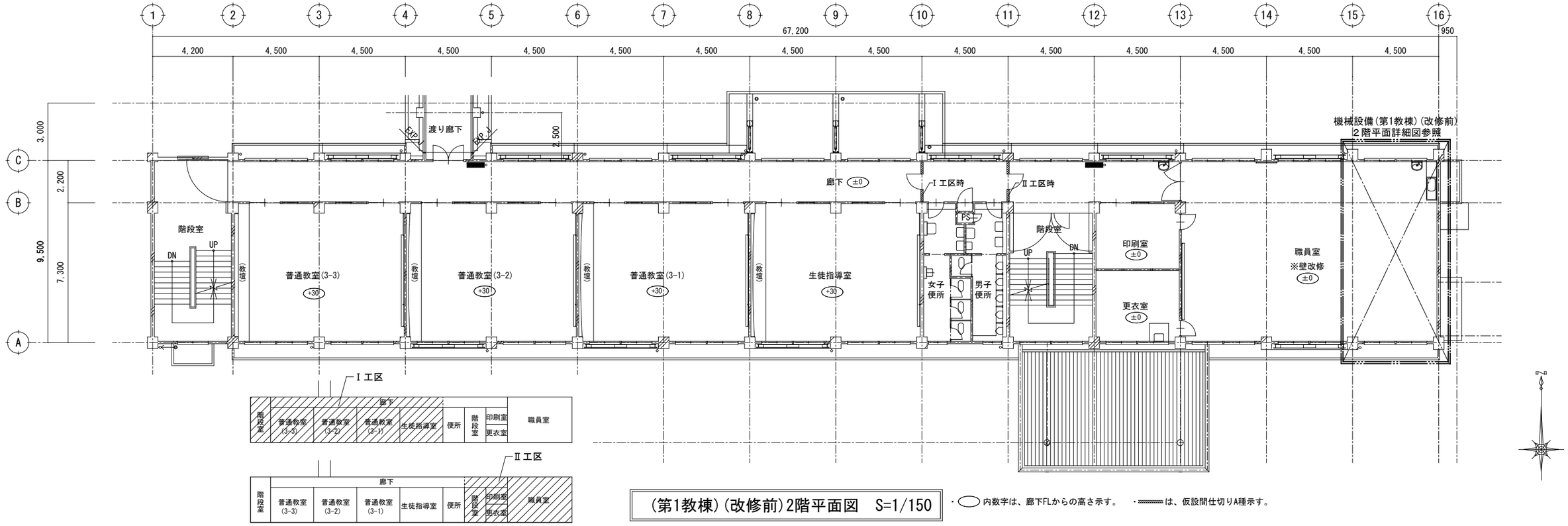

(第1教棟)(改修前)2階平面図　S=1/150

・◯内数字は、廊下FLからの高さ示す。　・▨は、仮設間仕切りA種示す。

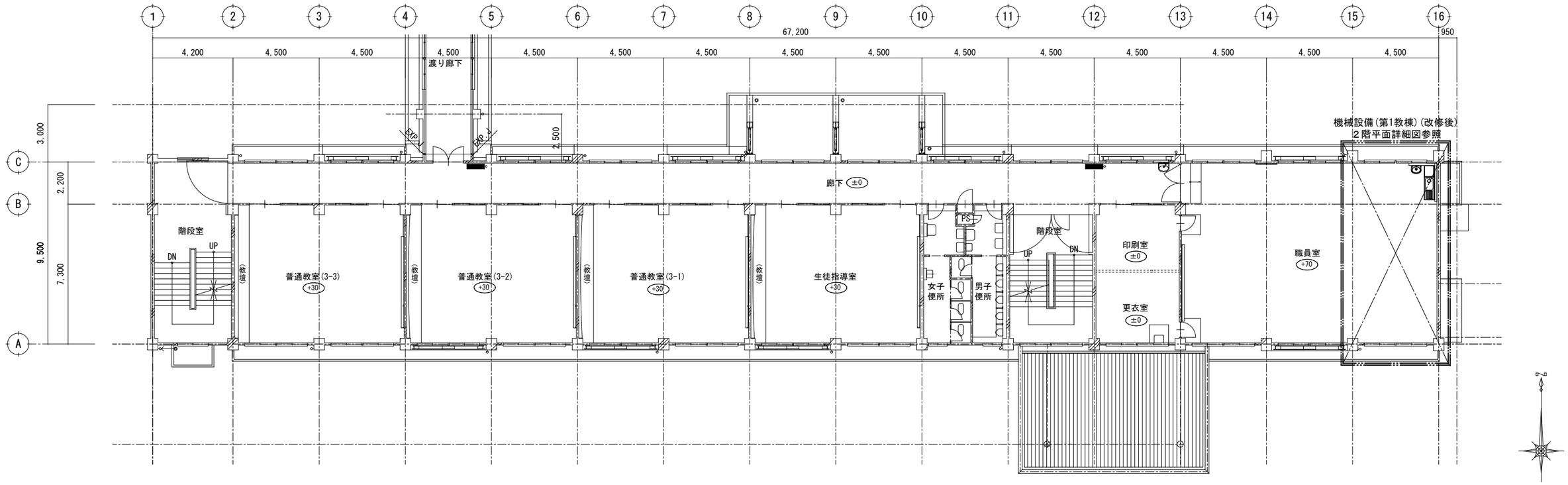

(第1教棟)(改修後)2階平面図　S=1/150

・◯内数字は、廊下FLからの高さ示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後)2階平面図	S=1/150	M-06	愛媛県立小松高等学校

撤去品リスト

名　称	仕　様	数量	備　考
洗　面　器	L220D	1	撤去処分
瞬間湯沸器	壁掛形 5号	(1)	取外し(再使用)
自 在 水 栓	13φ	1	撤去処分
フレキ継手	15A×750L	1	撤去処分
止　水　栓	BAV 15	1	撤去処分
ガスコック	L型	1	撤去処分
強化ホース	15A×200L	1	撤去処分
ガス漏れ警報器		1	撤去処分
流　し　台	L=1200	(1)	撤去(建築工事)
ガ　ス　台	L=600	(1)	撤去(建築工事)

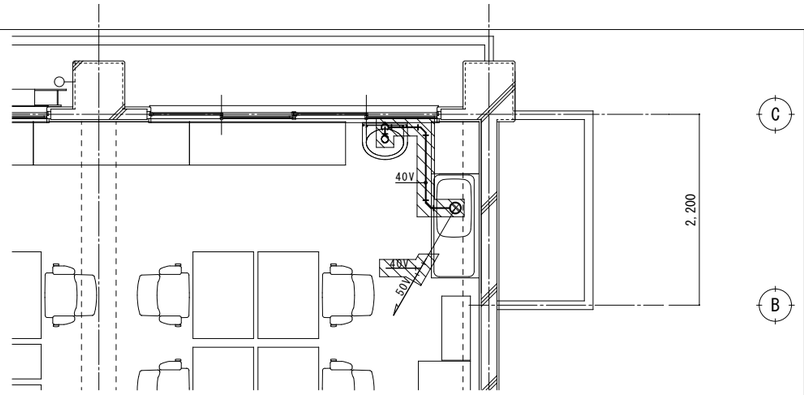

(排水設備　配管図)

(第1教棟)(改修前)2階職員室平面詳細図　S=1/50

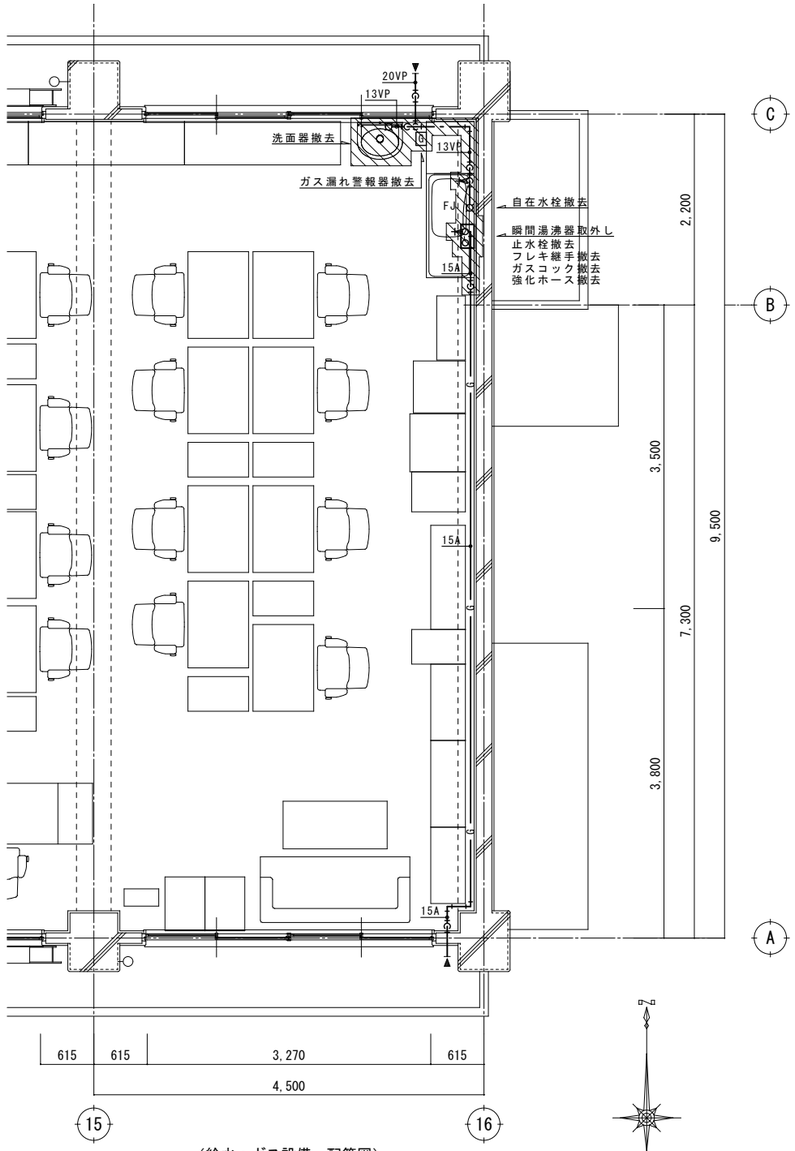

(給水・ガス設備　配管図)

(第1教棟)(改修前)2階職員室平面詳細図　S=1/50

特記事項

1．　部は撤去を示す。

新設器具リスト

名　称	仕　様	数量	備　考
壁掛洗面器	L210CM	1	新設
瞬間湯沸器	壁掛形 5号	(1)	既設再取付
自 在 水 栓	T130AUN13C	1	新設
フレキ継手	15A×250L	1	新設
止　水　栓	TL347CU	1	新設
ガスコック	L型	1	新設
強化ホース	15A×200L	1	新設
ガス漏れ警報器	単体一体型	1	新設
流　し　台	L=1200	(1)	新設(建築工事)
ガ　ス　台	L=600	(1)	新設(建築工事)

衛生器具仕様

名　称	付　属　品　明　細
壁掛洗面器 L210CM	単水栓 (TLS01101J)、壁排水金具 (TLDP2105J)
	止水栓 (TL4CFU) 、バックハンガー (TL250D)
	水石けん入れ (TS126AR)
壁掛洗面器 T130AUN13C	レバーハンドルに取替え
	レバーハンドル (THY553) L=100mm

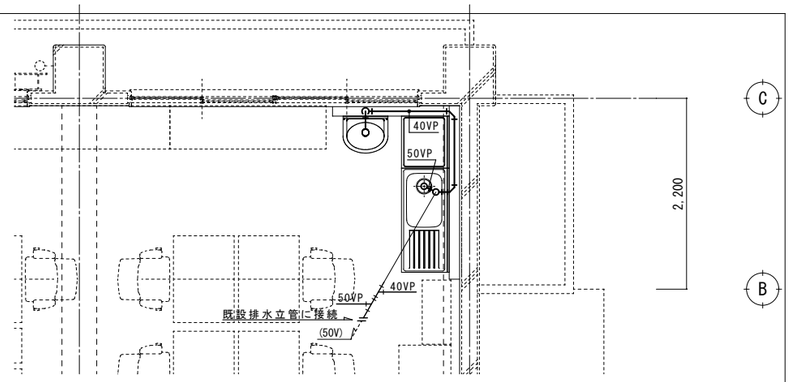

(排水設備　配管図)

(第1教棟)(改修後)2階職員室平面詳細図　S=1/50

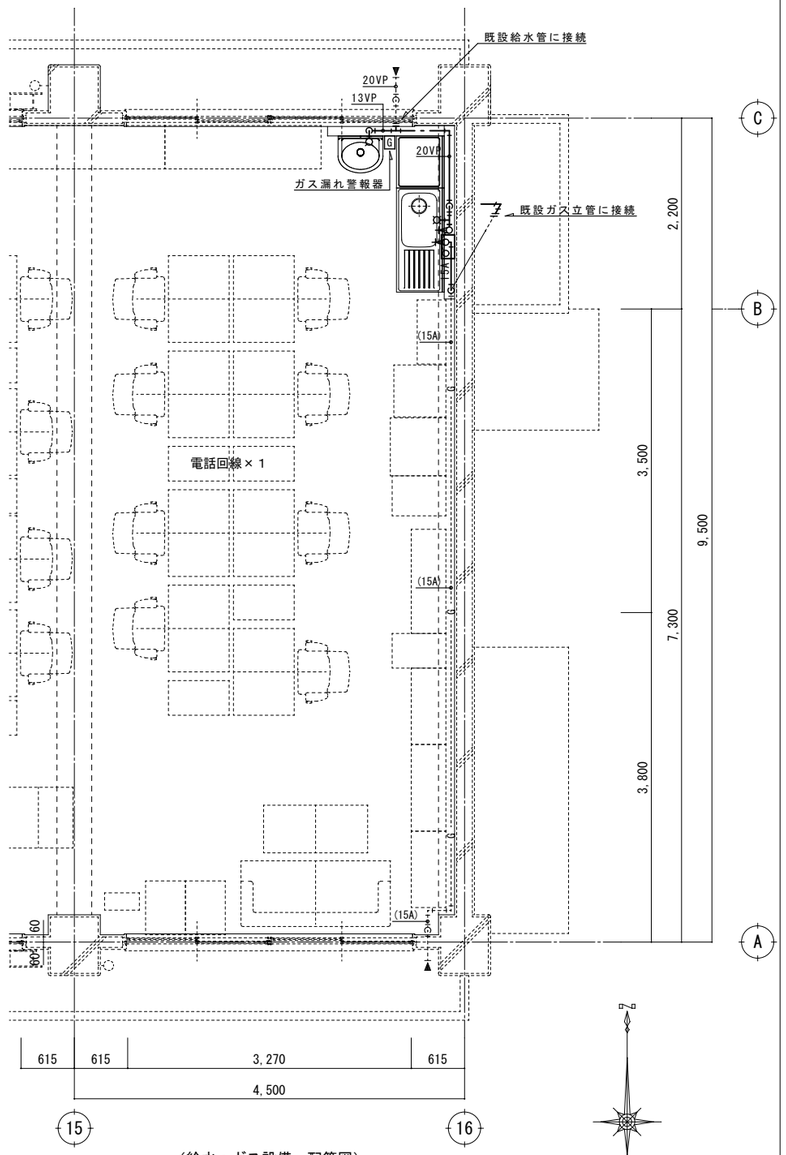

(給水・ガス設備　配管図)

(第1教棟)(改修後)2階職員室平面詳細図　S=1/50

特記事項

1．　実線は新設を示す。

2．　破線及び（　）表記は既設を示す。

3．　部は既設管接続を示す。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	(第1教棟)(改修前後) 2階平面詳細図	S=1/50	M-07	愛媛県立小松高等学校